

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	神奈川県企業庁鎌倉水道営業所 2 階賃借契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-61-3848
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 4 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年）12 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	神奈川県企業庁鎌倉水道営業所 鎌倉市御成町 12-18
契 約 金 額	1,015,461 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市役所では会議室等のスペースが不足しており、近隣施設において、その不足を補うことができるものが鎌倉水道営業所以外にありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市庁舎用昇降機保守点検業務
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-61-3848（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月4日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 横浜支社西湘支 店 小田原市栄町一丁目1番15号
契 約 金 額	1, 4 0 5, 8 0 0 円
随意契約によること とした理由	当該設備は、三菱電機株式会社製を設置しており、指定業者以外ではメンテナンスが不可能です。 価格については、前年度比 109.2%であり、物価の高騰、人件費の上昇によるものであることから妥当であると判断できます。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により三菱電機ビルソリューションズ株式会社横浜支社西湘支店と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市庁舎構内電話交換設備等保守業務
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-61-3848（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 4 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社日立システムズフィールドサービス 横浜オフィ ス 東日本営業本部 横浜営業部 横浜市西区北幸 2 丁目 6 - 2 6
契 約 金 額	1, 9 3 0, 5 0 0 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市の市庁舎の内線電話設備について、電気通信事業法の規定に基づき設備の故障防止及び円滑動作を図るため当該設備の保守及び点検を行っています。当該設備の保守管理等を行うことができるのは当該設備の設置施工業者である株式会社日立システムズフィールドサービス横浜オフィス東日本営業本部横浜営業部のみです。 価格については、物価が高騰している中、前年度の契約金額（税抜価格）と同額であることから妥当であると判断できます。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市本庁舎熱源保守業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-61-3848
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 2 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	荏原冷熱システム株式会社 神奈川営業所 横浜市港北区新横浜 1－9－1
契 約 金 額	1,694,000 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市本庁舎熱源設備は、電話通信回線を介し遠隔監視システムを導入しており、熱源機器運転時の運転データ等が管理されているため、運転時の異常・故障等の不具合が発生した時も緊急対応が可能となっています。当該設備の保守管理等は、本設備の設置者である荏原冷熱システム株式会社神奈川営業所以外に行うことができません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	キャッシュレス決済手数料等（単価契約含む）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部行政マネジメント課 電話：0467-23-3000 内線 2220
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社寺岡精工 東京都大田区久が原五丁目 13 番 12 号
契 約 金 額	1,508,100 円 （固定課金分：264,000 円、従量課金分：1,244,100 円）
随意契約によること とした理由	令和 4 年度（2022 年度）から市民課等証明書発行窓口においてキャッシュレス決済サービスを開始するにあたり、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、株式会社寺岡精工（以下、「同者」という。）を指定納付受託者として指定しました。 当該サービスの導入にあたっては、令和 3 年度（2021 年度）に公募型プロポーザルを実施のうえ、機器の選定を行っています。当該機器を活用し、サービスを提供する限りは同者しか指定納付受託者になりえないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	産業廃棄物(廃プラスチック)処理業務(単価契約)
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 教育総務課 電話：0467-23-3000 内線 2453、2722
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)4月5日 (契約期間：令和6年(2024年)4月1日 ～ 令和7年(2025年)3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社テクノ・トランス 鎌倉市手広六丁目2番5号
契 約 金 額	執行予定額 1,465,517 円 (12,336 kg(予定数量)×108 円/kg(契約単価)×1.1)
随意契約によること とした理由	産業廃棄物の処理を行うには、都道府県知事の許可（産業廃棄物処分業許可）が必要となります。 本市では、公共施設から回収される廃プラスチック類については、60施設を定期的に隔週ごと月2回の回収を行っており、令和6年度（2024年度）は市長部局29施設を第1及び第3回目の木曜日に収集を行い、教育部31施設を第2及び第4回目の木曜日に収集し、年間約18tを処理する必要があります。市内には産業廃棄物の廃プラスチック処理の許可を有している事業者は㈱テクノ・トランスと㈱大川商店の2者ありますが、㈱大川商店は主に金属類の処理業者であり、本市が排出する約18tの廃プラスチックを処理する設備的能力はありません。 一方で、㈱テクノ・トランスは、主にペットボトル・容器包装プラスチックを中間処理する施設であり、本市の廃プラスチックを処理する能力を十分に有しており、安定的な処理が可能です。 なお、藤沢市や横浜市など隣接する自治体に同様の中間処理施設がありますが、本業務は市施設からの収集であることから開始時間が8時30分からとなり、鎌倉市内全域に点在する施設で収集を行い、市外の処理施設の受け入れ時間内に搬送することは不可能です。 時間内に市外処理をするには収集台数を従来の1台から2

	台に増車する必要がありますが、この場合 2 倍の収集運搬費用が発生するため現実的ではありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市ふるさと寄附金支援業務委託（楽天ふるさと納税）（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 財政課 ふるさと寄附金担当 電話：0467-61-3845（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月1日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
契 約 金 額	執行予定額：44,992,000 円
随意契約によること とした理由	ふるさと寄附金は、市の財源確保策として大きな位置を占めており、多くの寄附を獲得するためには、影響力・訴求力の高いポータルサイト運営事業者と契約を締結することが、最も効果的・効率的な運用となることとなります。 契約を行った楽天グループ株式会社は、ふるさと納税ポータルサイト「楽天ふるさと納税」を運営する事業者です。「楽天ふるさと納税」は、日本最大の EC サイト楽天市場に掲載されており、平均月間アクティブユーザー3,700 万人に本市への寄附の訴求をすることができるふるさと納税総合サイトです。 寄附者に対する影響力・訴求力が見込めない事業者が落札する可能性がある一般競争入札の方法では、入札に付すことで本市にとって不利な結果を招く可能性が見込まれます。入札に付した場合、手数料での競争になってしまうため、寄附者に対する集客力等が見込めない事業者が落札者となる可能性があること、また、競争入札では契約の相手方が1 者のみになってしまうことから、競争入札に付することが不利と認められます。このことから、地方自治法施行令第167 条の2 第1 項第6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市ふるさと寄附金支援業務委託（三越伊勢丹）（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 財政課 ふるさと寄附金担当 電話：0467-61-3845（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月5日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社三越伊勢丹オンラインストアグループ 東京都新宿区新宿三丁目14番1号
契 約 金 額	執行予定額：40,000,000 円
随意契約によること とした理由	ふるさと納税は、市の財源確保策として大きな位置を占めております。 契約を行った株式会社三越伊勢丹オンラインストアグループは、ふるさと納税ポータルサイトである「三越伊勢丹ふるさと納税」を運営しており、国内最大手の百貨店である株式会社三越伊勢丹のノウハウを持った専門バイヤーが、各自治体を訪れ、各地に特化した新たな返礼品を開発し、各自治体に提案をするという独自のサービスを提供しています。当該サービスを活用することで、本市独自の魅力的な返礼品の提供につながり、寄附件数の向上が期待できます。 このような大手百貨店のノウハウを活かした専門バイヤーによる鎌倉市独自の返礼品開発ができるのは、株式会社三越伊勢丹オンラインストアグループのみであり、このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市役所派出所業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	会計管理者 会計課 電話：０４６７－２３－３０００（内線２２２５）
契 約 締 結 日	令和６年(2024年)４月９日 (契約期間：令和６年(2024年)４月１日～令和６年(2024年)６月３０日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社横浜銀行 鎌倉支店 鎌倉市小町一丁目６番２１号
契 約 金 額	１，９１８，１２５円 (うち消費税額及び地方消費税額 １７４，３７５円)
随意契約によること とした理由	鎌倉市財務規則で毎年７月１日に指定金融機関を交替することが定められており、株式会社横浜銀行は、スルガ銀行株式会社とともに同規則で指定金融機関として指定され、本市の公金の出納事務を誠実に遂行しています。 当該業務の性質上代替性がないため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市立学びの多様化学校（不登校特例校）設置支援業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 多様な学びの場づくり担当 電話：0467-23-3000 内線 2274
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 9 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 9 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 SPACE 東京都世田谷区北沢 1-19-15 K1 ハウス 302
契 約 金 額	3,999,600 円
随意契約によること とした理由	学びの多様化学校（不登校特例校）の設置に向けて本市が実施する不登校児童生徒等の意見収集・コンセプト等の策定・学びの多様化学校に係る資料の作成に係る支援が実施できる企業等に対して、市の考え方を示した仕様書を基に企画提案を募り、公募型プロポーザル方式による選考を行いました。 公募の結果、1 者から企画提案があり、鎌倉市立学びの多様化学校（不登校特例校）設置支援業務委託業者選考委員会における審査を行った結果、株式会社 SPACE を最優秀提案者として選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市立小・中学校タブレット端末データ消去及び初期設定業務委託（単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部教育指導課 電話：0467-23-3000 内線 2721
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 9 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 9 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 6 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号
契 約 金 額	執行予定額 4,818,000 円 税抜き単価 3,000 円（1 台あたり） 予定数量 1,460 台
随意契約によること とした理由	タブレット端末はエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社が所有するリース物品であることから、第三者が作業を行うことができません。また、第三者が作業を行うことで契約不適合責任の範囲が不明確となるため、リース元であるエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市ふるさと寄附金運用代行業務委託（さとふる）（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 財政課 ふるさと寄附金担当 電話：0467-61-3845（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社さとふる 東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン 13F
契 約 金 額	執行予定額：168,496,000 円
随意契約によること とした理由	ふるさと寄附金は、市の財源確保策として大きな位置を占めており、多くの寄附を獲得するためには、影響力・訴求力の高いポータルサイト運営事業者と契約を締結することが、最も効果的・効率的な運用となることとなります。 契約を行った株式会社さとふるは、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」を運営する事業者であり、「さとふる」は、2023 年の「ふるさと納税に関するアンケート」において、認知度、利用したいサイト No. 1 に選ばれているふるさと納税総合サイトです。 寄附者に対する影響力・訴求力が見込めない事業者が落札する可能性がある一般競争入札の方法では、入札に付すことで本市にとって不利な結果を招く可能性が見込まれます。入札に付した場合、手数料での競争になってしまうため、寄附者に対する集客力等が見込めない事業者が落札者となる可能性があること、また、競争入札では契約の相手方が 1 者のみとなってしまうことから、競争入札に付することが不利と認められます。このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市ふるさと寄附金支援業務委託（ふるなび）（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 財政課 ふるさと寄附金担当 電話：0467-61-3845（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイモバイル 東京都渋谷区桜丘町 22-14 N. E. S. ビルN棟 2 階
契 約 金 額	執行予定額：22,288,200 円
随意契約によること とした理由	ふるさと寄附金は、市の財源確保策として大きな位置を占めており、多くの寄附を獲得するためには、影響力・訴求力の高いポータルサイト運営事業者と契約を締結することが、最も効果的・効率的な運用となることとなります。 契約を締結した株式会社アイモバイルは、ふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」を運営する事業者です。「ふるなび」は、掲載返礼品数 40 万点以上、掲載自治体数 1000 以上を誇り、シェア上位の「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」に並ぶシェアを獲得しているサイトです。 寄附者に対する影響力・訴求力が見込めない事業者が落札する可能性がある一般競争入札の方法では、入札に付すことで本市にとって不利な結果を招く可能性が見込まれます。入札に付した場合、手数料での競争になってしまうため、寄附者に対する集客力等が見込めない事業者が落札者となる可能性があること、また、競争入札では契約の相手方が 1 者のみとなってしまうことから、競争入札に付することが不利と認められます。このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	A I 相談パートナーサービス利用契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 行政マネジメント課 電話：0467-23-3000 内線：2220
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 10 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部 東京都中央区晴海三丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	2,112,000 円 （うち消費税額及び地方消費税額 192,000 円）
随意契約によること とした理由	本件は、「かまくらこども相談窓口きらきら」において、相談業務の効率化を実現するため、支援ツール（相談内容のリアルタイムテキスト変換、ガイダンス表示、記録票作成等の機能を有する）を利用するものです。 本ツールは、 ①相談内容をリアルタイムでテキスト変換ができること （対面、電話、録音のいずれの相談形態にも対応できること） ②テキスト変換された相談内容を元に、記録票が簡便に作成できること ③相談記録履歴が一括管理でき、関連する複数部署で共有することができること 以上 3 つの機能を満たすことに加え、極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うものとなるため、LGWAN-ASP として提供されているものである必要があります。 令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日時点において、これら全ての条件を満たすものは、株式会社アイネスの「相談業務支援ツール（A I 相談パートナー）」のみであり、またその他追加機能等のサービス内容及び費用についても、適切であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市相談支援包括化推進業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 福祉総務課 電話：0467-23-3000 内線：2496
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 10 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会 鎌倉市御成町 20 番 21 号
契 約 金 額	33,320,000 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市相談支援包括化推進業務（以下「本業務」という。）は、福祉行政において、従来の単一分野での支援関係機関では対応が難しい複雑化、複合化した事例について、関係機関の役割の整理や支援の方向性を定める「多機関協働事業」、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、情報収集を行い、家庭訪問及び同行支援を行う「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う「参加支援事業」を、国の実施要綱に基づき業務委託により実施するものです。 令和 3 年度は、本業務に係るプロポーザルを実施し、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会を除き、本業務を担うことができないとして、他団体からの応募が生じず、令和 3 年 10 月より同者に本業務を委託しました。令和 4、5 年度は、随意契約により同者へ本業務を委託し、各福祉分野の相談事業所等支援関係機関とともに複雑化・複合化した課題解決に向けた連携調整を図り、継続的なネットワークを構築しました。 以上のことから、各福祉分野の相談事業所等支援関係機関とのネットワーク構築、地域の社会資源やニーズを把握、収集するための手法検討等事業を着実かつ良好に実施できるのは同者以外にいないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	障害者地域活動支援センター I 型事業委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 障害福祉課 電話：0467-61-3975（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 10 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	特定非営利活動法人 e ライフサポート 鎌倉市由比ガ浜二丁目 9 番 62 号
契 約 金 額	21, 000, 000 円
随意契約によること とした理由	地域活動支援センター I 型事業の実施に当たっては、次の要件を満たすことが必要です。 1 専門知識を持つ者を常勤職員として配置し、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていること。 2 基礎的事業（利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う事業）による職員の他 1 名以上を配置し、うち 2 名以上を常勤とすること。基礎的事業における配置職員は 2 名以上とし、うち 1 名は専任者とする。 3 1 日当たりの実利用人員が概ね 20 名以上であること。 また、相談支援事業の実施に当たっても、専門知識を有する常勤職員の配置が求められます。 地域活動支援センター事業及び一般相談事業においては、利用者と事業者と地域の信頼関係が必要不可欠であり、事業の継続性が求められます。当該事業者は、知的障害者の地域作業所から地域活動支援センターへ事業移行した事業所を運営しており、相談支援事業については平成 19 年から地域の障害児者、家族、関係者を支援してきた実績があります。地域の特性に精通し、知的障害者の支援に精通した当該委託事業を運営できる事業者は、市内には当該事業者以外にないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	市民参加型共創プラットフォーム運用等業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 政策創造課 電話：0467-23-3000 内線 2793
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月10日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 Liquitous 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 2044 番地 29
契 約 金 額	2,807,200 円
随意契約によること とした理由	市民等との共創を目的としたオンラインプラットフォームと呼ばれるサービスのうち、利用者が直感的に理解しやすい優れた UI（ユーザーインターフェース）として、地理情報と紐づいた意見投稿機能や、投稿された意見の分析・可視化機能を有し、かつ対面の市民対話等と連携して使用することを想定して設計されたサービスは、株式会社 Liquitous が開発したオンラインプラットフォーム「Liqlid」のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市税基幹システムソフトウェア保守業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 納税課 電話：0467-23-3000 内線：2305
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 10 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 アイネス 公共営業部 東京都中央区晴海 3 丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	35,679,600 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市税基幹システムは、導入に際し「鎌倉市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン」に基づく公募型プロポーザル方式により、「鎌倉市税基幹システム更新委託業者選定審査委員会」において選定されました。 本委託業務は、当該税基幹システムの保守業務を実施するもので、開発業者である株式会社アイネスでなければ行うことができません。 契約金額については、一般的な SE の平均単価と同等以下の額で算定されているため、妥当と判断します。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	e L T A Xに係る A S P サービス業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 納税課 電話：0467-23-3000 内線 2305
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 10 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	日本電気株式会社神奈川支社 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	5,847,600 円
随意契約によること とした理由	e L T A Xに係る A S P サービス業務委託は、年金特徴、国税連携、電子申告及び共通納税実施のために必須となる、地方税共同機構が運営する e L T A X（地方税ポータルシステム）を利用するため、その運用を委託により行うものです。 本業務は、年度間をまたいでのデータの送受信が不可欠であり、前年度と同システムの利用が求められています。また、データ送受信の経由機関である地方税共同機構が定める「e L T A X導入ガイドライン」により、e L T A Xに付随する各業務（年金特徴システム、国税連携システム、電子申告等システム及び共通納税システム）については、情報セキュリティ上、同一事業者と契約を締結することが求められています。 なお、契約金額は、これまで業務内容に変更がない中で、物価等の上昇にも関わらず同額であり、同様の業務委託を行っている近隣市の状況からも妥当と判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。 ※A S Pとは「application service provider」の略称です。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市議会中継システム機器等（再リース機器）賃貸借契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	議会事務局議事調査課 電話：0467-23-3000 内線 2264
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 9 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	F L C S 株式会社横浜支店 （横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号）
契 約 金 額	4,604,325 円
随意契約によること とした理由	議場及び全員協議会室で使用するカメラやマイク等の機器等については、平成 29 年（2017 年） 9 月 1 日から令和 4 年（2022 年） 8 月 31 日までの 5 年間の期間で賃貸借し、契約期間の満了に伴い、継続して利用できる機器については、令和 4 年（2022 年） 9 月 1 日以降、年度ごとに再リース契約を締結してきました。 本件は、令和 5 年度から引き続き再リースを行う機器について、令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日から令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日までの 1 年間、賃貸借契約を締結したもので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約としたものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市スマートシティ官民共創支援等業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 政策創造課 電話：0467-23-3000 内線 2792
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 1 0 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	一般社団法人コード・フォー・ジャパン 東京都文京区本郷三丁目 40 番 10 号
契 約 金 額	1,980,000 円
随意契約によること とした理由	本市では、「市民参加型スマートシティ」の実現に向け、「市民参加型共創プラットフォーム」及び「データ連携基盤」の機能の充実・強化、拡張を進め、市民等が自身や地域の課題解決に取り組める共創の基盤へ進化させていく必要がありますが、このためには、官民共創の取組に知見のある事業者からの助言・支援が不可欠です。 契約予定事業者である一般社団法人コード・フォー・ジャパン（以下「C4J」という）は、「ともに考え、ともにつくる」をビジョンに掲げ、スマートシティの取組を支える基盤を活用して市民や民間企業との共創関係を構築したまちづくりを進めており、先進自治体においても優れた官民共創の取組の実績を残しています。 また、官民共創の取組を進めるうえで、様々なステークホルダーが参画するコミュニティをマネジメントしていくためには、特定の事業者との競合関係や利害関係のない、中立的な立場が求められますが、C4J は非営利型の一般社団法人であることから、唯一中立的な立場で各企業間との連携や調整が行えます。 これらの理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項の規定により C4J と随意契約を締結したものです

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	幼児歯科健康診査業務委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	こどもみらい部 こども家庭相談課 電話：0467-61-3944（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 11 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 11 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	一般社団法人 鎌倉市歯科医師会 鎌倉市台二丁目 8 番 1 号 台在宅福祉サービスセンター 3 階
契 約 金 額	執行予定額：4,048,704 円 契約単価：1 時間 17,040 円 $17,040 \text{ 円} \times 1.5 \text{ 時間} \times 2 \text{ 人} \times 72 \text{ 回} \times 1.10 = 4,048,704 \text{ 円}$
随意契約によること とした理由	幼児の歯科健康診査（1 歳 6 か月児健康診査・2 歳児歯科健康診査・3 歳児健康診査）は母子保健法第 12 条及び鎌倉市母子健康診査等実施要綱に基づき、集団方式で実施しています。歯科健康診査を実施するには、幼児期の発育に沿って歯の状況を適切に診断できる歯科医師が必要です。 年間を通して定例的に実施する幼児の歯科健康診査に、歯科医師を確実に従事させることができるのは、市内で幼児を診察できる歯科医療機関の相当数を包括している一般社団法人鎌倉市歯科医師会以外にはありません。 なお、契約単価については、神奈川県下の他市と比較して平均的な額であり、妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	LINE アカウント「鎌倉ごみ調べ」 保守管理等業務委託契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 10 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 FastCode 横浜市戸塚区舞岡町 350-5 グレースコート 202
契 約 金 額	1,753,950 円
随意契約によること とした理由	本市は、平成 30 年（2018 年） 9 月 4 日付けで LINE 株式会社（現：LINE ヤフー株式会社）と「Society5.0 に関する包括連携協定」を締結しました。本協定は、同社との連携により行政サービスの効率化・充実強化及び課題解決に向けた取組を進めることを目的としており、この一環として、本市は、同社が主催する「LINE BOOT AWARDS 2018（LINE 等をベースに、さまざまな技術要素やアイデアを実装したサービスの創出を期待するイベント）」に「鎌倉市 SDGs 未来都市賞」を設け、ごみ情報を発信するコミュニケーションツールの開発コンテストを実施しました。 「鎌倉市 SDGs 未来都市賞」の受賞特約では、「応募者が受賞作品の商品化又はサービス化を希望する場合、応募者は本市との間で優先的に交渉を行う」としていたところ、同賞を受賞者した受注者から、本市において作品を商品化したいとの希望がありました。 このため、本市は受注者と実証実験に関する協定を締結し、鎌倉ごみ調べの運用を試行した結果、一定の登録者がありごみの分別方法等の周知に効果があることが確認できたため、令和元年（2019 年） 9 月から鎌倉ごみ調べの運用を本格化することとし、受注者と保守管理契約を締結しました。 鎌倉ごみ調べは、運用開始後、年々登録者が増加し、令和 5 年度（2023 年度）に 2 万人を超えました。現在では、市民に向けた情報発信や、市民のごみ出しにおける便利ツールとして活用され、本市のごみ処理に必要不可欠で、代替性のないコミュニケーションツールとなっています。

	また、鎌倉ごみ調べは、受注者が独自に開発した商品であり、アカウントの保守管理業務は、開発者である受注者以外に実施することができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。 なお、受注者は、令和4年度（2022年度）まで個人事業主（e-Craftsman）として事業を行っていましたが、法人化し株式会社FastCodeに事業を承継したため、令和5年度（2023年度）以降、株式会社FastCodeを契約相手方としています。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市糖尿病重症化予防事業業務委託 (複数単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線：2664
契 約 締 結 日	令和 6 年 (2024 年) 4 月 11 日 (契約期間：令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 (2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人 鎌倉市医師会 鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号
契 約 金 額	執行予定額：2,075,040 円 (市民健康課分 720,500 円・保険年金課分 1,354,540 円) 単価及び予定数量： <u>市民健康課分</u> ① {(情報提供料@18,000 円+保健指導料@4,000 円×3 回+終了 時検査料@3,000 円+事務手数料@1,000 円)} ② (経過連絡料@5,000 円×15 人) ×1.1 ③ (事業検討料@10,000 円×4 人×12 回×1/2)) ×1.1 <u>保険年金課分</u> ① {(情報提供料@18,000 円+保健指導料@4,000 円×3 回+終了 時検査料@3,000 円+事務手数料@1,000 円)} ② (経過連絡料@5,000 円×32 人) ×1.1 ③ {(情報提供料@5,000 円+保健指導料@4,500 円+事務手数料@ 80 円) ×30 人)} ×1.1 ④ (事業検討料@10,000 円×4 人×12 回×1/2)
随意契約によること とした理由	糖尿病重症化予防事業は、厚生労働省、日本医師会及び日 本糖尿病対策推進会の三者協定により策定された糖尿病性 腎症重症化予防プログラムに従い、かかりつけ医と連携した 取組とすること、地域の関係機関との連携によって糖尿病対 策の推進体制を構築することとしています。 対象者が生活圏において保健指導を利用できるよう市内 医療機関の管理栄養士が指導を行うことや、対象者の選定か ら検討会の開催までの一連の業務に対応できるのは、市内医 療機関の相当数を包括する(公社)鎌倉市医師会以外にはあ りません。 このことから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 の規定により、同法人と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	焼却灰運搬業務委託(単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 12 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 12 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	太平洋陸送株式会社 埼玉県熊谷市三ヶ尻 5378 番地
契 約 金 額	執行予定額：3,399,000 円 単価：10,300 円（トン当たり） 予定数量：300 トン
随意契約によること とした理由	本業務は、山崎浄化センターで発生した焼却灰を、建設用資材原料として有効利用施設（太平洋セメント株式会社）へ運搬する業務です。 発生した焼却灰は、「乾灰」で搬出を行っていることから、作業時（積み込み時と積み降ろし時）に粉塵が発生するため、作業環境面や安全衛生面に万全を期すために、受入先施設に適合した専用車両（粉体物運搬のバルクローリー車）を使用する必要があります。 関東圏でこの専用車両を有しているのは、太平洋セメント株式会社の系列会社である、太平洋陸送株式会社以外には存在しないことから同社を選定をしました。 契約単価については、公益社団法人 全国産業資源循環連合会が公表している「建設廃棄物処理・処分実態調査」に基づく神奈川県における当該業務の運搬価格と比較した結果、妥当と判断します。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	焼却灰処理処分業務委託(単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 12 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 12 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	太平洋セメント株式会社 環境事業部 東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号
契 約 金 額	執行予定額：6,270,000 円 単価：19,000 円（トン当たり） 予定数量：300 トン
随意契約によること とした理由	本業務は、山崎浄化センターで発生した焼却灰を、建設用資材原料として、有効利用施設で処理を委託する業務です。 下水道法では下水道施設からの発生物は、資源化やエネルギー回収など積極的な有効利用が定められており、所管省庁の国土交通省では現在、下水汚泥等の有効利用方策として実用化され運用実績もある「建設用資材原料（セメント原料化）」を奨励しています。このことから、当該廃棄物の性状面、荷姿、受入数量等で受入可能な施設を検討した結果、太平洋セメント株式会社が近隣で唯一の者であったことから選定し、業務を委託しました。 執行単価については、近隣の公共処分場の処分価格に対しても廉価であることから、価格は妥当であると判断します。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市就労困難者特化型ＢＰＯ事業業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部障害福祉課 電話：0467-23-3000 内線 2694
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 12 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	VALT JAPAN株式会社 東京都千代田区霞が関 3－2－5 霞が関ビルディング 36F ワークスタイリング霞が関内
契 約 金 額	30,000,000 円
随意契約によること とした理由	VALT JAPAN株式会社は、宮崎県延岡市の「のべおか産品販路拡大業務」及びＢＰＯ事業と類似する福岡県と日本財団の「障害者工賃の向上を目指す連携協定」に基づく事業、また宮城県と日本財団の同協定に基づく事業をそれぞれ受託し、現在も安定した運営を行っている実績があり、VALT JAPAN株式会社は就労を希望する障害者及び仕事を発注したい企業に関する支援において、中核的な役割を果たしています。 ＢＰＯ事業を実施するには、ＩＴに関する知識の他、ＩＴ業界に従事して得た経験や障害者雇用と障害者やひきこもり状態にある者への支援に関する専門的知識と共に、実際に支援を行ってきた実績等が求められます。また、鎌倉市障害者二千人雇用センターや市内の就労支援関係の事業所等の専門機関との連携も求められます。VALT JAPAN株式会社は、全国の障害者施設や在宅勤務を行っている障害者等が得意とする仕事やチャレンジしてみたい仕事等に関するデータを収集し、障害者等が特性を発揮できるサービスを開発し、企業等から受注した業務を細分化して、障害者施設や在宅勤務を行っている障害者等へ発注し、新たな活躍や機会、賃金の向上に取り組んでおり、また、本市のＢＰＯ事業を受託した後も、委託された業務を適切に実施し、「デジタル就労支援センターKAMAKAURA」として、市内支援機関等との関係性を構築し、連携を進めているところです。したがって、本市における支援実績の観点、本事業の継続性の観点から、本事業を委託できるのは、現時点でVALT JAPAN株式会社 1 者のみであり、今後も安定した事業運営ができると考えられます。 以上のことから、当該業務を現時点で実施できる者は同者以外にないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市国民健康保険システム保守業務委託契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 保険年金課 電話：0467-23-3000 内線 2380
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 11 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部 神奈川県横浜市西区高島 1－1－2
契 約 金 額	16,269,000 円
随意契約によること とした理由	国民健康保険システムは、一般公募によるプロポーザル方式により鎌倉市国民健康保険構築委託業者選定委員会において選定された富士通株式会社が開発したパッケージソフトウェアである「MICJET MISALIO 国民健康保険」システムが登載されており、その著作権を富士通株式会社が有しています。保守内容については、システムと密接に関係しているため、システムの機能詳細を熟知し、適切なシステム設定を実施できる業者に委託する必要があります。また、障害発生時に責任の所在が不明確になりシステム機能が損なわれ、委託業務の履行遅延または履行不能という事態を避けなければなりません。以上のことから、本委託業務の委託先としては、システムの製造・開発元であり、その著作権を有する富士通 Japan 株式会社神奈川公共ビジネス部（旧富士通株式会社神奈川支社）以外にはないため、契約予定業者として選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市国民健康保険システム使用契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 保険年金課 電話：0467-23-3000 内線 2380
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 11 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部 神奈川県横浜市西区高島 1－1－2
契 約 金 額	10,472,220 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市国民健康保険システムは、指名型プロポーザル方式により富士通社製基幹業務システム「MICJET MISALIO 国民健康保険システム」を採用しています。このシステムに搭載されるソフトウェアの使用にあたっては、著作権を有するシステム開発者以外にはないため、契約予定業者として選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市緑化啓発に関する業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市景観部 みどり公園課 電話：0467-61-3486
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 15 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人鎌倉市公園協会 所在地：鎌倉市梶原三丁目 2 番 12 号
契 約 金 額	5,170,000 円
随意契約によること とした理由	本市の緑の基本計画では、市民等との連携の推進を、計画推進のための施策の柱のひとつに掲げ、施策目標では、公的な緑化推進団体の充実と連携をめざしており、緑化啓発事業を適切な団体等へ委託することは、緑の基本計画実現に向けた取り組みのひとつです。 なお、本業務には、専門的知識と本市の緑行政の趣旨の理解が必要です。委託先となり得る緑化推進団体には、公益財団法人鎌倉市公園協会と公益財団法人鎌倉風致保存会があり、両者とも上記の資質を有していますが、公益財団法人鎌倉風致保存会からは、職員の人数等、現状の事務局の体制では受託できない旨の回答がありました。 公益財団法人鎌倉市公園協会は、市内の街区公園をはじめ、鎌倉中央公園、鎌倉海浜公園などの大規模公園の指定管理者であり、同者の設立趣旨において、「公園緑地の維持管理及び利用の増進、並びに公園愛護精神及び緑化思想の普及啓発を図るとともに、進んで市の公園緑地事業に協力し、施設の充実と公営的サービスを果たし、その健全・明朗な発展に寄与するため、公益の実施機関として設立する」ことを謳い、既に、同者の独自事業として緑の啓発に関する講座等を行っている実績があります。 このことから、本市の緑化啓発業務を委託するに十分な資質を持ち、また、緑化推進団体との連携を強く打ち出してい

る本市の緑の基本計画の考え方にも一致するため、同者を委託先とすることが適切であると判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結したものです。

なお、価格について検証したところ、講師への謝礼額（緑の学校、緑のレンジャー及び緑のレンジャージュニア講師または指導員。10,000 円）は、鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び同規則に定める報酬額（10,000 円）と比較して同等で、妥当な金額であることを確認しています。

人件費について、実務担当者への給与手当（日当 9,486 円～9,610 円または1時間あたり 1,550 円）は、令和5年度と比較して最大 486 円の増となっていますが、（公財）鎌倉市公園協会に確認したところ、神奈川県 lowest賃金上昇に伴うものであり、鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び同規則に定める報酬額（10,000 円）と比較して廉価であることに変わりありません。

また、事務費については、安定した事業運営のために必要な額であり、資料配布用の印刷用紙や、実技講座を行う上での剪定機材などを購入する消耗品費などが計上されています。

令和5年度額と比較すると 88,000 円の増となるものの、人件費及び物価の上昇に伴うものであることから、安定した事業運営のために必要な増額です。

以上のことから、金額は妥当と判断します。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	山崎浄化センター電子計算機等点検業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467－46－8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 15 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日から 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日まで）
契 約 の 相 手 方 の 名称及び所在地	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社神奈川支社 横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号
契 約 金 額	8,140,000 円
随意契約による こととした理由	山崎浄化センター各設備の運転・制御・監視を行っている電子計算機及び制御装置のシステムについて、この動作が常に安定しその機能を十分に発揮できる状態を維持するために、年 1 回の精密点検と突発的故障が発生した場合に対応する 24 時間緊急補修の業務を委託するものです。 当該電子計算機等は、三菱電機株式会社が専用に構築したものです。このため、本点検業務は、三菱電機株式会社が自社で製造販売した製品及び施工をした設備と関連システムについて、保守・点検・修理業務が移管され、これら業務を専門に行う三菱電機プラントエンジニアリング株式会社以外では行うことができません。 契約金額は、点検内容に応じた人工数と諸経費であり、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社神奈川支社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和6年度（2024年度）ミックスペーパー売買等契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467－61－3396（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月15日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	コアレックス信栄株式会社 静岡県富士市中之郷575番地1
契 約 金 額	売却予定額：3,801,094円 単価(税別)：2円/kg 予定数量：1,727,770kg
随意契約によること とした理由	本市入札参加資格がないものの、他自治体での契約実績を有する事業者に対しても広く見積りを徴するため、ホームページにて見積りの募集をしたところ、コアレックス信栄株式会社1者から見積書の提示がありました。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	し尿収集運搬及び手数料徴収業務委託（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 15 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社神中運輸 鎌倉市大町四丁目 1 番 35 号
契 約 金 額	執行予定額：5,059,560 円 単価及び年間予定数量は別表のとおり
随意契約によること とした理由	一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、市町村の固有の事務として位置づけ、市町村は、その区域内のごみ（し尿）を管理し、適正な処理を確保する責任を負っています。そのため、市町村は一般廃棄物の処理を自ら行うか、その処理が困難である場合は、他者に委託し若しくは許可を与えて行うことで、適正なごみ（し尿）の処理を確保することとしています。 本業務におけるし尿の収集運搬業務は、特殊な作業車両を必要とし、生活上の衛生を確保する重要な業務であり、確実に処理する能力が求められます。また、本業務の対象となる一般家庭及び事業者を訪問するためには、市内の地理を熟知している必要があります。そのことから、本市の一般廃棄物（し尿）収集運搬業許可業者である、株式会社神中運輸及び浜設備興業株式会社に見積依頼をし、執行予定額の合計が最も安価であった株式会社神中運輸を、委託業者として選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき同者と随意契約を締結したものです。

別表：単価及び年間予定数量

	単価（税別）	年間予定数量
普通料金に係るし尿の収集運搬	1,350 円（1 件）	2,376 件
特別料金に係るし尿の収集運搬	700 円（1 本）	1,872 本
し尿処理手数料徴収事務	100 円（1 件）	816 件

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和6年度（2024年度）使用済み食用油売買契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467－61－3396（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月15日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社リンクス 海老名市社家5-2-14
契 約 金 額	売却予定額　：3,102,000円 単価(税別)　：60円/kg 予定数量　　：47,000kg
随意契約によること とした理由	当該契約は、鎌倉市が指定する引渡場所から使用済み食用油を引取り、適正に再商品化することを目的とする売買契約です。使用済み食用油の買取に関する見積書の公募を実施したところ、2者から見積書の提示がありました。このうち、最も高額な単価を示した株式会社リンクスを選定しました。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市生活支援体制整備事業委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 高齢者いきいき課 電話：0467-23-3000 内線：2372
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月15日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会 鎌倉市御成町20番21号
契 約 金 額	28,575,000円
随意契約によること とした理由	本事業を委託する相手方は、社会福祉士の資格を有する生活支援コーディネーターを日常生活圏域（鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄）にそれぞれ配置することができ、本事業の目的を理解し、事業を確実に継続的に実施できる安定した組織であることが必要となります。 また、多様な理念を持つ地域の多様な主体と連絡調整ができる立場にあり、所属する組織の枠組を越えた視点、地域の公益活動の視点、公平中立な視点を有していること、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、住民主体の通いの場の設置等のサービスの開発を効果的に実施できること、圏域内の生活支援に係る社会資源や地域の様々な情報を把握、収集する能力を有していることも必要です。 さらに、生活支援等サービスの充実や地域における支え合いの体制づくりを実施するにあたっては、各日常生活圏域を活動範囲とする生活支援コーディネーターが相互に密接な連携を図りながら、地域的な偏りが無いよう、市内全域（5つの日常生活圏域）において同時並行して取組を推進していくことが不可欠です。 これらの要件を満たすのは、市内全域の地域福祉推進の中核的役割を担う社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会、若しくは圏域内の多様な地域特性を理解している市内10箇所の地域包括支援センターを運営している各法人（8箇所）以外にありません。 地域包括支援センターを運営している各法人のうち、地域的な偏りが無く市内全域を網羅して、5つの日常生活圏域全てで事業を実施することができるのは、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会のみです。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度（2024 年度）上半期廃ペットボトル売買等契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467－61－3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）4 月 15 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年）9 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	遠東石塚グリーンペット株式会社 茨城県猿島郡境町大字下小橋字蟬野 880 番地
契 約 金 額	売却予定額：20,243,507 円 単価(税別)：58.2 円/kg 予定数量：316,206kg
随意契約によること とした理由	本市入札参加資格がないものの、他自治体での契約実績を有する事業者に対しても広く見積りを徴するため、ホームページにて見積りの募集をしたところ、3 者から見積書の提示がありました。このうち、最も高額な単価を示した遠東石塚グリーンペット株式会社を選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	城廻市有地擁壁調査業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-23-3000 内線 2257
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 15 日
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社東京ソイルリサーチ 横浜支店
契 約 金 額	1, 9 9 8, 7 0 0 円
随意契約によること とした理由	城廻市有地擁壁調査業務委託については、今後一般競争入札を実施し業者選定を行いますが、本業務は擁壁等の対策工事が完了するまで、継続して実施する必要があることから、入札準備期間(令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日から令和 6 年(2024 年) 6 月 30 日まで) について、令和 5 年度に同業務の委託契約を締結した業者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	幼児一般健康診査業務委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	こどもみらい部 こども家庭相談課 電話：0467-61-3944（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 15 日 （契約期間：契約締結日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人鎌倉市医師会（鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号） 医療法人徳洲会湘南かまくらクリニック（鎌倉市山崎 1202 番地 1） 西鎌倉こどもクリニック（鎌倉市腰越 1179 石黒ビル 2 階）
契 約 金 額	契約単価： 1 時間 18,800 円
随意契約によること とした理由	幼児健康診査は、小児の発育、発達等を確認するために小児科による診察が義務付けられています。現在、市内の小児科は鎌倉市医師会に登録している小児科医と西鎌倉こどもクリニック、湘南かまくらクリニックの 3 者のみです。 令和 6 年度についても、「鎌倉市医師会」「西鎌倉こどもクリニック」「湘南かまくらクリニック」の 3 者と随意契約を締結しました。 なお、契約単価については、神奈川県下他市と比較して平均的な金額であり、妥当であると判断しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市税基幹システム賃貸借契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 納税課 電話：0467-23-3000 内線：2305
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 15 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス公共営業部 東京都中央区晴海 3 丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	2,640,000 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市税基幹システムは、導入に際し「鎌倉市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン」に基づく公募型プロポーザル方式により、「鎌倉市税基幹システム更新委託業者選定審査委員会」において選定されました。 契約金額については、同委員会において長期に亘った価格の検証を行い、法改正やシステムバージョンの更新等が预期される中、令和 6 年度も単価が同額であるため価格は妥当と判断しました。 また、鎌倉市税基幹システムについては、株式会社アイネスが所有権を有するパッケージシステムであるため、開発業者以外、契約の目的を達成することができません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	発着信履歴管理システム更改修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-61-3848
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 15 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 15 日 ～ 令和 6 年（2024 年）12 月 27 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社日立システムズフィールドサービス 横浜オフィ ス 東日本営業本部 横浜営業部 横浜市西区北幸 2 丁目 6 - 2 6
契 約 金 額	1,705,000 円
随意契約によること とした理由	日立システムズフィールドサービスは発着信履歴管理システムの設置業者であり、電話交換機の保守点検業務を委託し庁舎内の電話通信設備及び電話の利用状況を熟知しています。 発着信履歴システムは同社のシステムであり、ソフトウェアの設定や電話交換機との通信等のシステム構築は同社のみが施工可能であることから、地方自治法令施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により 1 者随契とします。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市農業就労体験セミナー実施事業委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 障害福祉課 電話：0467－23－3000 内線 2694
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月16日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	特定非営利活動法人農スクール 藤沢市葛原 1100-9
契 約 金 額	1,777,920 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市農業就労体験セミナー（以下「セミナー」という。）は、障害者及びひきこもり並びに就労、家事、通学を行っていない状態にある者等で就労に困難を抱える方（以下「障害者等」という。）を対象に、農業に関するセミナーを実施し、農福連携による多様な就労に対応する力を養うことで、障害者等の社会参加、自立の促進を図ることを目的としています。 本セミナーは、障害者等を対象にしていることから、障害特性等に配慮したプログラムを実施する必要があるため、セミナーを行うには、実際に農業に従事し、また障害者等を対象とした農業に関するセミナーを実施した実績が求められます。 また、本セミナーは、市が開催地までの送迎を実施しており、参加者の障害特性等を鑑みると、長距離の移動は困難であるため、市内または近隣市でのセミナー実施が求められます。 NPO 法人農スクール（以下「農スクール」という。）では、藤沢市内の農地において、障害者等を対象とした農業プログラムを実施しており、農業を通じて主にコミュニケーション能力の向上や作業に従事するモチベーション、メンタルヘルスの自己管理、模擬面接等といった就労に向けたプログラム（以下「農業プログラム」という。）を実施しています。 農スクールは、令和2年度（2020年度）に藤沢市農業再生協議会と「地域の新規就農サポート支援事業」（農林水産省）に関する事業、令和3年度（2021年度）から「農業労働力確保支援事業」（農林水産省）を実施主体として受託しています。 令和6年度（2024年度）の候補選定にあたり、別表「近隣市農業プログラム実施団体」のとおり改めて検証を行いました。JA さがみ（以下、「農協」という。）は、農業従事者に対する支援や営農指導、肥料や農薬の共同購入等を主な業務として行っており、また、農協組合員及びその家族のみを対象

	とした農業塾を実施しているものの、障害者等を対象とした農業プログラムの実施は行っていません。また、市内で開催されている農業プログラムはなく、農業プログラムを実施する場合は近隣市で実施している団体と協力していく必要があります。県内の障害者等を対象とした農業プログラムは、障害福祉サービスの一環として提供されているものが多く、ひきこもりや就労、家事、通学もしていない状態にある者等については、障害程度によっては対象外となっています。 従って、令和6年度（2024年度）に当該事業を受託できる団体は、農スクール1者しかいないことから、当該業務を現時点で実施できる者は同者以外にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	廃乾電池及び廃蛍光管資源化処理業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 16 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	野村興産株式会社 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 3 号
契 約 金 額	執行予定額：6, 220, 500 円 単価(税別)：廃乾電池 82 円/kg、廃蛍光管 131 円/kg 予定数量：廃乾電池 45, 000kg、廃蛍光管 15, 000kg
随意契約によること とした理由	「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（平成 26 年 10 月 8 日付 環境省通知）」により、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要であるため、次のことを徹底するように求められています。 1 市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理すること。 2 市町村は、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに最終処分が終了するまでの適正な処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）施行令第 3 条及び第 4 条に従い、適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受注者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないこと。 3 契約の締結については、地方自治法の規定に基づく競争入札により行うことが原則だが、廃棄物の処理に関する最高裁判例（平成 26 年 1 月 28 日付）において、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」ことが示されているため、廃棄物処理法の目的及び趣旨を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な運用を図ること。 本市が委託契約を行うにおいても、自由競争が可能な業務を除き、以上の点を踏まえて契約の相手方を選定する必要があります。

	また、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした一般廃棄物処理基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用又は再資源化による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。 そのため、次の要件を満たす業者を選定するものです。 1 廃乾電池及び廃蛍光管等の水銀使用製品の処理が可能であること。 2 水銀の再資源化を自社で完了できること。(水銀の精製が可能であること。) 以上の要件を満たす事業者は野村興産株式会社のみです。このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市ふるさと寄附金運用代行業務委託（JTB ふるさと開発事業部）（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 財政課 ふるさと寄附金担当 電話：0467-61-3845（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月16日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 JTB ふるさと開発事業部 大阪府大阪市中心区久太郎町二丁目1番25号 JTB ビル4階
契 約 金 額	執行予定額：424,650,000 円
随意契約によること とした理由	ふるさと納税は、市の財源確保策として大きな位置を占めており、寄附者に対する影響力・訴求力が見込めない事業者が落札する可能性がある一般競争入札の方法では、入札に付すことで鎌倉市にとって不利な結果を招く可能性が見込まれます。 株式会社 JTB ふるさと開発事業部は、影響力・訴求力の高いポータルサイト「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」の運営事業者である株式会社トラストバンク、楽天グループ株式会社及び株式会社アイモバイルと業務の連携をしており、ふるさと納税のポータルサイトの寄附金の申込、返礼品の配送、返礼品の代金支払い及び寄附者情報管理を担っています。ふるさと納税のポータルサイト「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」を利用してふるさと寄附の募集を行う場合は、株式会社トラストバンク、楽天グループ株式会社及び株式会社アイモバイルとは別に株式会社 JTB ふるさと開発事業部と契約を締結する必要があります。 特に本市は、事業者数、返礼品数が他自治体に比べて多く、当該事業者以外の事業者に変更した場合、これまで地道に積み上げてきた 900 品目以上の返礼品を事業者が一から商品登録することは相当な負荷となることから、それにより返礼品提供事業者が連携を取り止めるなどのリスクが想定され、いままでと同数の返礼品を取りそろえることはできなくなるという寄附訴求力の低下につながるおそれがあります。 これらのことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	グループウェアサポートライセンス使用料に係る契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467-23-3000 内線 2625
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月12日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年） 3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	リコージャパン株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-6-2
契 約 金 額	3,108,336 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市が庁内で活用しているグループウェアサービスの desknet' sNEO を使用するためには、開発元のネオジャパン株式会社のサポートサービスが必要となります。このグループウェアサービスの desknet' sNEO は、職員が日常的に業務で使用し、密接に関連する付帯的な保守業務のサービスであることから、サポートサービスを途中で中断することは、中断期間中に desknet' sNEO に不具合やエラー等が発生した場合に技術等のサポートが得られないため、業務に支障をきたすことになります。よって4月1日からサポートサービスを受けることが必要であり、入札で入札期間から契約完了まで desknet' sNEO のサポートを受けることができない期間を作らないことが必要です。 また、市が保有しているライセンスを使用してサポートサービスを更新する場合、有効期間が1年間の選択肢しかないため、利用開始日が4月1日から1年間となります。 契約検査課の指摘で、令和6年（2024年）度を開発元のネオジャパン株式会社の特別対応で基本は1年間契約のところを3箇月随意契約、7月から3月は入札、翌年度4月から6月は随意契約で進めようとしたが、令和6年度に3箇月と9箇月に契約期間を分けると合計価格が1年間契約より価格が高くなり、令和7年度は基本契約期間の4月から3月の1年契約のみとなり、入札はできないことが判明しました。 以上のことから、総合的に考慮して、令和6年度は4月から3月の1年間で随意契約を締結しようとするものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	健診結果データ入力業務委託（複数単価契約）																																				
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線：2331																																				
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 16 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 16 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）																																				
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社総合企画 神奈川県横浜市神奈川区台町 11－ 4 － 901																																				
契 約 金 額	単価契約 内訳 <table> <tr><td>大腸がん検診</td><td>25 円</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>25.5 円</td></tr> <tr><td>胃がんリスク検診</td><td>24 円</td></tr> <tr><td>胃がん内視鏡検診</td><td>25 円</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>28 円</td></tr> <tr><td>子宮頸がん検診</td><td>30 円</td></tr> <tr><td>乳房健康指導</td><td>50 円</td></tr> <tr><td>乳がんマンモグラフィ検診</td><td>58 円</td></tr> <tr><td>大腸がん精検</td><td>36 円</td></tr> <tr><td>肺がん精検</td><td>33 円</td></tr> <tr><td>胃がんリスク精検</td><td>30 円</td></tr> <tr><td>胃がん内視鏡精検</td><td>30 円</td></tr> <tr><td>前立腺がん精検</td><td>29 円</td></tr> <tr><td>子宮頸がん精検</td><td>48 円</td></tr> <tr><td>乳がん精検</td><td>52 円</td></tr> <tr><td>肝炎検診</td><td>45 円</td></tr> <tr><td>歯周病検診</td><td>58 円</td></tr> <tr><td>後期高齢者・生保受給者健診</td><td>62 円</td></tr> </table>	大腸がん検診	25 円	肺がん検診	25.5 円	胃がんリスク検診	24 円	胃がん内視鏡検診	25 円	前立腺がん検診	28 円	子宮頸がん検診	30 円	乳房健康指導	50 円	乳がんマンモグラフィ検診	58 円	大腸がん精検	36 円	肺がん精検	33 円	胃がんリスク精検	30 円	胃がん内視鏡精検	30 円	前立腺がん精検	29 円	子宮頸がん精検	48 円	乳がん精検	52 円	肝炎検診	45 円	歯周病検診	58 円	後期高齢者・生保受給者健診	62 円
大腸がん検診	25 円																																				
肺がん検診	25.5 円																																				
胃がんリスク検診	24 円																																				
胃がん内視鏡検診	25 円																																				
前立腺がん検診	28 円																																				
子宮頸がん検診	30 円																																				
乳房健康指導	50 円																																				
乳がんマンモグラフィ検診	58 円																																				
大腸がん精検	36 円																																				
肺がん精検	33 円																																				
胃がんリスク精検	30 円																																				
胃がん内視鏡精検	30 円																																				
前立腺がん精検	29 円																																				
子宮頸がん精検	48 円																																				
乳がん精検	52 円																																				
肝炎検診	45 円																																				
歯周病検診	58 円																																				
後期高齢者・生保受給者健診	62 円																																				

随意契約によること とした理由	各健診毎に単独で契約をすると契約額（単価）が高くなることから、複数単価契約を随意契約により締結します。業者選定については、競争入札参加資格者名簿に「情報処理業務委託／入力データ作成」で登録されている業者に見積書作成を依頼しました。各業者から徴した見積書を比較し、総額で最低価格の見積書を提出したことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により株式会社総合企画と随意契約を締結したものです。
----------------------------	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	歯周病検診及び妊婦歯科健康診査業務委託契約（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線 2331
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 16 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日 ～ 令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	一般社団法人 鎌倉市歯科医師会 鎌倉市台二丁目 8 番 1 号台在宅福祉サービスセンター 3 階
契 約 金 額	単価契約：5,100 円 執行予定額：3,439,180 円 (1) 歯周病検診 1,587,880 円 (2) 妊婦歯科健診 1,851,300 円
随意契約によること とした理由	本事業は、地域保健医療の一環として取組むことが国の指針に示されており、市民サービス確保の観点から、多くの市内歯科医院で実施することが求められます。一般社団法人鎌倉市歯科医師会は、多くの市内の歯科医院を統括している唯一の法人であり、同者でなければ均一な市民サービス提供のため各歯科医院を管理及び監督することはできません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同法人と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	消防職員福利厚生事業委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	消防本部 消防総務課 電話：0467-44-0987 内線 8215
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 16 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	鎌倉市消友会 鎌倉市大船三丁目 5 番 10 号
契 約 金 額	2,315,000 円 （うち消費税額及び地方消費税額 210,454 円）
随意契約によること とした理由	地方公務員法第 42 条において、市は職員の福利厚生に関する事項を実施しなければならないことが規定されており、当該委託業務は、職員に対して福利厚生事業を実施することで、職員の元気回復に寄与するとともに、職員相互の親睦と福祉の向上を図ることを目的としているもののため、代替性がなく契約内容も特殊であるため、業務を実施できる者がほかにおりません。 このことから、地方自治法施行令第 162 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市認知症高齢者等早期発見支援事業委託(単価契約)																		
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 高齢者いきいき課 電話：0467-23-3000 内線：2372																		
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月8日 (契約期間:令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日)																		
契約の相手方の名称 及び所在地	ホームネット株式会社 東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー11階																		
契 約 金 額	執行予定額（年額）1,372,800円																		
	<table><tr><td>委託料</td><td>単価（税込）</td></tr><tr><td>申込料(初回のみ)</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>利用料(月額)</td><td>2,750円</td></tr></table>			委託料	単価（税込）	申込料(初回のみ)	11,000円	利用料(月額)	2,750円										
	委託料	単価（税込）																	
	申込料(初回のみ)	11,000円																	
	利用料(月額)	2,750円																	
※利用料については、単価から下記表に定める対象者ごとの負担額を差し引いた額を市が支払う。																			
<table><tr><td>負担金</td><td>対象者</td><td>負担額</td><td>市の支払額</td></tr><tr><td rowspan="4">利用料 (月額)</td><td>介護保険料 10～16 段階の人</td><td>2,750円</td><td>0円</td></tr><tr><td>介護保険料 8～9 段階の人</td><td>1,650円</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>介護保険料 1～7 段階の人 (生活保護受給者を除く)</td><td>550円</td><td>2,200円</td></tr><tr><td>生活保護受給者</td><td>無料</td><td>2,750円</td></tr></table>			負担金	対象者	負担額	市の支払額	利用料 (月額)	介護保険料 10～16 段階の人	2,750円	0円	介護保険料 8～9 段階の人	1,650円	1,100円	介護保険料 1～7 段階の人 (生活保護受給者を除く)	550円	2,200円	生活保護受給者	無料	2,750円
負担金	対象者	負担額	市の支払額																
利用料 (月額)	介護保険料 10～16 段階の人	2,750円	0円																
	介護保険料 8～9 段階の人	1,650円	1,100円																
	介護保険料 1～7 段階の人 (生活保護受給者を除く)	550円	2,200円																
	生活保護受給者	無料	2,750円																
随意契約によること とした理由	当該事業は、次の項目を満たす安定的運営が委託先業者に求められます。 1 リアルタイム表示が可能で、悪天候でも概ね誤差 10m以内の高い精度で位置情報を把握することができる携帯型端末の貸与が可能である。 2 携帯型端末は、専用の収納靴に入れることができ、小型かつ軽量なものである。 3 複数の契約実績があり、24 時間 365 日のコールセンターを自社で設置する等、高齢者等福祉サービスに精通し、位置情報を把握した後の高齢者等に対する管理対応体制が整っている。 4 無償で案内ちらしを作成するなど、事業の積極的な周知を実施することが可能である。 5 本事業に日常生活賠償補償が付帯されている。 上記項目のすべてを満たす契約予定事業者は、高齢者見守り事業等を展開しているホームネット株式会社以外になく、特に項目 2～5 は他事業者にないものです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。																		

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市高齢者生活支援サポートセンター事業委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 高齢者いきいき課 電話：0467-23-3000 内線：2372
契 約 締 結 日	令和6（2024年）年4月10日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	特定非営利活動法人かまくら地域介護支援機構 鎌倉市台二丁目8番1号 台在宅福祉サービスセンター内
契 約 金 額	5, 0 3 6, 2 2 2 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市高齢者生活支援サポートセンター事業は、加齢に伴い体力の衰えや気力の減退などから、掃除、洗濯、買い物などの家事や、趣味のための外出、散歩など、今まで普通に行ってきたことができにくくなった高齢者に対して、所定の養成講座を受講した高齢者生活支援サポーター（以下「サポーター」という。）が継続的な支援を行うために、利用希望者とサポーターのコーディネート及びサポーターの養成業務を行うものです。 特定非営利活動法人かまくら地域介護支援機構は、介護保険制度が開始される前から、保険者である鎌倉市と共に、サービスの利用者である市民や介護サービス提供事業者との三者協働で様々な活動に取り組む機関として設立された唯一の団体であり、現在もNPO法人として、公平・中立的な立場で市とともに地域のつながりを培いながら活動を進めています。当該事業で配置するコーディネーターは、当該事業の業務内容に精通し、利用者の多様なニーズに合わせてコーディネートする力が必要であり、当該事業を委託できるのは、現在もサポーターと利用者のマッチングを行っている同機構以外にはありません。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	営繕積算システムR I B C 賃貸借
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-23-3000 内線 2417
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 15 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	一般財団法人建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋三丁目 25 番 33 号
契 約 金 額	1,631,960 円
随意契約によること とした理由	本業務は、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した営繕積算業務を行うソフトウェア「R I B C 2」の賃貸借業務です。 「R I B C 2」を利用するには、一般財団法人建築コスト管理システム研究所から直接ソフトウェアを賃借する以外の調達方法がありません。 また、利用価格は、公共機関が利用する際には統一の価格設定で賃借されており、他の自治体でも同一の価格で「R I B C 2」が提供されていることから、妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市成年後見センター運営事業委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 高齢者いきいき課、障害福祉課 電話：0467-23-3000 内線：2372、2369
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月16日 (契約期間:令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会 鎌倉市御成町20番21号
契 約 金 額	16,776,000円
随意契約によること とした理由	成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の暮らしを守るため、その人の財産や権利を保護し、支援する制度です。 鎌倉市では、本制度の利用促進及び周知・啓発を図ることを目的として平成26年7月1日に鎌倉市成年後見センター（以下、「センター」という。）を開設しました。センターは、鎌倉市内に居住する方及びその親族等を対象とした成年後見制度の利用支援事業、専門相談事業、権利擁護の普及啓発事業及び市民後見人の活動支援事業を行っており、このセンター事業は、センター開設時から鎌倉市社会福祉協議会に委託し実施しています。 成年後見制度の利用支援事業においては、相談者の判断能力や生活状況をよく見極め、個々に合わせた相談や説明が必要であり、また、相談者の希望を整理した結果、成年後見制度とは別の制度の利用や支援が適当と判断される場合には、適切な機関や、弁護士又は司法書士等の専門職が行う専門相談につないでいるところです。また、民生委員や自治会等との連携による制度の普及啓発や利用支援など、社会資源や地域の力との連携も必要となります。 加えて、令和4年度からはセンターを国が定める成年後見の中核機関として運営しています。中核機関の重要な役割として地域連携ネットワークをコーディネートする機能があり、地域の福祉活動の拠点として地域の様々な社会資源を把握し、地域とのネットワークが構築されている鎌倉市社会福祉協議会以外にはありません。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市子ども・子育て支援システム保守業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	こどもみらい部 保育課 電話：0467-23-3000 内線 2804
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 16 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部 東京都中央区晴海三丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	執行予定額：3,927,000 円 （うち消費税額及び地方消費税額 357,000 円）
随意契約によること とした理由	現在稼働している子ども・子育て支援システムは、株式会社アイネス製のシステムを利用しています。保育課の業務において同システムを安全かつ確実に使用するために必要となる保守業務について、本システムの開発事業者である株式会社アイネスでなければ実施することができないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市在宅医療・介護連携相談センター運営業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 介護保険課 電話：0467-23-3000 内線 2664
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月16日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2024年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人 鎌倉市医師会 （鎌倉市材木座3-5-35）
契 約 金 額	13,406,760 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市在宅医療・介護連携相談センターは、高齢者が医療と介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるために必要なサービスが受けられるような体制の構築に向け、在宅療養に関する支援を担う医療・介護関係者の相談支援・情報共有、地域の医療・介護資源の把握及び情報提供、在宅医療介護連携に係る課題の抽出と対応策の検討、医療・介護関係者の研修等を担う機関です。 その運営には、市内の医療機関や地域医療の状況等の把握、訪問診療・往診を行う医療機関の協力に加え、介護事業者をはじめとする関係機関と連携を図っていくことが必要となります。 契約予定事業者である公益社団法人鎌倉市医師会は、市内の約7割の医療機関を統括し、また会員外の医療機関とも神奈川県医師会や各種研修会等を通じて情報交換及び連携が可能なこと、医療及び在宅医療に係る専門知識を有していること、「地域医療推進協議会」を設置し、在宅医療を担う医師を増やしていくための取組みや、在宅医療・介護関係者間での情報共有のためのシステム導入やオンライン会議の利用促進の取組みを進めていること、在宅医療の提供に際し介護事業所との関係性も構築されていること等の理由から、本事業を委託できるのは、同者の他にありません。 このことから、地方自治法施行令第167条の第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市データ連携基盤運用・保守業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 政策創造課 電話：0467-23-3000 内線 2792
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）4 月 17 日 （契約期間：令和 6 年（2023 年）4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部 神奈川県横浜市西区高島 1－1－2
契 約 金 額	11,378,400 円
随意契約によること とした理由	本基盤は、令和 4 年度の受託事業者である富士通 Japan 株式会社神奈川公共ビジネス部が クラウド環境に構築したシステムであり、他のベンダーでは、当該システムの運用・保守が不可能です。 また、本市がこの基盤を整備するにあたり令和 4 年度に財源補助を受けている総務省所管補助事業（令和 4 年度地域課題解決のためのスマートシティ推進事業）の実施要領においては、「実施団体が、財産処分制限期間（ソフトウェアの場合は 5 年）内に、総務大臣の承認を受けず、補助事業により整備した設備等を目的外利用等（財産の遊休化を含む。）した場合には、補助金の返還を命ずることがある。」とされており、原則として整備した基盤を 5 年間継続運用することが求められています。 そのため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、富士通 Japan 株式会社神奈川公共ビジネス部と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市地域包括支援センター運営事業委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 高齢者いきいき課 電話：0467-23-3000 内線：2372
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 17 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	① 社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会 鎌倉市御成町 20 番 21 号 ② 社会福祉法人きしろ社会事業会 鎌倉市坂ノ下 31 番 5 号（地域包括支援セン ター鎌倉きしろ及び地域包括支援センターきしろの 2 件） ③ 社会福祉法人鎌倉静養館 鎌倉市由比ガ浜四丁目 4 番 30 号 ④ 社会福祉法人聖テレジア会 鎌倉市腰越一丁目 2 番 1 号（地域包括支援センタ ー聖テレジア及び地域包括支援センター聖テレジア第 2 の 2 件） ⑤ 社会福祉法人八寿会 藤沢市小塚 370 番地 1 ⑥ 医療法人徳洲会 大阪府大阪市北区梅田 1 - 3 - 1 - 1200 ⑦ 社会福祉法人麗寿会 茅ヶ崎市南湖一丁目 6 番 15 号 ⑧ 社会福祉法人湘南育成園 鎌倉市城廻 270 番地 2
契 約 金 額	① 30,400,000 円、② 24,900,000 円、③ 24,900,000 円、④ 24,900,000 円 ⑤ 24,900,000 円、⑥ 24,900,000 円、⑦ 30,400,000 円、⑧ 30,400,000 円
随意契約によること とした理由	地域包括支援センターは、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定され、地域で生活する高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした拠点です。 本市では、市内にある地域包括支援センター10 箇所すべてを法人に委託して運営しており、市が指定した地域において、総合相談、虐待防止などの権利擁護事業、介護予防事業、包括的・継続的マネジメント業務等を行うこととしています。 第 9 期鎌倉市高齢者保健福祉計画においても、地域共生社会の実現、推進に向け、地域包括支援センターの役割は益々重要であり、更なる機能の充実、質の向上を図ることとしており、地域で生活する高齢者にとってのよろず相談所である地域包括支援センターが、これまでと同様に同じ法人が継続して安定的に運営することは、安心して住み続けられる地域づくりにつながるものと考えます。 また、地域包括支援センターの運営状況については、鎌倉市介護保険運営協議会において、毎年度事業が適切に実施されていることを評価しており、現在まで行ってきた実績を加味し、利用者等に対し継続して支援を行う必要があると考えます。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ふるさと寄附金支援業務委託（オンラインワンストップ申請サービス）
契約事務担当課等の名称及び連絡先	総務部 財政課 ふるさと寄附金担当 電話：0467-61-3845（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月4日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称及び所在地	株式会社シフトセブンコンサルティング 福岡県福岡市中央区赤坂1-16-5 読売九州ビル5F
契 約 金 額	執行予定額：1,221,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、株式会社シフトセブンコンサルティングが、ふるさと納税に関する各種サービスの一部として、オンラインワンストップ特例申請のサービス（以下「本サービス」という）を自治体マイページというインターネットサイトを利用して展開しているものです。 ワンストップ特例制度とは、寄附者がふるさと納税をした後に確定申告を行わずとも寄附金控除が受けられる仕組みであり、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入し、寄附した自治体に送ることによって住民税からの控除が受けられるというものです。 本サービスは、マイナポータルを利用してワンストップ特例申請ができるものです。このサービスの実施により、寄附者の利便性が向上することで、更なる寄附件数の増加や自治体の処理工程削減による事務の効率化が見込まれます。 ワンストップ特例申請のデータは、控除先自治体に送信する際に一つのデータにまとめる必要があり、他社が別途請け負った場合、個人情報データを共有することができないため、ワンストップ特例受付 BPO サービスと同一の事業者と契約する必要があります。このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	吸収式冷温水機分解整備等修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-61-3848
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	荏原冷熱システム株式会社 神奈川営業所 横浜市港北区新横浜 1－9－1
契 約 金 額	25,383,864 円
随意契約によること とした理由	冷温水発生機の既設設備システムの設置及び保守管理契約業者である荏原冷熱システム株式会社のみが施工可能であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により 1 者随契とします。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	容器包装プラスチック中間処理業務委託(単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社テクノ・トランス 鎌倉市手広六丁目 2 番 5 号
契 約 金 額	執行予定額：126,962,000 円 単価(税別)：39,800 円/t 予定数量：2,900 t
随意契約によること とした理由	容器包装リサイクル法第 6 条第 1 項の規定に基づき、市は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。 中間処理をするにあたっては、その後の売却業務に支障をきたさないよう、容器包装リサイクル法施行令に定める分別基準適合物に適合させ、かつ公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が定める「令和 6 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」に準じて圧縮・梱包及びベール化することが求められています。 容器包装プラスチックを特定分別基準適合物に適合するよう圧縮梱包ができ、容器包装リサイクル法施行規則第 2 条第 2 項において、人口三十万未満の市町村に係る施設は、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成七年厚生省令第六十一号）第二条の表各項の中欄に掲げる物（容器包装プラスチックやペットボトル等）ごとに、一か所保管施設を設置することとされており、この環境大臣の指定基準を満たしている市内の処理施設は、株式会社テクノ・トランスのみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ペットボトル中間処理業務委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社テクノ・トランス 鎌倉市手広六丁目 2 番 5 号
契 約 金 額	執行予定額： 32,463,200 円 単価(税別)： 47,600 円/t 予定数量： 620 t
随意契約によること とした理由	市は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に努めることを、容器包装リサイクル法第 6 条第 1 項により、責務として定められています。 中間処理をするにあたっては、その後の売却業務に支障をきたさないよう、容器包装リサイクル法施行令に定める分別基準適合物に適合させ、かつ公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が定める「令和 6 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」に準じて圧縮・梱包及びベール化することが求められています。 廃ペットボトルを分別基準適合物に適合するよう圧縮梱包でき、容器包装リサイクル法施行規則第 2 条第 2 項において、人口三十万未満の市町村に係る施設は、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成七年厚生省令第六十一号）第二条の表各項の中欄に掲げる物（容器包装プラスチックやペットボトル等）ごとに、一か所保管施設を設置することとされており、この環境大臣の指定基準を満たしている市内の処理施設は、株式会社テクノ・トランスのみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	国民健康保険システム帳票環境設定及び納付書等印刷封入封緘等に係る業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 保険年金課 電話：0467-23-3000 内線：2380
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部 東京都中央区晴海三丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	執行予定金額（総額） 6, 555, 103 円 （単価等、別紙のとおり）
随意契約によること とした理由	本業務は、毎月対象者へ発送する国民健康保険料の納付書等の印刷及び本市への納品、並びに国民健康保険被保険者証更新にかかる印刷及び本市への納品をするものです。受託者は、本市が国民健康保険システムにて出力した印刷データを基に、データ形式等をチェックの上、本市が指定する用紙に確認したデータの内容を印刷するほか、印刷後の用紙の封入封緘、ハガキの圧着作業の工程を一貫して行うものです。本業務において取り扱う帳票は 14 種類あり、各々の印刷数量は毎月違うため単価契約が適しています。 また、印刷業務と封入封緘業務の分離発注については、帳票作成から発注までに要する作業工程から検証すると、本市国保システムにおける各々の帳票データを作成しこの帳票データを受注者へ提供した後、納品から発送に至るまでの期間が短く、現実的ではないため印刷から納品までを 1 者へ一貫して発注する必要があります。 このように予め単価を定める業務であって、分割しての契約では不都合が生じる複数業務の特性上から競争入札では不利と考えます。本業務を委託する事業者の選定にあたっては、国民健康保険システムから出力されるデータ形式（富士通社製 List Works）で印刷することが必須であり、市のデータを提供した後、中一日で確実に帳票類の納品を行うため、事務所の所在地が神奈川県及び東京都に所在する事業者としました。事業者へ見積依頼を行いました。富士通社製 List Works での印刷が不可であり、

	また納品までの期間が短く日程上困難であるとの理由から２者以外からは見積書を入手できませんでした。 このため、見積書の提出があった２者について比較検討を行い、総合的に安価である株式会社アイネス公共営業部と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定による随意契約を締結したものです。
--	--

帳票印字及び封入封緘等費用

(1)単価契約

業務内容	単 価	予定数量	金 額
①納入通知書（一般分）印刷及び封入封緘等 1 件	45.62 円	20,000 件	912,400 円
②納入通知書（口座分）印刷及び封入封緘等 1 件	28.00 円	22,000 件	616,000 円
③納入通知書（随時・過年度分）印刷及び封入封緘等 1 件	41.00 円	1,500 件	61,500 円
④特別徴収納入通知書印刷及び封入封緘等 1 件	33.11 円	4,500 件	148,995 円
⑤納付済額のお知らせ印刷及びハガキの圧着 1 件	13.00 円	30,000 件	390,000 円
⑥督促状印刷及び封入封緘等 1 件	21.34 円	40,000 件	853,600 円
⑦納付催告書印刷及び封入封緘等 1 件	23.74 円	2,000 件	47,480 円
⑧過誤納金還付命令書印刷 1 件	11.37 円	5,000 件	56,850 円
⑨過誤納付金還付通知書印刷及び折り 1 件	12.63 円	5,000 件	63,150 円
⑩過誤納付金還付充当通知書印刷及び折り 1 件	11.37 円	1,000 件	11,370 円
⑪短期証有効期限切れ通知印刷及びハガキの圧着 1 件	11.84 円	1,500 件	17,760 円
⑫減免決定通知書印刷及び封入封緘等 1 件	28.16 円	500 件	14,080 円
⑬国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証印刷、同封 物の折り 1 件及び封入封緘	48.00 円	40,000 件	1,920,000 円
⑭運搬費用①（受理・納品） 1 回	14,000 円	44 回	616,000 円
⑮運搬費用②（大量帳票納品） 1 回	25,000 円	2 回	50,000 円
⑯休日作業費	180,000 円	1 回	180,000 円
予定額計（消費税抜き）			5,959,185 円

予定金額（消費税込み）

6,555,103

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市土木総合情報管理システム保守業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部道路課 電話：0467-23-3000 内線 2408
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱電機株式会社 神奈川支社 支社長 宮木 一郎 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号 ランドマ ークタワー18 階
契 約 金 額	¥11,594,000
随意契約によること とした理由	鎌倉市土木総合情報管理システムは、菱電商事株式会社が開発したシステムで、そのシステムについては同社の著作権として保護されていましたが、平成 19 年度に著作権が三菱電機株式会社神奈川支社（以下「三菱電機㈱」という。）へ移管されたことを受け、三菱電機㈱が保守業務を行っております。 そのため本業務の実施にあたっては、三菱電機㈱の承諾を得ない限りシステムの保守作業等も行うことができないことから、同社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を締結しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	キット健診業務及びそれに係るデータ管理業務の委託契約 (単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線 2331
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 18 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日 ～ 令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	KDD I 株式会社 東京都千代田区飯田橋 3-10-10
契 約 金 額	執行予定額：3,477,900 円（うち消費税及び地方消費税 385,440 円） 内訳：市民健康課 2,048,250 円（うち消費税 230,300 円）、 保険年金課 1,429,650 円（うち消費税 146,150 円） 単価 検査料 4,700 円 データ郵送料 3,000 円
随意契約によること とした理由	KDD I 株式会社は、申込みから検査結果の閲覧まで一連の流れをインターネットで行えるサービスを全国の自治体向けに行っています。また、個人情報を用いず、検査物識別情報による個人と検査情報の関連付けの特許を取得しています。加えて、鎌倉市が在宅健診として求める次の(1)から(5)までの仕様を満たすキットを取り扱っている事業者は、同者のみであるため当該事業者を選定しました。 (1) キット健診（若しくは製造）業者が直接受診者へのキット郵送及び返送されたキットの收受を行う（市を経由しない）。 (2) 採取した一滴程度の血液から、検査に必要な血漿を遠心分離器によらず分離できる。 (3) 14 項目（総蛋白、アルブミン、AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GTP、中性脂肪、総コレステロール、HDL コレステロール、LDL コレステロール、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、血糖、ヘモグロビン A1c) の検査が、通常の血液検査と同程度の精度でできる。 (4) 採血に失敗した際、健診キットを再送し、かつ追加費用を必要としない。 (5) インターネットによる申込、電子決済及び結果受取ができる。 これらの理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同者と随意契約を締結したものです。キット健診単価 4,700 円は、市販売価格が一般的に約 6,000 円であることを考慮し、妥当であると考えます。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	高齢者入浴助成事業委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 高齢者いきいき課 電話：0467-61-3930（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 17 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	鎌倉市公衆浴場業生活衛生同業組合 鎌倉市大船一丁目 13 番 3 号
契 約 金 額	9, 4 6 0, 0 0 0 円
随意契約によること とした理由	高齢者入浴助成事業を委託できる事業者は、市内 4 箇所の公衆浴場を管轄する鎌倉市公衆浴場業生活衛生同業組合において他にありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	デイ銭湯事業業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 高齢者いきいき課 電話：0467-61-3930（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）4 月 17 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	鎌倉市公衆浴場業生活衛生同業組合 鎌倉市大船一丁目 13 番 3 号
契 約 金 額	3, 022, 800 円
随意契約によること とした理由	デイ銭湯事業を委託できる事業者は、市内 4 箇所の公衆浴場を管轄する鎌倉市公衆浴場業生活衛生同業組合において他にありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市生活困窮者自立相談支援事業委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部生活福祉課援護担当 電話：0467-23-3000 内線：2365
契 約 締 結 日	令和 6 年 4 月 17 日 (契約期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	一般社団法人インクルージョンネットかながわ 鎌倉市大船一丁目 23 番 19 号 秀和第 5 ビル 3 階 B
契 約 金 額	33,068,090 円
随意契約によること とした理由	本事業では、受託事業者が主任相談支援員・相談支援員を配置し、相談者が抱える課題を包括的に受け止め、相談者の意思を十分に確認した上で、支援の種類及び内容等を記載した計画を策定し、それらの効果を適切に評価・確認しながら、相談者の状況に応じた適切な就労支援も含め、自立までを包括的・継続的に支えていきます。 一般社団法人インクルージョンネットかながわ（以下「同者」という。）は、制度の施行に先立ち平成 26 年 1 月から神奈川県でモデル事業を実施し、藤沢市の就労準備支援事業や神奈川県のかながわ女性の不安・困りごと相談室を受託するなどの実績があります。また、職業安定法第 33 条の規定に基づく「無料職業紹介事業」の厚生労働大臣の許可を受けており、相談者の意向に合わせて「支援付雇用型」の事業者を紹介することができます。 同者は、平成 27 年度から本市の自立相談支援事業を受託しており、物価高騰等の社会情勢により生活が困窮し、課題が複雑に絡み合った世帯が多く見受けられる今日においては、様々な支援のノウハウを持ち、関係機関と連携しながら継続的な支援を行っている、同一事業者による事業の実施が必要であると考えます。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市学習・生活支援事業委託（大船地区分）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部生活福祉課援護担当 電話：0467-23-3000 内線：2365
契 約 締 結 日	令和6年4月17日 (契約期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	一般社団法人インクルージョンネットかながわ 鎌倉市大船一丁目23番19号 秀和第5ビル3階B
契 約 金 額	7,544,592 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市では、平成28年10月から本事業を実施するにあたり、プロポーザルによる事業者の選定を行いました。 本事業は対象者への学習面での支援に加え、保護者等への支援も重要であることから、教育機関との連携ができていることに加え、保護者等へのサポート体制が構築されていることが重要となります。 この点において一般社団法人インクルージョンネットかながわ（以下「同者」という。）は、本市の生活困窮者自立相談支援事業を受託しており、保護者等を含む世帯全体を包括的・継続的に支援できるノウハウを既に持っています。 また、本市が学習・生活支援事業を委託する以前から独自に類似の事業を実施していた実績もあります。 事業開始から約7年半経過した現在、教育機関との連携体制は一層定着している状態であり、新規事業利用者とも、信頼関係を築き、継続した支援を行っています。 また、参加者の中には急激な環境の変化への適応が難しい者もあり、安心して参加できるようになるまで時間を要することから、スタッフを含む周囲の環境が急激に変化した場合、その変化に対応できず利用を中止してしまい、結果として支援ができなくなる可能性が高くなることを見込まれます。 以上のことから、地方自治法施行第167条の2第1項2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市家計改善支援事業委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部生活福祉課 電話：0467-23-3000 内線：2365
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 17 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	一般社団法人インクルージョンネットかながわ 鎌倉市大船一丁目 23 番 19 号 秀和第 5 ビル 3 階
契 約 金 額	17, 537, 740 円
随意契約によること とした理由	本事業の実施には、家計診断に関する専門的な知見を有するとともに、事業の対象者となる生活困窮者が困窮状態に陥る原因となる複合的な要因に対して福祉的視点による生活再建のための支援が実施できる人材が配置されることが必要です。 また、自立相談支援機関を始めとして、税関連の部署などの関係機関との連携が緊密に取れることが不可欠です。 鎌倉市では、本事業を令和元年 10 月から新たに開始するにあたり、プロポーザルを実施し、委託事業者として一般社団法人インクルージョンネットかながわ（以下「同者」という。）を選定しました。 同者は、平成 27 年度から今年度までの 9 年間、本市の自立相談支援事業を実施している実績があり、相談実績に基づく家計管理のノウハウや、生活困窮の根本的な原因の分析と、相談者に寄り添った支援を、自立相談支援機関等の関連機関との連携を取りながら行っています。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	介護保険保険者事務共同処理業務委託契約（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部介護保険課 電話：0467-61-3948 内線：2699
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 3 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	横浜市西区楠町 2 7 番地 1 神奈川県国民健康保険団体連合会 理事長 内野 優
契 約 金 額	執行予定額：1,955,000 円 （内訳） 統計処理手数料 411,000 円 介護予防ケアマネジメント費支払処理 1,544,000 円
随意契約によること とした理由	神奈川県国民健康保険連合会は介護保険法第 176 条第 1 項 第 1 号の規定により市町村から委託を受けて行う居宅介護サ ービス費、地域密着介護サービス費等の請求に関する審査及 び支払いを行うこととなっており、本契約の事務は前記事務 を執行するための事務であるため。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	介護給付費審査支払業務委託契約（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部介護保険課 電話：0467-61-3948 内線：2699
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 3 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	横浜市西区楠町 2 7 番地 1 神奈川県国民健康保険団体連合会 理事長 内野 優
契 約 金 額	執行予定額：14,800,000 円
随意契約によること とした理由	神奈川県国民健康保険団体連合会は、介護保険法第 176 条第 1 項第 1 号の規定により市町村から委託を受けて行う居宅介護サービス費、地域密着介護サービス費等の請求に関する審査及び支払いを行うこととなっているため。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市介護保険システム機器賃貸借（再リース）契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 介護保険課 電話：0467-61-3948 内線：2699
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 9 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	横浜市西区高島 1－1－2 FLCS 株式会社横浜支店 支店長 齋藤 雄太
契 約 金 額	8,896,800 円
随意契約によること とした理由	現在賃貸借契約している介護保険システム機器の再リースであり、当該契約者以外の者に履行させることができない業務に該当するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約とします。 当該賃貸借料は、1 ヶ月 741,400 円となっています。長期継続契約の介護保険システム機器賃貸借料が 1 ヶ月 1,367,064 円であったことと比較して安価であるため、契約価格は妥当なものと考えます。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	介護保険システム運用支援委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 介護保険課 電話：0467-61-3948 内線：2699
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月15日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部 横浜市西区高島 1-1-2
契 約 金 額	8,813,332 円
随意契約によること とした理由	本市が運用する介護保険システムは、富士通 Japan 株式会社が開発したパッケージソフトで、システム本体をはじめ、その構成に不可欠なデータベースも独自仕様になっています。当システムを使用し、滞りなく介護保険事業に係る業務を遂行するため、当システムの運用支援業務を委託する必要があります。当システムの運用支援ができるのは、システム開発者である同社以外にはありません。 そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約としようとするものです。 当該業務は、システムエンジニア（以下、「SE」という。）が行う作業であり、74.2工数（日）（令和6年度 介護保険システム業務運用支援作業委託 明細の想定工数の合計（年間総計）を参照）を想定しています。作業時間を1日8時間とした場合、時間単価にすると12,325円となります（SE 作業費用 7,316,120円）。 JECCが作成した「サービス商品価格表」によると、SEの一時間あたりの平均単価は、大手企業における上級SEで17,800円、一般SEで13,200円となっています。 当該業務委託におけるSEの作業単価はこれと比較して安価であり、契約価格は妥当なものと考えます。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和6年度（2024 年度）介護保険システム制度改正対応業務委託（4月施行分）契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 介護保険課 電話：0467-61-3948 内線：2699
契 約 締 結 日	令和6年（2024 年）4月 15 日 （契約期間：令和6年（2024 年）4月1日 ～ 令和6年（2024 年）9月30日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 関東・信越公共ビジネス統括部 神奈川公共ビジネス部 横浜市西区高島 1-1-2
契 約 金 額	3,633,410 円
随意契約によること とした理由	本市が運用する介護保険システムは、富士通 Japan 株式会社が開発したパッケージソフトです。 この度、介護保険法の改正（令和6年4月施行）にあたり、介護保険システムに法改正の内容を反映させる必要があります。 当該業務は開発元しかできない業務に該当するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。 当該業務は、システムエンジニア（以下、「SE」という。）が行う作業であり、33.5 工数（日）を想定しています。作業時間を 1 日 8 時間とした場合、時間単価にすると 12,325 円となります。 JECC の調べによると、2023 年度作業分に適用される「サービス商品価格表」における SE の一時間あたりの平均単価は、大手企業における上級 SE で 17,800 円、一般 SE で 13,200 円となっています。 当該業務委託におけるSEの作業単価はこれと比較して安価であり、契約価格は妥当なものと考えます。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市ふるさと寄附金支援業務委託（トラストバンク）（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 財政課 ふるさと寄附金担当 電話：0467-61-3845（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
契 約 金 額	執行予定額：66,880,000 円
随意契約によること とした理由	ふるさと寄附金は、市の財源確保策として大きな位置を占めており、多くの寄附を獲得するためには、影響力・訴求力の高いポータルサイト運営事業者と契約を締結することが、最も効果的・効率的な運用となることとなります。 契約を行った株式会社トラストバンクは、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を運営する事業者であり、「ふるさとチョイス」は、全国 1,600 を超える自治体、55 万点以上の地域の名産品を掲載しており、利用者数 No. 1 のふるさと納税総合サイトです。 寄附者に対する影響力・訴求力が見込めない事業者が落札する可能性がある一般競争入札の方法では、入札に付すことで本市にとって不利な結果を招く可能性が見込まれます。入札に付した場合、手数料での競争になってしまうため、寄附者に対する集客力等が見込めない事業者が落札者となる可能性があること、また、競争入札では契約の相手方が 1 者のみとなってしまうことから、競争入札に付することが不利と認められます。このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	美術品等保管業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 文化課 電話：0467-61-3872（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三井倉庫株式会社 関東支社 東京都港区西新橋三丁目 20 番 1 号
契 約 金 額	3,267,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は美術品を適正に保管するために、次の条件を満たしている倉庫を保有する事業者へ委託するものです。 1 美術品の保管に必要な 10 坪から 13 坪程度の倉庫が確保できること。 2 彫刻作品等の立体作品の保管として、独立した 1 部屋を使用できること。 3 倉庫の入退室や保管庫のセキュリティが確保されていること。 4 通年にわたり、美術品の保管に適した室温・湿度等の管理がされていること。 5 美術品管理において、実績を有すると認められること。 本市の近隣で、これらの条件に適合する保管体制を有する唯一の業者が三井倉庫株式会社関東支社です。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	不燃ごみ資源化（溶融固化）処理業務委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 11 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 11 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	A S R リサイクリング鹿島株式会社 茨城県鹿嶋市光 3 番地
契 約 金 額	執行予定金額：36,630,000 円 単価(税別)：55.5 円/kg 予定数量：600,000kg
随意契約によること とした理由	「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（平成 26 年 10 月 8 日付 環境省通知）」により、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要であるため、次のことを徹底するように求められています。 (1) 市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理すること。 (2) 市町村は、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに最終処分が終了するまでの適正な処理を確保するため、同法施行令第 3 条及び第 4 条に従い、適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受注者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないこと。 (3) 契約の締結については、地方自治法の規定に基づく競争入札により行うことが原則ですが、廃棄物の処理に関する最高裁判例（平成 26 年 1 月 28 日付）において、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」ことが示されているため、廃棄物処理法の目的及び趣旨を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な運用を図ること。 本市が委託契約を行う上においても、自由競争が可能な業務を除き、

	以上の点を踏まえて契約の相手方を選定する必要があります。 また、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした一般廃棄物処理基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用又は再資源化による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。 本業務の事業者を選定するに当たり、運搬にかかる効率性、費用及び環境負荷を考慮し、関東圏及び隣接する県（神奈川県、東京都、埼玉県、栃木県、群馬県、千葉県、茨城県、山梨県及び静岡県）で、ガス化溶融にて溶融固化処理を行う事業者から選定するものとししました。各都県の産業廃棄物処理業者名簿によると、該当する事業者は3者（オリックス資源循環株式会社、ASR リサイクリング鹿島株式会社及びJ&T 環境株式会社）あります。このうち、J&T 環境株式会社は一般廃棄物処分業の許可を受けていないことから、残る2者に対して見積もり依頼を行いました。 その結果、オリックス資源循環株式会社からは、電話にて仕様書全業務の受注はできない旨の回答がありました。受注をできない背景には、中国による廃棄物の輸入規制に伴う国内の廃棄物処理施設の需要過多が一因と考えられます。 ASR リサイクリング鹿島株式会社は、主に自動車破碎残さ（Automobile Shredder Residue）を取扱っており、昨年度は電話にて仕様書全業務の受注はできない旨の回答を受けていましたが、当該残さの搬入量が回復傾向にあることと等から、今回受注可能な状況になったことから、見積書が提出されました。 以上のことから、令和6年度（2024年度）の本業務を実施できるのはASR リサイクリング鹿島株式会社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	競技スポーツ推進事業業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 スポーツ課 電話：0467-43-3419（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 1 6 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	鎌倉市スポーツ協会 鎌倉市山崎 616 番地 6
契 約 金 額	1,552,600 円
随意契約によること とした理由	本業務は、大きく分けると次の 3 つがあります。 （1）各種目別市民スポーツ行事 少年及び一般市民向けの大会や教室を実施することにより、市民にスポーツへの参加の機会を提供して競技層の拡大を図るとともに、競技選手が市外の大会で勝利するための技術向上を図る。 （2）鎌倉市演武会 鎌倉市スポーツ協会に加盟する 10 の武道団体が一堂に会し、演武を行う。 （3）駅伝競走大会 神奈川県主催の駅伝競走大会に参加する鎌倉市代表選手の選考、派遣及び強化練習の実施を行う。 これらの業務を遂行する上では、各種競技における行事の有効且つ効率的な企画運営を行うため、各種目の専門知識が必要となります。 鎌倉市スポーツ協会は、市内における体育運動団体相互の連絡協調を図るとともに体育運動を振興することで市民の体力向上とスポーツマンシップを養成することを目的としています。同協会は本市で唯一アマチュアスポーツを振興している団体であり、各種競技に精通する 31 の種目別協会が加盟しています。そのため、各種目の審判員資格を有するものが多く、各種競技の大会・教室の企画運

	営も堅実に実施することが可能です。 各行事の実施にあたっては、種目別の団体との総合的な調整も必要不可欠であることから、本業務の委託先は他にはないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ジュニアアスリート育成事業業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 スポーツ課 電話：0467-43-3419（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 16 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	鎌倉市スポーツ協会 鎌倉市山崎 616 番地 6
契 約 金 額	1,417,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、ジュニア（概ね中学生以下の）選手を対象に技術のレベルアップを図る目的で 9 種目 12 教室を実施するものであり、効果的に実施するためには、各種目における本市のジュニアスポーツのレベルや課題などの現状を把握し、どのような内容とすることが最も有効であるかを判断するための情報や専門知識が必要となります。 鎌倉市スポーツ協会は、市内における体育運動団体相互の連絡協調を図るとともに体育運動を振興することで市民の体力向上とスポーツマンシップを養成することを目的としています。 同協会は本市で唯一アマチュアスポーツを振興している団体であり、少年大会や教室の開催などを通して本市のジュニアスポーツの現状を把握していることから、本業務の委託先は他にはないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市就労準備支援事業委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部生活福祉課 電話：0467-23-3000 内線：2365
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会 会長 兵藤 芳朗 鎌倉市御成町 20 番 21 号
契 約 金 額	10,398,000 円
随意契約によること とした理由	本事業の実施には、対象者に応じてそれぞれが抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載した就労準備支援プログラムを作成できる専門的な知見を有するとともに、支援を効果的・効率的に実施できるように福祉サービス全般に精通した人材が配置されることが必要です。 鎌倉市では、本事業を令和元年 10 月から新たに開始するにあたり、プロポーザルを実施し、委託事業者として社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会（以下「同者」という。）を選定しました。 同者は、昭和 27 年の設立時から、本市の地域福祉や福祉支援を展開しており、市からは緊急援護貸付事業、成年後見センター、地域包括支援センターなどを受託、県社協からは生活資金貸付事業、日常生活自立支援事業を受託している実績があります。これらの相談実績に基づく就労支援のノウハウや、団体のネットワークを活かし、地域資源を活用しながら、地域に根差した支援が可能です。 事業開始から、関係機関との連携を緊密に取りながら、利用者の自立に向けた継続的な支援体制が構築され、利用者と支援者の信頼関係も構築されているため、令和 6 年度も引き続き同一事業者による事業の実施が必要であると考えます。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	人事給与システム保守業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 職員課 電話：0467-23-3000 内線：2233
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 12 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	日本電気株式会社 神奈川支社 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	14,916,000 円
随意契約によること とした理由	令和 6 年（2024 年） 3 月 1 日から稼働する日本電気株式会社製の人事給与システムの人事給与システム保守業務委託を締結するものです。 当該システムは、職員の人事、勤怠、給与等についての業務に利用しており、システムの安定稼働ができない場合、人事管理及び給与支給に影響が生じます。それを防ぐため、セキュリティパッチ対応、法改正等のうち軽微なプログラム修正等のシステム保守が必要となります。 本委託の目的を達成するためには、人事給与システムのプログラムの全てを把握している業者でしかできません。また、システムのプログラムを構成する要素であるモジュール、ルーチン、サブルーチン及び定義体の著作権は日本電気株式会社が保有しています。 このことから、運用支援において日本電気株式会社以外に契約の目的を達成することができないため地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当し、随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	人事給与システム導入と会計年度任用職員対応に伴う 統合内部システム保守委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 職員課 電話：0467-23-3000 内線：2233
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 12 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	日本電気株式会社 神奈川支社 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	3,400,848 円
随意契約によること とした理由	本委託契約は、日本電気株式会社製の庶務事務システムに対して令和 5 年度に構築した人事給与システムとのデータ連携及び庶務事務システムに対して会計年度任用職員の勤怠管理ができるよう改修した機能の保守を委託するものです。 これらの改修に伴う保守業務を行うためには、庶務事務システムのプログラムを全て把握し、本市の要望とおりのプログラミングができる業者である必要があります。また、システムのプログラムの著作権を保有し、プログラムを改変できる権限を持つ業者である必要があります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により日本電気株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	名越クリーンセンタークレーン年次点検委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境センター（名越クリーンセンター） 電話：0467-24-1096（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月15日 （契約期間：令和6年（2024年）4月15日～ 令和7年（2025年）1月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	極東サービス株式会社 千葉県八千代市上高野 1823 番地の1
契 約 金 額	1,173,700 円
随意契約によること とした理由	本業務は、ごみピットに集められたごみの積替え、攪拌及び焼却炉への投入等に使用のごみクレーン及び灰ピットに集められた焼却灰を焼却灰搬出車両へ積替えに使用する灰クレーンの年次点検を実施するものです。 名越クリーンセンターのごみクレーン及び灰クレーンは極東サービス株式会社製です。 点検に当たっては、極東サービス株式会社でなければ、各クレーンの詳細な設計や強度計算が分からず、適正な点検が行えず、強度不足等による事故を招く危険性が高まります。 見積書の直接点検費を基に、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「公共建築工事共通費積算基準」の諸経費率を使って点検費を積算すると、見積金額の方が廉価となることから価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の2第 1 項第 2 号の規定により極東サービス株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	污水管渠等浚渫業務委託（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 下水道河川課 電話：0467-23-3000 内線 2537
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 11 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社神中運輸 鎌倉市大町四丁目 1 番 35 号
契 約 金 額	執行予定額：65,992,702 円 単価：1,100 円/m（管渠内の浚渫 内径 250mm 以下）ほか
随意契約によること とした理由	本業務は下水道法第 3 条に基づく下水道の適正な維持管理を行うため、浚渫作業等を委託するものです。 下水道管渠等が閉塞し、汚水が溢れるなどの衛生管理上の問題が発生した場合には、市民生活に多大な影響を与えることから、年間を通して昼夜間を問わず迅速に浚渫・清掃作業等を行う必要があります。このため、本業務では次の要件に該当することが求められます。 （１） 鎌倉市の下水道事業は、事業認可を受けてから60年以上経過し、経年劣化等により耐久性に不安を抱える下水道施設が多くあることから、清掃作業においても確実な施工を行うことが求められているため、下水道施設に関し、専門的な知識及び専門的技術・技能を有し、状況に応じた適切な人員の配置や機械器具を選定する必要があります。 また、上記の水準を維持しなければならないため、財産又は金銭的信用を有する企業が求められます。 これらの要件を満たすことを証明するため、公益社団法人日本下水道管路管理業協会の清掃部門に登録されている企業とします。 （２） 土砂等の処分については七里ガ浜浄化センターに搬入することとなっていますが、夜間作業などで七里ガ浜浄化センターに搬入出来ない場合、汚泥などを含む土砂の保管場所が必要なため、産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を含む）の許可及び積替・保管施設を有する企業とします。

	鎌倉市競争入札参加資格者名簿の中から上記の条件を満たす市内業者を選定すると、株式会社神中運輸のみであり競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同社と随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	汎用予約サービス利用
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467-23-3000 内線 2625
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪市北区堂島 3-1-21 NTT DATA 堂島ビル
契 約 金 額	月額 154,000 円
随意契約によること とした理由	本サービスについては、現在、県下で利用されている e-kanagawa 電子申請システムのオプション製品として提供されており、簡易かつ安価に導入することができることから令和 3 年度に選定しました。本システムはオプション製品であり、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西以外に契約先がないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び 6 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	飲食用カン・ビン収集運搬及び収集用コンテナ配布業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部環境センター 電話：0467-44-5344（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	鎌倉市資源回収協同組合 鎌倉市笛田一丁目 13 番 11 号
契 約 金 額	168,901,692 円
随意契約によること とした理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、一般廃棄物の処理は市町村の固有の事務として位置づけられ、市町村はその区域内のごみを管理し、適正な処理を確保する責任を負っています。 平成 26 年 10 月 8 日付環境省通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」では、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、政令で定める委託基準に従い委託し、受託者は政令で定める処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないとされています。特に、この委託基準は、経済性の確保等ではなく、業務の確実な履行を求めていることに留意が必要であるとされています。 さらに、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決では、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられる性格の事業とは位置付けられていない」とされています。 これらのことを考慮し、随意契約により本業務を委託するものです。 本業務では、業務不履行により市域全体の収集が停止するような市民生活への支障が出ないよう次の要件を満たす事業者を選定し、委託するものです。また、単独事業者ではなく複数事業者の共同体である事業協同組合と契約を締結することで、収集が停止するリスクを回避するものとします。

	(1) 一般廃棄物の収集運搬業許可業者であること。 (2) 市町村等公共機関の廃棄物収集運搬業務の受託実績が直近にあり、かつ業務の履行状況が良好であること。 (3) 季節による排出量・交通量等の変化に対応できる車両・人員等の確保が可能であること。 (4) 市民からの通報や苦情等に即座に対応することが求められるため、事務所が本市に、車両基地が本市又は本市近隣に所在すること。 (5) 廃棄物等の収集運搬に実績を有する複数の組合員により構成される事業協同組合であること。 現在、上記の要件に合致する事業者は、鎌倉市資源回収協同組合と鎌倉廃棄物資源協同組合の2組合しかありません。 両組合は本市のクリーンステーションからの収集運搬業務を受託し、業務状況も良好であり、かつ本市の分別収集方法を熟知しているため、引継ぎ期間を要せず年度当初から分別収集を実施することが可能です。 なお、2組合の加盟業者には両組合に加盟している業者もいるため、入札ではなく見積り合わせにより価格の妥当性を検証しました。 以上の理由により、両組合から見積りを徴し価格交渉を行い、見積書の価格が廉価であった鎌倉市資源回収協同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	紙類・布類収集運搬処理売却業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部環境センター 電話：0467-44-5344（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	鎌倉市資源回収協同組合 鎌倉市笛田一丁目 13 番 11 号
契 約 金 額	216,813,300 円
随意契約によること とした理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、一般廃棄物の処理は市町村の固有の事務として位置づけられ、市町村はその区域内のごみを管理し、適正な処理を確保する責任を負っています。 平成 26 年 10 月 8 日付環境省通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」では、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、政令で定める委託基準に従い委託し、受託者は政令で定める処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないとされています。特に、この委託基準は、経済性の確保等ではなく、業務の確実な履行を求めていることに留意が必要であるとされています。 さらに、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決では、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられる性格の事業とは位置付けられていない」とされています。 これらのことを考慮し、随意契約により本業務を委託するものです。 本業務については、業務不履行により市域全体の収集が停止するような市民生活への支障が出ないよう次の要件を満たす事業者を選定し、委託するものです。また、単独事業者ではなく複数事業者の共同体である事業協同組合と契約を締結することで、収集が停止するリスクを回避するものとします。

	(1) 一般廃棄物の収集運搬業許可業者であること。 (2) 市町村等公共機関の廃棄物収集運搬業務の受託実績が直近にあり、かつ業務の履行状況が良好であること。 (3) 季節による排出量・交通量等の変化に対応できる車両・人員等の確保が可能であること。 (4) 市民からの通報や苦情等に即座に対応することが求められるため、事務所が本市に、車両基地が本市又は本市近隣に所在すること。 (5) 廃棄物等の収集運搬に実績を有する複数の組合員により構成される事業協同組合であること。 (6) 圧縮梱包施設を市内又は本市近隣に有していること。 現在、上記の要件に合致する事業者は、鎌倉市資源回収協同組合（以下「当該組合」という。）のみです。 当該組合は本市のクリーンステーションからの収集運搬業務を受託し、業務状況も良好であり、かつ本市の分別収集方法を熟知しているため、引継ぎ期間を要せず年度当初から分別収集を実施することが可能です。 以上の理由により、当該組合から見積りを徴し価格交渉を行い、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	容器包装プラスチック収集運搬業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部環境センター 電話：0467-44-5344（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	鎌倉市資源回収協同組合 鎌倉市笛田一丁目 13 番 11 号
契 約 金 額	89,191,296 円
随意契約によること とした理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、一般廃棄物の処理は市町村の固有の事務として位置づけられ、市町村はその区域内のごみを管理し、適正な処理を確保する責任を負っています。 平成 26 年 10 月 8 日付環境省通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」では、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、政令で定める委託基準に従い委託し、受託者は政令で定める処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないとされています。特に、この委託基準は、経済性の確保等ではなく、業務の確実な履行を求めていることに留意が必要であるとされています。 さらに、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決では、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられる性格の事業とは位置付けられていない」とされています。 これらのことを考慮し、随意契約により本業務を委託するものです。 本業務については、業務不履行により市域全体の収集が停止するような市民生活への支障が出ないよう次の要件を満たす事業者を選定し、委託するものです。また、単独事業者ではなく複数事業者の共同体である事業協同組合と契約を締結することで、収集が停止するリスクを回避するものとします。

	(1) 一般廃棄物の収集運搬業許可業者であること。 (2) 市町村等公共機関の廃棄物収集運搬業務の受託実績が直近にあり、かつ業務の履行状況が良好であること。 (3) 季節による排出量・交通量等の変化に対応できる車両・人員等の確保が可能であること。 (4) 市民からの通報や苦情等に即座に対応することが求められるため、事務所が本市に、車両基地が本市又は本市近隣に所在すること。 (5) 廃棄物等の収集運搬に実績を有する複数の組合員により構成される事業協同組合であること。 現在、上記の要件に合致する事業者は、鎌倉市資源回収協同組合と鎌倉廃棄物資源協同組合の2組合しかありません。 両組合は本市のクリーンステーションからの収集運搬業務を受託し、業務状況も良好であり、かつ本市の分別収集方法を熟知しているため、引継ぎ期間を要せず年度当初から分別収集を実施することが可能です。 なお、2組合の加盟業者には両組合に加盟している業者もいるため、入札ではなく見積り合わせにより価格の妥当性を検証しました。 以上の理由により、両組合から見積りを徴し価格交渉を行い、見積書の価格が廉価であった鎌倉市資源回収協同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	燃やすごみ・ペットボトル収集運搬業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部環境センター 電話：0467-44-5344（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	鎌倉廃棄物資源協同組合 鎌倉市雪ノ下一丁目 14 番 14 号 メゾン雪ノ下 202
契 約 金 額	313,776,576 円
随意契約によること とした理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、一般廃棄物の処理は市町村の固有の事務として位置づけられ、市町村はその区域内のごみを管理し、適正な処理を確保する責任を負っています。 平成 26 年 10 月 8 日付環境省通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」では、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、政令で定める委託基準に従い委託し、受託者は政令で定める処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないとされています。特に、この委託基準は、経済性の確保等ではなく、業務の確実な履行を求めていることに留意が必要であるとされています。 さらに、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決では、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられる性格の事業とは位置付けられていない」とされています。 これらのことを考慮し、随意契約により本業務を委託するものです。 本業務では、業務不履行により市域全体の収集が停止するような市民生活への支障が出ないよう次の要件を満たす事業者を選定し、委託するものです。また、単独事業者ではなく複数事業者の共同体である事業協同組合と契約を締結することで、収集が停止するリスクを回避するものとします。 （１）一般廃棄物の収集運搬業許可業者であること。

	(2) 市町村等公共機関の廃棄物収集運搬業務の受託実績が直近にあり、かつ業務の履行状況が良好であること。 (3) 季節による排出量・交通量等の変化に対応できる車両・人員等の確保が可能であること。 (4) 市民からの通報や苦情等に即座に対応することが求められるため、事務所が本市に、車両基地が本市又は本市近隣に所在すること。 (5) 廃棄物等の収集運搬に実績を有する複数の組合員により構成される事業協同組合であること。 現在、上記の要件に合致する事業者は、鎌倉市資源回収協同組合と鎌倉廃棄物資源協同組合の2組合しかありません。 両組合は本市のクリーンステーションからの収集運搬業務を受託し、業務状況も良好であり、かつ本市の分別収集方法を熟知しているため、引継ぎ期間を要せず年度当初から分別収集を実施することが可能です。 なお、2組合の加盟業者には両組合に加盟している業者もいるため、入札ではなく見積り合わせにより価格の妥当性を検証しました。 以上の理由により、両組合から見積りを徴し価格交渉を行い、見積書の価格が廉価であった鎌倉廃棄物資源協同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	植木剪定材収集運搬業務委託（複数単価契約を含む）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部環境センター 電話：0467-44-5344（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	鎌倉廃棄物資源協同組合 鎌倉市雪ノ下一丁目 14 番 14 号 メゾン雪ノ下 202
契 約 金 額	（固定額） 78,681,420 円 （単価） 塵芥車 1 日（3 回転以上） 54,600 円 塵芥車半日（2 回転以下） 38,220 円 軽トラック 1 日（3 回転以上） 39,500 円 軽トラック半日（2 回転以下） 27,650 円
随意契約によること とした理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、一般廃棄物の処理は市町村の固有の事務として位置づけられ、市町村はその区域内のごみを管理し、適正な処理を確保する責任を負っています。 平成 26 年 10 月 8 日付環境省通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」では、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、政令で定める委託基準に従い委託し、受託者は政令で定める処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないとされています。特に、この委託基準は、経済性の確保等ではなく、業務の確実な履行を求めていることに留意が必要であるとされています。 さらに、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決では、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられる性格の事業とは位置付けられていない」とされています。 これらのことを考慮し、随意契約により本業務を委託するものです。 本業務では、業務不履行により市域全体の収集が停止するような市民生活への支障が出ないよう次の要件を満たす事業者を選定し、委託するものです。また、単独事業者ではなく複数事業者の共同体である事業協同組合と契約を締結することで、収集が停止するリスクを回避

	するものとします。 (1) 一般廃棄物の収集運搬業許可業者であること。 (2) 市町村等公共機関の廃棄物収集運搬業務の受託実績が直近にあり、かつ業務の履行状況が良好であること。 (3) 季節による排出量・交通量等の変化に対応できる車両・人員等の確保が可能であること。 (4) 市民からの通報や苦情等に即座に対応することが求められるため、事務所が本市に、車両基地が本市又は本市近隣に所在すること。 (5) 廃棄物等の収集運搬に実績を有する複数の組合員により構成される事業協同組合であること。 現在、上記の要件に合致する事業者は、鎌倉市資源回収協同組合と鎌倉廃棄物資源協同組合の2組合しかありません。 両組合は本市のクリーンステーションからの収集運搬業務を受託し、業務状況も良好であり、かつ本市の分別収集方法を熟知しているため、引継ぎ期間を要せず年度当初から分別収集を実施することが可能です。 なお、2組合の加盟業者には両組合に加盟している業者もいるため、入札ではなく見積り合わせにより価格の妥当性を検証しました。 以上の理由により、両組合から見積りを徴し価格交渉を行い、見積書の価格が廉価であった鎌倉廃棄物資源協同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	製品プラスチック収集運搬業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部環境センター 電話：0467-44-5344（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	鎌倉廃棄物資源協同組合 鎌倉市雪ノ下一丁目 14 番 14 号 メゾン雪ノ下 202
契 約 金 額	20,405,148 円
随意契約によること とした理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、一般廃棄物の処理は市町村の固有の事務として位置づけられ、市町村はその区域内のごみを管理し、適正な処理を確保する責任を負っています。 平成 26 年 10 月 8 日付環境省通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」では、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、政令で定める委託基準に従い委託し、受託者は政令で定める処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないとされています。特に、この委託基準は、経済性の確保等ではなく、業務の確実な履行を求めていることに留意が必要であるとされています。 さらに、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決では、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられる性格の事業とは位置付けられていない」とされています。 これらのことを考慮し、随意契約により本業務を委託するものです。 本業務では、業務不履行により市域全体の収集が停止するような市民生活への支障が出ないよう次の要件を満たす事業者を選定し、委託するものです。また、単独事業者ではなく複数事業者の共同体である事業協同組合と契約を締結することで、収集が停止するリスクを回避するものとします。 （１）一般廃棄物の収集運搬業許可業者であること。

	(2) 市町村等公共機関の廃棄物収集運搬業務の受託実績が直近にあり、かつ業務の履行状況が良好であること。 (3) 季節による排出量・交通量等の変化に対応できる車両・人員等の確保が可能であること。 (4) 市民からの通報や苦情等に即座に対応することが求められるため、事務所が本市に、車両基地が本市又は本市近隣に所在すること。 (5) 廃棄物等の収集運搬に実績を有する複数の組合員により構成される事業協同組合であること。 現在、上記の要件に合致する事業者は、鎌倉市資源回収協同組合と鎌倉廃棄物資源協同組合の2組合しかありません。 両組合は本市のクリーンステーションからの収集運搬業務を受託し、業務状況も良好であり、かつ本市の分別収集方法を熟知しているため、引継ぎ期間を要せず年度当初から分別収集を実施することが可能です。 なお、2組合の加盟業者には両組合に加盟している業者もいるため、入札ではなく見積り合わせにより価格の妥当性を検証しました。 以上の理由により、両組合から見積りを徴し価格交渉を行い、見積書の価格が廉価であった鎌倉廃棄物資源協同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市配食サービス事業業務委託契約（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 高齢者いきいき課 電話：0467-61-3899（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月17日、18日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	1 株式会社 シルバーライフ 東京都新宿区西新宿四丁目32番4号 ハイネスロフティ2F 2 食事サービスW. C oキッチンかまくら 鎌倉市台五丁目2番3号 3 特定非営利活動法人 和の会 鎌倉市梶原二丁目34番9号 4 株式会社シニアライフクリエイト 東京都港区三田三丁目12番14号 ニッテン三田ビル6階 5 ライフデリ鎌倉店 鎌倉市台三丁目9番9号 富士見ハイツ105
契 約 金 額	執行予定額 9,680,000 円 単価：220 円（1食当たり）、予定数量：44,000 食
随意契約によること とした理由	鎌倉市配食サービス事業業務委託は、受託の意向があり、受託条件を満たす全ての事業者と契約を締結することとしています。 契約を締結した5者は、令和5年度に委託契約を締結しており、令和6年度も受託条件を満たすことを確認しています。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により5者と随意契約を締結したものです。 【受託条件】 1 鎌倉市高齢者配食サービス事業の趣旨に賛同し、鎌倉市配食サービス事業実施要綱及び鎌倉市高齢者配食サービス事業委託仕様書に基づき配食サービスを実施できること。 2 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく飲食店の営業許可を受けている事業者又は神奈川県食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年3月条例第8号）第5条に基づく給食施設の報告をしている事業者で、鎌倉市内及び鎌倉市の隣接市区（藤沢市、逗子市、横浜市戸塚区、横浜市栄区、横浜市金沢区）に調理を行うための施設・設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を事業者の責任によって実施できること。 3 当該業務の契約締結までの間、本市から指名停止を受けていないこと。 4 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	児童手当システム運用支援業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	こどもみらい部こども家庭センター 電話：0467-23-3000 内線：2872
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 19 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社神奈川公共ビジネス部 部長 佐藤 拓 横浜市西区高島 1 丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	3,309,240 円
随意契約によること とした理由	児童手当システムのシステム保守や機器保守のシステム運用支援業務については、システムの運用環境を熟知する開発業者である富士通 Japan 株式会社神奈川公共ビジネス部以外には実施できません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	製品プラスチック資源化処理等業務委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 19 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社キタジマ 川崎市川崎区中瀬 2 丁目 3 番 1 号
契 約 金 額	執行予定額：21,384,000 円 単価(税別)：54 円/kg 予定数量：360,000kg
随意契約によること とした理由	「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（平成 26 年 10 月 8 日付 環境省通知）」により、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要であるため、次のことを徹底するよう通知がありました。 1 市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理すること。 2 市町村は、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに最終処分が終了するまでの適正な処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）施行令第 3 条及び第 4 条に従い、適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受注者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないこと。 3 契約の締結については、地方自治法の規定に基づく競争入札により行うことが原則ですが、廃棄物の処理に関する最高裁判例（平成 26 年 1 月 28 日付）において、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」ことが示されているため、廃棄物処理法の目的及び趣旨を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な運用を図ること。 本市が委託契約を行うにおいても、自由競争が可能な業務を除き、以上の点を踏まえて契約の相手方を選定する必要がある。

	あります。 また、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした一般廃棄物処理基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用又は再資源化による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。 そこで、令和6年（2024年）2月1日現在の競争入札参加資格者名簿に登載があり、①営業種目「廃棄物処理の請負」に登録があること、②細目「産業廃棄物処分」に登録があること、③神奈川県内に本店又は支店があること、④廃プラスチックの処理に関する実績があることを満たす業者を選定したところ、該当する事業者は4者でした。このうち、⑤廃プラスチックの資源化（マテリアルリサイクル）に対応できる事業者は株式会社キタジマのみです。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市観光総合案内所業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部観光課 電話：0467-23-3000 内線 2350
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 19 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日～ 令和 7 (2025 年)年 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人鎌倉市観光協会 神奈川県鎌倉市御成町 1 番 12 号
契 約 金 額	21,479,700 円
随意契約によること とした理由	公益社団法人鎌倉市観光協会は、その設立目的に鎌倉市の観光事業の振興と健全なる発展、及び国際観光の振興への寄与を掲げ、鎌倉市の観光宣伝及び観光客の誘致等に関する事業を行っており、その幅広い事業のうちの一つとして、市の観光案内所運営を担い、その健全な運営と、観光客への十分な観光情報発信、案内を行ってきました。 観光案内所の運営事業以外の事業においても、同団体は本市の観光振興に大きく寄与し、民間事業者、関係団体、市民活動団体等様々な観光の担い手と、緊密かつ良好な関係性を培っており、この関係性によって各主体からもたらされる新鮮かつ多岐にわたる観光情報は、多様化する観光案内のニーズに対して、欠くことのできない貴重な情報資源となっています。 市内において、観光案内を主に扱う N P O 法人等は存在しますが、観光に携わる各種団体と連携し、各方面から収集する情報を活用して観光案内を行うことのできる事業者のうち、社寺をはじめとする市内各種観光施設と広く良好な関係を築いており、観光案内所の安定した運営に係るノウハウを持つ観光協会の持つ観光情報につきましては、質・量共に他団体に比肩するものではありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告

契 約 案 件 名	鎌倉市障害者二千人雇用センター運営業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 障害福祉課 電話：0467－23－3000 内線 2694
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 19 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	特定非営利活動法人地域生活サポートまいんど 鎌倉市由比ガ浜二丁目 2 番 40 号
契 約 金 額	29,046,000 円
随意契約によること とした理由	特定非営利活動法人地域生活サポートまいんどは、障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく就労に係る福祉サービスである就労移行支援及び就労継続支援、就労定着支援の各事業を市内で複数年に渡り運営しており、本市が実施していた障害者の就労後の職場への定着支援事業についても事業開始年度の平成 21 年度から事業が廃止となる平成 30 年度まで受託し、安定した運営を行った実績もあります。センターを受託してからも、委託された業務を適切に実施しており、障害者及び企業等の障害者雇用に関する相談支援において中核的な役割を果たしています。 障害者雇用に関わる相談内容は、障害者雇用と障害者福祉に関する相談支援の両方の専門的知識を有し、実際に支援を行い就労に結びつけたスキル、実績等が求められることに加え、障害特性や性別、年齢等対象者の状況等によって、非常に多岐に渡るものであり、1つの機関だけで解決できるものではないため、関係機関との連携体制の強化、拡大に継続して取り組んでいくことが重要です。また、障害者の就労支援の経験やスキルに基づいた企業や福祉事業所の後方支援及び地域やハローワーク、市内外の障害者支援施設、就労サポートセンター等の関係機関の連携体制作りに加え、障害者雇用を取り巻く課題を解決するための連絡会の事務局としての企画運営といった連絡会業務を実施できる事業者は、多岐に渡る障害内容に応じた相談支援の経験や実績の観点、障害者雇用に関する経験や知識、ノウハウ等の本事業の安定した運営

	等の観点から現時点では特定非営利活動法人地域生活サポートまいんど1者しかいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市学習・生活支援事業委託（鎌倉地区分）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部生活福祉課援護担当 電話：0467-23-3000 内線：2365
契 約 締 結 日	令和6年4月19日 (契約期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人 横浜 YMCA 横浜市中区常盤町1番7号
契 約 金 額	5,745,080 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市では、本事業を平成28年10月から大船地区にて実施していましたが、利用者が増加傾向にあったことから、平成30年7月から鎌倉地区に増設するにあたり、プロポーザルによる事業者の選定を行いました。 本事業は対象者への学習面での支援に加え、保護者等への支援も重要であることから、教育機関との連携ができていることに加え、保護者等へのサポート体制が構築されていることが重要となります。 この点において公益財団法人横浜 YMCA（以下、同者という。）は、他市の同事業を受託している実績があり、保護者を含む世帯全体を包括的・継続的に支援できるノウハウを既に持っています。 事業開始から5年以上が経過した現在、教育機関との連携体制は一層定着している状態であり、新規事業利用者とも、信頼関係を築き、継続した支援を行っています。 また、参加者の中には急激な環境の変化への適応が難しい者もあり、安心して参加できるようになるまで時間を要することから、スタッフを含む周囲の環境が急激に変化した場合、その変化に対応できず利用を中止してしまい、結果として支援ができなくなる可能性が高くなることを見込まれます。 以上のことから、地方自治法施行第167条の2第1項2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	小中学校機械警備及び防犯カメラ等管理業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 学校施設課 電話：0467-23-3000 内線 2456
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 19 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	セコム株式会社 代表取締役社長 吉田 保幸 東京都渋谷区神宮前一丁目 5 番 1 号
契 約 金 額	13,209,240 円
随意契約によること とした理由	本業務は、鎌倉市立小中学校全 25 校における児童、生徒、教職員等の不在時間（夜間及び休日など）に、不審者による盗難・火災等の予防及び学校施設の安全確保のための機械警備並びに児童生徒の安全確保を図るための防犯カメラの設置等及び管理業務を行うものです。 一般競争入札を想定して、参考見積りを徴したところ、機械警備に関して、既存の警備機器を撤去後に新たな機器を設置すると、メンテナンスをして前年度受注者が既存機器を継続使用した場合と比較して、経費の面から著しく不利となりました。 また、防犯カメラ等の管理業務に関しては、機械警備機器と防犯カメラ等を連動させて、24 時間体制で防犯カメラ等の管理を行うため、機械警備業務の受注者でなければ、遂行することができません。 このことから、対応も迅速で業務成績も良好な前年度の受注者である上記相手方と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 学校施設課 電話：0467-23-3000 内線：2455
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月16日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東京瓦斯株式会社 企画部 東京都港区海岸一丁目5番20号
契 約 金 額	2,953,176 円
随意契約によること とした理由	本業務は、鎌倉市立小中学校の教室等に導入しているガス空調設備 46 台の機能を良好に維持するための保守点検を行うものです。 東京瓦斯株式会社企画部は、当該機器の製造業者であり、ガス配管を含む点検やメンテナンス、故障時の処置等について、適切な対応が可能な唯一の業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	不燃ごみ収集運搬業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部環境センター 電話：0467-44-5344（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 19 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	鎌倉廃棄物資源協同組合 鎌倉市雪ノ下一丁目 14 番 14 号 メゾン雪ノ下 202
契 約 金 額	43,329,132 円
随意契約によること とした理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、一般廃棄物の処理は市町村の固有の事務として位置づけられ、市町村はその区域内のごみを管理し、適正な処理を確保する責任を負っています。 平成 26 年 10 月 8 日付環境省通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」では、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、政令で定める委託基準に従い委託し、受託者は政令で定める処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないとされています。特に、この委託基準は、経済性の確保等ではなく、業務の確実な履行を求めていることに留意が必要であるとされています。 さらに、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決では、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられる性格の事業とは位置付けられていない」とされています。 これらのことを考慮し、随意契約により本業務を委託するものです。 本業務では、業務不履行により市域全体の収集が停止するような市民生活への支障が出ないよう次の要件を満たす事業者を選定し、委託するものです。また、単独事業者ではなく複数事業者の共同体である事業協同組合と契約を締結することで、収集が停止するリスクを回避するものとします。 （１）一般廃棄物の収集運搬業許可業者であること。

	(2) 市町村等公共機関の廃棄物収集運搬業務の受託実績が直近にあり、かつ業務の履行状況が良好であること。 (3) 季節による排出量・交通量等の変化に対応できる車両・人員等の確保が可能であること。 (4) 市民からの通報や苦情等に即座に対応することが求められるため、事務所が本市に、車両基地が本市又は本市近隣に所在すること。 (5) 廃棄物等の収集運搬に実績を有する複数の組合員により構成される事業協同組合であること。 現在、上記の要件に合致する事業者は、鎌倉市資源回収協同組合と鎌倉廃棄物資源協同組合の2組合しかありません。 両組合は本市のクリーンステーションからの収集運搬業務を受託し、業務状況も良好であり、かつ本市の分別収集方法を熟知しているため、引継ぎ期間を要せず年度当初から分別収集を実施することが可能です。 なお、2組合の加盟業者には両組合に加盟している業者もいるため、入札ではなく見積り合わせにより価格の妥当性を検証しました。 以上の理由により、両組合から見積りを徴し価格交渉を行い、見積書の価格が廉価であった鎌倉廃棄物資源協同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	精神障害者地域生活サポートセンター事業委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 障害福祉課 電話：0467-61-3974（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月18日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	特定非営利活動法人地域生活サポートまいんど 鎌倉市由比ガ浜二丁目2番40号
契 約 金 額	40,194,200円
随意契約によること とした理由	精神障害者地域生活サポートセンター事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく、地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター事業、相談支援事業及びその他必要な事業を併せて実施する事業です。地域生活支援事業の実施主体は市町村で、複数の市町村が連携して広域的に実施することもでき、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとされています。 また、地域活動支援センター事業は、精神障害者等が日中活動の場として通う場で、創作的活動や生産的活動の機会を提供するほか、社会との交流を促進するなどの便宜を供与する等、地域の実情に応じた機能であり、地域生活の支援を行う上で市町村の必須事業です。国は地域活動支援センターⅠ型については、次の要件を満たすことを必要としています。 1 専門知識を持つ者を常勤職員として配置し、相談支援事業をあわせて設置又は委託を受けていること。 2 基礎的事業（利用者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う）による職員の他1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とすること。基礎的事業における職員配置は2名以上とし、うち1名は専任者とする。 3 1日あたりの実利用人数が概ね20名以上であること。 相談支援事業は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、権利擁護のために必要な援助、福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整等を行い、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにすることを目的とした市町村の必須事業で、専門知識を有する常勤職

	員の配置等が求められます。本市の精神障害者地域生活サポートセンター事業実施要綱では、施設長 1 名、精神保健福祉士 1 名以上、相談員 3 名以上の人員配置を求めています。地域活動支援センター I 型の要件を満たし、精神障害に特化した相談支援を実施できる事業者は、市内に特定非営利活動法人地域生活サポートまいんどが運営する地域生活サポートセンターとらいむ以外にありません。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	有害鳥獣駆除等業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境保全課 電話：0467-61-3389
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 17 日 (契約期間:令和 6 年(2024年)4月1日～令和 7 年(2025年)3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	相手方①：有限会社 ストレイン 所在地①：横浜市戸塚区原宿 4-27 B6-502
	相手方②：株式会社 明誠 所在地②：横浜市戸塚区汲沢町 1381-1
契 約 金 額	執行予定額：4,706,240 円 単価：8,000 円（アライグマ 1 頭あたり）ほか 予定数量：アライグマ 45 頭ほか (単価・数量の詳細は別紙のとおり)
随意契約によること とした理由	有害鳥獣駆除等業務は、生活環境等の被害防止を目的とした市の鳥獣保護管理対策事業を担うもので、市民等が捕獲したアライグマ・ハクビシン・タイワンリス（以下「有害外来動物」という。）の回収及び処分を行うものです。 本業務については、生きた有害外来動物を安全に回収及び処分する必要があることから、その習性等及び、有害外来動物からの威嚇や動物由来感染症を熟知し、その回避方法を習得している等専門的な知識を有していることが求められます。 また、市民等が有害外来動物を捕獲した場合には、逃亡の可能性を減少させるため、迅速・適切に回収及び処分しなければならず、本市又は隣接市（区域）に事業所を有し、市内の交通事情・道路事情に精通している必要があります。 有害外来動物の処分については、国の「動物の殺処分方法に関する指針」に基づき、できるだけ苦痛を与えないことが求められるため、炭酸ガスを用いて処分を行う専用の設備等を有していることが必要となります。 これらの全ての要件を備えている事業者は、有限会社ストレイン及び株式会社明誠の 2 者しかなく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

執行予定額

有害鳥獣駆除等業務委託（複数単価契約）	4,706,240 円
捕獲檻設置及び餌の交換（単価 11,500 円/件） 11,500 円×5 件×1.10=63,250 円	63,250 円
アライグマ成獣の回収及び処分（単価 8,000 円/頭） 8,000 円×45 頭×1.10=396,000 円	396,000 円
ハクビシン成獣の回収及び処分（単価 8,000 円/頭） 8,000 円×106 頭×1.10=932,800 円	932,800 円
タイワンリス成獣の回収及び処分（単価 5,700 円/頭） 5,700 円×495 頭×1.10=3,103,650 円	3,103,650 円
錯誤捕獲判明時のタヌキ等の放獣（単価 3,400 円/頭） 3,400 円×5 頭×1.10=18,700 円	18,700 円
処分を伴わない捕獲檻の貸出（単価 3,400 円/件） 3,400 円×20 件×1.10=74,800 円	74,800 円
処分を伴わない捕獲檻の回収（単価 3,400 円/件） 3,400 円×20 件×1.10=74,800 円	74,800 円
処分を伴わない捕獲檻の交換（単価 3,400 円/件） 3,400 円×10 件×1.10=37,400 円	37,400 円
閉庁日（夜間を含む）の業務に対する加算（単価 1,100 円/件） 1,100 円×4 件×1.10=4,840 円	4,840 円

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度 特定健診受診勧奨等にかかる保健師派遣（単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 保険年金課 電話：0467-23-3000 内線 2327
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）4 月 19 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年）6 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社メディカル・コンシェルジュ横浜支社 横浜市西区南幸 1－1－1 JR 横浜タワー15 階
契 約 金 額	執行予定額：1,509,200 円（税込） 単価 1 時間あたり 3,500 円（税抜）
随意契約によること とした理由	鎌倉市国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査（以下「特定健診」という。）を実施した結果、生活習慣病の発症リスクが高い者に対しては、生活習慣の改善を目的に特定保健指導を実施することが、「高齢者の医療確保に関する法律」により保険者に義務付けられています。 本市では、例年 6 月から翌年 2 月の 9 か月間を、特定健診の実施期間とし、その健診結果から、特定保健指導の対象となった者に対し、最長 6 か月間の保健指導を実施します。 特定健診実施後、その結果を本市の健診データベースに登録できるのは、翌月の下旬以降となります。そのため、要指導対象者を抽出し、保健指導が勧奨できるのは、健診受診の翌々月となり、令和 5 年 10 月以降に特定保健指導を開始した対象については、最長で、令和 6 年 10 月まで保健指導期間が継続します。 特定保健指導の実施については、国の指針において、十分な知識と技術をもつ者への委託が可能であり、指導内容の継続性から可能な限り同一の指導者による保健指導を提供できるようにするため、令和 5 年度は株式会社メディカル・コンシェルジュ横浜支社（以下「メディカル・コンシェルジュ」という。）に保健師の派遣を委託しています。 令和 6 年度の特定保健指導の委託については、入札により事業者を決定しますが、入札準備期間である、令和 6 年 4 月から 6 月の期間内にも、継続指導を要する保健指導対象者が存在するため、メディカル・コンシェルジュと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	行政文書等の保管及び附帯業務委託契約（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 総務課 電話：0467-23-3000 内線 2243
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 22 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東武デリバリー株式会社 埼玉県さいたま市緑区大門 2500 番地
契 約 金 額	執行予定額：9,939,600 円 ・保管料単価：110 円（保管箱 1 箱／月） 予定数量：「6,500 箱／月」 ・入出庫料：55 円（保管箱 1 箱／月） 予定数量：「170 箱／月」 ・基本配送料：12,100 円（片道） 予定回数：「2 回（1 往復）／月」 ・配送料単価：110 円（保管箱 1 箱／月） 予定数量：「150 箱／月」 ・他課付替え分 468,600 円
随意契約によること とした理由	当該業務は、各課から引継ぎを行った保存箱について、保存・管理及び搬入・搬出を行う業務です。 保存箱毎に識別番号（バーコード）を付与したうえで管理をしていることから、入札等で現在の業者から他の業者へ代わると、バーコード付与の労力、新しい倉庫への移送費用及び搬出・搬入費用が発生します。 さらに、当該業務は複数単価契約であるため、鎌倉市随意契約ガイドラインの第 6 号の規定による場合に該当することから、競争入札に付することが不利と認められます。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により東武デリバリー株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	公共土木工事積算システム使用契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部道路課 電話：0467-23-3000 内線 2410
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 17 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター 理事長 志村 知昭 神奈川県茅ヶ崎市汐見台 1 番 7 号
契 約 金 額	¥3,960,000
随意契約によること とした理由	本積算システムは神奈川県県土整備局からのデータ提供を受け公益財団法人神奈川県都市整備技術センター（以下「都市整備技術センター」という。）が構築したシステムであり、本積算システムを提供できる業者は都市整備技術センター以外ないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、都市整備技術センターと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	健康診査データ管理等一括業務委託（複数単価契約含む）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線：2332
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月19日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	NTT テクノクロス株式会社 東京都港区芝浦三丁目4番1号
契 約 金 額	(1) 額確定分：28,428,675 円 (2) 単価契約分 ① 受診券作成 単価：65 円×1.1 予定数量：130,500 通 ② 各種データ登録 単価：60,000 円×1.1 予定数量：20.25 人日 ③ 知識処理実行、判定登録 単価：60,000 円×1.1 予定数量：13.50 人日 ④ 発送データ作成 単価：60,000 円×1.1 予定数量：13.50 人日 ⑤ 報告書作成 単価：102 円×1.1 予定数量：10,800 通 ⑥ PDF 版報告書作成システム、サーバアップ作業 単価：60,000 円×1.1 予定数量：4.5 人日 ⑦ 運用サポート費用 単価：60,000 円×1.1 予定数量：90 人日 ⑧ 無料クーポン券印刷、封入、封緘 単価：150 円×1.1 予定数量：3,000 枚
随意契約によること とした理由	鎌倉市成人健康診査における、受診券発送業務等を行うために鎌倉市独自のシステム構築を行っていることから、当該システムの管理及び運用ができるのは、システム開発者であるNTTテクノクロス株式会社のみです。また、本業務は歴年でデータを管理し、効果を評価するものであり、契約事業者を変更するには年度ごとに新たなシステム開発と業務の運用体制の構築が必要となります。 このため、本市のシステムを開発し、その管理及び運営を行っているNTTテクノクロス株式会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	団体内統合利用番号連携システム保守業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467－23－3000 内線 2578
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 15 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日から令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社神奈川公共ビジネス部 横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	9,032,100 円
随意契約によること とした理由	団体内統合利用番号連携システムは富士通 Japan 株式会社のパッケージシステムであり、他ベンダーにシステム保守をさせた場合にシステムの使用に著しく支障が生じます。また、契約不適合責任の範囲も不明確となります。そのため、富士通 Japan 株式会社以外に委託する業者はありません。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	団体内統合利用番号連携システム標準レイアウト変更業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467－23－3000 内線 2578
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 17 日 （契約期間：契約締結日から令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部 横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	9,247,700 円
随意契約によること とした理由	団体内統合利用番号連携システムは富士通 Japan 株式会社のパッケージシステムであり、他ベンダーにシステム改修をさせた場合にシステムの使用に著しく支障が生じます。また、契約不適合責任の範囲も不明確となります。そのため富士通 Japan 株式会社以外委託する業者はありません。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	AI 手書き文字認識サービス利用契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467－23－3000 内線 2578
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 19 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日から令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
契 約 金 額	1,320,000 円
随意契約によること とした理由	本市では業務のプロセスの自動化及び効率化を行うため、RPA（パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術）を導入しています。その RPA の更なる効果増大を図るため、AI-OCR を導入し RPA と連携します。 AI-OCR は書類を電子化するツールで、本市において業務を行う上で書類等を電子化せず業務を行うことにより、書類のチェックや事務処理を人が目視で行うことで、事務処理の誤りが発生することの防止及び効率的な業務を行うため、書類を電子化及び RPA と連携することにより、業務改善が図られます。 AI-OCR を RPA と連携させる際に、本製品は既存の RPA ツールとの API 連携が出来る製品であり、RPA ベンダであるソフトバンク社製外の製品を導入し当該事務を履行させた場合、AI-OCR と RPA の連携部の接線が曖昧になり、保守や使用に著しく障害が発生し、責任の範囲が不明確となるおそれがあり、住民サービスに影響を及ぼす性質を有しています。 このため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結しようとするものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	防災・安全情報提供システム運用業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 総合防災課 電話：0467－23－3000
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 12 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契 約 の 相 手 方 の 名称及び所在地	バイザー株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目 14 番 19 号
契 約 金 額	2,442,000 円
随 意 契 約 に よ る こととした理由	防災・安全情報提供システムは登録者に防災情報及び防犯情報をメール配信するシステムであり、平成 22 年 7 月からバイザー株式会社に運用を委託しています。本システムは、同社が開発し、配信登録等の運用保守を行っているものであり、開発業者以外がシステムの運用を行うことができません。したがって、代替性が無く、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、バイザー株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	避難行動要支援者支援システム運用保守業務委託（システム年間サポート）契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 総合防災課 電話：0467－23－3000
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月16日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日）
契 約 の 相 手 方 の 名称及び所在地	都築電気株式会社第六ソリューション営業統括部 横浜市西区高島一丁目1番2号
契 約 金 額	588,456 円
随意契約による こととした理由	鎌倉市避難行動要支援者支援システムは、市内の住民基本台帳データ、障害者データ、介護データと連携し、避難行動要支援者名簿を作成するためのシステムであり、都築電気株式会社により本市独自のシステムを導入したものです。本システムは、システム導入者である同社以外が運用保守を行うことができません。したがって、代替性が無く、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、都築電気株式会社第六ソリューション営業統括部と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	防災行政用無線局保守点検業務委託契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 総合防災課 電話：0467-23-3000
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月19日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三愛電子工業株式会社厚木営業所 厚木市旭町5丁目41番20号
契 約 金 額	5,643,440 円
随意契約によること とした理由	防災行政用無線は設置者による独自の制御システムの設計を使用しており、システムの設計者である設置業者以外に保守点検を行うことはできません。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	公衆無線LAN運用保守業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 総合防災課 電話：０４６７－２３－３０００
契 約 締 結 日	令和６年（２０２４年）４月１７日 （契約期間：令和６年（２０２４年）４月１日～令和７年（２０２５年）３月３１日）
契 約 の 相 手 方 の 名称及び所在地	東日本電信電話株式会社 横浜市中区山下町１９８番地
契 約 金 額	３,６４５,７３０ 円
随意契約による こととした理由	公衆無線LANシステムは、平成２７年（本庁舎・第３分庁舎・学習センター）・平成２８年（４支所・武道館・芸術館）・平成２９年（小学校５校）に順次構築し運用を開始したもので、このシステムを構築した東日本電信電話株式会社に運用保守を委託しています。 本システムは、同社が開発し運用しているシステムであり、他の業者による運用は不可能であるため、東日本電信電話株式会社と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	M C A無線保守点検業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 総合防災課 電話：0467-23-3000
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 17 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	田中電気株式会社神奈川営業所 川崎市川崎区東田町 8 番地
契 約 金 額	1, 284, 360 円
随意契約によること とした理由	M C A無線システムは、単信式の無線機で、鎌倉市が保有する無線機相互間のみでの交信が可能な無線システムです。この無線方式は、設置者ごとに電氣的な構造や回路ブロックが異なります。また、一斉通話やグループ通信を行うためのプログラム設計も設置者により異なります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	名越クリーンセンター焼却設備等修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境センター（名越クリーンセンター） 電話：0467-24-1096（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月23日 （契約期間：令和6年（2024年）4月23日～ 令和7年（2025年）1月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号
契 約 金 額	53,570,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、名越クリーンセンターの焼却設備等の修繕を実施するものですが、この焼却設備等は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工したもので、機器の構造、使用材料等は当該業者独自のものです。 このため、焼却設備等の修繕は、その機能・構造を熟知している当該業者以外は履行できません。また、焼却炉の耐火物等補修の施工方法が独自のもので、著作物として保護されている設計内容を他業者が把握することができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社以外は補修できません。 直接修繕費の妥当性を判断するうえで、価格が公表されている労務単価を用いて直接修繕費の妥当性を判断しています。見積書の直接修繕費で、労務単価については、令和6年3月改定の神奈川県公共工事設計労務単価に各係数を加えた単価と比較すると廉価となっており、また、見積書の直接修繕費を基に、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「公共建築工事共通費積算基準」の諸経費率を使って修繕費を積算すると、見積金額の方が廉価となることから価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	空調設備用自動制御機器保守点検業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 腰越支所 電話：0467-33-0710（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー横浜支店 横浜市西区みなとみらい 2-2-1
契 約 金 額	1,232,000 円
随意契約によること とした理由	腰越行政センターの空調設備用自動制御機器は、中央管制装置により空調設備の操作（空調機・ファンコイル・冷温水発生機の稼動及び温度の設定や確認）や運転異常などの監視、並びに、各水槽・ポンプ等給排水設備の異常監視を行っており、中央管制装置を含めて全ての制御機器がアズビル(株)製の機器で運用が行われています この中央管制装置による監視は、館内のみならず通信機器により暗号化された信号により 1 日 24 時間、館外からの監視も行なわれています。 本契約は、上記空調設備用自動制御機器の適正稼働を維持するための定期点検及び保守業務の委託が業務内容となりますが、その監視体制全体の適正稼働の確認は、製造会社であり通信情報の監視会社である契約予定の相手方しか行えないため当該業者との随意契約とするものです。 契約金額については、点検対象機器台数の計上に誤りがあり、再計算を行ったため増額となっていますが、契約金額は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	建物総合損害共済保険
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 学校施設課 電話：0467-23-3000 内線 2456
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 19 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 東京都千代田区平河町 2－4－1
契 約 金 額	2,545,166 円
随意契約によること とした理由	契約相手である「公益社団法人全国市有物件災害共済会」は、地方自治法第 263 条の 2 の規定に基づき、災害によって市等が有する公有財産に生じた損害に関する相互救済事業を実施するため、全国の各市が共同で設置した公共社団法人であり、792 市中全ての市が加入しており、本市も相互救済事業に賛同し、会員市となっているため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	社会福祉法人指導監査等支援業務委託（単価契約を含む）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 福祉総務課 電話：0467-23-3000 内線 2561
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東京都港区浜松町 1－30－5 監査法人アリア
契 約 金 額	執行予定額：1,430,000 円（うち消費税額 130,000 円） 【内訳（消費税抜き）】 額確定分：800,000 円 単価契約分： ①現地指導監査への同行及び追加報告書の作成 1 件あたり 50,000 円 執行予定数… 6 件 ②訪問による相談対応 1 回当たり 20,000 円 執行予定数…10 回
随意契約によること とした理由	本業務は、財務諸表等の書類審査及び報告書の作成（額確定分）、現地指導監査への同行及び追加報告書の作成（単価契約分①）、訪問による相談対応（単価契約分②）を含む業務であり、各業務には密接な関連があるため、別契約とすることは合理的ではありません。 このことから、複数単価契約となるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。 なお、契約にあたっては、社会福祉法人会計に精通し、本業務と同種の業務委託を自治体から受託した実績のある業者から複数見積書を徴し、見積書の提出があり、見積額が予算の範囲内である業者を選定しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	植木剪定材資源化等業務委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 24 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社都実業 鎌倉市城廻 640 番地 3
契 約 金 額	執行予定金額： 263,780,000 円 単価（税別）：21,800 円／トン 予 定 数 量：①植木剪定材（一般材）6,200 トン ②植木剪定材（袋入り）4,800 トン
随意契約によること とした理由	市町村は、「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（平成 26 年 10 月 8 日付 環境省通知）」により、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要であるため、次のことを徹底するように求められています。 (1) 市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理すること。 (2) 市町村は、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条及び第 4 条に従い、適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受注者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないこと。 (3) 契約の締結については、地方自治法の規定に基づく競争入札により行うことが原則であるが、廃棄物の処理に関する最高裁判決（平成 26 年 1 月 28 日付）において、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」ことが示されており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的及び趣旨を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な運用を図ること。

本市が委託契約を行うにおいても、自由競争が可能な業務を除き、以上の点を踏まえて契約の相手方を選定する必要があります。

また、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした一般廃棄物処理基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用又は再資源化による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。

神奈川県内の木くず処理業者 22 者に確認を行ったところ、一般廃棄物として排出される植木剪定材の資源化処理が可能な事業者は 6 者ありました。このうち、仕様書で定める作業条件（草・枝・竹・笹・シュロなどの混合処理、家庭から排出される袋入り植木剪定材の破袋作業）に対応できる事業者は 3 者（株式会社タケエイグリーンリサイクル、株式会社都実業、株式会社リテック）ありました。

3 者のうち、株式会社タケエイグリーンリサイクルは、令和 2 年度（2020 年度）に本業務において不適正な処理を行い、本市から契約を解除した経緯があることから、本業務を適正に処理する能力を有する事業者と判断することができません。

株式会社リテックは、同者の施設において本業務で予定する量（年間 11,000 トン）を処理した実績がなく、委託を受けて事業場を管理運営した実績もない旨を確認しました。受入事業場の周辺には農地や住宅があり、処理が遅れて受入事業場に植木剪定材が停滞したり、事業場の管理が不十分であると、粉塵飛散や臭気などの問題が生じ、周囲の生活環境に支障が生じることになります。業務に必要な処理能力と事業場の管理運営の実績を有しない株式会社リテックは、本業務を適正に処理する能力を有する事業者と判断することができません。

よって現時点において、本業務を確実に履行できる能力を有する事業者は、本業務について履行実績を有する株式会社都実業のみであると考えます。

株式会社都実業は、市内に本社を置く事業者であるとともに、茅ヶ崎市に自ら木質チップを燃料とするバイオマス発電施設を有し、施設内で本市の植木剪定材資源化を行っています。当該施設は、本市の植木剪定材以外にも、茅ヶ崎市、二宮町、平塚市及び大磯町等の近隣市町から発生する植木剪定材も処理していることから、エネルギーの地産地消や温室効果ガスの排出抑制に寄与すると考えます。また、当該施設は、本市近郊に所在し、緊急時には、受入事業場を経由せず、市内の排出場所から直送が可能であることから、災害等の際も本市で発生した植木剪定材の処理

	を継続することができます。 以上のことから、本業務の履行ができる唯一の事業者である株式会社都実業と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を締結し、安定的な受入事業場の運営及び資源化を図るものです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度建築行政共用データベースシステム（総合管理センター環境）利用契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市景観部 建築指導課 電話：0467-61-3586
契 約 締 結 日	令和 6 年 4 月 17 日 (契約期間：令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	一般財団法人 建築行政情報センター 東京都新宿区神楽坂一丁目 15 番地
契 約 金 額	1, 133, 000 円
随意契約によること とした理由	建築確認審査業務において、建築確認済証の発行及び処理状況管理等の事務及び建築物の設計者等の資格等の確認は欠かせない要件ですが、この両方を利用できる仕様を満たすサービスは建築行政共用データベースシステムのみです。 また、この建築行政共用データベースシステムは、構造計算書偽装問題を契機に国土交通省の主導によりなされた構築で、その開発・検討にあたっては学識経験者や特定行政庁、指定確認検査機関を委員とした開発委員会が設置され、構築段階から建築行政分野におけるシステムとして公共性・政策性・信頼性が高く、効率的なものとなっています。 一般財団法人建築行政情報センターは、この建築行政共用データベースシステムを供給する唯一の団体であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	七里ガ浜浄化センター中央監視制御装置点検業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467－46－8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 24 日 (契約期間:令和 6 年(2024年)4月1日から 令和 7 年(2025年)3月31日まで)
契 約 の 相 手 方 の 名称及び所在地	東芝インフラシステムズ株式会社 川崎市幸区堀川町 72 番地 34
契 約 金 額	4,950,000 円
随意契約による こととした理由	本業務は、七里ガ浜浄化センター各設備の運転・制御・監視を行っている中央監視制御装置について、この動作が常に安定しその機能を十分に発揮できる状態を維持するために、年 1 回の細密点検と突発的故障が発生した場合に対応する 24 時間緊急補修の業務を委託するものです。 中央監視制御装置の点検には、機器の構造と制御方法等を熟知していること、点検で各設備を停止させた際の関連機器への影響及び七里ガ浜浄化センター処理機能に及ぼす影響を理解し、各影響を最小限にする措置を講じる知識と技術が必要です。七里ガ浜浄化センターの中央監視制御装置は、東芝インフラシステムズ株式会社が専用に構築したものです。このため、本点検業務は、当該業者以外では行うことができません。 また、契約金額は、点検内容に応じた人工数と諸経費であり、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、東芝インフラシステムズ株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	国宝建長寺絹本淡彩蘭溪道隆像保存修理業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部文化財課 電話：0467-23-3000 内線：2346
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 16 日 (契約期間:令和 6 年(2024 年) 4 月 16 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社墨仁堂 静岡県静岡市葵区大岩一丁目 4 番 4 号
契 約 金 額	4, 8 0 7, 1 7 6 円
随意契約によること とした理由	国宝（美術工芸品）の修理については、特殊な技術を必要とすることから、文化財保護法第 147 条第 1 項に定める選定保存技術を保持・保存する団体として認定されている一般社団法人国宝修理装演師連盟の加盟業者と契約を締結する必要があります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により株式会社墨仁堂と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	国指定重要文化財円覚寺絹本著色五百羅漢像保存修理業務委託
契約事務担当課等の名称及び連絡先	教育文化財部文化財課 電話：0467-23-3000 内線：2346
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月25日 (契約期間：令和6年(2024年)4月25日～令和7年(2025年)3月31日)
契約の相手方の名称及び所在地	株式会社墨仁堂 静岡県静岡市葵区大岩一丁目4番4号
契 約 金 額	25,160,285 円
随意契約によることとした理由	国指定重要文化財（美術工芸品）の修理については、特殊な技術を必要とすることから、文化財保護法第147条第1項に定める選定保存技術を保持・保存する団体として認定されている一般社団法人国宝修理装演師連盟の加盟業者と契約を締結する必要があります。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により株式会社墨仁堂と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	七里ガ浜浄化センターNo.1 余剰汚泥供給ポンプ用インバータ修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月25日 （契約期間：令和6年（2024年）4月25日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東芝インフラシステムズ株式会社 川崎市幸区堀川町72番地34
契 約 金 額	8,140,000 円
随意契約によること とした理由	余剰汚泥供給ポンプ用インバータは、東芝インフラシステムズ株式会社が独自で製造・設置したものであり、同社以外では修繕を行うことができません。 このことから、東芝インフラシステムズ株式会社を選定しました。 契約金額については、下水道用設計標準歩掛表で計算して比較したところ、妥当であると判断しました。 このことから、東芝インフラシステムズ株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	クラウド通信基盤利用契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467－２３－３０００
契 約 締 結 日	令和６年（２０２４年）４月１９日 契約期間：令和６年（２０２４年）４月１日～令和７年（２０２５年３月３１日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目７番１号
契 約 金 額	16,339,400 円
随意契約によること とした理由	クラウド通信基盤は庁内外で利用するオンライン会議サービス、窓口における手数料のキャッシュレスサービス、窓口の各レジに接続するクラウドPOS、本市業務用サーバーが稼働しているクラウドサービス等、職員の内部事務のみならず、窓口における市民サービスを支える重要な通信基盤です。 このため、障害等の発生により、通信が途絶えた場合、代替となる措置がなく、直ちに住民サービスに影響を及ぼす性質を有していることから、運用保守にあつては、既に運用中の閉域通信網（鎌倉市役所本庁舎と鎌倉市各機関の拠点間の接続等を行うための専用線で構築されているもの。本閉域通信網はソフトバンク株式会社と契約中。）と接続している唯一のクラウド環境である「Microsoft Azure」のCSPプログラムを利用するには、情報セキュリティに留意しながら市の行政施設ネットワーク環境と安定した通信を行えるよう、現在運用中の本市閉域通信網について構築・運用している事業者との契約が必要となります。 さらに、本市の閉域通信網の構築・運用業者であることから、当該業者以外の者に本業務を履行させた場合、既存の閉域通信網の確認及び調整において、著しい支障が生じるおそれがあると同時に、責任分界点の範囲が不明確となる恐れがあることから、上述した条件にあてはまる唯一の業者であるソフトバンク株式会社を契約予定業者とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結しようとするものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	市有地境界確定、道路台帳整備及び狭あい道路拡幅整備事業に係る測量等業務委託（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 道水路調査課 電話：0467-23-3000 内線 2386
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	別紙のとおり
契 約 金 額	執行予定額：86,857,552 円（道水路調査課） 30,200,000 円（公的不動産活用課） 単価は別紙のとおり
随意契約によること とした理由	当該測量等業務委託は、年間約 200 件の発注を予定しており、これに速やかに対応するには、当該測量等業務に求められる機器検定に適合する機器及び測量技術を有している複数の専門業者と契約し、複数の境界確定業務等を即時対応にて執り行う必要があります。そのため、次の参加資格条件を示し、希望者を募りました。 <参加資格条件> 1 測量法第 55 条に基づく測量業者としての登録を受けていること。 2 鎌倉市入札参加資格認定業者名簿の測量に登録され、かつ（１）（２）のいずれかを満たすこと。 （１）市内に本社又は受任地を設定している業者 （２）過去 2 年間に本市の道水路境界確定、道路台帳整備及び狭あい道路拡幅整備事業に伴う測量等業務委託の契約を締結している業者 3 本市が提示した各項目別単価にすべて同意できること。 4 当該測量等業務に求められる機器検定に適合すること。 5 本市の発注及び指示に対し速やかに対応できること。 15 者から参加申込書の提出があり、内容を審査した結果、参加資格要件を満たしていることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により、随意契約を締結したものです。

	なお、価格の決定にあたっては、令和5年度に複数単価契約を締結した15者に見積りを依頼し、8者から見積書を徴した（7者辞退）上で、国土交通省により定められた設計業務等標準積算基準に基づく本市の積算価格と比較しました。適正な業務履行を担保するため、各項目について本市積算価格の80%を下限として見積書の最低価格をもって契約単価としており、価格については妥当であると考えます。
--	--

契約の相手方の名称及び所在地

(業者名はあいうえお順)

2024/3/31 現在

	測量業者名	住所	代表者名	電 話
1	有限会社 アサヒ測量	藤沢市柄沢一丁目1番地の22	取締役 鈴木 理	0466 (28) 0703
2	株式会社 アルファ測量設計開発	横浜市金沢区泥亀二丁目8番9号 大同ビル2階	代表取締役 椎名 正巳	045 (781) 8042
3	有限会社 エス・テック	鎌倉市寺分一丁目 19 番 14 号	取締役 杉浦 秀人	0467 (38) 3122
4	有限会社 鎌倉測量社	鎌倉市岩瀬 1056 番地	代表取締役 秋元 景三郎	0467 (46) 3494
5	株式会社 湘南ウイステリア	藤沢市亀井野 3259 番地1	代表取締役 藤原 寿	0466 (81) 8347
6	有限会社 湘洋測量設計	鎌倉市小袋谷二丁目 14 番 10 号	代表取締役 宮田 敦志	0467 (47) 4646
7	株式会社 ティープランニング一級建築士事務所	藤沢市藤沢 917 番地1 ハマハイツ藤沢ビル1ーA号室	代表取締役 塚口 恒夫	0466 (23) 2255
8	東湘測量設計株式会社	藤沢市辻堂神台二丁目 10 番 28 号	代表取締役 永井 哲	0466 (36) 2109
9	東京レコン株式会社	横浜市西区桜木町七丁目 44 番地	代表取締役 小川 剛	045 (314) 3310
10	葉山観光開発株式会社 鎌倉支店	鎌倉市長谷二丁目1番7号	支店長 梶川 竜之介	0467 (25) 6979
11	普川測量株式会社	藤沢市遠藤 3235 番地	代表取締役 普川 宣弘	0466 (87) 8900
12	株式会社 ホーコー技研	鎌倉市津西一丁目 10 番 11 号	代表取締役 木田 洋人	0467 (31) 4325
13	有限会社 ポラリス	鎌倉市常盤 91 番地5	代表取締役 小林 大輔	0467 (32) 5148
14	有限会社 明成測量調査設計	藤沢市大鋸三丁目 12 番 48 号	代表取締役 横江 慎一郎	0466 (24) 0010
15	株式会社 ランドマーク	藤沢市藤沢 973 番地 相模プラザ第3ビル4階 A	代表取締役 石井 公治	0466 (50) 7674

令和6年度契約単価一覧表

(市街地乙)

単位:円

項 目	単位	令和6年度単価
境界立会	回	83,790
打合せ協議	回	48,610
調査・報告	業務	122,500
境界点測量	点	2,033
石標埋設	本	14,050
金属標埋設	枚	6,477
金鉋埋設(コンクリート巻)	本	2,759
プラスチック杭埋設	本	8,450
石標撤去(1本)	本	9,254
石標撤去(部分)	本	5,159
伐採	m	604
境界点復元測量	点	2,221
検査探索	点	1,665
4級基準点測量(現場内)	m	1,214
4級基準点測量(現場外)	点	60,757
補助基準点測量	m	2,166
交点計算	点	240
面積計算	m ²	79
申請資料作成	区画	17,756
確定図作成	m ²	85
確定図修正	m ²	10
4級基準点計算整理	m	210
境界点計算整理	点	325
中心線測量	m	830
用地幅杭設置測量	m	2,532
成果検定	m ²	47
電子成果品の作成	業務	21,100

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	活動波保守業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	鎌倉市消防本部 指令情報課 電話：0467-44-0995（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 18 日 契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日～ 令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日
契約の相手方の名称 及び所在地	NEC ネットエスアイ株式会社神奈川支店 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	13,728,000 円
随意契約によること とした理由	消防救急デジタル無線（活動波）は、平成 15 年（2003 年）10 月の電波法関係審査基準改正により、アナログ方式からデジタル方式に移行することとなり、高機能消防指令センターとともに平成 26 年（2014 年）度に整備を行いました。 NEC ネットエスアイ株式会社神奈川支店は、当市で運用している消防業務の特殊性、緊急性、人命等の保護を最優先した機器を開発し、専門知識のみならず、設置したコンピュータ等を含めた特殊な電子機器に精通した業者です。 このため消防本部が保有する高機能消防指令センターのハード面及びソフト面でのトラブルの際、迅速に対処できる唯一の業者である、NEC ネットエスアイ株式会社神奈川支店を選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	高機能消防指令センター保守点検業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	鎌倉市消防本部 指令情報課 電話：0467-44-0995 （直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年 4 月 18 日 (契約期間：令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	N E C ネットエスアイ株式会社 神奈川支店 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	32, 520, 950 円
随意契約によること とした理由	高機能消防指令センターは、当市内においてすべての 119 番通報を 365 日、24 時間受信し災害に瀕した市民のニーズに迅速かつ確実に対応するため、通報から事案終了するまでを、一括管理運用するシステムです。 N E C ネットエスアイ株式会社は本システムを開発した業者であり、本委託業務は、システム機器の保守及び点検を実施するもので、ハード面及びソフト面でのトラブルの際、開発、設置した業者でなければ対応できないため N E C ネットエスアイ株式会社神奈川支店を選定しました。 また、契約金額について株式会社 JECC 提供のサービス商品価格表に記載されている各事業所の一般 SE 時間単価と比較し廉価であることから、妥当と判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	乳がんマンモグラフィ集団検診及び事務一括業務委託契約 (複数単価契約)												
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線 2331												
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 30 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 30 日 ～ 令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)												
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人 神奈川県予防医学協会 横浜市中区日本大通 58 番地												
契 約 金 額	執行予定額：3,490,380 円（うち消費税及び地方消費税額 347,480 円） 内訳 額確定分 1,344,000 円（うち消費税及び地方消費税額 114,800 円） 単価契約分 2,145,980 円（うち消費税及び地方消費税額 232,680 円） 単価契約分（単価） <table> <tr> <td>集団検診当日受付業務</td><td>8,800 円</td></tr> <tr> <td>集団検診当日医師立会費用</td><td>80,000 円</td></tr> <tr> <td>受診票郵送料</td><td>120 円</td></tr> <tr> <td>検診結果郵送料</td><td>84 円</td></tr> <tr> <td>検診費用（左右 2 方向撮影）</td><td>6,800 円</td></tr> <tr> <td>検診費用（左右 1 方向撮影）</td><td>5,100 円</td></tr> </table>	集団検診当日受付業務	8,800 円	集団検診当日医師立会費用	80,000 円	受診票郵送料	120 円	検診結果郵送料	84 円	検診費用（左右 2 方向撮影）	6,800 円	検診費用（左右 1 方向撮影）	5,100 円
集団検診当日受付業務	8,800 円												
集団検診当日医師立会費用	80,000 円												
受診票郵送料	120 円												
検診結果郵送料	84 円												
検診費用（左右 2 方向撮影）	6,800 円												
検診費用（左右 1 方向撮影）	5,100 円												
随意契約によること とした理由	乳がんマンモグラフィ検診を平日に受診できない対象者の 利便性を図るため、日曜日に検診を実施します。検診を実施 するにあたり、指定する日程・場所に検診車を確実に配車す ること及び医療機関と同等の高精度の読影技術等が必要とな ります。これらの条件を満たしているのは、公益社団法人神 奈川県予防医学協会のみであることから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると認め、同者と随意契約を 締結しました。												

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市生活困窮者一時生活支援事業及び生活困窮者自立相談支援事業委託
契約事務担当課等の名称及び連絡先	健康福祉部生活福祉課 電話：0467-23-3000 内線：2365
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月16日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称及び所在地	特定非営利活動法人 湘南ライフサポート・きずな 藤沢市鵜沼石上1丁目1番17号
契 約 金 額	1,802,130 円
随意契約によることとした理由	一時生活支援事業は、ホームレスや、定まった住居を喪失し終夜営業の店舗等に宿泊する者等の生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供、及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与、又は提供を行うとともに、生活上の様々な相談に応じることにより、安定した生活を営めるよう支援し、自立を促進することを目的としています。 本事業を、神奈川県、平塚市、藤沢市及び本市の間で協定を締結し、共同で実施することとなりました。この協定において、神奈川県が選定した事業者が管理運営する施設において当該事業を実施することとしており、先般神奈川県が事業者の公募を行い、非営利活動法人湘南ライフサポート・きずなを受託者として選定しました。 同者は、一時生活支援事業を実施する宿泊室として利用可能な無料低額宿泊所等を運営管理していることに加え、ホームレス等に対する相談支援について相当程度の実績があり、県内各市から生活支援に関する事業を受託し、ホームレスの支援団体や関係機関とも連携して、積極的に支援に取り組んでいます。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	名越クリーンセンター破砕機修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境センター（名越クリーンセンター） 電話：0467-24-1096（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月30日 （契約期間：令和6年（2024年）4月30日～ 令和7年（2025年）1月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号
契 約 金 額	6,710,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、一般廃棄物の処理設備の破砕機（可燃性粗大ごみを細かく破砕する設備）の機能が低下したため、機能を回復させるものです。 名越クリーンセンターの破砕機は、三菱リンデマンプレスシャLM-KS型でこの破砕機の日本におけるパテント（特許）を三菱重工株式会社が持っており、補修に当たっては、三菱重工業株式会社のメンテナンスを担当する三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社しか、この部品の製作・供給を行うことができません。 直接修繕費の妥当性を判断するうえで、価格が公表されている労務単価を用いて直接修繕費の妥当性を判断しています。見積書の直接修繕費で、労務単価については、令和6年3月改定の神奈川県公共工事設計労務単価に各係数を加えた単価と比較すると廉価となっており、また、見積書の直接修繕費を基に、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「公共建築工事共通費積算基準」の諸経費率を使って修繕費を積算すると、見積金額の方が廉価となることから価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市国民健康保険特定保健指導動機付け支援 (令和 6 年度対象者分) 業務委託 (単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 保険年金課 電話 : 0467-23-3000 内線 : 2664
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 5 月 1 日 (契約期間 : 令和 6 年(2024 年) 5 月 1 日～令和 7 年(2025 年) 5 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人鎌倉市医師会 鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号
契 約 金 額	執行予定額 : 6,468,000 円 単価 : 13,200 円 (予定数量 : 490 人)
随意契約によること とした理由	本業務は「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定された特定保健指導のひとつである、動機付け支援プログラムです。 動機付け支援とは、鎌倉市国民健康保険特定健康診査の結果、生活習慣病の危険性が高く、生活習慣の改善による予防が必要な対象者に対し、1 回 20 分以上の面接で、自分の生活習慣の改善すべき点等を自覚し、目標を設定し行動していくことを目的に実施するもので、3 箇月後にその評価をします。 特定健康診査の委託先である公益社団法人鎌倉市医師会が特定健康診査の結果説明時に同時に実施することで、動機付け支援を効率的に行うことができます。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	地図情報システム（共通基盤及び公開型） （令和 6 年（2024 年）4 月開始）利用契約（長期継続契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467-23-3000 内線 2625
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）4 月 16 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 11 年（2029 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社パスコ 神奈川県横浜市中区山下町 223-1 NU 関内ビル
契 約 金 額	39,611,000 円（月額：660,176 円） ただし令和 11 年（2029 年）3 月分は 660,616 円
随意契約によること とした理由	本市では、令和 4 年（2022 年）8 月 24 日に策定した「鎌倉市 D X 推進指針」に基づき、「鎌倉市共通基盤 G I S 構築業務委託（契約締結日：令和 5 年（2023 年）4 月 28 日）」及び、「鎌倉市公開型 G I S 構築業務委託（契約締結日：令和 5 年（2023 年）4 月 28 日）」の契約を締結し、庁内共通の G I S の導入を進めてきました。 今回の契約案件は、令和 5 年度構築した株式会社パスコ社製の共通基盤及び公開型 G I S を利用するものです。 調達の対象となる地図情報システムは、上記のとおり、令和 5 年度に構築業務委託を行い、令和 6 年度以降についても全庁を対象に利用するには、同社と契約を締結することが必要であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を同社と締結したものです。 また、当該システムは、業務と密接に関連している課もあり、市民も閲覧することから、365 日切れ目なく利用可能であることが求められ、システムの利用方法については、毎年の研修を通じ、職員が訓練する必要があります。 上記の理由及びシステムの利用は、商習慣上 1 年を超える契約期間を設けることが一般的であることから、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第 2 条第 2 号に該当するため、長期継続契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市紙おむつ支給事業委託契約(複数単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部介護保険課 電話:0467-23-3000 内線:2607
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)4月12日 (契約期間:令和6年(2024年)4月1日～ 令和7年(2025年)3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	白十字販売株式会社 東京都豊島区高田3-23-12
契 約 金 額	単価契約: 10,920,000円(執行予定額) 単価は別添「品目一覧表」のとおり
随意契約によること とした理由	本事業は、支給対象となる者(以下「対象者」という。)が指定品目の中から紙おむつ等を複数選択し(最大4品目)、偶数月に委託業者が各家庭へ配送するものです。なお、対象者が選択した品目の合計金額が7,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を超える場合は、超過金額は対象者の自己負担となります。 本事業は、品目ごとに単価を設定する複数単価契約で行うものであり、契約時点では数量が確定していないため、見込数量に基づく総額を比較する競争入札よりも、総額の比較のほかに、価格交渉を行って各単価を最も廉価な額に近づけることができる随意契約が有利であると認められます。そこで、4者に見積の提出を依頼し、価格交渉を行った結果、白十字販売株式会社から提出された見積額が総額において最も廉価であったため、同社を委託業者と選定しました。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

品目一覧表

番号	①種別	②品目	③サイズ等	④メーカー	⑤一袋当たりの枚数	⑥梱包単位	⑦単価(税込)
1	フラット型	応援介護フラットタイプ	30×72	白十字	30枚入り	2	2,640
2	パンツ型	アテントさらさらパンツ長時間	M～L	大王製紙	20枚入り	1	2,970
3	パンツ型	アテントさらさらパンツ長時間	L～LL	大王製紙	18枚入り	1	2,970
4	パンツ型	サルバやわ楽パンツしっかり長時間	M～L	白十字	18枚入り	1	1,650
5	パンツ型	サルバやわ楽パンツしっかり長時間	L～LL	白十字	16枚入り	1	1,650
6	パンツ型	ライフリーリハビリティパンツ	S	ユニ・チャーム	18枚入り	1	2,640
7	パンツ型	ライフリーリハビリティパンツ	M	ユニ・チャーム	16枚入り	1	2,640
8	パンツ型	ライフリーリハビリティパンツ	L	ユニ・チャーム	14枚入り	1	2,640
9	パンツ型	ライフリーリハビリティパンツ	LL	ユニ・チャーム	12枚入り	1	2,640
10	パンツ型	オンリーワンケア 前後フリーパンツ	S	光洋	20枚入り	1	2,310
11	パンツ型	オンリーワンケア 前後フリーパンツ	M	光洋	18枚入り	1	2,310
12	パンツ型	オンリーワンケア 前後フリーパンツ	L～LL	光洋	16枚入り	1	2,310
13	パンツ型	サルバやわ楽パン安心うす型	M～L	白十字	22枚入り	1	1,848
14	パンツ型	サルバやわ楽パン安心うす型	L～LL	白十字	20枚入り	1	1,848
15	パンツ型	オンリーワンケア 前後フリーパンツうす型	S	光洋	24枚入り	1	2,420
16	パンツ型	オンリーワンケア 前後フリーパンツうす型	M	光洋	22枚入り	1	2,310
17	パンツ型	オンリーワンケア 前後フリーパンツうす型	L～LL	光洋	20枚入り	1	2,255
18	尿取りパッド	サルバあて楽パッドスーパーワイド長時間	28×55	白十字	30枚入り	3	3,135
19	尿取りパッド	サルバ尿とりパッドスーパー	男性用	白十字	45枚入り	3	3,135
20	尿取りパッド	サルバ尿とりパッドスーパー	女性用	白十字	45枚入り	3	3,135
21	尿取りパッド	サルバあて楽パッド朝まで1枚夜用スーパー	28×64	白十字	22枚入り	2	2,640
22	尿取りパッド	ライフリー 一晩中あんしん尿とりパッドスーパー	28×60	ユニ・チャーム	14枚入り	3	3,234
23	尿取りパッド	アクティ尿とりパッド昼用・長時間3回分吸収	20×48	クレシア	24枚入り	3	2,046
24	テープ止め型	アテントテープ止め	M	大王製紙	20枚入り	1	2,618
25	テープ止め型	アテントテープ止め	L	大王製紙	17枚入り	1	2,618
26	テープ止め型	アテントテープ止め	LL	大王製紙	15枚入り	1	2,618
27	テープ止め型	応援介護あて楽テープ	M	白十字	20枚入り	1	1,870
28	テープ止め型	応援介護あて楽テープ	L	白十字	17枚入り	1	1,870
29	テープ止め型	ライフリー横モレあんしんテープ止め	S	ユニ・チャーム	22枚入り	1	2,640
30	テープ止め型	ライフリー横モレあんしんテープ止め	M	ユニ・チャーム	20枚入り	1	2,640
31	テープ止め型	ライフリー横モレあんしんテープ止め	L	ユニ・チャーム	17枚入り	1	2,640
32	テープ止め型	ライフリー横モレあんしんテープ止め	LL	ユニ・チャーム	15枚入り	1	2,640

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市コンビニ等公金収納代行業務委託契約 (複数単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	会計管理者 会計課 電話：０４６７－２３－３０００ 内線２２２４
契 約 締 結 日	令和６年４月２６日 (契約期間：令和６年(2024年)４月１日 ～ 令和７年(2025年)３月３１日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ＮＴＴデータ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号
契 約 金 額	執行予定額：３８，５００，０００円 (うち消費税額及び地方消費税額 ３，５００，０００円) コンビニエンスストア収納 科目は市税（市県民税（普通徴収）、固定資産税-都市計画税、 軽自動車税）・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・ 介護保険料の５科目を実施。 電子マネー、モバイルレジ及びクレジット収納 科目は市税（市県民税（普通徴収）、国民健康保険料の２科目を 実施。
随意契約によること とした理由	平成２５年度から市税等のコンビニ収納を開始するにあたり、平成２４ 年６月にプロポーザル方式により選定した株式会社ＮＴＴデータにコ ンビニ公金収納の導入支援業務を委託し、平成２５年４月からコンビニ 公金収納を開始しました。 平成２４年度に実施した導入支援業務により、鎌倉市会計課に設置し た端末機との通信設定作業等を行った結果、納付書発送後から公金が 鎌倉市会計管理者口座に入金されるまでの安定した収納ルートが確立 されました。 業者が変更となった場合、再度業者の仕様に合わせたシステムを構 築する必要がある等、導入作業や新たな費用が発生することから、平 成２５年度以降のコンビニ収納を事故等もなく安定した運用が実施され た実績もあり、このことから地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 ２号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市口座振替システム運用業務委託（長期継続契約） （複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	会計管理者 会計課 電話：０４６７－２３－３０００ 内線２２２４
契 約 締 結 日	令和６年５月１日 (契約期間：令和６年(2024年)４月１日 ～ 令和９年(2027年)３月３１日)
契約の相手方の名称 及び所在地	ＡＧＳ株式会社 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷４－３－２５
契 約 金 額	執行予定額：５，９１０，３００円 （うち消費税額及び地方消費税額 ５３７，３００円） 月額基本料：５０，０００円／月（本体価格） ＬＧＷＡＮ接続利用料：１２，０００円／月（本体価格） 金融機関接続料：８４，０００円／月（本体価格） 領収書処理料：１３円／件（本体価格） 予定数量：３，０００件
随意契約によること とした理由	口座振替システム運用業務は、初期投資としてＡＧＳ株式会社が実施した口座振替システム構築業務と密接不可分な業務であり、業者が変更となった場合、再度業者の仕様に合わせたシステムを構築する必要がある等、導入作業や新たな費用が発生します。 ＡＧＳ株式会社は事故等もなく安定した運用が実施されていることから地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	遠隔システム機器「窓」利用及び設置等業務契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 行政マネジメント課 電話：0467-23-3000 内線：2220
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月15日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	MUSVI 株式会社 東京都品川区北品川五丁目12番4号7F
契 約 金 額	2,266,000 円 （うち消費税額及び地方消費税額 206,000 円）
随意契約によること とした理由	等身大に近い姿が映され、同じ空間にいるようなことが体感でき、移動が可能なオンライン設備については、他者から販売されているものではありません。 このため、一般的なオンライン設備等から、価格の妥当性を検証したところ、市場価格で月額1台あたり11,000円から55,000円程度（消費税額及び地方消費税額含む）となっています。 今回、試験導入する MUSVI 株式会社製の「窓」の見積書では、月額1台あたり44,000円となっており、一般的なオンライン設備等の市場価格の範囲内であることから、妥当であると判断します。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	神奈川県消防救急デジタル無線共通波設備保守業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	鎌倉市消防本部 指令情報課 電話：0467-44-0995（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 15 日 契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日～ 令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日
契約の相手方の名称 及び所在地	日本電気株式会社 神奈川支社 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	3,301,100 円
随意契約によること とした理由	神奈川県消防救急デジタル無線共通波（以下「共通波」）設備は、平成 26 年度の高機能消防指令センター整備に伴い整備しました。その後、神奈川県内各消防本部の共通波整備が完了し、神奈川県消防救急デジタル無線共通波設備運用及び維持管理協定書（以下「協定書」）に基づき平成 27 年 5 月 31 日から神奈川県内各消防本部で運用が開始されました。横浜市が整備主体となり、神奈川県内各消防本部は個々において共通波の維持管理を一定の仕様に従い実施することから、神奈川県内で整備した共通波の納入業者であり、共通波システムのハードウェアおよびソフトウェアの開発業者で、共通波整備に精通した整備業者である日本電気株式会社神奈川支社を選定しました。 価格の妥当性については、神奈川県内各消防本部が日本電気株式会社神奈川支社と契約を締結する契約形態から、協定書に基づき、神奈川県消防救急デジタル無線運営協議会会議に基づき費用決定しているため妥当と認められます。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	人事給与システム所得税定額減税対応委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 職員課 電話：0467-23-3000 内線：2233
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 5 月 7 日 (契約期間：契約締結日 ～ 令和 6 年（2024 年） 12 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	日本電気株式会社 神奈川支社 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	2, 7 8 8, 5 0 0 円
随意契約によること とした理由	本委託契約は、日本電気株式会社（以下、「NEC 社」という。）製の人事給与システム対して、令和 6 年度税制改正の大綱及び令和 6 年 1 月 19 日国税庁から公示された「令和 6 年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について」により、納税者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき、令和 6 年度分の所得税 3 万円の定額減税に対応できるよう改修作業を委託するものです。 この改修を行うためには、人事給与システムのプログラムを全て把握し、本市の要望とおりのプログラミングができる業者である必要があります。また、システムのプログラムの著作権を保有し、プログラムを改変できる権限を持つ業者である必要があります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により日本電気株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	焼却残さ溶融固化等処理業務委託（複数者との複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境施設課 電話：0467-23-3000 内線 2347
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月15日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	① 三重中央開発株式会社 三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地 ② 中部リサイクル株式会社 名古屋市港区昭和町 18 番地 ③ メルテックいわき株式会社 福島県いわき市四倉町字芳ノ沢 1 番 75 ④ 中央電気工業株式会社 茨城県鹿嶋市大字光 4 番地 ⑤ 株式会社しょうじ建設 静岡県田方郡函南町軽井沢字荻久保 226 番地 1 ⑥ 株式会社東亜環境コーポレーション 海老名市杉久保南五丁目 16 番 12 号 ⑦ 有限会社平伸運輸 茨城県鹿嶋市平井 1306 番地 13
契 約 金 額	執行予定額：128,137,141 円 ① 26,000 円／トン（年間予定数量 904 トン） ② 44,500 円／トン（年間予定数量 565 トン） ③ 48,280 円／トン（年間予定数量 452 トン） ④ 53,100 円／トン（年間予定数量 339 トン） ⑤ 18,000 円／トン（年間予定数量 904 トン ①運搬分） ⑥ 9,350 円／トン（年間予定数量 565 トン ②運搬分） 9,350 円／トン（年間予定数量 452 トン ③運搬分） ⑦ 6,600 円／トン（年間予定数量 339 トン ④運搬分）

随意契約によること とした理由	本業務は、焼却処理を行った際に発生する焼却残さを溶融固化処理等により資源化するため、焼却残さの処理及び運搬を民間事業者へ委託する業務です。 本市の焼却残さを資源化可能な民間事業者は、三重中央開発株式会社、中部リサイクル株式会社、メルテックいわき株式会社及び中央電気工業株式会社の４者です。 また、運搬業務は同４者と業務提携を行っている株式会社しょうじ建設、株式会社東亜環境コーポレーション及び有限会社平伸運輸の３者に限られています。 本業務はリスク分散のため、複数の事業者との契約が必要であることから、競争入札は適さないものであり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により 7 者と随意契約を締結したものです。 溶融固化等処理を委託するにあっては、本市のように処理委託と運搬委託を分割発注している事例が少なく、一括契約の形態をとっている事例が多いため、処理費と運搬費ごとに経費の妥当性を見出すことは困難な状況から、他の 2 市の処理費と運搬費の合計額と比較しながら委託料の妥当性を検証した結果、処理単価は妥当であると判断しました。 また、特殊な天蓋付密閉コンテナを使用する焼却残さの運搬については、歩掛表などには表記がないことから、神奈川県的大型バキューム車による建設汚泥廃棄物の収集・運搬受託料金を参考に 1 t 当たりの単価と比較しながら検証した結果、運搬単価についても妥当であると判断しました。
----------------------------	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	特定建築物等定期報告業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名 称 及 び 連 絡 先	都市景観部建築指導課 電話：0467-61-3596
契 約 締 結 日	令和 6 年（2023 年） 4 月 17 日 （契約期間:令和 5 年(2024 年) 4 月 1 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及 び 所 在 地	一般財団法人神奈川県建築安全協会 （横浜市中区元浜町三丁目 21 番 2 号）
契 約 金 額	8,251,595 円 （単価契約）別表のとおり
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	建築基準法第 12 条に基づき、不特定多数の人が集まる劇場・百貨店・病院等の所有者は、有資格者にその建築物の安全性を調査してもらい、その結果を特定行政庁（本市）に報告することが定められています。その内容を基に作成した報告書の提出指示・予備審査・改善指導等の業務を複数単価契約で委託します。 神奈川県内に事務所を置く指定確認検査機関のうち、定期報告業務の委託が可能な機関 2 者（一般財団法人神奈川県建築安全協会、ビューローベリタスジャパン株式会社）へ見積書を依頼しましたが、ビューローベリタスジャパン株式会社が見積を辞退したため、一般財団法人神奈川県建築安全協会 1 者のみから見積書を徴取し、随意契約を締結しました。

別表

特定建築物等定期報告業務委託（複数単価契約）

委託料単価表

委託業務			委託額	
提出指示	提 出 通 知		1 件当たり	570 円
	督 促 通 知		1 件当たり	560 円
予備審査	建築物・建築設備及び防火設備		1 件当たり	5,120 円
	昇降機等		1 件当たり	1,700 円
結果通知			1 件当たり	480 円
改善計画	審 査	建築物・建築設備及び防火設備	1 件当たり	320 円
		昇降機等	1 件当たり	320 円
	連絡調整	建築物・建築設備及び防火設備	1 件当たり	5,440 円
		昇降機等	1 件当たり	4,590 円
改善完了	審 査	建築物・建築設備・防火設備	1 件当たり	420 円
		昇降機等	1 件当たり	420 円
	現場調査	建築物・建築設備及び防火設備	1 件当たり	21,950 円
		昇降機等	1 件当たり	21,950 円
対象一覧表整備			1 件当たり	360 円

委託料の額は、前項に定める単価にそれぞれ業務実施件数を乗じて得た額に、消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	休日夜間急患診療所業務委託（単価契約を含む）		
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-61-3943（直通）		
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月15日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）		
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人鎌倉市医師会 鎌倉市材木座三丁目5番35号		
契 約 金 額	（1）運営費（額確定分） 23,421,438 円		
	（2）小児救急医療対策加算金		
	区分		単価（円）/日
	休日の昼間	年末年始を除く 休日	11,000
		休日のうち年未 年始	22,000
	夜間	平日	9,500
		土曜日及び年未 年始を除く休日	12,000
		年末年始	24,000
	（3）二科体制医師加算金		
	区分		単価（円）/日
	昼間	5月3日から5 月6日までの日	93,570
		年末年始	212,610
		12月から2月 の日曜日及び祝 日（年末年始を 除く）	106,530
	夜間	5月3日から5 月6日までの日	107,450
		年末年始	243,250
		12月から2月	123,650

			の日曜日及び祝日（年末年始を除く）	
	(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う医療スタッフの増員分			
	時給	内容		単価（円）/時
	医師	昼間	休日	9,900
年末年始			19,800	
夜間		平日	17,200	
		土曜休日	17,200	
		年末年始	34,400	
看護師	昼間	休日	1,740	
		年末年始	3,480	
	夜間	平日	3,480	
		土曜休日	3,480	
		年末年始	6,960	
		休日時間外手当	1,900	
事務員	昼間	休日	1,620	
		年末年始	3,240	
	夜間	平日	3,240	
		土曜休日	3,240	
		年末年始	6,480	
		休日時間外手当	1,800	
交通費	タクシー代（夜間帰路）		1,800	
随意契約によること とした理由	入院治療を必要としない初期救急患者に対応するため休日夜間急患診療所の運営は、内科系（特に小児科専門医）医師を輪番で配置しています。この医師の輪番配置ができる医療資源を持つ団体は、公益社団法人鎌倉市医師会のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同法人と随意契約を締結したものです。			

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	第二次救急医療確保対策における病院群輪番制の運用に関する委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-61-3943
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）4 月 15 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人 鎌倉市医師会 鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号
契 約 金 額	82,233,866 円 （1）輪番制業務費 82,133,766 円 （2）輪番調整費 100,100 円
随意契約によること とした理由	第二次救急医療対策では、中等及び重症患者に救急医療を提供できる医師及び器材を持つ病院群が必要です。この条件に合う病院の輪番配置ができる医療資源を持ち、輪番配置の調整が可能な団体は公益社団法人鎌倉市医師会のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同法人と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	第二次救急医療確保対策における単独医療機関制の運用に関する委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話:0467-61-3943(直通)
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)4月19日 (契約期間:令和6年(2024年)4月1日 ～ 令和7年(2025年)3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	医療法人徳洲会 湘南鎌倉総合病院 鎌倉市岡本 1370 番地1
契 約 金 額	8,659,200円 (328,000円×2診療科目×1.10×12ヵ月)
随意契約によること とした理由	第二次救急医療対策では、中等及び重症患者に救急医療を提供できる医師・器材を有する必要があります。また、本市の第二次救急医療は、単独医療機関制と鎌倉市医師会による病院群輪番制で全体が担われています。第二次救急医療対策における単独医療機関制では、中等及び重症患者に救急医療を提供できる医師及び機材を単独医療機関で持っている必要があります、この条件を満たす医療機関は、医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同法人と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市口腔保健センター業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話:0467-61-3943(直通)
契 約 締 結 日	令和6年(2024 年)4月 16 日 (契約期間:令和6年(2024 年)4 月 1 日 ～ 令和7年(2025 年)3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	一般社団法人 鎌倉市歯科医師会 鎌倉市台二丁目8番1号 台在宅福祉サービスセンター3階
契 約 金 額	28,026,329 円
随意契約によること とした理由	休日急患歯科診療及び障害者歯科診療を行うために必要な医療資源を持ち、鎌倉市口腔保健センターの運営管理を行うことができる団体は、市内の多くの歯科医師が加入している一般社団法人鎌倉市歯科医師会しかありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同法人と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	玉縄行政センター飲料水系統給水ユニット更新修繕業務契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 玉縄支所 電話：0467-44-2217
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 26 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 26 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 2 月 28 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社荏原製作所 神奈川支店 横浜市港北区新横浜 1－9－1
契 約 金 額	1,430,000 円
随意契約によること とした理由	玉縄行政センターの飲料水系統給水ユニットは、飲料水やトイレの水栓等に水道水を供給するために必要な設備ですが、各構成機器の劣化・摩耗に加え、特に経年に伴う電子機器の支障が懸念されるため、不具合が発生する前の予防保全として、更新修繕を実施するものです。 玉縄行政センターの飲料水系統給水ユニットは株式会社荏原製作所の製品で、玉縄行政センターの給水設備と一体となり稼働しており、その設計や構造、機能や特性を熟知し、設備の更新後も給水設備全体の確実な動作を保証する修繕を行うことができるのは、株式会社荏原製作所神奈川支店のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	玉縄行政センター冷却塔整備等修繕業務契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 玉縄支所 電話：0467-44-2217
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 30 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 30 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 2 月 28 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	テクノ矢崎株式会社 横浜支店 横浜市緑区中山 2－10－7
契 約 金 額	2,638,845 円
随意契約によること とした理由	玉縄行政センターの冷却塔は、冷房運転には不可欠の設備ですが、各構成機器の劣化・摩耗に伴う支障が懸念されるため、不具合が発生する前の予防保全として、整備等修繕を実施するものです。 玉縄行政センターの冷却塔は矢崎総業株式会社の製品で、その設計や構造、機能や特性を熟知し、主要構成部品の交換修繕を行うことができるのは、メーカーサービス会社であるテクノ矢崎株式会社のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市成人健康診査業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線：2816
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 25 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 25 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人 鎌倉市医師会 鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号
契 約 金 額	執行予定額： 473,890,754 円 1 後期高齢者健診 単価：10,520 円 10,520 円×1.1 予定数量：12,270 名分 2 生保受給者健診 (1) 40～74 歳 単価：10,520 円 10,520 円×1.1 予定数量：110 名分 (2) 75 歳以上 単価：10,520 円 10,520 円×1.1 予定数量：80 名分 3 がん検診 (1) 大腸がん検診 単価：3,890 円 ア 自己負担なし 3,890 円×1.1 予定数量：1,330 名分 イ 自己負担 500 円徴収 3,890 円×1.1-500 予定数量：10,770 名分 ウ 自己負担 900 円徴収 3,890 円×1.1-900 予定数量：5,830 名分 (2) 肺がん検診 単価：6,250 円 ア 自己負担なし 6,250 円×1.1 予定数量：1,520 名分 イ 自己負担 900 円徴収 6,250 円×1.1-900 予定数量：14,140 名分 ウ 自己負担 1,600 円徴収 6,250 円×1.1-1,600 予定数量：4,400 名分 (3) 胃がんリスク検診 単価：6,270 円 ア 自己負担なし 6,270 円×1.1 予定数量：150 名分 イ 自己負担 900 円徴収

	6,270 円×1.1-900	予定数量：810 名分
ウ	自己負担 1,600 円徴収	
	6,270 円×1.1-1,600	予定数量：1,200 名分
(4)	胃がん内視鏡検診 単価：18,720 円	
ア	自己負担なし	
	18,720 円×1.1	予定数量：230 名分
イ	自己負担 1,800 円徴収	
	18,720 円×1.1-2,000	予定数量：550 名分
ウ	自己負担 4,000 円徴収	
	18,720 円×1.1-3,600	予定数量：1,040 名分
エ	講習会費	
	150,000 円（税込）	
(5)	子宮頸がん検診 単価：9,280 円	
ア	自己負担なし及び無料クーポン券	
	9,280 円×1.1	予定数量：400 名分
イ	自己負担 900 円徴収	
	9,280 円×1.1-900	予定数量：1,310 名分
ウ	自己負担 1,600 円徴収	
	9,280 円×1.1-2,300	予定数量：3,040 名分
エ	コルポスコープ	
	単価：2,100 円×1.1	予定数量：130 名分
(6)	乳がん（乳房健康指導） 単価：3,360 円	
ア	自己負担なし	
	3,360 円×1.1	予定数量：10 名分
イ	自己負担 500 円徴収	
	3,360 円×1.1-500	予定数量：100 名分
ウ	講習会費	
	150,000 円（税込）	
(7)	乳がん（マンモグラフィ検診 50 歳以上）	
	単価：6,820 円	
ア	自己負担なし	
	6,820 円×1.1	予定数量：380 名分
イ	自己負担 900 円徴収	
	6,820 円×1.1-900	予定数量：1,520 名分
ウ	自己負担 1,600 円徴収	
	6,820 円×1.1-1,700	予定数量：1,750 名分
(8)	乳がん（マンモグラフィ検診 50 歳未満）	
	単価：8,020 円	
ア	自己負担なし及び無料クーポン券	
	8,020 円×1.1	予定数量：170 名分
イ	自己負担 1,600 円徴収	

	8,020 円×1.1-1,600 予定数量：680 名分 (9) 前立腺がん検診 単価：5,780 円 ア 自己負担なし 5,780 円×1.1 予定数量：238 名分 イ 自己負担 900 円徴収 5,780 円×1.1-900 予定数量：2,850 名分 ウ 自己負担 1600 円徴収 5,780 円×1.1-1,600 予定数量：1,240 名分 3 肝炎検診 単価：6,470 円（一次検診のみ） 10,650 円（二次検診あり） ア 自己負担なし及び無料クーポン券 6,470 円×1.1 予定数量：260 名分 イ 自己負担 1,200 円徴収 6,470 円×1.1-1,200 予定数量：50 名分 ウ 二次検診あり 10,650 円×1.1-1,200 予定数量：5 名分 エ 二次検診あり、かつ無料クーポン券 10,650 円×1.1 予定数量：5 名分 4 精密検査文書料 単価：1,000 円 1,000 円×1.1 予定数量：2,020 名分
随意契約によること とした理由	当業務は、地域保健医療の一環としての取組みが国の指針として示されており、市民サービス確保の点から、多くの市内医療機関で実施することが求められます。 また、健診実施医療機関内での検診精度の偏りを可能な限り是正し、市民への公平なサービス提供を行える法人であることが望まれます。 このような理由から、委託先は、市内多数の医療機関を統括している契約の法人以外では、業務を完了させることができないため、随意契約が妥当であると考えます。 当業務を実施・遂行できるのは、公益社団法人鎌倉市医師会のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同法人と随意契約を締結したものです。 なお、胃がん検診及び乳房健康指導の実施にあたっては、精度管理の向上を図るため、実施医療機関の医師等への当該検診等の講習会の開催についても、あわせて委託しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市健診結果データ集約等業務委託 (単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線：2331
契 約 締 結 日	令和 6 年 (2024 年) 4 月 18 日 (契約期間：令和 6 年 (2024 年) 4 月 18 日 ～ 令和 7 年 (2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人 鎌倉市医師会 鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号
契 約 金 額	単価契約 単価：80 円
随意契約によること とした理由	成人健診事業は、地域保健医療の一環としての取組が国の指針として示されており、当該業務の実施については、地域に密着して市民の疾病予防を含む一次医療を推進し、かつ市内の医療機関の多くを統括している公益社団法人鎌倉市医師会が、個別検診の適格性を有していると認められます。また、本業務は、実施された検診記録の整備と情報収集を効率よく行うことが目的であり、成人健診事業の一連の業務の一部であることから成人健診事業と同じ業者と契約する必要があります。 このことから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同法人と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市高齢者肺炎球菌予防接種業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線 2333
契 約 締 結 日	別添 令和 6 年度鎌倉市高齢者肺炎球菌予防接種業務委託契約 機関名簿のとおり (契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日 ～ 令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称及び所在地	別添 令和 6 年度鎌倉市高齢者肺炎球菌予防接種業務委託契約 機関名簿のとおり
契 約 金 額	執行予定額：5,396,082 円
随意契約によることとした理由	本市は広く市民に当該予防接種を行う機会を設けるため、複数の医療機関と同一内容で同時に契約する必要がある、契約の目的が競争入札に適しません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、契約医療機関と随意契約を締結したものです。 なお、委託料単価は、神奈川県都市衛生行政協議会、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び社団法人神奈川県医師会による令和 6 年 3 月 14 日付「各種予防接種に関する覚書」に従っており、妥当と判断しました。

令和 6 年度鎌倉市高齢者肺炎球菌予防接種業務委託契約機関名簿

No	医療機関名	住所	契約締結日
1	鎌倉市医師会	鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号	令和 6 年 4 月 22 日
2	鎌倉小町通り診療所	鎌倉市小町一丁目 6 番 5 号 2 階	令和 6 年 5 月 1 日
3	柳川クリニック	鎌倉市西鎌倉一丁目 18 番 3 号	令和 6 年 4 月 25 日
4	湘南かまくらクリニック	鎌倉市山崎 1202 番地 1	令和 6 年 4 月 25 日
5	瀧内科クリニック	鎌倉市梶原一丁目 5 番 12 号 ピュア湘南 2 階	令和 6 年 4 月 25 日
6	鎌倉内科クリニック	鎌倉市山ノ内 736	令和 6 年 5 月 7 日
7	たまるクリニック	鎌倉市小袋谷一丁目 2 番 2 号 湘英ビル	令和 6 年 4 月 25 日
8	立山医院	鎌倉市小袋谷一丁目 7 番 27 号 星ビル 1 階	令和 6 年 4 月 25 日
9	コンフォート北鎌倉台クリニック	鎌倉市大船一丁目 7 番 5 号 大船末広神尾ビル 5 階 B 号室	令和 6 年 4 月 25 日
10	おび内科・漢方クリニック	鎌倉市岡本二丁目 1 番 10 号 プロシードビル 1 階	令和 6 年 4 月 25 日
11	長島クリニック	鎌倉市津西一丁目 10 番 10 号 5	令和 6 年 4 月 25 日
12	ハイランドクリニック	逗子市久木八丁目 13 番 30 号	令和 6 年 4 月 25 日
13	湘南柄沢クリニック	藤沢市並木台二丁目 11 番地の 1	令和 6 年 4 月 25 日
14	高橋内科クリニック	藤沢市片瀬海岸一丁目 5 番 5 号 鎌田ビル 1 階	令和 6 年 4 月 25 日
15	湘南江の島クリニック	藤沢市片瀬三丁目 15 番 1 号 湘南江の島駅ビル 3 階	令和 6 年 4 月 25 日
16	プライムコーストみなとみらいクリニ ック	横浜市西区みなとみらい 6 - 3 - 4 プライムコーストみなと みらい 2 階 4・5 区画	令和 6 年 4 月 25 日

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度（2024 年度）伝統文化伝承事業業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 文化課 電話：0467-23-3000 内線 2672
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）4 月 16 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）4 月 16 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団 鎌倉市大船六丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	5, 000, 000 円
随意契約によること とした理由	本市には禅、流鏑馬、能、茶道、鎌倉彫等、個々の分野を扱う団体、個人は数多く存在しますが、鎌倉の伝統文化や形成に至る背景を重んじ、関係団体等と連携して事業を包括的に実施できるのは、（公財）鎌倉市芸術文化振興財団しかありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉こども能実施業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 文化課 電話：0467-23-3000 内線 2458
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 17 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 17 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人鎌倉能舞台 鎌倉市長谷三丁目 5 番 13 号
契 約 金 額	1,936,000 円
随意契約によること とした理由	能楽が行われる舞台において、装束や付帯設備等を使い、能楽師からの稽古を継続して受け、成果を発表する場の提供を担えるのは市内では（公財）鎌倉能舞台しかありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	大船駅エレベーター等保守管理業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部道水路管理課 電話：0467-23-3000 内線 2393
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 横浜支社 西湘支店 小田原市栄町 1－1－1 5
契 約 金 額	9,936,960 円
随意契約によること とした理由	契約予定業者は、本業務の保守対象である三菱電機製エレベーター及びエスカレーターの保守対象設備の構造について把握している唯一のメンテナンス業者であり、保守点検等については、同社以外対応できず、 契約金額についても、建築コスト情報をもとに試算したところ、見積金額が試算額内であったことから、価格も妥当と判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市公営企業会計業務に関する助言及び指導業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 下水道経営課 電話：0467-23-3000 内線 2397
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 17 日 (契約期間：令和 6 年（2024） 4 月 1 日～令和 7 年（2025） 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ぎょうせい東京支社 東京都江東区新木場 1－18－11
契 約 金 額	2,428,800 円
随意契約によること とした理由	本業務は本市の公営企業会計システムの運用状況及び企業会計制度全般に精通、熟知している者に行わせる必要があります。(株)ぎょうせいは本市の公営企業会計システムの開発者であり、公認会計士及び税理士と連携し公営企業会計に関する助言及び指導等を確実に実施できる唯一の事業者です。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市ケアプラン点検業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部介護保険課 電話：0467-23-3000 内線：2607
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 8 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 8 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	合同会社介護の未来 神奈川県伊勢原市桜台 2-6-35
契 約 金 額	3,445,420 円
随意契約によること とした理由	ケアプラン点検については、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅介護サービス計画、施設サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うとされています。有資格者であるケアマネジャーが作成した計画を点検するにあたり、現状では高い専門性のある職員を複数配置することは採用面や予算面から不可能であることから、介護保険の知識を有するケアプラン点検が可能な事業者には委託するべきと考えます。 なお、委託先については本市を含む神奈川県内のケアマネジャー事業所等の現状及び動向に精通している県に事務所を構える事業所である必要があります。合同会社介護の未来はケアプラン点検を受託できる神奈川県における唯一の事業所であることから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市定期予防接種（A 類疾病）業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線 2333
契 約 締 結 日	別添 令和 6 年度鎌倉市定期予防接種（A 類疾病）業務委託契約 機関名簿のとおり (契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日 ～ 令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	別添 令和 6 年度鎌倉市定期予防接種（A 類疾病）業務委託契約 医療機関名簿のとおり
契 約 金 額	執行予定額 323,888,983 円 (1) B C G 単価：11,800 円×1.1 予定数量：137 人 単価：11,860 円×1.1 予定数量：683 人 (2) ヒブ 単価：10,240 円×1.1 予定数量：272 人 単価：10,300 円×1.1 予定数量：1,358 人 (3) 小児用肺炎球菌 単価：12,500 円×1.1 予定数量：540 人 単価：12,560 円×1.1 予定数量：2,700 人 (4) B 型肝炎 単価：7,510 円×1.1 予定数量：397 人 単価：7,570 円×1.1 予定数量：1,983 人 (5) ロタ 単価：15,000 円×1.1 予定数量：287 人 単価：15,060 円×1.1 予定数量：1,433 人 (6) 五種混合 単価：19,970 円×1.1 予定数量：278 人 単価：20,030 円×1.1 予定数量：1,388 人 (7) 四種混合 単価：11,900 円×1.1 予定数量：278 人 単価：11,960 円×1.1 予定数量：1,388 人 (8) 三種混合 単価：6,870 円×1.1 予定数量：2 人 (9) 不活化ポリオ 単価：10,750 円×1.1 予定数量：1 人 単価：10,810 円×1.1 予定数量：3 人

	(10) 二種混合 単価：4,550 円×1.1 予定数量： 205 人 単価：4,610 円×1.1 予定数量：1,025 人 (11) 麻しん・風しん混合 1 期 単価：11,400 円×1.1 予定数量： 143 人 単価：11,460 円×1.1 予定数量： 717 人 (12) 麻しん・風しん混合 2 期 単価：10,100 円×1.1 予定数量： 195 人 単価：10,160 円×1.1 予定数量： 975 人 (13) 麻しん 単価：8,190 円×1.1 予定数量： 1 人 (14) 水痘 単価：9,800 円×1.1 予定数量： 293 人 単価：9,860 円×1.1 予定数量： 1,467 人 (15) 日本脳炎（3 歳未満） 単価：8,550 円×1.1 予定数量： 200 人 単価：8,610 円×1.1 予定数量： 1,000 人 (16) 日本脳炎（3 歳以上 6 歳未満） 単価：7,250 円×1.1 予定数量： 372 人 単価：7,310 円×1.1 予定数量： 1,858 人 (17) 日本脳炎（6 歳以上） 単価：6,500 円×1.1 予定数量： 365 人 単価：6,560 円×1.1 予定数量： 1,825 人 (18) HPV（通常接種対象） 単価：25,050 円×1.1 予定数量： 128 人 単価：25,110 円×1.1 予定数量： 833 人 (19) HPV（キャッチアップ） 単価：25,050 円×1.1 予定数量： 167 人 単価：25,110 円×1.1 予定数量： 833 人
随意契約によること とした理由	広く市民（乳幼児等）が予防接種を受ける機会を設けるために複数の医療機関と同一内容で同時に契約する必要があり、契約の目的が競争入札に適しません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、別添の契約医療機関と随意契約を締結したものです。 なお、委託料単価は、神奈川県都市衛生行政協議会、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び社団法人神奈川県医師会による令和 6 年 3 月 14 日付「各種予防接種に関する覚書」に従っており、妥当であると判断しました。

令和6年度鎌倉市定期予防接種（A類疾病）業務委託契約機関名簿

No	医療機関名	住所	契約締結日
1	公益社団法人 鎌倉市医師会	鎌倉市材木座三丁目5番35号	令和6年(2024年)4月22日
2	西鎌倉こどもクリニック	鎌倉市腰越1179番地 石黒ビル2F	令和6年(2024年)5月9日
3	湘南かまくらクリニック	鎌倉市山崎1202番地1	令和6年(2024年)5月9日
4	おび内科・漢方クリニック	鎌倉市岡本2-1-10 プロシードビル1階	令和6年(2024年)5月9日
5	おばなファミリークリニック	逗子市久木8-9-19	令和6年(2024年)5月9日
6	ハイランドクリニック	逗子市久木8-13-30	令和6年(2024年)5月9日
7	本多こどもクリニック	藤沢市渡内4-5-18 渡内クリニックビル3F	令和6年(2024年)5月9日
8	まり乳腺クリニック	藤沢市藤沢965-4	令和6年(2024年)5月9日
9	岩崎クリニック	藤沢市弥勒寺3-16-4	令和6年(2024年)5月9日
10	やすい小児科・循環器科	藤沢市本鵠沼4-7-9 2F	令和6年(2024年)5月9日
11	C o C o C l i n i c	藤沢市鵠沼松が岡3-2-13	令和6年(2024年)5月9日
12	三須こどもクリニック	藤沢市片瀬2-2-1	令和6年(2024年)5月9日
13	片瀬こどもクリニック	藤沢市片瀬3-1-39 片瀬クリニックプラザ2F	令和6年(2024年)5月9日
14	たんぼぼこども診療所	藤沢市並木台2-10-16	令和6年(2024年)5月9日
15	大船こどもとおとなのクリニ ック	横浜市栄区笠間2-2-1 GRAND SHIP204	令和6年(2024年)5月9日
16	藤沢市民病院	藤沢市藤沢2-6-1	令和6年(2024年)5月9日
17	神奈川県立こども医療センタ ー	横浜市南区六ツ川2-138-4	令和6年(2024年)5月9日

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	神奈川情報セキュリティクラウドサービス提供業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467-23-3000 内線 2625
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月15日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
契 約 金 額	27,131,712 円（月額：2,260,976 円）
随意契約によること とした理由	神奈川情報セキュリティクラウド（以下「KSC」という。）は、一部政令指定都市を除く神奈川県下の自治体のインターネット接続口の集約及びセキュリティ監視の共同利用等を実現するために、神奈川県が主体となり、構築を行っているものです。 KSCにより、利用団体は、自治体のネットワーク強靱化のために総務省が示しているネットワークの三層分離を実現し、高いセキュリティを保ちながら、業務端末からのインターネットへの接続が可能となります。また、具体的なサービスとしては、24時間365日体制でセキュリティ監視や分析、対応を行う「SOC（Security Operation Center）」や、セキュアブラウザ経由でのインターネット接続及びインターネットネットワークとLGWANネットワーク間でのファイル交換機能や無害化機能等が提供されます。 KSCへの参加については、「平成28年6月2日付情シ第21号神奈川県知事通知」にて、県内全市町村及び後期高齢者医療広域連合（以下「参加団体」という。）に要請がなされ、本市も平成28年度から参加をしています。 KSCは、令和5年度4月から、神奈川県が契約をしている運営業者が、ネットワンシステムズ株式会社へ変更となり、本市が引き続き、KSCサービス提供業務委託を行うためには、同社と契約を締結することが必要であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を同社と締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉文学館収蔵品管理等業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 文化課 電話：0467-23-3000 内線 2672
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団 鎌倉市大船六丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	11,831,600 円 （うち消費税額及び地方消費税額 1,075,600 円）
随意契約によること とした理由	休館中の業務は、鎌倉にゆかりの文学に精通した特殊な技術、高度な専門的知識が必要とされるものです。公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団は、指定管理者制度導入前の平成 13 年度から文学館の管理運営業務を受託し、また、平成 18 年度から 17 年もの間は指定管理者として文学館の管理運営業務を行っており、文学館の設置目的を推進するために必要な資料の収集・整理保存等を行うための特殊な技術、高度な専門的知識を有する職員が在籍し、その業務経験は豊富です。 文学館の 70,000 点ほどある収蔵品等の財産管理の継続性の観点から、安定的かつ円滑な管理を行うため、前指定管理者が引き続き実施することが合理的であると判断し、公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団と鎌倉文学館収蔵品管理等業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉文学館空調設備保守点検業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 文化課 電話：0467-23-3000 内線 2560
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）4 月 19 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 横浜支社 西湘 支店 神奈川県小田原市栄町一丁目 1 番 15 号
契 約 金 額	1, 3 4 8, 6 0 0 円 （うち消費税額及び地方消費税額 122, 600 円）
随意契約によること とした理由	当該設備自体が、三菱電機株式会社の製品を設置しており、当該事業者は、製品の構造等を熟知しています。当該事業者以外では保守点検業務を行うことは著しく困難であることから、当該事業者と本業務について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する随意契約を締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	加圧ユニットポンプ整備修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-61-3848
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 5 月 13 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 5 月 13 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 荏原製作所 神奈川支店 神奈川県横浜市港北区新横浜 1－9－1
契 約 金 額	3,357,530 円
随意契約によること とした理由	株式会社荏原製作所は、加圧水装置の製造設置業者であり、加圧水ポンプは、停止すると庁内の水道が使用出来なくなり、トイレや空調機（冷暖房）など、庁舎の設備機能に大きな影響を与えることとなるため、既設設備システムを熟知していなければ作業できないものであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により 1 者随契とします。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ホームページサーバ等運用保守業務等委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部広報課 電話：0467-61-3867
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 15 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日～令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	グローバルデザイン株式会社 静岡県静岡市葵区紺屋町 17 番地の 1 葵タワー16 階
契 約 金 額	3,507,240 円
随意契約によること とした理由	現在使用中のCMS（ホームページ管理システム）はグローバルデザイン株式会社のソフトウェアを使用しており、引き続きグローバルデザイン株式会社のソフトウェアを使用するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	健康管理システム改修業務委託 (五種混合ワクチン定期接種化及び副本改版対応)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線：2814
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 5 月 13 日 (契約期間：契約締結日～令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 アイネス (東京都中央区晴海 3 丁目 10 番 1 号)
契 約 金 額	執行予定額：2,695,000 円
随意契約によること とした理由	福祉総合システムは株式会社アイネスが開発したソフトウェアであり、システム管理やプログラム修正等の保守作業を他者が実施することは困難が伴うとともに障害を発生させる恐れがあるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	大船中学校エレベーター保守点検業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 学校施設課 電話：0467-23-3000 内線 2456
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 17 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	小田原市栄町 1－1－15 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 横浜支社 西湘支店 支店長 高橋 和也
契 約 金 額	1,921,920 円（うち消費税額及び地方消費税額 174,720 円）
随意契約によること とした理由	本業務は建築基準法に定めるエレベーター設備の法定点検に併せて軽易なメンテナンス等を合理的に行う必要があるものです。当該設備の用途（肢体不自由生徒の教室間移動）を鑑みると、日々の安全な運行及び不測の停止又は落下事故等の防止のために、本業務の履行に際して当該設備に関する高度な知識及び専門性を備えるとともに、修理等に係る純正部品の早急な確保等を必要とします。 当該設備の点検等を製造業者以外に委託した場合、製造業者による純正部品の製造数の減少等を原因として、純正部品の確保が困難になる等、当該設備の安全性を最適な状態に保ち、万全な状態で使用することに支障が出るおそれがあります。 契約予定業者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社（横浜支社西湘支店）は、当該設備の製造業者であることから、当該設備の構造・機能を熟知しており、適切・的確な点検等の実施及び修理に必要な純正部品等の早急な確保が可能であることから、本業務を実施し、当該設備の安全性を最適な状態に保つことが可能です。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	玉縄中学校エレベーター保守点検業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 学校施設課 電話：0467-23-3000 内線 2456
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）4 月 17 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	小田原市栄町 1 - 1 - 15 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 横浜支社 西湘支店 支店長 高橋 和也
契 約 金 額	1,023,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 93,000 円）

随意契約によること とした理由	本業務は建築基準法に定めるエレベーター設備の法定点検に併せて軽易なメンテナンス等を合理的に行う必要があるものです。当該設備の用途（肢体不自由生徒の教室間移動）を鑑みると、日々の安全な運行及び不測の停止又は落下事故等の防止のために、本業務の履行に際して当該設備に関する高度な知識及び専門性を備えるとともに、修理等に係る純正部品の早急な確保等を必要とします。 当該設備の点検等を製造業者以外に委託した場合、製造業者による純正部品の製造数の減少等を原因として、純正部品の確保が困難になる等、当該設備の安全性を最適な状態に保ち、万全な状態で使用することに支障が出るおそれがあります。 契約予定業者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社（横浜支社西湘支店）は、当該設備の製造業者であることから、当該設備の構造・機能を熟知しており、適切・的確な点検等の実施及び修理に必要な純正部品等の早急な確保が可能であることから、本業務を実施し、当該設備の安全性を最適な状態に保つことが可能です。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。
-------------------------------	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	行政施設ネットワーク運用保守業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467－23－3000 内線 2578
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日から令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	都築電気株式会社 横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	29,568,000 円
随意契約によること とした理由	行政施設ネットワークは、サーバ等が提供する業務の基盤を鎌倉市の行政施設間ほかで共有するための通信網であり、内部事務のみならず各種証明書の交付など住民サービスの提供においても必要不可欠な設備です。このため、行政施設ネットワークに障害が発生し、通信が途絶えてしまった場合、代替となる措置がなく、直ちに住民サービスに影響を及ぼす性質を有していることから、保守等にあっては、本市の行政施設ネットワークの構築事業者であって、機器等の接続構成に精通している都築電気株式会社以外に委託することはできません。 当該事業者は、従前より本市の行政施設ネットワークの運用保守に実施しているほか、多数の個別システムの構築等にも携わっており、これらのことから唯一保守等の業務を履行することのできる事業者です。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	神奈川県 ETLA 版 AdobeCC 使用料
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467－23－3000 内線 2578
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 23 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日から令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社大塚商会 神奈川県横浜市神奈川区金港町 3-3
契 約 金 額	3,813,282 円
随意契約によること とした理由	神奈川県 ETLA 版 AdobeCC は、神奈川県がアドビ社との間で締結した ETLA 契約に基づく特別なソフトウェアライセンスであり、一般には販売されておらず、KSC の参加団体のみが利用できるものです。契約予定業者は、この特別なソフトウェアライセンスの販売権利を持ち、KSC 環境下における同ソフトウェアの導入及び利用について、アドビ社の協力を得て指導や助言ができる唯一の事業者です。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	R P A保守等業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467－23－3000 内線 2578
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日から令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
契 約 金 額	1, 232, 000 円
随意契約によること とした理由	R P Aについては、令和元年度に一般競争入札によりソフトバンク（株）と契約し、同社の R P A（SynchRoid）においてロボットを作成し、令和 2 年 1 月に導入しました。導入にあたっては、国の「情報通信技術利活用事業費補助金」を活用しましたが、R P Aの導入効果や新たな導入可能性については、国から継続的な検証を求められていることから、引き続き同条件のもとで、同社の R P Aを継続して利用することが不可欠です。 R P Aの継続利用にあたって発生する保守業務については、R P Aを作成した業者以外では実施できないため、前回契約と同一の事業者を選定するものです。 このことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	機構改革によるレイアウト変更に伴う移転作業及び LAN 配線作業委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467－23－3000 内線 2578
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 26 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 26 日から令和 6 年（2024 年） 5 月 10 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	都築電気株式会社 横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	4,565,000 円
随意契約によること とした理由	旧こども相談課及び現市民健康課の場所を中心に、職場レイアウトを変更する必要が発生したため、旧職場レイアウトの個人番号利用事務系及びLGWAN接続系それぞれのコンピュータ、通信装置及びネットワークを解体し、新職場レイアウトへの移転作業及び LAN 配線作業を実施し再整備するものです。 本業務は、ネットワーク分離化における個人番号利用事務系及びLGWAN接続系それぞれの既存ネットワークシステムの接続状況や構成を熟知した上で設計を行う必要があり、機器等の接続構成に精通している都築電気株式会社以外に委託することはできません。 当該事業者は、従前より本市の行政施設ネットワークの運用保守に携わっているほか、多数の個別システムの構築等にも携わっており、かつ、これらの構成等は、セキュリティ上公開すべきではないことも踏まえ、唯一、本業務を履行することができる事業者です。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	遠隔地バックアップシステム利用料
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467-23-3000 内線 2625
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町 7 番 22 号
契 約 金 額	1, 0 5 6, 0 0 0 円
随意契約によること とした理由	遠隔地バックアップシステムは、本市ファイルサーバに所有する電子データを、ネットワークを介して遠隔地にバックアップを行うものです。 本業務は、電子データで取り扱う情報が、個人情報や行政情報を含むものであることから、情報セキュリティ対策を強化するため、自治体間を相互につなげる行政専用の閉域ネットワークである L G W A N を介した遠隔地にバックアップのための電子データを送信する必要があります。 契約予定事業者である株式会社福島県中央計算センターは、本市が定める仕様に適した L G W A N 上でのバックアップサービスを唯一提供している事業者です。 このことから、地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を同社と締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	1 号炉油圧ユニット油圧ポンプ交換他修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境センター（名越クリーンセンター） 電話：0467-24-1096（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 5 月 17 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 5 月 17 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 10 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 横浜市西区みなとみらい四丁目 4 番 2 号
契 約 金 額	7,260,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、名越クリーンセンターの焼却設備等の修繕を実施するものですが、この焼却設備等は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工したもので、機器の構造、使用材料等は当該業者独自のものです。 このため、焼却設備等の修繕は、その機能・構造を熟知している当該業者以外は履行できません。また、焼却炉の耐火物等補修の施工方法が独自のもので、著作物として保護されている設計内容を他業者が把握することができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社以外は補修できません。 直接修繕費の妥当性を判断するうえで、価格が公表されている労務単価を用いて直接修繕費の妥当性を判断しています。見積書の直接修繕費で、労務単価については、令和 6 年 3 月改定の神奈川県公共工事設計労務単価に各係数を加えた単価と比較すると廉価となっており、また、見積書の直接修繕費を基に、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「公共建築工事共通費積算基準」の諸経費率を使って修繕費を積算すると、見積金額の方が廉価となることから価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	産婦・新生児等訪問指導業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	こどもみらい部 こども家庭相談課 電話：0467-61-3944 （直通）
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)4月19日（11者） (契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	助産師 長谷川佐知（鎌倉市玉縄1-1-5ミカステロ鎌倉玉縄506） うみのさち母乳育児相談室（鎌倉市材木座6-3-25） 助産師 原田ちひろ（鎌倉市梶原2-23-6） 母乳育児相談室～陽だまり～（鎌倉市玉縄5-7-13） 宮崎助産院（鎌倉市大町6-7-7） 助産師 岡橋志保（藤沢市柄沢2-22-19） 保健師 加藤由希子（藤沢市鵠沼石上1-12-9 804） 保健師 高萩 千恵子（鎌倉市材木座3-14-26） 助産師 今井 美穂（鎌倉市津676-7） 助産師 八阪 めぐみ（横浜市栄区鍛冶ヶ谷町504-19） 助産師 兵藤 しのぶ（鎌倉市城廻750番地18）
契 約 金 額	執行予定金額：6,738,050円 1 単価 (1) 産婦・新生児等訪問 1件 6,000円（税別） (2) 多胎出生児訪問 1件 2,500円（税別） (3) ハイリスク加算 1件 2,000円（税別） 2 積算内訳 (1) 産婦・新生児等訪問指導 @6,000×940件×1.10=6,204,000円 (2) 多胎出生児訪問指導 @2,500×15件×1.10=41,250円 (3) ハイリスク加算 @2,000×224件×1.10=492,800円

随意契約によること とした理由	平成 19 年度から児童福祉法に法制化された「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」を実施しています。 契約単価については、神奈川県下他市と比較して、平均的な金額であり、妥当であると判断しました。 本事業を実施する訪問指導員は、若年や高齢出産、精神疾患を有する保護者の家庭や、産後の母体や授乳状況の確認、指導について専門的知識が必要であり、訪問指導の経験と技術を有する助産師及び保健師が実施することが求められます。鎌倉市の産婦・新生児訪問等の経験があり、技術、資質共に評価できる人材かつ、業務も誠実に履行していることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、助産師 長谷川佐知、うみのさち母乳育児相談室、助産師 原田ちひろ、母乳育児相談室～陽だまり～、宮崎助産院、助産師 岡橋志保、助産師 今井美穂、助産師 八阪 めぐみ、助産師 兵藤しのぶ、保健師 加藤由希子、保健師 高萩千恵子の計 11 者と随意契約を締結したものです。
----------------------------	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	かまくらULTLAプログラム業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 多様な学びの場づくり担当 電話：0467-23-3000 内線 2274
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）5月23日 （契約期間：令和6年（2024年）5月23日 ～ 令和7年（2025年）2月28日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東京都世田谷区北沢一丁目19番15号 K1ハウス302 株式会社SPACE 代表取締役 福本理恵
契 約 金 額	7,080,700 円
随意契約によること とした理由	本業務は、学校での学習に馴染めず、学校に通うのがつらいと感じている児童生徒を対象に、児童生徒の認知特性のアセスメント業務を行うとともに、児童生徒一人ひとりの特性や興味関心等に応じた体験活動を基盤とした探究型の学習プログラム「かまくらULTLAプログラム」の企画、運営、実施等に係る業務です。 令和3年度において、同事業を立ち上げ、委託事業者の選定にあたっては、プロポーザル方式による随意契約により株式会社SPACEと契約し、事業を実施しました。 前年度から、又はそれ以前から継続的に参加する子どもたちに対しては、自分の学び方の傾向などを知るためのアセスメントや自分らしい学びをサポートする際に継続的な観点からの支援が必要となります。 また、令和3年度に作成したULTLA専用プラットフォームについて、他社に委託した場合、参加申込や問合せフォームについて、新たに構築費用が必要となるとともに、構築期間が必要となるためプログラム実施時期が限られる可能性があります。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市粗大ごみ処理手数料収納等事務委託(単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)4月11日、15日、24日、5月2日、23日 (契約期間：令和6年(2024年)4月1日 ～ 令和7年(2025年)3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社セブン-イレブン・ジャパン ほか4者 東京都千代田区二番町8番地8 ほか 別紙のとおり
契 約 金 額	執行予定額：6,788,100 円 単価(税別)：66 円/枚及び 33 円/枚 予定数量：600 円：90,000 枚、300 円：7,000 枚
随意契約によること とした理由	市民が排出する粗大ごみは、あらかじめ、市内の郵便局やコンビニエンスストア、市役所職員厚生会売店で、収集及び運搬に係る処理手数料を納め、「粗大ごみシール」の交付を受けて、排出する粗大ごみに貼付していただいた上で、収集しています。 本業務を担う事業者は、市民の利便性を考慮して、コミュニティストアなどの地域に密着した場所で、市内全域において取り扱い事業者を選定する必要がある、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、一般競争入札には適しません。 このため、特定の地域に偏ることがなく、広く本業務を実施するため、市内57か所に点在するコンビニエンスストア等において、粗大ごみの収集及び運搬に係る処理手数料の収納代行及び粗大ごみシールの交付業務を委託しようとするものです。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	七里ガ浜浄化センターNo. 2 砂ろ過器修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 5 月 23 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 5 月 23 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 2 月 28 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 神鋼環境ソリューション 東京支社 東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号
契 約 金 額	9,130,000 円
随意契約によること とした理由	本修繕は、七里ガ浜浄化センターの砂ろ過棟に設置している No. 2 砂ろ過器は前回整備後から 17 年経過しており、空気洗浄装置及びろ過材の老朽化により能力が低下していることから、これらの交換を行い、能力の回復を図ろうとするものです。 No. 2 砂ろ過器は、株式会社神鋼環境ソリューション東京支店が当該設備の処理能力に合わせて設計・製造・設置した業者で、交換する部品はその機能及び構造等を熟知した上での現場ごとの製作品であることから、本修繕の目的を達成することが出来る唯一の業者であると判断します。 契約金額については、諸経費及び合計金額を下水道用設計標準歩掛表で比較したところ、妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社神鋼環境ソリューション東京支社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場（中央監視制御設備）の実施設計の作成委託に関する協定
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 浄化センター 電話：0 4 6 7－4 6－8 0 0 1
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）5 月 27 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）5 月 27 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	日本下水道事業団 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
契 約 金 額	44,000,000 円
随意契約によること とした理由	契約の相手方である日本下水道事業団（以下「事業団」という。）は、日本下水道事業団法（以下「法」という。）に基づき国土交通省の認可を受けて設立された公益法人であり、その設立にかかる出資者は、本市を含む地方公共団体です。事業団の主たる業務は、地方公共団体からの委託により行う下水道の根幹的施設の建設及びこれに係る設計並びに維持管理等であり、このことは、法第 1 条及び第 26 条その他の規定により定められています。 本業務は、山崎下水道終末処理場（中央監視制御設備）の実施設計に係る契約の締結やその後の設計管理、検収、国の補助金に係る会計検査の受検までを一括して行うもので、これを委託できるのは唯一事業団のみとなります。このため本業務は法律行為を伴う委任契約であり、受託者は本市を代理して自らの名においてこれらを実施します。また本業務の受託者には、下水道法第 22 条及び同法施行令第 15 条に定める資格（公共の処理施設、ポンプ施設及び排水施設等の実務経験等）を有することが求められますが、法第 27 条第 1 項においてこれらが事業団のみに適用されないこととなっています。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、事業団と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市病児・病後児保育事業委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	こどもみらい部 保育課 電話：0467-23-3000 内線 2378
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間： 令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日～令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	社会福祉法人 つきかげ会（naste（ネステ）大船） 鎌倉市岩瀬 1526 番地
契 約 金 額	25,574,070 円
随意契約によること とした理由	本業務は、児童が病中・病後にある状態において、集団生活または保護者による看護が困難な場合に、一時的に児童の保育を行う業務であり、開所時間中に医療機関と連携体制を構築したうえで保育の実施を行う必要があります。 社会福祉法人つきかげ会（以下「つきかげ会」という。）は、本事業の実施に当たり、「いくた小児クリニック」を連携医療機関として位置づけており、事業の実施の条件を十分満たしていることに加え、大船地域では、つきかげ会のほか、新たに受託の意向を示す事業者がおらず、本業務を受託できるのはつきかげ会のみであることから、同者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市病児・病後児保育業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	こどもみらい部 保育課 電話：0467-23-3000 内線 2378
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間： 令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日～令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	医療法人 ゆいの会（病児保育室トコトコ） 鎌倉市由比ガ浜二丁目 6 番 21 号
契 約 金 額	24,431,755 円
随意契約によること とした理由	本業務は、児童が病中・病後にある状態において、集団生活または保護者による看護が困難な場合に、一時的に児童の保育を行う業務であり、開所時間中に医療機関と連携体制を構築したうえで保育の実施を行う必要があります。 医療法人ゆいの会（以下「ゆいの会」という。）は、本事業の実施に当たり、同法人が運営する「かまくらファミリークリニック」を連携医療機関として位置づけており、事業の実施の条件を十分満たしていることに加え、鎌倉地域では、ゆいの会のほか、新たに受託の意向を示す事業者がおらず、本業務を受託できるのはゆいの会のみであることから、同者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市福祉センターエレベーター制御機器の更新修繕業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 福祉総務課 電話：0467-23-3000 内線 2561
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 5 月 29 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 5 月 29 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱電機ビルソリューションズ株式会社横浜支社 横浜市神奈川区金港町 1－7 横浜ダイヤビルディング 26 階
契 約 金 額	18,819,900 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市福祉センター（以下、「福祉センター」という。）は福祉団体が利用する会議室等の他、鎌倉市障害者二千人雇用センター、未病センターかまくら、こどもみらい部発達支援室の事務室、鎌倉市社会福祉協議会の事務室、高齢者の通所介護施設（ケアセンターやまざくら）等の機能を併せ持つ、福祉総務課所管の施設です。福祉センターのエレベーターは平成 4 年 2 月に設置されており、設置後約 32 年が経過しています。月に 1 度実施している点検において、機械機器の老朽化等の課題を指摘されていたため、修繕実施に至りました。 当該機器の修繕に使用する部品の多くは、代替不可能な製造業者独自のものであり、他社では調達出来ません。また、機器の構造や機能を熟知して、迅速かつ適正な対応が取れ、動作保証が可能となるのは、製造業者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社横浜支社のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	後期高齢者医療システム運用支援業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 保険年金課 電話：0467-61-3961 内線：2329
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 16 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	7,960,700 円
随意契約によること とした理由	後期高齢者医療システムは、富士通 Japan 株式会社のパッケージソフト「MCWEL 後期高齢者医療システム」を運用しており、本システムの運用支援業務は、システムの開発者である同者以外に実施することができません。このため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市後期高齢者医療システム機器再賃貸借契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 保険年金課 電話：0467-61-3961 内線 2329・2373
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）4 月 24 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱HCキャピタル株式会社 公共営業部 東京都港区西新橋 1 丁目 3 番 1 号
契 約 金 額	執行予定額 5,707,680 円
随意契約によること とした理由	平成 30 年（2018 年）10 月 1 日から令和 5 年（2023 年）9 月 30 日まで日立キャピタル株式会社（現三菱 HC キャピタル株式会社）と長期継続契約を締結し、鎌倉市後期高齢者医療システム機器一式を賃貸借していましたが、令和 5 年（2023 年）9 月 30 日をもって契約期間満了を迎えました。また、厚生労働省が「デジタル・ガバメント実施計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）により後期高齢者医療制度について、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を進めており、令和 7 年度（2025 年）に個別システムが標準化される予定であるため、それまでの期間は新たな機器を導入せずに現行の機器を再賃貸借し対応します。このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	後期高齢者医療保険料額決定通知書等の作成及び封入封封緘業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の名称及び連絡先	健康福祉部 保険年金課 電話：0467-61-3961 内線：2329
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 16 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称及び所在地	小林クリエイト株式会社 横浜支社 神奈川県横浜市西区浅間町一丁目 10 番
契 約 金 額	5,516,500 円
随意契約によることとした理由	後期高齢者医療保険料に係る通知書及び納付書等は例月バッチ処理でデータを作成し、必要な通知書、納付書及びチラシをパターンごとに抽出、印刷し、封入封緘まで一連の作業として短期間で行わなければなりません。 加えて年齢到達や転出入など被保険者数の増減を予測することが困難なため、各通知書の数量は毎月確定することができません。 また、通知書及び納付書は、出力されたデータから A～D の 4 パターンの送付物を作成する必要があり、これら複数のパターンを個別に委託することは困難です。 そのため、予め単価を定める業務であって、分割して契約することが困難な複数業務から構成される業務の性質上、競争入札では不利となることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定による随意契約としました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	環境センター電気工作物定期点検
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部環境センター（名越クリーンセンター担当） 電話：0467-23-3000 内線 2596 直通：0467-24-1096（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 5 月 21 日 (契約期間:令和 6 年(2024 年) 5 月 21 日 ～令和 7 年(2025 年) 1 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	一般財団法人 関東電気保安協会 藤沢市下土棚 210-1
契 約 金 額	2,574,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、名越・今泉・深沢クリーンセンター及び笛田リサイクルセンター(以下「各センター」という。)に設置してある自家用電気工作物のうち、受電、変電及び配電(分電)にかかる遮断器その他の機器について、電気事業法に基づく定期点検を実施するものです。 本業務を実施するに当たり、各センターの停電を伴います。停電によって、ごみの焼却に支障を生じさせないよう又脱臭設備の停止による臭気の漏れを起こさないよう停電時間を最小限にする必要があります。また、点検の対象となる各機器の異常判断は、これまで行ってきた過去の結果と比較して判断するため、継続して同一の測定方法で実施することが求められます。 一般財団法人関東電気保安協会は、電力ケーブルの劣化具合を停電させずに測定できる装置を有していて、本業務を行う全員が電気主任技術者、電気工事士、電気工事施行管理技士等の有資格者で現場の状況に精通し、効率的に最小限の停電時間で業務を遂行してきた実績があります。また、これまで本業務を継続的に実施しているため、適切な故障判断が可能なことから、本業務を安全かつ確実に履行できる唯一の業者です。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	Amazon ふるさと納税（仮称）利用（早割プラン）申込
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 財政課 ふるさと寄附金担当 電話：0467-61-3845（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 5 月 31 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 3 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	アマゾンジャパン合同会社 東京都目黒区下目黒 1-8-1
契 約 金 額	執行予定額：2,750,000 円
随意契約によること とした理由	ふるさと寄附金は、市の財源確保策として大きな位置を占めており、多くの寄附を獲得するためには、影響力・訴求力の高いポータルサイト運営事業者と契約を締結することが、最も効果的・効率的な運用となることとなります。 契約を締結したアマゾンジャパン合同会社は、ふるさと納税ポータルサイト「Amazon ふるさと納税（仮称）」の運営を予定している事業者です。「Amazon ふるさと納税（仮称）」は月間 5,200 万人以上が訪れ国内最大級の集客力を持つ EC サイト「Amazon」に掲載されます。 寄附者に対する影響力・訴求力が見込めない事業者が落札する可能性がある一般競争入札の方法では、入札に付すことで本市にとって不利な結果を招く可能性が見込まれます。入札に付した場合、手数料での競争になってしまうため、寄附者に対する集客力等が見込めない事業者が落札者となる可能性があること、また、競争入札では契約の相手方が 1 者のみとなってしまうことから、競争入札に付することが不利と認められます。このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	海水浴場コースロープ設置及び撤去業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 観光課 電話：0467-61-3884（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）5月20日 （契約期間：令和6年（2024年）5月20日～令和6年（2024年）9月17日）
契約の相手方の名称 及び所在地	湘南漁業協同組合 鎌倉支所 鎌倉市坂ノ下32番13号
契 約 金 額	1, 5 7 5, 1 0 1 円
随意契約によること とした理由	コースロープ及びブイは、海岸の区域分けを明確に示すもので、海水浴場の安全面を保持する設備として非常に重要であり、神奈川県海水浴場等に関する条例においても設置が義務付けられています。このため、海水浴場の円滑な運営には、それらの設置・撤去等の維持管理は欠かすことのできない業務です。 当該業務の実施にあたり、各作業時には鎌倉の海岸で漁業を営んでいる漁業者や漁場に配慮を行う必要があります。これらに的確な対応が可能であるのは地元で漁業を営む湘南漁業協同組合鎌倉支所しかいません。 なお、見積価格の妥当性については、周辺市町とは海岸の条件や海水浴場開設形態が異なることから比較はできませんが、人件費については国土交通省の発表した「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」による普通船員の単価29,400円より廉価であることから、価格は妥当と判断します。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	台帳データベース化業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市景観部 みどり公園課 電話：0467-23-3000 内線 2617
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 5 月 29 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 5 月 29 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 2 月 28 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社パスコ 横浜支店 横浜市中区山下町 223-1 NU 関内ビル
契 約 金 額	16,852,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、紙で管理している台帳情報をデータベース化し、本市デジタル戦略課で運用中の共通基盤 GIS 及び公開型 GIS に搭載する業務です。これまで住民や事業者が窓口で閲覧していた情報をインターネット上で提供するほか、インフラ情報を庁内で一元的に管理することで横断的な情報共有が円滑に行えることで、業務の効率化及び迅速な要望対応等により、住民サービスの向上を目的とするものです。 地域にある公園や街路樹は日常生活で多く利用され、快適な生活環境を作る一端を担っている一方、遊具の多様化や、施設管理に関する要望、街路樹の老木化等の課題を抱えており、適切な管理を求められています。これらの市民ニーズや適切な管理、要望等に迅速に対応するために行う事業となります。 庁内で運用中の共通基盤 GIS 及び公開型 GIS へ搭載する業務であり、本市デジタル戦略課が委託契約しているシステム運用業者の株式会社パスコと、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行うものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	生分解性バイオポリマーストローに係る物件供給契約 (単価契約)
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部学務課 電話：0467-23-3000 内線 2457
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 30 日
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社カネカ 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
契 約 金 額	執行予定額：2,361,700 円（税込み） 単価：1.1 円（1 本当たり） 予定数量：2,147,000 本
随意契約によること とした理由	本市では、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、行政が連携・協働し 3R を推進して「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現、さらには SDGs の目標を達成できるよう取組を進めています。 学校給食の牛乳飲用に際しては、牛乳メーカーからプラスチックストローの提供を受けてきましたが、プラスチック及び CO2 削減を目的に、生分解性バイオポリマーを原材料として製造されたストローを新たに導入することとしました。 生分解性バイオポリマーは、植物油や廃食用油などのバイオマス原料に微生物発酵をさせ、生成されるポリマーであり、バイオマスプラスチック（植物由来の非分解性プラスチック）と異なり、海洋中での分解が可能な特性を持っています。 令和 6 年（2024 年）4 月現在、生分解性ポリマーを原材料としたストローを製品化し、小中学校給食における 1 年間の総使用見込本数を納品できる事業者は(株)カネカ以外に存在しないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結したものです。 また、同社からは、学校給食で使用した廃食用油を回収し、原材料として使用したいとの意向が示され、資源循環型社会の形成につながるだけでなく、「食」に関わる環境負荷について子ども達が考え、持続可能な社会の作り方について学ぶ機会にもなるものと考えます。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	要介護認定調査（在宅）委託（単価契約）契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 介護保険課 電話：0467-61-3947
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)4月9日 (契約期間：令和6年(2024年)4月1日 ～ 令和6年(2025年)3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	特定非営利活動法人 かまくら地域介護支援機構 鎌倉市台二丁目8番1号 台在宅福祉サービスセンター内
契 約 金 額	執行予定額：5,148,000 円 単価×数量：6,500 円×1.10×720 件
随意契約によること とした理由	本契約は、被保険者のうち新たに申請のあった者に対する市が行うべき訪問調査について、市町村事務受託法人である特定非営利活動法人 かまくら地域介護支援機構に委託するものです。 介護保険法第27条第2項の規定により、介護認定を行うためには被保険者に対して訪問調査を行わねばならないものとなっておりますが、新規申請者に対する訪問調査については、同法24条の2第1項第2号により、厚生労働省令で定める要件に該当し、神奈川県知事が指定するもの（以下「市町村事務受託法人」という。）6者に限られます。また、業務停滞を防ぐためにはより多くの事業者との契約が必要です。このことから、競争入札には適さないものと考えます。 次に、本契約の相手方である特定非営利活動法人かまくら地域介護支援機構は鎌倉市に所在し、鎌倉市内を調査範囲としております。見積金額を確認した際に同者が提示した単価は1件当たり6,500円（税抜き）であり、これは所在地のみを調査範囲とする他の市町村事務受託法人4者の単価（1件あたり7,000円《税抜き》）と比較しても廉価であり妥当な価格と考えます。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。 なお、本件はあらかじめ数量を確定することができないため、契約期間内において供給を受けた実績数量を乗じて得た金額の対価を支払うため、単価での契約となります。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	文化財情報システム構築業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 文化財課 電話：0467-23-3000 内線 2469
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 16 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 16 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 10 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社パスコ 横浜支店 横浜市中区山下町 223-1 NU 関内ビル
契 約 金 額	9,834,000 円(うち消費税額及び地方消費税額 894,000 円)
随意契約によること とした理由	本業務は、株式会社パスコ社製の既存システムをクラウド化する作業です。その作業内容は既存システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外の者に履行させるとデータ移行や今後のシステムの使用に著しく支障が生じるおそれがあります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市 SDGs つながりポイント事業支援等業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 企画課 電話：0467-23-3000 内線 2646
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）4 月 16 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 カヤック 神奈川県鎌倉市御成町 1 1 番 8 号
契 約 金 額	2, 8 0 0, 0 0 0 円
随意契約によること とした理由	本業務は、SDGs 達成に向けた取組の促進支援策として、スマートフォンアプリ「まちのコイン」を活用し、地域活性化及び SDGs の自分事化を目的に、SDGs に関連した体験やイベント等を提供するものです。 本アプリは、本市同様に SDGs 未来都市に選定された神奈川県から、当該アプリを活用した取組について提案を受け、本市でも令和元年度から導入をしています。導入にあたっては、アプリの開発元であり、システム管理を行っている株式会社カヤックと契約を締結しなければ契約の目的が達成できないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	要介護認定調査（在宅）委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 介護保険課 電話：0467-61-3947
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)4月16日 (契約期間:令和6年(2024年)4月1日 ～ 令和7年(2025年)3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階
契 約 金 額	執行予定額：13,464,000 円 単価×数量：8,000 円×1.10×1,530 件
随意契約によること とした理由	本契約は、被保険者のうち新たに申請のあった者に対する市が行うべき訪問調査について、市町村事務受託法人である公益社団法人かながわ福祉サービス振興会に委託するものです。 介護保険法第27条第2項の規定により、介護認定を行うためには被保険者に対して訪問調査を行わねばならないものとなっておりますが、新規申請者に対する訪問調査については、同法24条の2第1項第2号により、厚生労働省令で定める要件に該当し、神奈川県知事が指定するもの（以下「市町村事務受託法人」という。）6者に限られます。また、業務停滞を防ぐためにはより多くの事業者との契約が必要です。このことから、競争入札には適さないものと考えます。 次に、本契約の相手方である公益社団法人かながわ福祉サービス振興会は鎌倉市のみならず、神奈川県内ほぼ全域を調査範囲としています。見積金額を確認した際に同者が提示した単価は1件当たり8,000円（税抜き）であり、これは所在地のみを調査範囲とする特定非営利活動法人かまくら地域介護支援機構を除いた他の市町村事務受託法人の単価（1件あたり7,000円（税抜き））と比較するとやや高額となりますが、委託件数に上限がないこと、また、その調査対象範囲が神奈川県内ほぼ全域であり、その経費等を考慮すると妥当な価格と考えます。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。 なお、本件はあらかじめ数量を確定することができないため、契約期間内において供給を受けた実績数量を乗じて得た金額の対価を支払うため、単価での契約となります。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	要介護認定調査（在宅・施設）委託（単価契約）契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 介護保険課 電話：0467-23-3947
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)4月19日他 (詳細については令和6年度要介護認定調査委託契約先一覧の通り) (契約期間：令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	在宅 ホームトラスト株式会社 外 54 法人 施設 医療法人社団 清心会 外 13 法人
契 約 金 額	執行予定額：34,306,800 円 単価契約 在宅の認定調査 1 件当たり 4,200 円（税抜） 施設の認定調査 1 件当たり 3,000 円（税抜） 算出根拠 在宅の認定調査 $4,200 \text{ 円} \times 7,140 \text{ 件} \times 1.1 = 32,986,800 \text{ 円}$ 施設の認定調査 $3,000 \text{ 円} \times 400 \text{ 件} \times 1.1 = 1,320,000 \text{ 円}$
随意契約によること とした理由	介護保険では、要介護認定の申請があった場合、介護保険法第 27 条第 2 項の規定により保険者（本市）が被保険者と面接して心身の状況などを調査することが必要となります。 このうち更新申請及び区分変更申請に関わる調査については、介護保険法第 28 条第 5 項の規定（法第 29 条、第 33 条及び 33 条の 2 において準用する場合を含む）により、指定居宅介護支援事業者等へ委託ができると定められており、本業務を委託するものです。また、令和 6 年度(2024 年度)は約 12,000 件の申請が見込まれており、そのうちの約 3 割が法第 27 条に規定する新規申請、約 7 割が更新申請及び区分変更申請となります。新規申請に係る調査については、市の要介護認定調査員又は法第 24 条の 2 に規定する市町村事務受託法人のみしか実施できないため、優先して依頼する必要があります。そのため、残り約 7 割の更新及び区分変更申請に係る調査を市の調査員又は市町村事務受託法人で行うことは困難な状況であり、さらに、業務停滞を防ぐためにはより多くの事業者との契約を行う必要があることから、上記に記載する複数事業者に調査を外部委託する必要があります。 このことから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、複数事業者と随意契約を締結したものです。

	法人名称	住所	住所方書	契約締結日
在 宅	1 ホームトラスト株式会社	東京都世田谷区瀬田2丁目27番13号		2024年5月20日
	2 社会福祉法人 八寿会	藤沢市小塚370-1		2024年5月1日
	3 株式会社 圓山	藤沢市本鰐沼2丁目2番20号		2024年4月12日
	4 合同会社スリール	鎌倉市雪ノ下三丁目4番2-203		2024年4月25日
	5 有限会社 エステル	横浜市栄区野七里1-2-5 523		2024年4月25日
	6 セントケア神奈川 株式会社	横浜市中区太田町四丁目55番地		2024年4月30日
	7 福祉クラブ生活協同組合	横浜市港北区新羽町868番地		2024年4月18日
	8 医療法人 徳洲会	大阪府大阪市北区梅田1-3-1-1200		2024年5月16日
	9 社会福祉法人 湘南愛心会	鎌倉市上町屋750		2024年4月25日
	10 株式会社ジョイ&ホープ	三浦郡葉山町堀内2184-30		2024年4月25日
	11 株式会社 ツクイ	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号		2024年4月12日
	12 株式会社 エルマノ	横浜市戸塚区川上町90番地6		2024年4月12日
	13 医療法人社団 湘南友和会	鎌倉市台5丁目8番29号	いけだビル2階	2024年4月18日
	14 医療法人社団 景翠会	横浜市金沢区泥亀2丁目8番3号		2024年4月12日
	15 医療生協 かながわ生活協同組合	横浜市戸塚区戸塚町3880番地2		2024年4月18日
	16 有限会社 シーエスタブリッシュサービス	座間市入谷西5-48-5-403	座間入谷ハイツ	2024年4月30日
	17 公益社団法人 鎌倉市医師会	鎌倉市材木座3-5-35	鎌倉市地域医療センター内	2024年4月12日
	18 社会福祉法人 鎌倉静養館	鎌倉市由比ガ浜四丁目4番30号		2024年4月25日
	19 医療法人社団 幸寿会	鎌倉市関谷918番地		2024年4月12日
	20 あさひ健康福祉サービス株式会社	鎌倉市大船二丁目1番3号	ミサオビル2階	2024年4月18日
	21 合同会社 Cerulean blue	逗子市逗子4-12-19		2024年5月16日
	22 社会福祉法人 聖テレジア会	鎌倉市腰越1-2-1		2024年4月12日
	23 社会福祉法人 上村鶴生会	藤沢市片瀬海岸1-7-9		2024年4月18日
	24 社会福祉法人 湘南育成園	鎌倉市城廻270番地2		2024年4月18日
	25 株式会社 グレイスケア	藤沢市鰐沼橋1-5-1	サニー21ビル3階	2024年4月12日
	26 株式会社藤の実	藤沢市鰐沼石上2-1-2-502		2024年4月12日
	27 社会福祉法人 きしろ社会事業会	鎌倉市坂ノ下31-5		2024年4月25日
	28 社会福祉法人 麗寿会	茅ヶ崎市南湖1丁目6番15号		2024年4月18日
	29 株式会社ボボ・ア沙希	藤沢市羽鳥4-1-43		2024年4月18日
	30 医療法人 光陽会	横浜市磯子区磯子2-20-45		2024年5月1日
	31 株式会社 中醸	鎌倉市台1425		2024年4月30日
	32 株式会社 アシスタンス	鎌倉市岡本1-3-28	カマクラ大船コーポ104号	2024年4月19日
	33 特定非営利活動法人 ゆう東洋医学研究所	鎌倉市手広4丁目7番5号		2024年4月18日
	34 有限会社 ケア・サーティ	小田原市曾比2840番地の1		2024年4月25日
	35 あんの家合同会社	鎌倉市大町三丁目3番4号		2024年4月12日
	36 有限会社 ヒンターランド	群馬県前橋市富士見町小暮2216-5		2024年4月18日
	37 株式会社 メディカルケア湘南	鎌倉市由比ガ浜2-24-21		2024年5月29日
	38 けあさぼーと合同会社	鎌倉市七里ガ浜1-19-7		2024年5月1日
	39 株式会社ヒース	鎌倉市腰越3-20-31		2024年4月19日
	40 特定非営利活動法人 和の会	鎌倉市梶原2-34-9		2024年4月25日
	41 合同会社Laugh Life	鎌倉市今泉台1丁目21番地24号		2024年4月18日
	42 医療法人社団 大樹会	鎌倉市御成町9-5		2024年4月25日
	43 生活クラブ生活協同組合	横浜市港北区新横浜2丁目8番4		2024年4月18日
	44 営利法人 SUETSUGU合同会社	横浜市栄区飯島町1084-3		2024年4月18日
	45 株式会社オキカ	鎌倉市岡本2-19-15		2024年4月12日
	46 株式会社FrntAvenie	鎌倉市常盤115番1号	深沢ホワイトプラザ2階	2024年5月1日
	47 医療法人社団ALLforKamakura	鎌倉市大船2-25-2	セルアージュ鎌倉大船1F	2024年4月12日
	48 Rubato株式会社	海老名市大谷南3-29-33		2024年4月19日
	49 社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会	平塚市追分1-43		2024年4月18日
	50 合同会社金澤プランニング	鎌倉市台2-11-7		2024年4月30日
	51 合同会社ケアンズ湘南	藤沢市大庭8097		2024年4月18日
	52 夢はこべケアサービス株式会社	鎌倉市今泉2-15-5		2024年4月18日
	53 社会福祉法人聖隷福祉事業団	静岡県浜松市中央区元城町218番地26		2024年5月16日
	54 社会福祉法人地域サポート虹	横浜市栄区桂町74-17	サンパレス本郷台107号	2024年4月12日
	55 合同会社welfareサポート	横須賀市根岸町4-10-30	安田ハイツ1F	2024年4月12日
施 設	1 医療法人社団 清心会	藤沢市小塚383番地		2024年4月18日
	2 医療法人 徳洲会	大阪府大阪市北区梅田1-3-1-1200号		2024年5月16日
	3 社会福祉法人 湘南愛心会	鎌倉市上町屋750		2024年4月18日
	4 社会福祉法人 八寿会	藤沢市小塚370-1		2024年5月1日
	5 社会福祉法人 鎌倉静養館	鎌倉市由比ガ浜4-4-30		2024年4月25日
	6 医療法人社団 幸寿会	鎌倉市関谷918番地		2024年4月18日
	7 社会福祉法人 聖テレジア会	鎌倉市腰越一丁目2番1号		2024年4月18日
	8 社会福祉法人 湘南育成園	鎌倉市城廻270番地2		2024年5月20日
	9 社会福祉法人 きしろ社会事業会	鎌倉市坂ノ下31-5		2024年4月19日
	10 社会福祉法人 麗寿会	茅ヶ崎市南湖1-6-15		2024年4月25日
	11 医療法人財団 額田記念会	鎌倉市大町4丁目6番6号		2024年4月25日
	12 社会福祉法人 上村鶴生会	藤沢市片瀬海岸1丁目7-9		2024年4月18日
	13 社会福祉法人桜栄福祉会	鎌倉市山崎793番地		2024年5月10日
	14 社会福祉法人 湖成会	静岡県富士宮市大鹿窪143-1		2024年4月18日

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	再生利用施設啓発事業委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境センター（笛田リサイクルセンター） 電話：0467－3 2－9 0 9 0（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月17日 契約期間：令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日
契約の相手方の名称 及び所在地	特定非営利活動法人 鎌倉リサイクル推進会議 鎌倉市笛田一丁目11番34号
契 約 金 額	5,131,000 円
随意契約によること とした理由	特定非営利活動法人鎌倉リサイクル推進会議は、市からの呼びかけに賛同して集まった市民が循環型社会の構築を目指して自ら設立したものであり、笛田リサイクルセンターの事業として条例に定められている「廃棄物の減量、資源化及び処理に関する情報提供や講座開催」などの事業を行える団体は他にありません。 契約金額は、資源物のリサイクル相談窓口の開設のほか、リサイクル啓発のためのホームページ更新やリサイクル教室開催などの企画立案、運営管理を行うためのスタッフ謝礼などの人的経費が主で、スタッフの滞在時間から算出した謝礼金は1,129 円／時間で、神奈川県最低賃金（1,112 円／時間）と比較すると、適正な価格と判断します。人的経費以外では新型コロナウイルス対策経費や通信費及び物品費等であり、諸経費的なものは含まれていませんので、妥当な契約金額と判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	広報かまくら製作業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部広報課 電話：0467-61-3867（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 6 月 6 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 6 月 6 日～令和 7 年（2025 年） 5 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社タウンニュース社 横浜市青葉区荏田西 2－1－3
契 約 金 額	20,903,916 円
随意契約によること とした理由	レイアウトやデザインの質をより重視し、さらに市民に読んでもらえる広報紙とするため、公募型プロポーザルを実施しました。株式会社タウンニュース社 1 者から提案があり、選考の結果、株式会社タウンニュース社を選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社タウンニュース社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市ふるさと寄附金支援業務委託（ANA）（単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 財政課 ふるさと寄附金担当 電話：0467-61-3845（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）6月14日 （契約期間：令和6年（2024年）6月14日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ANA あきんど株式会社 取締役副社長 日高 一郎
契 約 金 額	執行予定額：2,200,000 円
随意契約によること とした理由	ふるさと寄附金は、市の財源確保策として大きな位置を占めており、多くの寄附を獲得するためには、影響力・訴求力の高いポータルサイト運営事業者と契約を締結することが、最も効果的・効率的な運用となることとなります。 契約を締結した ANA あきんど株式会社は、ふるさと納税ポータルサイト「ANA のふるさと納税」の運営を予定している事業者です。「ANA のふるさと納税」は約 4,000 万人の ANA マイレージクラブ会員を対象にしており、会員の多くは旅行や観光が好きという特徴があります。さらに、独自の旅行商品を返礼品に設定することができるため、観光需要の高い本市への寄附金額の向上が期待できます。ANA マイレージクラブ会員を対象にふるさと納税の訴求ができるのは ANA あきんど株式会社のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「契約の性質又は目的が競争入札に適さない」事案であることとし、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	土地賃貸借契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-23-3000 内線 2258
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 18 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日 ～ 令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	アイカテックエンジニアリング株式会社 東京都練馬区豊玉北六丁目 5 番 15 号 アイカ東京ビル 4 階
契 約 金 額	1,354,320 円
随意契約によること とした理由	当該貸付地は、代替土地として、倉庫敷地の用途に貸付を行っており、相手方から継続使用の申出書の提出により、土地賃貸借契約を締結しています。 市有地（普通財産）の貸付けについては、「鎌倉市公有財産規則」第 44 条の規定により相手方から申出書の提出を求めています。申出書の内容を精査したところ、特段の支障も認められないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したものです。 なお、貸付料は、「鎌倉市公有財産規則」第 48 条の規定に基づき算定した額となっています。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	学校給食残さ資源化処理業務委託（単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部学務課給食担当 電話：0467-23-3000 内線 2457
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 6 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 7 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 6 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 J バイオフードリサイクル 横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1
契 約 金 額	執行予定額：1,493,800 円 単価（税別）：28 円（給食残さ 1 kg 当たり） 予定数量：給食残さ 48,500 kg
随意契約によること とした理由	本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした一般廃棄物処理基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理にあたっては、再使用又は再資源化による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。 また、本市一般廃棄物処理実施計画では、食品廃棄物等については農林水産省に登録されている登録再生利用事業者の資源化処理施設で処理することを規定しています。そのうち、運搬にかかる効率性、費用及び環境負荷を考慮し、施設所在地が神奈川県内にある事業者を選定するものです。 要件を満たす事業者は県内に 4 者ありますが、3 者からは受け入れできない旨の回答があり、受入可能業者は株式会社 J バイオフードリサイクルしかありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉芸術館予約管理システム改修業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 文化課 電話：0467-23-3000 内線 2458
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 6 月 11 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 6 月 11 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 9 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ワイイーシーソリューションズ 神奈川県横浜市中区山下町 22 番地
契 約 金 額	1,624,260 円
随意契約によること とした理由	鎌倉芸術館予約管理システムは株式会社ワイイーシーソリューションズが開発したソフトウェアであり、システム管理やプログラム修正等の保守作業を他者が実施することは困難が伴うとともに、障害を発生させる恐れがあるため、開発事業者である株式会社ワイイーシーソリューションズ以外、実施することはできません。このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としたものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	こもれび山崎温水プール大規模修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 スポーツ課 電話：0467-43-3419（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）6月12日 （契約期間：契約締結日 ～ 令和6年（2024年）7月15日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 林水泳教室 茅ヶ崎市若松町12番1号
契 約 金 額	8, 0 2 2, 7 6 2 円
随意契約によること とした理由	こもれび山崎温水プールは、プロポーザル方式により貸付先の事業者選定を行い、株式会社林水泳教室と貸付契約を締結したところですが、公募に当たり、大規模修繕については市が修繕費用を負担し、貸付先事業者が修繕を行う条件としていたものです。 また、こもれび山崎温水プールを営業しながら、休館日及び時間外で工事を実施できるのは、株式会社林水泳教室だけであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市健康づくり計画及び鎌倉食育推進計画の一体的策定支援業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線 2333
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）6月20日 （契約期間：令和6年（2024年）6月20日 ～ 令和8（2026年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社サーベイリサーチセンター 東京都荒川区西日暮里二丁目40番10号
契 約 金 額	11,000,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、鎌倉市健康づくり計画及び鎌倉食育推進計画の一体的策定に際し、市民の健康及び食育に関する意識等を把握するための実態調査から、その調査結果と各種データとの比較分析を行い、現行の計画の最終評価を行うとともに新たに次期計画を策定するものであり、令和6年度、令和7年度の2カ年で行います。 次期計画の策定にあたっては、現状を分析した上で、国県の動向、総合計画等上位計画との整合性の他、本市の地形や歴史・文化の特徴などを踏まえ、健康行政の基本となる計画を策定する必要があります。 適切な計画の在り方や健康や食育に関連した広範にわたる基礎データの収集及び解析、市民アンケート調査を行い、それに基づく各種提案を求める業務内容は、画一的な成果を求める内容ではなく、価格の多寡だけで委託業者を選定したのでは、期待した結果が得られない可能性が見込まれます。また、今回初めて健康づくり計画と食育推進計画という二つの計画を一体的に策定することから、計画策定に適した分析力や企画力、豊富な経験等を有する事業者に委託する必要があるため、公募型プロポーザル方式による選考を行いました。 公募の結果3者から企画提案があり、選考の結果、株式会社サーベイリサーチセンターを最優秀提案者として選定しました。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	時点修正鑑定業務委託(令和 6 年(2024 年) 7 月 1 日時点)
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部資産税課 電話：0467-23-3000 内線 2297
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 6 月 21 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 6 月 21 日 ～ 令和 7 年(2025 年) 1 月 31 日)
契 約 の 相 手 方 の 名 称 及 び 所 在 地	有限会社羽田不動産鑑定事務所 代表取締役 羽田直樹 横浜市中区常磐町 3-25 サンビル 9F
契 約 金 額	3,905,000 円
随意契約によること とした理由	本委託業務は、令和 5 年(2023 年) 7 月 1 日から令和 6 年(2024 年) 7 月 1 日までの間の地価の変動率を令和 7 年度(2025 年度)の土地の固定資産税評価額に反映させるため、不動産鑑定に関する高度な専門知識と固定資産税評価に関する知識に精通している不動産鑑定士に鑑定を委託する業務です。 令和 6 年度評価替えでは、基準日である令和 5 年(2023 年) 1 月 1 日時点の標準宅地等の価格を鑑定しており、この価格をもとにして、令和 5 年度に時点修正(令和 5 年(2023 年) 7 月 1 日時点)を実施しています。本委託業務は 2 回目の時点修正にあたり、令和 7 年度の評価額を算出するために、令和 6 年度の標準宅地等の価格(令和 5 年(2023 年) 7 月 1 日)から令和 6 年(2024 年) 7 月 1 日までの 12 カ月分の地価の変動率を把握するものです。 羽田不動産鑑定事務所は、令和 6 年度の評価替えのベースである不動産鑑定評価業務を「令和 6 年度評価替えに係る不動産鑑定評価業務」(以下「本鑑定業務」といいます。)の競争入札の結果、落札し、令和 5 年(2023 年) 1 月 1 日時点の 452 地点の標準宅地の鑑定評価を実施しています。 不動産鑑定は、たとえ鑑定の目的が同一であり、不動産鑑定評価基準に基づいて評価したとしても、当該鑑定士の不動産需給動向の捉え方、地域や市場の将来動向の判断、対象不動産の有する個別性競争力の判断や収益性の分析及び予測等、複数の鑑定評価手法の価格アプローチの方法が異なります。 本委託業務は、その業務内容から、本鑑定業務と密接に関連しているため、本鑑定業務を実施した鑑定士があたることにより、統一的アプローチによる一貫した鑑定を行うことができます。また、本鑑定業務を実施した鑑定士以外が請け負う場合、本鑑定業務の結果に至ったアプローチ分析等の確認作業から業務を開始することとなり、手間や処理時間が多くかかることにより、契約金額の増加が見込まれるとともに、時点修正業務全体の進捗に支障をきたす恐れがあります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉版フォルケホイスコーレ事業運営業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 福祉総務課 電話：0467-23-3000 内線 2496
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）6月21日 （契約期間：令和6年（2024年）6月21日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	合同会社いもいも 東京都西多摩郡檜原村7067番地3
契 約 金 額	6,000,000 円
随意契約によること とした理由	鎌倉版フォルケホイスコーレ事業運営業務（以下「本業務」という。）は、現状や将来に不安を抱く市民が、長期的な視野を持ち、社会との新たなつながりを構築し、自分の進む道を見出す機会を得られるよう実施する研修「鎌倉版フォルケホイスコーレ事業」を円滑に運営することを目的に実施するものです。 合同会社いもいもは、フリースクール運営による不登校児童生徒及び大人（不登校家族）の支援経験及び不登校家族や教員を含む大人向けの対話の場の運営経験を有しており、専門的知見に基づき個々の特性やニーズを的確につかみ、参加者の評価会議や個別支援会議、参加者に対するフィードバック等、個に応じた対応を徹底して行うことで、令和4年度の本事業立ち上げから、研修講師として、参加者の気持ちに寄り添いながら不安を取り除き、自然と対話に向かえるような研修を行ってきました。 同者は自社独自の研修メソッドを活用し、本市における共生社会の理念を的確に把握した上で、事業実施にあたること可能な技術力を有する法人であり、本事業の目指す「様々な課題を抱える参加者への個に応じた関わり」「市民対話による関わり」「地域コミュニティの活性化」を一体的に実施し、本事業の業務遂行を可能とするのは同者以外にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	障害者地域活動支援センターⅡ型事業委託（単価契約含む）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 障害福祉課 電話：0467-61-3975（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 10 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	NPO 法人 R・WORKSHOP 鎌倉市常盤 10 番地 10
契 約 金 額	20,483,000 円 単価契約部分 制度のはざま：単価 1,500 円 重複障害：単価 1,500 円 単一障害：単価 1,000 円
随意契約によること とした理由	地域活動支援センターⅡ型事業を運営する主体となるためには、国が規定した「地域生活支援事業実施要綱」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」に加え、本市が規定する「鎌倉市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱」を満たす法人でなければなりません。 障害者の日中の活動の場を提供する地域活動支援センター事業においては、利用者と事業者と地域の信頼関係が必要不可欠であり、また、支援を途切れなく行うため事業の継続性が求められます。 NPO 法人 R・WORKSHOP が運営する虹の子作業所は、平成 24 年 4 月 1 日から事業開始し、地域の知的障害児者及び家族等を支援してきた実績があります。地域の特性に精通し、地域活動支援センターⅡ型事業の特色である入浴等サービスを提供できる事業所は市内に他にないことから、令和 6 年度においても NPO 法人 R・WORKSHOP と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	障害者地域活動支援センターⅢ型事業委託（単契含む）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 障害福祉課 電話：0467-61-3975（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 10 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	① 特定非営利活動法人ぶどうの木 （鎌倉市笛田三丁目 1 番 7 号湘南ハナビル 201 号） ② 特定非営利活動法人 e-ライフサポート （鎌倉市由比ガ浜二丁目 9 番 62 号） ③ 社会福祉法人麦の里（鎌倉市大町五丁目 2 番 11 号） ④ 特定非営利活動法人道（鎌倉市小町二丁目 12 番 37 号 3B） ⑤ 特定非営利活動法人スローライフ障害者地域活動支援セ ンター（鎌倉市腰越四丁目 9 番 8 号） ⑥ 特定非営利活動法人よあけ（鎌倉市常盤 98 番地 1） ⑦ 特定非営利活動法人ひかり（鎌倉市台三丁目 7 番 2 号）
契 約 金 額	① 15,593,500 円 ② 13,805,000 円 ③ 12,233,992 円 ④ 14,574,000 円 ⑤ 14,750,000 円 ⑥ 17,415,500 円 ⑦ 14,338,000 円 単価契約部分は共通単価 ア 制度のはざま 一人一日 1,500 円 イ 重複障害 一人一日 1,500 円 ウ 単一障害 一人一日 1,000 円

随意契約によること
とした理由

地域活動支援センターⅢ型事業を含む地域生活支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条（市町村の地域生活支援事業）に市町村の必須事業と位置付けられており、本市においては、運営主体となり得る全ての法人と委託契約を締結することにより、実施します。

地域活動支援センターⅢ型事業を運営する主体となるためには、国が規定した「地域生活支援事業実施要綱」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」を満たさなければならず、また、本市において運営主体となるためには、「鎌倉市地域活動支援センターⅢ型事業実施要綱」を満たす法人でなければなりません。

地域活動支援センターⅢ型事業については、令和 6 年度の事業利用予定者名簿において 84 人（市内在住）が契約を予定しており、1 か所の法人のみでは規模・人員の面から市内全ての利用者に対応できないため、運営主体となり得る全ての法人と契約し、事業を実施する必要があります。また、障害者の日中の活動の場を提供する地域活動支援センター事業においては、利用者と事業者と地域の信頼関係が必要不可欠であり、支援を途切れなく行うため事業の継続性が求められます。

以上のとおり、当該契約案件は市内で相談支援事業を実施できる全ての事業者と契約し、安定的に福祉サービスを継続する必要があることから一般競争入札に適さないため、令和 6 年度においても、現在地域活動支援センターⅢ型事業を実施している 7 か所の法人と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	道路附属物点検調査業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道水路管理課 電話：0467-23-3000 内線：2389
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 5 月 29 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 5 月 29 日 ～ 令和 7 年(2025 年) 3 月 28 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター 茅ヶ崎市汐見台 1 番 7 号
契 約 金 額	16,346,880 円
随意契約によること とした理由	平成 26 年の道路法施行規則の一部改正により、橋りょう・トンネル等（以下「道路施設」という。）については、国が定める統一的な基準により、5 年に 1 回の頻度で近接目視による点検を行うことが基本とされるとともに、これら道路施設については、国が策定した「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に沿った、長寿命化の検討を行い、適切な修繕を施すこととなっています。 このような中、公益財団法人神奈川県都市整備技術センターが道路施設点検や長寿命化修繕計画の策定に資する道路施設維持管理共同システムの構築・運用を行っていることから、本市においても当該システムの活用を検討したところ、道路施設の適正な法定点検と長寿命化修繕計画の立案・更新が円滑に実施できることから、同センターと令和元年（2019 年）5 月 20 日付けで道路施設点検の地域一括発注に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結しました。 当該契約案件は、この基本協定に則り、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同センターと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市立小中学校県費負担教職員健康診断業務委託 (複数単価契約)
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 学務課 電話：0467-23-3000 内線 2741
契 約 締 結 日	令和 6 年 (2024 年) 6 月 17 日 (契約期間：令和 6 年 (2024 年) 6 月 17 日 ～ 令和 7 年 (2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人 神奈川県結核予防会 横浜市中区元浜町四丁目 32 番地
契 約 金 額	執行予定額：4,686,550 円 (内訳は別紙のとおり)
随意契約によること とした理由	県費負担教職員が対象の市立小・中学校県費負担教職員健康診断（消化器検査及び婦人科健診含む）の委託については、検診項目の選択により、複数の単価契約となるため、随意契約としました。 実施に当たっては、移動時間や旅費等を考慮しながら対象となる受診機関を選定し、13 者から見積もりを徴取したところ、公益財団法人 神奈川県結核予防会が最も安価であり、昨年度実績単価や近隣他市が契約している健康診断項目の価格と比較し、妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

(別紙)

契 約 金 額	健康診断 1 (6,300 円 × 275 人) (診察(聴診・問診)、計測(身長・体重・BMI・肥満度・視力)、聴力(1000・4000Hz)、血圧、尿検査(蛋白・糖・潜血)、貧血検査(赤血球数・血色素量、白血球数、ヘマトクリット値)、血糖検査(空腹時血糖)、化学的検査(GOT・GPT・ALP・γ-GTP・LDLコレステロール・トリグリセライド・HDLコレステロール・尿素窒素・血清クレアチニン)、心電図検査(安静時 12 誘導法)、胸部X線直接撮影) 健康診断 2 (6,500 円 × 210 人) (診察(聴診・問診)、計測(身長・体重・BMI・肥満度・視力)、聴力(1000・4000Hz)、血圧、尿検査(蛋白・糖・潜血)、貧血検査(赤血球数・血色素量、白血球数、ヘマトクリット値)、血糖検査(空腹時血糖)、化学的検査(GOT・GPT・ALP・γ-GTP・LDLコレステロール・トリグリセライド・HDLコレステロール・尿素窒素・血清クレアチニン・HbA1c)、腹囲測定、心電図検査(安静時 12 誘導法)、胸部X線直接撮影) 消化器検診 (5,500 円 × 120 人) 眼底検査 (600 円 × 15 人) 婦人科検診 子宮頸部がん検診 (3,800 円 × 130 人) ※ 表記の金額は全て消費税等を除く本体価格

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市役所派出所業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	会計管理者 会計課 電話：0467-23-3000（内線 2225）
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 6 月 27 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 7 月 1 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	スルガ銀行株式会社 鎌倉支店 鎌倉市小町一丁目 13 番 20 号
契 約 金 額	5,599,687 円 (うち消費税額及び地方消費税額 509,062 円)
随意契約によること とした理由	鎌倉市財務規則で毎年 7 月 1 日に指定金融機関を交替することが定められており、スルガ銀行株式会社は、株式会社横浜銀行とともに同規則で指定金融機関として指定され、本市の公金の出納事務を誠実に遂行しています。 当該業務の性質上代替性がないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市人流データ等可視化特設WEB サイト「鎌倉観光混雑マップ」の保守・運用・更新業務
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部観光課 電話：0467-23-3000 内線 2350
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 18 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日～ 令和 7 (2025 年)年 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	鎌倉 IMS 共同事業体 神奈川県鎌倉市常盤 18 番地
契 約 金 額	3,575,000 円
随意契約によること とした理由	当事業は、令和 3 年度にオーバーツーリズム解消のため作成した特設 WEB サイト「鎌倉観光混雑マップ」の保守・運用・更新業務を行うものです。 委託事業者は、令和 4 年 3 月に実施した公募型プロポーザルにより選定した鎌倉 IMS 共同事業体（湘南モノレール株式会社、株式会社 unerry、株式会社みちのりホールディングス、三菱商事株式会社の 4 社から構成）です。 随意契約とする理由は、以下の 2 点によるものです。 ① 特設 WEB サイト「鎌倉観光混雑マップ」は、受託者の株式会社 unerry が運営する特許取得済みの技術であるリアル行動ビックデータプラットフォーム「Beacon Bank」を使用しており、他の事業者が使用することはできない。 ② ①の事由により、仮に他の事業者に本業務を依頼する場合、新たにシステムを構築する必要があることから、令和 3 年度に実施したシステム構築と同等の費用が掛かる。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市ふるさと寄附金支援業務委託（JRE MALL）（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 財政課 ふるさと寄附金担当 電話：0467-61-3845（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 1 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 7 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 戦略・プラットフォーム部門長 小古井 章
契 約 金 額	執行予定額：1,562,030 円
随意契約によること とした理由	ふるさと寄附金は、市の財源確保策として大きな位置を占めており、多くの寄附を獲得するためには、影響力・訴求力の高いポータルサイト運営事業者と契約を締結することが、最も効果的・効率的な運用となることとなります。 契約を締結した東日本旅客鉄道株式会社は、ふるさと納税ポータルサイトである「JRE MALL ふるさと納税」を運営しています。「JRE MALL ふるさと納税」は約 75 万人の JRE MALL 会員を対象にしており、会員の多くは旅行や観光に関心あるという特徴があり、東日本旅客鉄道株式会社が独自に持つコンテンツを活用して、鉄道や観光に興味がある方に向けた独自の返礼品の開発や「駅」を活用したリアルなプロモーションができることから、観光需要の高い本市への寄附金額の向上が期待できます。JRE MALL 会員を対象にふるさと納税の訴求ができるのは東日本旅客鉄道株式会社のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「契約の性質又は目的が競争入札に適さない」事案であることとし、同者と随意契約を行ったものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	渋滞緩和を目的とした広告掲載業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	まちづくり計画部 都市計画課 電話：0467-23-3000 内線 2510
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）6月27日 （契約期間：令和6年（2024年）6月27日 ～ 令和7年（2025年）1月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ジェイアール東日本企画 東京都渋谷区恵比寿南1-5-5 JR 恵比寿ビル
契 約 金 額	18,854,000 円
随意契約によること とした理由	渋滞緩和を目的とした広告掲載業務は、鎌倉地域における交通環境改善のため、首都圏に所在する東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）の駅構内や首都圏を走行する電車内及びWEBに公共交通による来訪を促進する広告を展開し、来訪時の交通手段を自動車から公共交通に転換することで、渋滞緩和に資することを目的に実施するものです。 株式会社ジェイアール東日本企画は、JRのグループ会社であり、JRから駅構内や電車内に展開している広告の管理を受託しています。 また、同社は、電車内に展開した広告媒体の可視範囲及び位置情報並びに過去の乗車実績を掛け合わせることで、乗車実態に即した広告接触者数を算出する技術を有しており、広告を見た人の性年代や曜日ごとの延べ広告接触者数を分析することが可能です。 さらに、JRとグループ企業であることから、公開資料よりも詳細な駅乗降客数の提供を受けることが可能です。 以上のことから、首都圏に所在するJRの駅構内や首都圏を走行する電車内に円滑に広告を展開することができることに加え、延べ広告接触者数及び詳細な乗降客数を用いて広告展開の効果検証を実施できるのは、株式会社ジェイアール東日本企画のみです。 なお、価格については、株式会社ジェイアール東日本企画が、同社ホームページにて公に公表している広告媒体に係る価格表と見積金額を比較したところ、同表と同額であることが確認できたため、妥当であると判断しています。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉ブランド堆肥運送業務委託（単価契約） （令和 6 年（2024 年） 7 月～令和 7 年（2025 年） 6 月）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 農水課 電話：0467-23-3000 内線 2481
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 6 月 27 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 7 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 6 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ヤマト運輸株式会社 横浜主管支店 横浜市磯子区杉田 5-31-27
契 約 金 額	1,108,800 円（うち消費税額及び地方消費税額 100,800 円） （執行予定額） （内訳：42,000 円／回 × 2 日 × 12 か月 × 1.10）
随意契約によること とした理由	令和 6 年（2024 年） 5 月 31 日に一般競争入札を実施した結果、予定価格以下での落札がなく、入札不調となりました。 本業務は、令和 6 年（2024 年） 7 月から業務を開始する必要があることから、入札参加者と価格交渉を行いました。が、予定価格以下で最低制限価格以上の事業者がいなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、予定価格以下で最低制限価格以上の単価の同者と契約締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	汚泥処理処分業務（有効利用施設での処分業務）委託 (単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 3 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年） 7 月 3 日～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	太平洋セメント株式会社 東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号
契 約 金 額	執行予定額：26,752,000 円 単価：16,000 円（トン当たり） 予定数量：1,520 トン
随意契約によること とした理由	本業務は、山崎浄化センター汚泥焼却設備が定期点検、補修等で休炉したときに、七里ガ浜浄化センター及び山崎浄化センターで発生した脱水汚泥を建設用資材原料として有効利用施設での処理を委託する業務です。 太平洋セメント株式会社は、当該廃棄物（脱水汚泥）を、その性状・荷姿・受入数量等から安定・継続的に建設用資材原料として有効利用できる近隣で唯一の処理業者であることから選定をしました。 また、契約単価は、近隣の公共処分場の処分価格と比較して廉価であることから、妥当と判断します。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	「鎌倉市起業家スタートアップ支援プログラム」推進業務委託契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 商工課 電話：0467-23-3000 内線 2355、2356
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）4 月 19 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）4 月 19 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社あゆみの 鎌倉市大町一丁目 9 番 22 号
契 約 金 額	3,999,600 円
随意契約によること とした理由	神奈川県は、これまで4年間に渡って鎌倉市内で起業家支援プログラム（以下、「HATSU 鎌倉」と言います。）に取り組み、一定の成果を上げてきています。 鎌倉市が本業務を行うに当たっては、県との情報共有における連携、起業家創出拠点 HATSU 鎌倉の場所（コワーキングスペース）を無償にて利用することができること、これまで HATSU 鎌倉に携わってきた専門家等のサポートが受けられること、既に HATSU 鎌倉を利用した一定数の先輩起業家が存在しており、先輩起業家との協力のもと、HATSU 鎌倉における交流やオンラインコミュニティへの参加により様々な方々からアドバイスを受けられること、鎌倉をフィールドに仲間とともに起業を目指すプログラムに取り組むことで、地域愛が芽生えるきっかけにもなり、鎌倉に根付く社会起業家の誕生も期待されることなど、本業務を県と連携した取り組みにすることで、多くの成果が期待できます。 令和 6 年度（2024 年度）における HATSU 鎌倉の受注者である「株式会社あゆみの」は、これまでも HATSU 鎌倉の事業に携わり、起業に関する現場状況等に精通しているだけでなく、県と連携して先駆的に起業家支援のノウハウを蓄積してきた経過があり、HATSU 鎌倉との連携を図る上で唯一の事業者であり、他の事業者による代替手段はありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度ひとり親家庭等への夏季休暇期間の食料支援に係る全国共通おこめ券作成業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	こどもみらい部こども家庭センター 電話：0467-23-3000 内線：2658
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 5 日 (契約期間：契約締結日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	全国米穀販売事業共済協同組合 代表理事 山崎 元裕 東京都中央区日本橋小伝馬町 15 番 15 号
契 約 金 額	1,718,825 円（うち消費税額等 793 円）
随意契約によること とした理由	全国共通おこめ券の作成、封入作業は全国共通おこめ券の発行元である全国米穀販売事業共済協同組合しか行なうことができません。このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	職員定期健康診断・がん検診及び二次検査業務委託 (複数単価契約)
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 職員課 電話：0467-23-3000 内線 2235・2236
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 6 月 21 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年） 6 月 21 日～令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	医療法人 横浜平成会 横浜市戸塚区戸塚町 550 番地
契 約 金 額	執行予定額：12,857,050 円（うち消費税額等 1,166,550 円）
随意契約によることとした理由	職員定期健康診断、がん検診及び二次検査業務を同一の健診機関に委託することで、利便性や一貫した検査体制、判定基準の元で検査を行い、総括的な診断を行うことができます。 また、令和 6 年度の受診者数は、現時点では確定することができず、単価については、がん検診等の受診項目によって異なります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づく、複数単価契約による随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	選別設備修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 環境センター（笛田リサイクルセンター） 電話：0467-32-9090
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）7月5日 （契約期間：令和6年（2024年）7月5日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	新明和工業株式会社流体事業部営業本部 横浜市鶴見区尻手3丁目2番43号
契 約 金 額	22,107,800円
随意契約によること とした理由	本業務は経年劣化により老朽化した駆動部品等を交換し、機能の回復を図る修繕です。 このコンテナ搬送装置、コンテナ洗浄装置、自動選別装置、金属圧縮機及び紙圧縮梱包機は新明和工業株式会社の製品で、駆動部品等の交換整備に当たっては、詳細な設計図や制御システム等が分からなければ、機能を回復することができないため、同者以外では修繕を履行することはできません。 価格について、各種部品は専用の製品なので刊行物等により判断することはできませんが、労務単価は、国土交通省の「公共工事設計労務単価」に所定の作業割増率を乗じた金額と比較したところ廉価でした。 また、材料費や労務費等の直接工事費を基に、国土交通省の「公共建築工事共通費積算基準」の諸経費率を使って修繕費を積算すると、見積金額の方が廉価となるので、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	トラックスケール修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 環境センター（笛田リサイクルセンター） 電話：0467-32-9090
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 5 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 7 月 5 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	新明和工業株式会社流体事業部営業本部 横浜市鶴見区尻手 3 丁目 2 番 43 号
契 約 金 額	9, 4 1 0, 5 0 0 円
随意契約によること とした理由	本業務は経年劣化により老朽化したトラックスケールの部品等を交換し、機能の回復を図る修繕です。 トラックスケールはピット方式による埋込型の 4 点支持ロードセル式で、ピットの深さとロードセルの高さ及び計測車両が乗る架台の高さの合計が、当センターの地表面と合うように専用設計されていることと、そのデータ処理も独自の方法を採用しています。 価格について、各種部品は専用の製品なので刊行物等により判断することはできませんが、労務単価は、国土交通省の「公共工事設計労務単価」に所定の作業割増率を乗じた金額と比較したところ廉価でした。 また、材料費や労務費等の直接工事費を基に、国土交通省の「公共建築工事共通費積算基準」の諸経費率を使って修繕費を積算すると、見積金額の方が廉価となるので、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	消防職員の定期健康診断・がん検診及び二次検査業務委託 (複数単価契約)
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 職員課 電話：0467-23-3000 内線 2235・2236
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)7月8日 (契約期間：令和6年(2024年)7月8日～令和7年(2025年)3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	医療法人 横浜未来ヘルスケアシステム 横浜市戸塚区戸塚町 116 番地
契 約 金 額	執行予定額：1,893,975 円 (うち消費税額等 171,725 円)
随意契約によることとした理由	消防職員の定期健康診断、がん検診及び二次検査業務を同一の健診機関に委託することで、利便性や一貫した検査体制、判定基準の元で検査を行い、総括的な診断を行うことができます。 また、令和6年度の受診者数は、現時点では確定することができず、単価については、がん検診等の受診項目によって異なります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づく、複数単価契約による随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	人事給与システム児童手当拡充対応委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 職員課 電話：0467-23-3000 内線：2233
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）7月9日 (契約期間：契約締結日 ～ 令和6年（2024年）12月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	日本電気株式会社 神奈川支社 横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
契 約 金 額	2,865,500円
随意契約によること とした理由	本委託契約は、日本電気株式会社製の人事給与システム対して、2024年6月5日に可決された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、①児童手当について、支給期間を高校生年代までとする、②所得制限の撤廃、③第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、④支給月を年3回から偶数月の年6回とする抜本的拡充に対応できるよう改修作業を委託するものです。 この改修を行うためには、人事給与システムのプログラムを全て把握し、本市の要望とおりのプログラミングができる業者である必要があります。また、システムのプログラムの著作権を保有し、プログラムを改変できる権限を持つ業者である必要があります。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により日本電気株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	コンビニ交付クラウドOS更新作業委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 市民課 電話：0467-23-3000 内線 2314
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 5 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 7 月 5 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部 横浜市西区高島 1－1－2
契 約 金 額	3,534,300 円
随意契約によること とした理由	当該契約に係るコンビニ交付クラウドシステムは、富士通 Japan 株式会社が開発し、その著作権を有することから、当該業務を履行できる業者は同者のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	社会保障・税番号制度に係る住民基本台帳システム関連作業委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 市民課 電話：0467-23-3000 内線 2314
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 5 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 7 月 5 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部 横浜市西区高島 1－1－2
契 約 金 額	3,590,400 円
随意契約によること とした理由	当該契約に係る住民基本台帳システムは、富士通 Japan 株式会社が開発し、その著作権を有することから、当該業務を履行できる業者は同者のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	小学校児童歯科保健指導業務委託契約（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 学務課 電話：0467-23-3000 内線 2661
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 10 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 7 月 10 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	一般社団法人 鎌倉市歯科医師会 代表理事 渡辺 徹 鎌倉市台二丁目 8 番 1 号
契 約 金 額	2,007,632 円 内訳 （1）指導者派遣料 3,560 円×372 人＝1,324,320 円 （2）歯科医師相談業務料 15,000 円×鎌倉市立小学校 16 校＝240,000 円 （3）当日資料代 1,700 円×124 クラス＝210,800 円 （4）事務手数料 50,000 円 （5）消費税額及び地方消費税額 182,512 円
随意契約によること とした理由	小学校児童に対する歯科保健指導は、学校保健安全法第 13 条及び第 14 条に基づく定期健診の際に学校歯科医が行っています。さらに、学校保健安全法施行規則第 9 条において定められた事後措置についても、歯科衛生に関する専門的知識や技術を要し、日頃から児童の健康状態を把握し、かつ、定期健診結果との連携が不可欠なことから、定期健診に携わる学校歯科医が実施する必要がある、学校歯科医の委嘱推薦元は当該団体です。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	加入者情報（マイナンバー下4桁）通知等の作成及び封入封緘等業務委託（複数単価契約を含む）
契約事務担当課等の名称及び連絡先	健康福祉部 保険年金課 電話：0467-23-3000 内線：2380
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）7月12日 (契約期間：令和6年(2024年)7月12日～令和6年(2024年)9月30日)
契約の相手方の名称及び所在地	株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13-8
契 約 金 額	執行予定金額（総額）1,265,000 円 (1)額確定分：684,200 円 (2)単価契約分 ①下4ケタ通知の作成 単価：6.6 円×1.1 予定数量：22,000 枚 ②同封チラシの作成 単価：6.3 円×1.1 予定数量：22,000 枚 ③封入封緘 単価：11.1 円×1.1 予定数量：22,000 枚
随意契約によることとした理由	本業務は、市から提供する国民健康被保険者データ及びマイナンバー下4桁を含んだ印字データをもとに通知書及び封筒を作成し、また、別途市から提供するチラシのデータを印刷した上で、封入封緘を行い、市に納品するものです。 業務内容は以下の5点になります。 ①鎌倉市国民健康保険システムから出力される印字データ形式（富士通社製 List Works）で印刷するためのプログラム作成業務 ②①を用いて通知書を印刷する業務 ③チラシを印刷する業務 ④印字位置に合わせた封筒を作成する業務 ⑤②と③を、④の封筒に封入封緘する業務 本業務を委託する事業者の選定にあたっては、国民健康保険システムから出力されるデータ形式（富士通社製 List Works）で印刷することが必須であります。また、印刷業務と封入封緘業務の分離発注については、本業務がマイナンバーを取り扱う事務であり、通知書の紛失や印字漏れなどのリスクを回避することが必須なため、セキュリティ確保の点から本業務に携わる人は最小限

にし、データや紙媒体である通知書の移動は極力避けるべきであることから、分離発注は現実的ではありません。また、検証期間を考慮すると、本番用印字データの受け渡しから約1週間で業務を遂行する必要があり、印刷業務と封入封緘業務の分離発注した場合、通知書の移動等に伴い前工程事業者における検品や件数確認、その後の工程事業者への運搬、再度件数確認などの重複する確認作業工程が発生するため、印刷から納品までを1者へ一貫して発注したほうが効率的であります。よって、本業務は印刷から納品までを1者へ一貫して発注しようとするものです。

このように予め単価を定める業務であって、分割しての契約では不都合が生じる複数業務の特性上から競争入札では不利と考えます。

なお、見積もり依頼をした業者へのヒアリングによると本通知業務については、国の指示のもと全国で同時期（令和6年10月末まで）に一斉に実施するものであることから、今後、時間が経過するごとに業者は他自治体と契約を結んでいくことで業者の稼働が限られていき、契約時期が遅れた場合は契約ができなくなる可能性があるとのことです。

以上のことから、早期に契約しなければ契約する機会を失う恐れがあること、複数業務の単価契約により、競争入札では不利と考えることから、総合的に判断した上で、見積書の提出のあった株式会社エフコムと地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	特定外来生物防除等業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境保全課 電話：0467-61-3389
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 7 月 1 日 (契約期間:令和 6 年(2024年)7月1日～令和 7 年(2025年)3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	相手方①：有限会社 ストレイン 所在地①：横浜市戸塚区原宿 4-27 B6-502
	相手方②：株式会社 明誠 所在地②：横浜市戸塚区汲沢町 1381-1
契 約 金 額	執行予定額：9,033,530 円 単価：8,000 円（アライグマ 1 頭あたり） 5,700 円（タイワンリス 1 頭あたり）ほか
随意契約によること とした理由	特定外来生物防除等業務は、生態系等に係る被害防止を目的とした市の鳥獣保護管理対策事業を担うもので、生活被害を受けている市民等や、市が指定した箇所で捕獲したアライグマ及びタイワンリス（以下「特定外来生物」という。）の回収及び処分を行うものです。 本業務については、生きた特定外来生物を安全に回収及び処分する必要があることから、その習性等及び、特定外来生物からの威嚇や動物由来感染症を熟知し、その回避方法を習得している等専門的な知識を有していることが求められます。 また、市民等が特定外来生物を捕獲した場合には、逃亡の可能性を減少させるため、迅速・適切に回収及び処分しなければならず、本市又は隣接市（区域）に事業所を有し、市内の交通事情・道路事情に精通している必要があります。 特定外来生物の処分については、国の「動物の殺処分方法に関する指針」に基づき、できるだけ苦痛を与えないことが求められるため、炭酸ガスを用いて処分を行う専用の設備等を有していることが必要となります。 これらの全ての要件を備えている事業者は、有限会社ストレイン及び株式会社明誠の 2 者しかなく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	大船駅東口ペDESTリアンデッキ修繕工事積算業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道路課 電話：0467-23-3000（内線 2410）
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 5 月 29 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年） 5 月 29 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 9 月 26 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター 茅ヶ崎市汐見台 1 番 7 号
契 約 金 額	2,211,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、大船駅東口ペDESTリアンデッキ修繕工事について、本市が活用している「公共土木工事積算システム」の運用に準じた工事数量の算出及び工事費の積算を行う業務で、法面整備工事等の専門知識や経験、同システムに準じた工事数量の算出及び工事費の積算に係るノウハウが求められます。 公益財団法人神奈川県都市整備技術センターは、令和 5 年度鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事積算業務委託に携わるなど、鎌倉市の積算業務委託において実績があり、本市をはじめ県内 22 の市町村が土木積算業務システムとして活用している「公共土木工事積算システム」を提供していることから、同システム運用に準じた委託の成果の取りまとめができる唯一の法人です。 そのため、同社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を締結しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	容器包装プラスチック等再商品化業務委託(複数単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号 郵政福祉琴平ビル
契 約 金 額	執行予定額： 3,128,048 円 単価(税抜)：①ガラスビン（無色） 10.4 円/kg ②ガラスビン（茶色） 13.5 円/kg ③ガラスビン（その他） 21.4 円/kg ④プラスチック製容器包装 62.0 円/kg 予定数量：（総量×市町村負担比率） ① 676,000kg×5%、②318,000kg×12%、 ③ 518,000kg×8%、④2,407,000kg×1%
随意契約によること とした理由	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、当該業務を適正かつ確実に行うことができるとして関係省庁から指定を受けた国内唯一の指定法人です。 協会はこの指定を受けることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条の 2 第 2 項及び廃棄物処理法施行令第 4 条による廃棄物処理の委託基準にも適合しています。 また、契約予定単価は、協会が算出し、関係省庁（環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産）の大臣が認可したものであることから、適正であると言えます。そのため、本業務については当協会を契約相手として選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	全国市長会市民総合賠償補償保険
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-23-3000 内線：2571
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 （契約期間：令和 6（2024 年）年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	全国市長会 東京都千代田区平河町 2－4－2
契 約 金 額	1,432,292 円 <内訳> 170,918 人（R6.3.1 現在の鎌倉市住民数）×8.38 円（保険 料率）＝1,432,292 円（小数点以下切捨て）（個人情報漏え い特約付）
随意契約によること とした理由	市の施設等の管理瑕疵及び市の業務に起因して市が法律上の賠償責任を負担することによって被る市の損害を補填する保険は、全国市長会で加入できるものです。同会の損害保険制度は、都市間の相互救済を目的として創設され、補償内容により保険料率が定められており、同一内容であれば全国一律の保険料となっていることから、価格についても妥当であると判断します。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	福祉総合システム標準化・共通化に係る比較分析作業業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 福祉総務課 電話：0467-23-3000 内線 2363
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 19 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 7 月 19 日 ～ 令和 6 年(2024 年)12 月 27 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス公共営業部 東京都中央区晴海 3 丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	3,824,700 円
随意契約によること とした理由	本委託業務は、福祉総合システムに含まれる障害者福祉システム、児童扶養手当システム、健康管理システム及び生活保護システムの標準準拠システムへの移行にあたり、現行システムと標準準拠システムとの機能の差異を分析し、標準準拠システムで再現できない機能及びその影響等を把握するために実施するもので、現行システムのベンダーである株式会社アイネス以外に適切な差異の分析はできません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画改訂支援業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 都市整備総務課 電話：0467-23-3000 内線 2383
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）7月19日 （契約期間：令和6年（2024年）7月19日 ～ 令和8年（2026年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	横浜市保土ヶ谷区岩井町1番7号 八千代エンジニアリング株式会社 横浜センター
契 約 金 額	28,204,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、平成28年（2016年）3月に策定した鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画（以下、「マネジメント計画」という。）の短期計画期間の終了に伴って必要となる計画の改訂を令和6年度（2024年度）から令和7年度（2025年度）にかけて行うものです。 マネジメント計画は、鎌倉市が管理する社会基盤施設が将来にわたって「市民の安全・安心を守り、市民生活を支え続ける」ことを目的としており、改訂にあたり、各施設の個別計画の位置づけの整理、効果額の算出を含むPDCAサイクルに基づく評価・検証、検証結果の反映等、中・長期を見据えた見直しを行います。 このため、これらの作業を確実にかつ効率的に実施するとともに、市民にとっても理解しやすい計画とするために、インフラ全般に関する豊富な知識や専門的な知見、優れた技術力に加えて、構想力や応用力等を有する事業者から提案を受ける必要があることから公募型プロポーザル方式で選考を行いました。 公募の結果1者から企画提案があり、選考の結果、八千代エンジニアリング株式会社を最優秀提案者として選定しました。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	氏名の振り仮名の法制化に伴う戸籍情報総合システム改修委託
事業主管課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0467-23-3000 内線 2314
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）7月1日 （契約期間：令和6年（2024年）7月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社両毛システムズ 東京支社 東京都千代田区岩本町2-2-4
契 約 金 額	3,520,000 円
随意契約によること とした理由	本市の戸籍情報総合システムは、株式会社両毛システムズが開発し、その著作権を有することから、当該業務を履行できる業者は同者のみとなります。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市低所得化世帯等支援給付金支給業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 福祉総務課 電話：0467-23-3000 内線 2923
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 23 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 7 月 23 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 12 月 27 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部
契 約 金 額	16,701,531 円
随意契約によること とした理由	本事業は令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定された、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、現在行っている低所得世帯等こども加算・均等割のみ課税世帯給付金に合わせて、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、令和 6 年度新たに住民税非課税となった世帯、令和 6 年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯、令和 6 年度新たに住民税非課税となった世帯及び令和 6 年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯において同一世帯となっている 18 歳以下の児童がいる世帯に対し令和 6 年度住民税非課税化世帯支援給付金、令和 6 年度住民税均等割のみ課税化世帯支援給付金、令和 6 年度こども加算分給付金を支給することとなりました。 この給付金は、賃金の上昇額が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため実施される定額減税や非課税世帯への給付金の施策の狭間となる世帯等に対して、1 世帯当たり 10 万円及び児童一人当たり 5 万円を支給する事業であることから、速やかな支給が求められ、即座に対応する必要性があるものです。なお、閣議決定から 7 ヶ月時間を要しているのは、給付金の基準日が 6 月 3 日となっているためです。 低所得化世帯等支援給付金支給事業の遂行にあたって、大量の個人情報データを正確にシステム処理する必要があり、そのシステムを短期間で構築し、対象者の抽出、申請書等の印刷、申請書の入力処理、口座振込データの作成業務等を実

施する必要があります。株式会社アイネスは、令和2年度から令和6年度までに実施された特別定額給付金、非課税世帯臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び低所得者世帯支援給付金（3万円）、低所得者世帯支援給付金（追加分）、低所得世帯等こども加算・均等割のみ課税世帯支援給付金、事業をそれぞれ受託しており、類似のシステムを構築していることから、迅速かつ安価に低所得化世帯等支援給付金システムを構築することができます。また、低所得化世帯等支援給付金の支給については、国から迅速に支援を届けることを求められていること及び申請期限等が示されていること、令和5年度と令和6年度の税情報を比べ対象者を抽出し、低所得世帯支援給付金（追加分）との二重給付がないようにすることから、低所得世帯支援給付金（追加分）支給実績データを保持していることが必要です。短期間で効率的な業務体制を構築できるのは、株式会社アイネスにおいて他ありません。

これらのことにより性質が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を理由として、株式会社アイネスと低所得化世帯等支援給付金支給事業業務の随意契約を締結しようとするものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市定額減税補足給付金(調整給付)支給業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 福祉総務課 電話：0467-23-3000 内線 2923
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)7月23日 (契約期間：令和6年(2024年)7月23日 ～ 令和7年(2025年)3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部
契 約 金 額	42,586,280円
随意契約によること とした理由	本事業は令和5年11月2日に閣議決定された、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税補足給付金(調整給付)を支給することとなりました。 この給付金は、賃金の上昇額が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため実施される定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる者に、納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報をも基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、上回る額の合算額(＝「所得税分控除不足額」＋「個人住民税分控除不足額」)を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する事業であり、速やかな支給が求められ、即座に対応する必要性があるものです。なお、閣議決定から7ヶ月時間を要しているのは、事務処理基準日が6月3日となっているためです。 定額減税補足給付金支給事業の遂行にあたって、大量の個人情報データを正確にシステム処理する必要があり、そのシステムを短期間で構築し、対象者の抽出、申請書等の印刷、申請書の入力処理、口座振込データの作成業務等を実施する必要があります。株式会社アイネスは、令和2年度から令和6年度までに実施された特別定額給付金、非課税世帯臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及

	び低所得者世帯支援給付金（3万円）、低所得者世帯支援給付金（追加分）、低所得世帯等こども加算・均等割のみ課税世帯支援給付金、事業をそれぞれ受託しており、類似のシステムを構築していることから、迅速かつ安価に定額減税補足給付金システムを構築することができます。また、定額減税補足給付金の支給については、国から迅速に支援を届けることを求められており、申請期限等が示されていること、申請書の審査・入力・コールセンター等その他付随業務については、定額減税補足給付金システムを使用した入力処理、システム上の情報を確認しつつ電話応対を行うこと等を想定しています。付随業務についてもシステム構築業者に委託し、システム構築業者が業務マニュアルの作成及び作業従事者への研修等を行うことで、迅速かつ効率的な運用が可能となります。他者で付随業務を行うことは、システム構築や研修等に時間を要するため、短期間で効率的な業務体制を構築できるのは、株式会社アイネスにおいて他ありません。 これらのことにより性質が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を理由として、株式会社アイネスと定額減税補足給付金支給事業業務の随意契約を締結しようとするものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	今泉クリーンセンター搬送コンベヤ修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 環境センター（今泉クリーンセンター） 電話：0467-44-5344（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）7 月 24 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）7 月 24 日 ～ 令和 7 年（2025 年）2 月 28 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	川崎重工業株式会社 東京都港区海岸一丁目 14 番 5 号
契 約 金 額	26,576,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 2,416,000 円）
随意契約によること とした理由	本業務は、今泉クリーンセンターに設置している搬送コンベヤの劣化した部品を交換する修繕です。 当該搬送コンベヤは、ごみピット内に集めた可燃ごみを中継施設棟で待機する搬出トラックへ積替える際に使用している重要な設備であり、川崎重工業株式会社が今泉クリーンセンター専用に設計・製作したもので、部品交換・補修等の修繕は設計製作者である同社以外では詳細な設計図・作成図が入手できず、修繕を履行することが出来ません。 価格について、各種部品は専用の製品なので刊行物等により判断することはできませんが、労務単価は、国土交通省の公共工事設計労務単価に所定の作業割増率を乗じた金額と比較したところ廉価でした。また、機器費と直接工事費を基に、社団法人全国都市清掃会議発行の「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」の諸経費率を使って修繕費を積算すると、見積金額の方が廉価となるので、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	緑地維持緊急管理委託（その５）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市景観部 みどり公園課 電話：0467-23-3000 内線：2442
契 約 締 結 日	令和６年（2024年）７月29日 （契約期間：令和６年（2024年）７月12日 ～ 令和６年（2024年）８月13日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社植政造園 鎌倉市二階堂729番地
契 約 金 額	1,493,635 円
随意契約によること とした理由	令和６年（2024年）７月12日、（仮称）胡桃ガ谷緑地地内で倒木があると通報がありました。天候等の影響で隣接する家屋に対しても直接的な被害を及ぼす可能性があることから緊急対応が必要だと判断し、倒木処理等を行いました。 このことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第５号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	今泉クリーンセンター中継施設運転管理業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 環境センター 電話：0467-23-3000 内線 2715
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）6月7日 （契約期間：令和6年（2024年）7月1日 ～ 令和7年（2025年）6月30日）
契約の相手方の名称 及び所在地	テスコ株式会社横浜支店 横浜市中区元浜町三丁目 21 番 2 号
契 約 金 額	58,630,000 円 （うち消費税額及び地方消費税額 5,330,000 円）
随意契約によること とした理由	現在、今泉クリーンセンターは、市内事業者から排出される可燃ごみを受け入れ、大型車に積みかえて処理施設に搬送する中継施設として稼働しています。一方、市内の家庭から排出される可燃ごみは、名越クリーンセンターで焼却処理していますが、令和7年（2025年）1月中旬に焼却を停止し、その跡地に中継施設を整備（建設）することとしています。 この名越クリーンセンター中継施設整備中は、今泉クリーンセンターに市内の家庭から排出される可燃ごみも受け入れることから、市内の全ての可燃ごみを受け入れ、処理先に中継する機能を担うこととなり、本市の安定的なごみ処理の実現には、施設の運用管理に万全を期して対応していくことが必須となります。このような状況により、今泉クリーンセンターにおけるごみの搬入・搬出量が大幅に増加し、これに連動して車両台数も大幅に増加する見込みです。また、今泉クリーンセンターでごみの積替えに使用している油圧式のクレーン等については、施設設置当初からのものを使用しており、設置後50年以上経過しているなど、老朽化も進んでいることから、施設の確実な運転には、豊富な経験と機械操作への高い熟練度が求められます。操作ができるという部分だけで他者に入札委託し、事故等があった場合は、その日のうちに鎌倉市全体のごみ処理が滞り、近隣住民及び市民に不便を強いることになってしまうため、そのリスクは、避けるべきと考えます。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	粗大ごみ等処理業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部環境センター 電話：0467-44-5344（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 29 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 8 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 6 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	有限会社桂本商店 横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目 29 番 22 号
契 約 金 額	38,357,000 円
随意契約によること とした理由	現在、今泉クリーンセンターは、市内事業者から搬入される粗大ごみ等、市内の家庭から持ち込まれる粗大ごみ等を受け入れており、本業務では、受け入れた粗大ごみ等の選別、分解及び解体を行っています。 分解及び解体を行う際は、各品目に混入している異物を除去し、確実な選別をしたうえで、搬出に適した形態に加工する必要があります。これらの作業を行うには、分別に関する深い知識や豊富な経験、今泉クリーンセンター備え付けのプレス機等の機械に関する操作への高い熟練度が求められます。 また、今泉クリーンセンターは住宅や寺院が隣接しており、近隣住民等からは騒音や悪臭の懸念により施設の継続的運用に対する懸念の声が寄せられているため、安定的に施設の運用及び粗大ごみ等の処理を行うには、これらの声に配慮し音や臭いの発生を抑えつつ分解及び解体することが非常に重要です。本業務の委託事業者の選定にあたっては、これらに十分配慮して業務を履行することを求める必要があります。 さらに、令和 6 年 10 月 1 日から粗大ごみ・臨時ごみの制度改正や令和 7 年 1 月の名越クリーンセンターの焼却停止に伴う市内家庭系ごみの今泉クリーンセンターへの集約化に伴い、本施設内の受け入れ体制が変更になり、場内を通る車両

	が増加するため、その状況下で搬入される粗大ごみ等を安全かつ確実に選別、分解及び解体し、品目ごとに施設内の保管場所に移動させるためには、本業務を 30 年近く履行し今泉クリーンセンターの状況等に精通しており、かつ周辺環境に配慮した履行能力を有する当該業者を選定する必要があります。 以上のことから、令和 6 年度（2024 年度）の本業務を実施できるのは桂本商店のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、同者と随意契約を締結しました。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市立中学校給食予約等管理運用業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部学務課 電話：0467-23-3000 内線 2743
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 30 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 8 月 1 日 ～ 令和 9 年（2027 年） 10 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社フューチャーイン東京支店 東京都港区三田三丁目 5 番 27 号住友不動産三田ツインビル 7 階
契 約 金 額	40,755,000 円
随意契約によること とした理由	本市の中学校給食は、「給食費の前払い」、「家庭弁当併用の民間調理場によるデリバリー方式」、「食物アレルギー対応食の提供」、「喫食率に応じた調理委託料の支払い」を組み合わせた独自方式で実施しており、現時点でこの全てに対応したシステムを提供できる事業者は株式会社フューチャーインのみです。 また、小学校給食の徴収管理や利用者案内、督促等を一括して委託する「小学校給食費管理等業務」に関しても同者が受託したことにより、利用者の利便性向上や教職員の作業負担が軽減されたほか、委託業務の業務量の削減につながったため、一月当たりの契約金額が削減できることとなりました。近隣市の類似業務と契約金額を比較したところ最も廉価あったため、十分に妥当性を有し、適正であると言えます このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉芸術館舞台機構設備修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 文化課 電話：0467-23-3000 内線 2560
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 30 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 7 月 30 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	森平舞台機構株式会社 東京都台東区花川戸二丁目 11 番 2 号
契 約 金 額	33,990,000 円 （うち消費税額及び地方消費税額 3,090,000 円）
随意契約によること とした理由	鎌倉芸術館の舞台機構設備は、森平舞台機構株式会社製で、本件の履行にあたり必要な部品は、森平舞台機構株式会社のみが保有しているため、他の事業者が本件を履行することは困難です。 また、音楽コンサートや演劇等の興行を行う規模の舞台では、舞台幕の設置、取り外し、交換は舞台幕を吊る舞台機構の事業者が、一括して請け負わなければ、安全性の確保ができず、責任の所在が不明確となります。 さらに、契約予定業者は、鎌倉芸術館における修繕業務の実績があり、過去に良好な業績をおさめています。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉芸術館ボイラー1号機修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 文化課 電話：0467-23-3000 内線 2560
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）7月30日 （契約期間：令和6年（2024年）7月30日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	川重冷熱工業株式会社 東日本支社 東京都江東区木場一丁目5番25号 深川ギャザリアタワーS棟5階
契 約 金 額	6,213,543 円 （うち消費税額及び地方消費税額 564,868 円）
随意契約によること とした理由	鎌倉芸術館のボイラー本体設備は、川重冷熱工業株式会社製であり、本件で交換する耐圧部は、川重冷熱工業株式会社のみが製造しているため、他事業者が本件修繕を履行することは困難です。 本件は、ボイラー本体設備に不具合を生じさせることのないよう、動作条件等を熟知した事業者による履行が必要です。契約予定業者は、本体設備の設置や保守点検を行っており、動作条件等を熟知しているため、不具合が生じた際にも、責任の所在を明確であり、さらに本修繕を迅速かつ確実に履行することが可能です。 また、契約予定業者は、鎌倉芸術館における修繕業務の実績があり、過去に良好な業績をおさめています。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉文学館デジタルアーカイブ業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 文化課 電話：0467-23-3000 内線 2560
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 5 月 31 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 5 月 31 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団 鎌倉市大船六丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	2, 5 9 6, 0 0 0 円 （うち消費税額及び地方消費税額 236, 000 円）
随意契約によること とした理由	本業務は、文学館資料についての豊富な知識と経験を有する者でなければ、適切に履行できない専門的な業務であるため、鎌倉文学館の元指定管理者である鎌倉市芸術文化振興財団と鎌倉文学館デジタルアーカイブ業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市配食サービス事業業務委託契約（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 高齢者いきいき課 電話：0467-61-3930（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）8月7日 (契約期間：令和6年（2024年）9月1日～令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ライフデリ藤沢店 神奈川県藤沢市下土棚 423-11-102
契 約 金 額	執行予定額 1,129,334 円 本事業は、市が委託する事業者の中から、利用者が事業者を選択できることとしています。このため、事業者毎の正確な契約金額の算定ができないことから、ライフデリ藤沢店の執行予定額は、事業全体の予算執行予定額を12ヶ月で按分し、残りの契約月数で乗じた額を、契約時点での契約業者数で按分したものとします。 なお、既契約事業者であるライフデリ鎌倉店とは8月末で契約が終了する予定のため、契約時点での契約事業者数は5事業者とします。 事業全体の執行予定額 9,680,000 円 $\textcircled{9,680,000 \text{ 円} \times 1/12 \times 7 \text{ ヶ月} \times 1/5 = 1,129,334 \text{ 円}}$（小数点以下切り上げ）
随意契約によること とした理由	鎌倉市配食サービス事業業務委託は、受託の意向があり、受託条件を満たす全ての事業者と契約を締結することとしています。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によりライフデリ藤沢店と随意契約を締結したものです。 【受託条件】 - 鎌倉市高齢者配食サービス事業の趣旨に賛同し、鎌倉市配食サービス事業実施要綱及び鎌倉市高齢者配食サービス事業委託仕様書に基づき配食サービスを実施できること。 - 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく飲食店の営業許可を受けている事業者又は神奈川県食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年3月条例第8号）第5条に基づく給食施設の報告をしている事業者で、鎌倉市内及び鎌倉市の隣接市区（藤沢市、逗子市、横浜市戸塚区、横浜市栄区、横浜市金沢区）に調理を行うための施設・設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を事業者の責任によって実施できること。 - 当該業務の契約締結までの間、本市から指名停止を受けていないこと。 - 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	健康管理システム改修業務委託 (新型コロナワクチン定期接種化及び高齢者インフルエンザ免除券修正対応)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線：2814
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 8 月 7 日 (契約期間：契約締結日～令和 6 年（2024 年） 11 月 30 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 アイネス (東京都中央区晴海 3 丁目 10 番 1 号)
契 約 金 額	4,136,000 円
随意契約によること とした理由	福祉総合システムは株式会社アイネスが開発したソフトウェアであり、システム管理やプログラム修正等の保守作業を他者が実施することは困難が伴うとともに障害を発生させる恐れがあるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	緑地維持緊急管理委託（その 12）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市景観部 みどり公園課 電話：0467-23-3000 内線：2442
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）12 月 9 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）10 月 30 日 ～ 令和 6 年（2024 年）12 月 6 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	有限会社 松村庭園設計 鎌倉市稲村ヶ崎一丁目 17 番 5 号
契 約 金 額	1,980,000 円
随意契約によること とした理由	令和 6 年（2024 年）10 月 28 日、（仮称）長谷 3 号緑地内で倒木があると通報がありました。現地を確認ところ、隣接する家屋に対して直接的な被害を及ぼしていたことから緊急対応が必要だと判断し、倒木処理等を行いました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	人財マネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 職員課 電話：0467-23-3000（代表）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 8 月 1 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 8 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング デロイト トーマツ コンサルティング合同会社
契 約 金 額	26,132,894 円
随意契約によること とした理由	本市に適した人財マネジメントシステムの選定や運用方法、既存の人事給与システムとの連携などを含むコンサルティング業務について、分析力や企画力、豊富な経験等を有する事業者へ委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者を選定し、業務を委託するものです。 人財マネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務における公募型プロポーザル実施にあたり、人財マネジメントシステム導入及び導入支援業務企画提案選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、事業者 2 者からの提案を受け、選考の結果、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社を最優秀提案者として選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和6年度深沢地域整備事業区域調査業務委託(埋蔵文化財調査等)
契約事務担当課等の 名 称 及 び 連 絡 先	まちづくり計画部 深沢地域整備課 電話：0467-61-3760（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月22日 （契約期間：令和6年（2024年）4月22日 ～令和6年（2024年）12月27日）
契約の相手方の名称 及 び 所 在 地	株式会社イビソク神奈川営業所 相模原市緑区東橋本二丁目12-9 104
契 約 金 額	6,292,000 円
随意契約によること と し た 理 由	深沢地域整備事業(以下「本事業」という。)は、鎌倉駅周辺及び大船駅周辺に並ぶ第3の拠点として、神奈川県、藤沢市及び鎌倉市で、藤沢市村岡地区及び鎌倉市深沢地区の一体施行による土地区画整理事業の事業化に向けた取組を進めています。 この取組の一環として、深沢地区の土地区画整理事業用地内の埋蔵文化財包蔵地(埋蔵文化財が存する可能性のある区域)において、令和5年(2023年)5月30日付けで「深沢地域整備事業区域調査業務委託(埋蔵文化財調査等)」(以下「令和5年度業務」という。)の契約を、株式会社イビソク神奈川営業所と締結し、埋蔵文化財試掘確認調査、陣出遺跡埋蔵文化財発掘調査及び調査報告書の作成に着手しました。 その後、陣出遺跡埋蔵文化財発掘調査において、契約時に想定していた遺構面より下の層から弥生時代と思われる土器片等を発見されたため、追加調査の必要性が生じました。 しかし、原契約で追加調査を実施する場合、契約期間内に調査を完了することができず、契約期間内で完了できる作業は現地調査、遺物洗浄や図面類、写真の整理等の基礎整理作業及び概要報告までであることを受注者に確認したことから、令和5年度業務は、追加調査も含め現地調査をすべて実施した上、基礎整理作業及び概要報告書の作成までとし、当初予定していた遺物の接合・復元や発掘調査報告書作成に必要な図面の作成等の残りの整理作業(以下「二次整理作業」という。)及び発掘調査報告書の作成は令和6年度に実施することとしました。 このことから、令和6年度は、令和5年度業務で実施した陣出遺跡発掘調査を踏まえ、二次整理作業及び発掘調査報告書の作成を実施するものであり、文化財に対する高度な知

	識・技術・経験はもちろんのこと、発掘調査を実施し、現地状況を正確に把握している専門業者である必要があります。さらに、「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査の調査基準」において、原則発掘調査に着手した発掘調査組織が報告書の刊行まで一貫して行う旨が記されていることから、令和5年度業務の受託者である「株式会社イビソク神奈川営業所」に業務を委託したものです。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「競争入札に適さない場合」に該当するため、「株式会社イビソク神奈川営業所」との随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	小中学校漏水調査業務委託（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 学校施設課 電話：0467-23-3000 内線 2456
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）8 月 1 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）8 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）6 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東京都新宿区中落合三丁目 21 番 2 号 株式会社 リクチ漏水調査 代表取締役 天野 智
契 約 金 額	・ 執行予定額：1,232,000 円 ・ 単価 1（器具の不良による過度水及び地下漏水の調査） 176,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 16,000 円） ・ 単価 2（プール水槽等の調査） 176,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 16,000 円）

随意契約によること とした理由	本業務の 2 つの調査に係る工程は、それぞれ異なっており、調査ごとに各工程に要する費用を積み上げることで 1 回当たりの単価となるため、2 つの調査単価が必ずしも同額となるとは限らないことから、調査ごとに単価を設定する複数単価契約が適正です。 複数単価契約は、複数の者から見積書を徴取し、比較検討（価格交渉等）した上で最終的に 1 者と契約する手法であり、競争入札に付することが不可能です。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。
-------------------------------	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度草刈及び樹木維持管理等業務委託（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 作業センター 電話：0467-23-3000 内線 2409 0467-46-8293（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 3 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 7 月 3 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 6 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	・ 四国庭石 株式会社 鎌倉市笛田三丁目 17 番 3 号 ・ 株式会社 岩崎造園 鎌倉市笛田六丁目 9 番 36 号 ・ 有限会社 松村庭園設計 鎌倉市稲村ガ崎一丁目 17 番 5 号 ・ 株式会社 泉山園 鎌倉市浄明寺五丁目 1 番 4 号 ・ 株式会社 ヤマジ ヨウ 鎌倉 鎌倉市小町二丁目 6 番 16 号 2 ・ 株式会社 京浜植物園 鎌倉市梶原三丁目 35 番 2 号
契約金額	執行予定額 16,428,500 円 草刈等 $520 \text{ 円} \times 8,500 \text{ m}^2 \times 1.1 = 4,862,000 \text{ 円}$ 樹木の枝払(高木) $55,300 \text{ 円} \times 70 \text{ 本} \times 1.1 = 4,258,100 \text{ 円}$ 樹木の枝払(中木) $35,000 \text{ 円} \times 100 \text{ 本} \times 1.1 = 3,850,000 \text{ 円}$ 樹木の枝払(低木) $20,000 \text{ 円} \times 120 \text{ 本} \times 1.1 = 2,640,000 \text{ 円}$ 竹の伐採 $4,000 \text{ 円} \times 80 \text{ 本} \times 1.1 = 352,000 \text{ 円}$ 寄植剪定（中木） $1,200 \text{ 円} \times 200 \text{ m}^2 \times 1.1 = 264,000 \text{ 円}$ 寄植剪定（低木） $818 \text{ 円} \times 200 \text{ m}^2 \times 1.1 = 179,960 \text{ 円}$
随意契約によること とした理由	本業務は初夏から晩秋にかけて、市内各所で一斉に要望が集中する業務であり、この期間は施工業者においても官民を問わず多くの受注を抱えることから、業務の集中を避け滞りなく対応するため複数の市内業者との間で契約を締結する複数単価契約によることとします。 また、市の積算基準単価とそれに基づき算出された最低制限価格の間にある業者の見積単価又は市積算単価の内、最低額を採用単価とし、応募があった上記 6 者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市建築確認台帳等電子化補助業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市景観部 建築指導課 電話：0467-61-3586
契 約 締 結 日	令和 6 年 8 月 5 日 (契約期間：令和 6 年 8 月 5 日 ～ 令和 8 年 2 月 27 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	一般財団法人 建築行政情報センター 東京都新宿区神楽坂一丁目 15 番地
契 約 金 額	12,408,000 円
随意契約によること とした理由	建築確認審査業務において、建築確認済証の発行及び処理状況管理等の事務及び建築物の設計者等の資格等の確認は欠かせない要件ですが、この両方を利用できる仕様を満たすサービスは建築行政共用データベースシステムのみです。 また、この建築行政共用データベースシステムは、構造計算書偽装問題を契機に国土交通省の主導によりなされた構築で、その開発・検討にあたっては学識経験者や特定行政庁、指定確認検査機関を委員とした開発委員会が設置され、構築段階から建築行政分野におけるシステムとして公共性・政策性・信頼性が高く、効率的なものとなっています。 一般財団法人建築行政情報センターは、この建築行政共用データベースシステムを供給する唯一の団体あり、当該システム上にデータベースを作成するためにはシステム所有者と契約を締結する必要があることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	建物総合損害共済保険
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-23-3000 内線：22571
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人全国市有物件災害共済会 関東地区事務局 東京都千代田区平河町 2－4－1
契 約 金 額	4,585,987 円 <会計別内訳> （1） 総務費（本庁舎等） 2,997,186 円 （2） 常備総務費（消防庁舎） 92,661 円 （3） 非常備総務費（消防分団置場） 11,474 円 （4） 下水道事業会計（浄化センター等） 1,482,958 円 （5） 都市計画総務費（都市計画建物） 1,708 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市が所有する建物、工作物及び動産等について、火災 や非常災害に備え、公益社団法人全国市有物件災害共済会に 加入しています。当該災害共済会は、市の所有する財産の災 害に対し、その損害を加入各市が分担金により、相互救済を するとともに、加入各市の利益を図るために創設された公益 社団法人です。全国各市の共済基金分担金（保険料）により 運営されているため、低廉な分担金となっています。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	窓口のあり方検討支援業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 行政マネジメント課 電話：0467-23-3000 内線：2220
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 8 月 13 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 8 月 13 日 ～ 令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	KPMG コンサルティング株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 7 号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー
契 約 金 額	18,238,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 1,658,000 円）
随意契約によること とした理由	本業務は、将来的な市庁舎の窓口のあり方について検討を進める上で、必要となる現状調査として、窓口職場における手続・相談内容や市民の利用状況等の調査・分析、課題点等の整理を行うとともに、市民や来庁者にとって使いやすく、職員にとって働きやすい、機能的かつ効率的で、未来を見据えた先進的な市庁舎窓口を職員が検討するために必要な支援を行うことを目的としています。 事業実施の目的に即した成果を得るためには、最新の行政サービスや職員の働き方についての知見を有していると共に、調査分析能力やファシリテーション能力など、各作業工程における事業者の実施体制や取組手法・実績などが大きく影響することから、金額の多寡だけで事業者を決定することはできないため、公募型プロポーザル方式にて KPMG コンサルティング株式会社を最優秀提案者として選定しました。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	教職員福利厚生事業業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 学務課 電話：0467-23-3000 内線 2741
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	湘南教職員福利厚生会 藤沢市大鋸 1406 番地 湘南教育会館内
契 約 金 額	3,836,924 円
随意契約によること とした理由	湘南教職員福利厚生会は、藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町の 3 市 1 町で構成されており、3 市 1 町の公立小・中学校等県費負担教職員の福利厚生事業を共同して実施することを目的に設立された互助団体であり、湘南地区の教職員の福利厚生事業を委託できる唯一の団体です。 事業内容については、3 市 1 町すべての学校から 1 名ずつ評議員が選出されるため、今般教職員に必要とされるパソコン研修や教養講座の開設、厚生事業等について、教職員の意志や意見を尊重し、要望をきめ細かく反映した事業内容を実施できており、この委託業務の委託先は厚生会に限られると考えます。 委託金額についても、3 市 1 町の全教職員の意見を反映し、3 市 1 町と福利厚生会の協議により合意され、妥当な金額であると思料します。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度（2024 年度）資源物とごみの分け方・出し方等 配布業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467－61－3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 8 月 19 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 8 月 19 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 9 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社イズム 藤沢市南藤沢 16 番 16 号
契 約 金 額	4,931,740 円
随意契約によること とした理由	本業務は、令和 6 年（2024 年）10 月 1 日からの変更を反映した「資源物とごみの分け方・出し方」及び「資源物とごみの収集日カレンダー」を全戸配布する業務です。 広報かまぐらの紙面にも同様の内容を掲載する予定であり、関連する資料として同時配布を行うことにより、単独で配布する場合と比べ確実に目を通すことが見込まれることから、広報かまぐらとの同時配布を要件としました。 令和 6 年度（2024 年度）の広報かまぐら配布業務は、一般競争入札により本市と契約を締結した株式会社イズムが請け負うこととなっているため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	国民健康保険システムマイナンバーカード健康保険証一体化対応業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 保険年金課 電話：0467－61－3954（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 8 月 21 日 (契約期間:令和 6 年(2024年) 8 月21日から 令和 7 年(2025年) 3 月31日まで)
契 約 の 相 手 方 の 名称及び所在地	富士通 J a p a n 株式会社 神奈川公共ビジネス部 横浜市西区高島 1－1－2
契 約 金 額	14,455,100 円
随意契約による こととした理由	平成 24 年 4 月稼働の国民健康保険システムについて、「鎌倉市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン」に基づく指名型プロポーザル方式により、鎌倉市国民健康保険構築委託業者選定審査委員会において選定された富士通株式会社（現：富士通 J a p a n 株式会社）が開発したパッケージソフトウェアである「MICJET MISALIO 国民健康保険」システムを搭載しています。また、その保守業務は、システムの製造・開発元であり、その著作権を有する富士通 J a p a n 株式会社と委託契約を締結しています。したがって、今回委託する業務は、当該システムにおけるマイナンバーカードと保険証の一体化に対応するための改修作業を実施するもので、これらの作業は富士通 J a p a n 株式会社でなければ行うことができないことから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社の指定する富士通 J a p a n 株式会社神奈川公共ビジネス部と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	小中学校児童生徒結核健康診断に係る精密検査業務委託 (複数単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 学務課 電話：0467－23－3000 内線 2661
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 15 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人鎌倉市医師会 鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号
契 約 金 額	執行予定額：1,023,000 円 Tースポット・TB検査および胸部X線検査： 単価 15,000 円(1 件当たり)×予定数量：62 人×1.10
随意契約によること とした理由	結核健康診断に係る精密検査の実施については、学校保健安全法により定められており、業務内容の詳細については文部科学省による業務マニュアルに示されており、これに基づいて検査を実施しています。さらには、結核対策委員会を設置し、児童生徒の管理方針について検討を行っています。 精密検査は、Tースポット・TB検査、診察を実施します。Tースポット・TB検査が陽性であった場合には、胸部X線検査を実施します。この検査結果を、結核対策委員会で報告し、状況確認を行っています。 この検査体制としては、結核高まん延国からの帰国(来日)者及び結核対策委員会で要精密検査と判断された者が、ただちに精密検査を受診できるように地域の医療機関を複数設定すること、検査基準及び検査単価を統一すること、さらには、受診後の精密検査結果の報告を受け、結果を集約し速やかに教育委員会へ報告できることを条件としています。 また、市内 25 校ある学校の児童生徒の来院を考慮すると、各行政区域の 5 地域に検査可能な医療機関を設定する必要があります。 以上の条件で対応が可能であるのは公益社団法人鎌倉市医師会以外にはなく、また、健康保険法に基づく診療報酬額と比較しても同等の金額であり、結果の集約や報告業務などの付加業務を考慮すると廉価であることから、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度就学時健康診断業務委託（単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 学務課 電話：0467-61-3796
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 6 月 24 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 6 月 24 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人 鎌倉市医師会 会長 山口 泰 鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号
契 約 金 額	執行予定額：1,351,680 円 単価 25,600 円×3 人×16 校×1.10
随意契約によること とした理由	就学時健康診断は、翌学年初めに小学校へ就学予定の者に対し、あらかじめ健康診断を行い、就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告及び保健上必要な助言等を行うため実施するものです。健康診断実施にあたっては実施時期や検査の項目、方法及び技術的基準が定められており、市立 16 小学校を会場として、一校につき内科医、眼科医及び耳鼻咽喉科医の 3 名、合計 48 名の協力を仰ぐ必要があります。これら複数の医師の予定等を調整し滞りなく派遣できるのは、市内診療所及び病院に多数の会員がおり、市民検診・健診、公衆衛生の向上、保健活動、地域連携室、薬物乱用防止活動等、地域に根差した医療活動を行っている（公社）鎌倉市医師会しかなく、就学後にも引続き児童の保健指導・助言等を実施できる学校医であることが望ましいと考えています。 なお、学校医は同者からの推薦により委嘱しています。 また、同者は令和 5 年度も同一業務を請け負っており、その実績も良好です。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	小中学校児童生徒定期健康診断及び就学時健康診断使用器具滅菌配送業務委託（複数単価契約）																																			
契約事務担当課等の名称及び連絡先	教育文化財部 学務課 電話：0467－23－3000 内線 2661																																			
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 18 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)																																			
契約の相手方の名称及び所在地	日本ステリ株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号																																			
契 約 金 額	執行予定額：2,130,452 円 (内訳) <table><tr><td>歯鏡</td><td>35 円/本</td><td>予定数量：25,980 本</td><td>×1.10</td></tr><tr><td>探針</td><td>35 円/本</td><td>予定数量：3,385 本</td><td>×1.10</td></tr><tr><td>鼻鏡(和辻,ハルトマン)</td><td>55 円/本</td><td>予定数量：7,430 本</td><td>×1.10</td></tr><tr><td>耳鏡(朝顔,トレチ)</td><td>35 円/本</td><td>予定数量：6,440 本</td><td>×1.10</td></tr><tr><td>舌圧子(チェルマック)</td><td>45 円/本</td><td>予定数量：3,970 本</td><td>×1.10</td></tr><tr><td>舌圧子(板状)</td><td>25 円/本</td><td>予定数量：2,220 本</td><td>×1.10</td></tr><tr><td>蓋付バット</td><td>1,200 円/個</td><td>予定数量：32 個</td><td>×1.10</td></tr><tr><td>鉗子立(大)</td><td>600 円/個</td><td>予定数量：4 個</td><td>×1.10</td></tr></table>				歯鏡	35 円/本	予定数量：25,980 本	×1.10	探針	35 円/本	予定数量：3,385 本	×1.10	鼻鏡(和辻,ハルトマン)	55 円/本	予定数量：7,430 本	×1.10	耳鏡(朝顔,トレチ)	35 円/本	予定数量：6,440 本	×1.10	舌圧子(チェルマック)	45 円/本	予定数量：3,970 本	×1.10	舌圧子(板状)	25 円/本	予定数量：2,220 本	×1.10	蓋付バット	1,200 円/個	予定数量：32 個	×1.10	鉗子立(大)	600 円/個	予定数量：4 個	×1.10
歯鏡	35 円/本	予定数量：25,980 本	×1.10																																	
探針	35 円/本	予定数量：3,385 本	×1.10																																	
鼻鏡(和辻,ハルトマン)	55 円/本	予定数量：7,430 本	×1.10																																	
耳鏡(朝顔,トレチ)	35 円/本	予定数量：6,440 本	×1.10																																	
舌圧子(チェルマック)	45 円/本	予定数量：3,970 本	×1.10																																	
舌圧子(板状)	25 円/本	予定数量：2,220 本	×1.10																																	
蓋付バット	1,200 円/個	予定数量：32 個	×1.10																																	
鉗子立(大)	600 円/個	予定数量：4 個	×1.10																																	
随意契約によることとした理由	本業務委託は、各学校の検診日程に合わせて、短期間に複数の滅菌処理した器具を市内小中学校及び教育委員会へ配送・回収することが可能で、かつ安全衛生的に業務を遂行できる事業者には担わせる必要があります。この条件に対応が可能な事業者を探したところ、事業者は2者しかありませんでした。この2者に見積書を徴したところ、各項目の見積単価に予定数量を乗じた金額が廉価であったのは日本ステリ株式会社であったため、当該業者と契約を締結しようとするものです。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。																																			

随意契約締結結果報告書（案）

契 約 案 件 名	小中学校児童生徒尿検査、腎臓疾患精密検査及び定期検尿業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の名称及び連絡先	教育文化財部 学務課 電話：0467－23－3000 内線 2661
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 18 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称及び所在地	公益財団法人神奈川県予防医学協会 横浜市中区日本大通 58 番地
契 約 金 額	執行予定額：4,334,803 円 (執行予定額は、尿検査 10,740 人分、精密検査とその追加項目を 17 人全員が実施した場合及び定期検尿とその追加項目を全員（4 月分は 36 人、4 月分以外は 357 人）が実施した場合を想定。） 尿検査：単価 290 円（1 人当たり）×予定数量 10,740 人×1.10 精密検査：単価 16,420 円（1 人当たり）×予定数量 17 人×1.10 精密検査追加項目（内訳）：(1)尿中カルシウム・クレアチニン比 (2)尿細菌培養検査 (3)NAGインデックス (4)ASO (5)CRP 定期検尿（4 月分）：単価 1,410 円（1 人当たり）×予定数量 36 人×1.10 （4 月分以外）：単価 1,390 円（1 人当たり）×予定数量 357 人×1.10 定期検尿追加項目（内訳）：(1)尿中蛋白クレアチニン比 (2)NAGインデックス
随意契約によること とした理由	腎臓病検診に伴う尿検査及び精密検査については、学校保健安全法で定められており、これに基づき検査を実施し、さらには腎臓疾患及び糖尿病判定委員会を設置し、経過観察が必要と判断された児童生徒に対して定期検尿及び保健指導を実施しています。 なお、腎臓病等検診体制の在り方は「学校検尿のすべて」（公益財団法人日本学校保健会発行）に記載のマニュアルに規定されており、本市は当該マニュアルに基づいた検診体制で行う方針としています。 本業務の内容は、次の 4 点です。 ①一次検査として市立全小中学校への容器の配布、検体の回収を行い、検査が適切に行えること。 ②二次検査として検査結果の異常があった者や欠席者がいる学校に容器の配布や検体の回収を行い、詳細の検査を実施できること。 ③精密検診として医師等を派遣し、血液検査や腎臓病を専門とした問診が実施できる設備や場所を提供できること。 ④専門医の診断結果により定期検尿を実施し、結果を管理すること。 以上のことより、一次検査から定期検尿までを一貫して実施し、検診自体の業務のほか、器具の配送、医師の派遣や結果報告書作成業務など、本市が希望する業務を柔軟に行えるのは公益財団法人神奈川県予防医学協会以外にはありません。また、健康保険法に基づく診療報酬額と比較しても同等の金額であり、付加業務を考慮すると廉価であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書（案）

契 約 案 件 名	小中学校児童生徒心臓病一次検診業務委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 学務課 電話：0467－23－3000 内線 2661
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 4 月 15 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	医療法人社団 優和会 横須賀市追浜東町三丁目 53 番 12 号
契 約 金 額	執行予定額：4,831,200 円 一次検査料：単価 1,800 円（1 人当たり）×予定人数：2,440 人×1.10
随意契約によること とした理由	心臓病検診については、学校保健安全法第 13 条及び同施行規則第 6 条・第 7 条・第 9 条でその検査について定められており、これに基づき検診を行っています。さらには心臓疾患判定委員会を設置し、児童生徒の心臓疾患における保健指導及び継続的な管理を行っています。 近隣の市町村において心臓病検診を実施している事業者に対し、本市の事業実施について確認を行ったところ、医療法人社団優和会湘南健診クリニック湘南健康管理センター以外に対応可能な事業者はありませんでした。 なお、当該委託業務は検診機材の運搬、結果報告書作成業務など多くの関連業務を行う必要があることから、検査技師及び事務職員等多数のスタッフが必要である中で、契約単価額は健康保険法に基づく診療報酬額と比較しても、結果報告書作成業務等の付加業務を考慮すると十分廉価であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	障害者支援アプリ導入及び保守管理業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 障害福祉課 電話：0467-23-3000 内線 2693 0467-61-3975（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 8 月 22 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 8 月 22 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ミラボ 東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 1・2 ステラお茶の水ビル 8 階
契 約 金 額	5,846,500 円 （うち消費税額及び地方消費税額 531,500 円）
随意契約によること とした理由	令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日時点において、8 自治体が障害福祉サービスの情報提供をはじめとする障害者支援に資するアプリを導入していますが、そのうち 7 自治体のアプリは、株式会社ミラボが制作し、1 自治体のアプリは、他社が制作したものです。このため、2 者から見積書を徴取したところ、株式会社ミラボのアプリは、費用が廉価であり、本市が求める機能を全て有している一方、他社のアプリは、保守管理委託料月額が高額であり、プッシュ通知の配信量に制限があるという結果になりました。 本事業は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、デジタル実装に必要な経費を国が支援するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ・TYPE1）の交付決定を受けており、交付金の条件に合致したシステム調達を行うことで、契約金額の 1 / 2 の歳入を充当して事業を実施することができます。 デジタル実装 TYPE1 は、他の自治体で既に確立されている優良なモデルやサービスを活用して迅速に横展開する取組が対象となるため、先行導入自治体の実績を有する株式会社ミラボが制作したアプリは確実に交付対象となります。一方、株式会社ミラボ以外の事業者が新たに同一の機能を有するアプリ開発を行った場合も交付対象となりえますが、交付決定期間内に開発が完了せず、交付金申請当初に想定していた適切な事業実施期間が確保できない場合、目標とする KPI が達成できないことにより、結果として交付金の対象として認められない恐れもあることから、交付対象事業としての執行を確実なものとすることはできません。 以上のことを総合的に判断すると、本市が求める機能を全

	て有し、届けたい情報を全て配信可能なアプリを既に商品化しており、令和6年度中（2024年度中）のサービス提供実現が確実で、かつデジタル田園都市国家構想交付金の交付対象として確実視できるアプリのサービスを提供できるのは株式会社ミラボしかないことから、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	山崎浄化センターB系 No. 2 送風機緊急修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）7月18日 （契約期間：令和6年（2024年）7月18日 ～ 令和7年（2025年）2月28日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社電業社機械製作所 横浜営業所 横浜市保土ヶ谷区和田1丁目18番7
契 約 金 額	40,150,000 円
随意契約によること とした理由	本修繕は、山崎浄化センターNo. 2 送風機が令和6年(2024年)6月19日に故障したため、緊急で修繕を行おうとするものです。 3台ある送風機の1台が故障し、残り2台のうち1台が更に故障すれば、下水処理に直ちに悪影響が及ぶことになり市民生活に影響することとなるため、直ちに原状回復する必要がある、本業務を競争入札に付して業者選定する暇はなく、また、当該送風機のメーカーである株式会社電業社機械製作所横浜営業所以外では、迅速な部品の調達及び性能保証ができないものと判断しました。 契約金額については、本業務の仕様が入札により執行した山崎浄化センターB系 No. 3 送風機修繕と同等であるため、妥当と判断しました。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、株式会社電業社機械製作所 横浜営業所と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	職員の福利厚生に係る外部委託業務
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部職員課 電話：0467-23-3000 内線：2236
契 約 締 結 日	令和 6 年 6 月 28 日 (契約期間：契約締結日 ～ 令和 9 年 6 月 30 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ベネフィット・ワン 東京都新宿区西新宿三丁目 7 番 1 号
契 約 金 額	34,218,250 円（上限額・税込み） 内訳 令和 6 年度 10,547,800 円 （職員課：9,096,035 円、消防総務課：1,451,765 円） 令和 7 年度 11,186,500 円 （職員課：9,511,340 円、消防総務課：1,675,160 円） 令和 8 年度 11,186,500 円 （職員課：9,511,340 円、消防総務課：1,675,160 円） 令和 9 年度 1,297,450 円 （職員課：1,093,785 円、消防総務課：203,665 円）
随意契約によること とした理由	本業務は、地方公務員法第 42 条の規定に基づく職員の元気回復及びその他福利厚生に関する事業を委託により実施するものです。 業務内容の特殊性から、事業者によって提供可能な福利厚生メニュー、提供・斡旋できる宿泊施設の数や金額、オペレーションシステムなどのスタッフ体制、元気回復プランの管理費用を含む月会費などがそれぞれ異なるため、多角的な視点から総合的な評価を行うために、公募型プロポーザル方式による選考を実施し、事業者を選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	舗装構成(FWD)調査業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道路課 電話：0467-23-3000 内線：2410
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)5月29日 (契約期間：令和6年(2024年)5月29日 ～ 令和7年(2025年)3月28日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター 茅ヶ崎市汐見台1番7号
契 約 金 額	10,311,840 円
随意契約によること とした理由	平成26年の道路法施行規則の一部改正により、橋りょう・トンネル等（以下「道路施設」という。）については、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行うことが基本とされるとともに、これら道路施設については、国が策定した「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に沿った、長寿命化の検討を行い、適切な修繕を施すこととなっています。 このような中、公益財団法人都市整備技術センターが道路施設点検や長寿命化修繕計画の策定に資する道路施設維持管理共同システムの構築・運用を行っていることから、本市においても当該システムの活用を検討したところ、道路施設の適正な法定点検と長寿命化修繕計画の立案・更新が円滑に実施できることから、同センターと令和元年（2019年）5月20日付けで道路施設点検の地域一括発注に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結しました。 当該契約案件は、この基本協定に則り、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同センターと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	路面下空洞調査業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道路課 電話：0467-23-3000 内線：2407
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 5 月 29 日 (契約期間：令和6年（2024 年）5 月 29 日 ～ 令和7年（2025 年）3 月 28 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター 茅ヶ崎市汐見台 1 番 7 号
契 約 金 額	6,842,880 円
随意契約によること とした理由	平成 26 年の道路法施行規則の一部改正により、橋りょう・トンネル等（以下「道路施設」という。）については、国が定める統一的な基準により、5 年に 1 回の頻度で近接目視による点検を行うことが基本とされるとともに、これら道路施設については、国が策定した「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に沿った、長寿命化の検討を行い、適切な修繕を施すこととなっています。 このような中、公益財団法人都市整備技術センターが道路施設点検や長寿命化修繕計画の策定に資する道路施設維持管理共同システムの構築・運用を行っていることから、本市においても当該システムの活用を検討したところ、道路施設の適正な法定点検と長寿命化修繕計画の立案・更新が円滑に実施できることから、同センターと令和元年（2019 年）5 月 20 日付けで道路施設点検の地域一括発注に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結しました。 当該契約案件は、この基本協定に則り、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同センターと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	トンネル長寿命化修繕計画策定業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道路課 電話：0467-23-3000 内線：2407
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 5 月 29 日 (契約期間：令和6年（2024 年）5 月 29 日 ～ 令和7年（2025 年）3 月 28 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター 茅ヶ崎市汐見台 1 番 7 号
契 約 金 額	4,246,000 円
随意契約によること とした理由	平成 26 年の道路法施行規則の一部改正により、橋りょう・トンネル等（以下「道路施設」という。）については、国が定める統一的な基準により、5 年に 1 回の頻度で近接目視による点検を行うことが基本とされるとともに、これら道路施設については、国が策定した「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に沿った、長寿命化の検討を行い、適切な修繕を施すこととなっています。 このような中、公益財団法人都市整備技術センターが道路施設点検や長寿命化修繕計画の策定に資する道路施設維持管理共同システムの構築・運用を行っていることから、本市においても当該システムの活用を検討したところ、道路施設の適正な法定点検と長寿命化修繕計画の立案・更新が円滑に実施できることから、同センターと令和元年（2019 年）5 月 20 日付けで道路施設点検の地域一括発注に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結しました。 当該契約案件は、この基本協定に則り、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同センターと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	大船駅西口ペデストリアンデッキ長寿命化修繕計画策定業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道路課 電話：0467-23-3000 内線：2407
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)5月29日 (契約期間：令和6年(2024年)5月29日 ～ 令和7年(2025年)3月28日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター 茅ヶ崎市汐見台1番7号
契 約 金 額	2,376,000 円
随意契約によること とした理由	平成26年の道路法施行規則の一部改正により、橋りょう・トンネル等（以下「道路施設」という。）については、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行うことが基本とされるとともに、これら道路施設については、国が策定した「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に沿った、長寿命化の検討を行い、適切な修繕を施すこととなっています。 このような中、公益財団法人都市整備技術センターが道路施設点検や長寿命化修繕計画の策定に資する道路施設維持管理共同システムの構築・運用を行っていることから、本市においても当該システムの活用を検討したところ、道路施設の適正な法定点検と長寿命化修繕計画の立案・更新が円滑に実施できることから、同センターと令和元年（2019年）5月20日付けで道路施設点検の地域一括発注に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結しました。 当該契約案件は、この基本協定に則り、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同センターと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	橋りょう点検調査業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道路課 電話：0467-23-3000 内線：2410
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)5月29日 (契約期間：令和6年(2024年)5月29日 ～ 令和7年(2025年)3月28日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター 茅ヶ崎市汐見台1番7号
契 約 金 額	24,691,667 円
随意契約によること とした理由	平成26年の道路法施行規則の一部改正により、橋りょう・トンネル等（以下「道路施設」という。）については、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行うことが基本とされるとともに、これら道路施設については、国が策定した「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に沿った、長寿命化の検討を行い、適切な修繕を施すこととなっています。 このような中、公益財団法人都市整備技術センターが道路施設点検や長寿命化修繕計画の策定に資する道路施設維持管理共同システムの構築・運用を行っていることから、本市においても当該システムの活用を検討したところ、道路施設の適正な法定点検と長寿命化修繕計画の立案・更新が円滑に実施できることから、同センターと令和元年（2019年）5月20日付けで道路施設点検の地域一括発注に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結しました。 当該契約案件は、この基本協定に則り、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同センターと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	横断歩道橋点検調査業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道路課 電話：0467-23-3000 内線：2410
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)5月29日 (契約期間：令和6年(2024年)5月29日 ～ 令和7年(2025年)3月28日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター 茅ヶ崎市汐見台1番7号
契 約 金 額	2,763,011 円
随意契約によること とした理由	平成26年の道路法施行規則の一部改正により、橋りょう・トンネル等（以下「道路施設」という。）については、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行うことが基本とされるとともに、これら道路施設については、国が策定した「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に沿った、長寿命化の検討を行い、適切な修繕を施すこととなっています。 このような中、公益財団法人都市整備技術センターが道路施設点検や長寿命化修繕計画の策定に資する道路施設維持管理共同システムの構築・運用を行っていることから、本市においても当該システムの活用を検討したところ、道路施設の適正な法定点検と長寿命化修繕計画の立案・更新が円滑に実施できることから、同センターと令和元年（2019年）5月20日付けで道路施設点検の地域一括発注に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結しました。 当該契約案件は、この基本協定に則り、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同センターと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	救急救命士就業前病院実習及び再教育病院実習委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	消防本部警防救急課 電話 0467-44-0977 内線 8-222
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 16 日 (契約期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	1 医療法人沖縄徳洲会 湘南鎌倉総合病院 鎌倉市岡本 1370 番地 1 2 社会医療法人財団互恵会 大船中央病院 鎌倉市大船六丁目 2 番 24 号
契 約 金 額	1, 248, 000 円 (就業前 320, 000 円、再教育 928, 000 円) 1 名に対し日額 4, 000 円
随意契約によること とした理由	神奈川県メディカルコントロール協議会において、県内各地区のメディカルコントロール協議会で救急救命士の病院研修体制を構築することとされたことから、三浦半島地区メディカルコントロール協議会が選定した中核的医療機関 6 病院（病院実習参画医療機関）のうち市内の 2 医療機関と協定書を交わし、契約内容も特殊な性質であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道路課 電話：0467-23-3000 内線：2407
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)5月29日 (契約期間：令和6年(2024年)5月29日 ～ 令和7年(2025年)3月28日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター 茅ヶ崎市汐見台1番7号
契 約 金 額	4,760,000 円
随意契約によること とした理由	平成26年の道路法施行規則の一部改正により、橋りょう・トンネル等（以下「道路施設」という。）については、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行うことが基本とされるとともに、これら道路施設については、国が策定した「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に沿った、長寿命化の検討を行い、適切な修繕を施すこととなっています。 このような中、公益財団法人都市整備技術センターが道路施設点検や長寿命化修繕計画の策定に資する道路施設維持管理共同システムの構築・運用を行っていることから、本市においても当該システムの活用を検討したところ、道路施設の適正な法定点検と長寿命化修繕計画の立案・更新が円滑に実施できることから、同センターと令和元年（2019年）5月20日付けで道路施設点検の地域一括発注に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結しました。 当該契約案件は、この基本協定に則り、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同センターと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ビニール袋等残渣R P F 化業務委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 8 月 22 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 10 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社タズミ 神奈川県綾瀬市吉岡 709 番地
契 約 金 額	執行予定額：3,828,000 円（うち消費税及び地方消費税額 348,000 円） 単価(税別)：30 円/kg 予定数量：116,000kg
随意契約によること とした理由	「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹について（平成 26 年（2014 年） 10 月 8 日付 環境省通知）」により、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要であるため、次のことを徹底するよう通知がありました。 1 市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理すること。 2 市町村は、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに最終処分が終了するまでの適正な処理を確保するため、同法施行令第 3 条及び第 4 条に従い、適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受注者が処理基準に従った処理を行うことを確保すること。 3 契約の締結については、地方自治法の規定に基づく競争入札により行うことが原則ですが、廃棄物の処理に関する最高裁判例（平成 26 年（2014 年） 1 月 28 日付）において、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」ことが示されているため、廃棄物処理法の目的及び趣旨を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な運用を図ること。 本市が委託契約を行う上においても、自由競争が可能な業務を除き、以上の点を踏まえて契約の相手方を選定する必要があります。 本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした一般廃棄物処理基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を

	限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用又は再資源化による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。 このことから、競争入札に付することが不可能であるため、随意契約とするものです。 業者選定にあたっては、本業務は、植木剪定材資源化等業務委託及び不燃ごみ等資源化処理業務委託で残渣として生じるビニール袋等を処理するもので、ビニール袋等は各所（鎌倉市、大磯町、茅ヶ崎市）で発生します。各所には、ビニール袋等を一定量、保管するスペースがないため、両委託事業者が運搬可能な範囲に処理先があることが必須条件となります。 そのため、令和6年（2024年）6月1日現在の競争入札参加資格者名簿に登載があり、かつ、次の要件を満たす業者を選定しました。 ア 神奈川県内で処理が可能であること。 イ ビニール袋等を固形燃料に資源化ができること。 ウ 官公庁からの受託実績があること 上記条件を満たし、令和6年度（2024年度）の本業務を実施できるのは株式会社タズミのみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	布団及び畳資源化処理等業務委託契約（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 31 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 10 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 9 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社市川環境エンジニアリング横浜支店 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町 3003 番地
契 約 金 額	執行予定額：10,703,000 円（うち消費税及び地方消費税額 973,000 円） 単価（税別）：布団 109 円/kg、畳 58 円/kg 予定数量：布団 60,000kg、畳 55,000kg
随意契約によること とした理由	「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹について（平成 26 年（2014 年） 10 月 8 日付 環境省通知）」により、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要であるため、次のことを徹底するよう通知がありました。 1 市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理すること。 2 市町村は、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに最終処分が終了するまでの適正な処理を確保するため、同法施行令第 3 条及び第 4 条に従い、適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受注者が処理基準に従った処理を行うことを確保すること。 3 契約の締結については、地方自治法の規定に基づく競争入札により行うことが原則ですが、廃棄物の処理に関する最高裁判例（平成 26 年（2014 年） 1 月 28 日付）において、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」ことが示されているため、廃棄物処理法の目的及び趣旨を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な運用を図ること。 本市が委託契約を行う上においても、自由競争が可能な業務を除き、以上の点を踏まえて契約の相手方を選定する必要があります。 本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした一般廃棄物処理基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を

	限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用又は再資源化による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。 また、本業務の引渡場所のスペースが狭く、運搬車両の搬入搬出の円滑な管理上、二品目を一括契約する必要があることから、複数単価契約とします。このことから、競争入札に付することが不可能であるため、随意契約とするものです。 業者選定にあたっては、令和6年（2024年）6月1日現在の競争入札参加資格者名簿に登載があり、かつ、次の要件を満たす業者を選定しました。 1 神奈川県内に所在地又は受任地があること。 2 布団又は畳の処理に関する実績があること。 3 布団及び畳を固形燃料に資源化ができること。 上記条件を満たす株式会社市川環境エンジニアリング及び株式会社タズミの2者に見積依頼を行ったところ、両者から見積書が提出されました。2者の金額を比較したところ、執行予定額の合計が廉価であった株式会社市川環境エンジニアリングを、委託業者として選定したものです。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、本業務を受託可能な株式会社市川環境エンジニアリングと随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	地番現況図及び家屋図修正業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 資産税課 電話：0467-23-3000 内線 2298
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 6 月 20 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 6 月 20 日 ～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	国際航業株式会社 神奈川支店 支店長 山内 清文 横浜市中区日本大通 17 番地
契 約 金 額	5,819,000 円
随意契約によること とした理由	固定資産評価支援システムは国際航業株式会社が開発したパッケージソフトウェアであり、鎌倉市の運用に合わせて各種設定を施したシステムです。また当該システムの著作権及び所有権は開発元である同者が有しており、システムを構成するプログラム内容の開示はされておられません。 本委託業務では、地番現況図、家屋現況図のデータ更新作業を実施し、そのデータを当該システムで閲覧、編集等の運用が行える状態でインストールする必要がありますが、法務局から受領した登記の異動通知の内容を当初賦課に反映するためには、この作業を期限内に一括で確実に行わなくてはならず、ソフトウェアの開発元である同者のみ業務実施可能となります。 なお、見積額については、令和 6 年度設計業務委託等技術者単価を基に計算されており、妥当であると判断できます。 以上のことから、本業務委託については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（普通地方公共団体が必要とする修理等の契約で、競争入札に適さない）に基づき、上記条件に合致している唯一の業者である同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市固定資産土地評価システム構築業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 資産税課 電話：0467-23-3000 内線 2298
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 8 月 21 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 8 月 21 日 ～令和 7 年(2025 年) 8 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社パスコ 横浜支店 支店長 本間 雄二 横浜市中区山下町 223-1 NU 関内ビル
契 約 金 額	7,799,000 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市固定資産土地評価システム(以下「土地評価システム」という。)は、土地評価業務を円滑に行うために、地図検索機能、画地計測機能などを利用し、正確性の高い課税を行うことを目的に平成 16 年から導入しています。 現行の土地評価システムが、令和 6 年 11 月をもってリース期間を満了するため、システム更新を行うにあたり、現行システムにおける課題解決を図るため新システムの検討を行うこととしました。 土地評価担当では、異動のある年間約 3,000 筆(土地)に対し、地方税法(第 403 条)、総務大臣が定める固定資産評価基準及び鎌倉市固定資産評価事務取扱要領に基づき、確実かつ適正な評価を行っているところですが、筆ごとの異動内容を管理する「土地調査票」や登記情報、家屋連絡票等すべて紙媒体での管理となっており、手書きや手入力等に手間がかかり時間を有しているとともに一元管理が困難となっています。 また、本市においては、公図上不明土地も多く地籍調査が進んでいないため、土地評価に欠かせない画地計測の基となる地番現況図の筆の精度も低く、本市特有の地形からがけ地も多いことから、正確な土地評価を行う為には、地番現況図ではなく測量図や建築計画概要書の図面をスキャナー等で土地評価システムに読み込む特殊な画地計測を行う機能が必須となります。 以上のことから、システム更新時期に伴い、土地評価シス

	テムに関する高度な知識、技術、経験、応用力等を有し、さらに本市の事務改善に資する機能を有する最適な土地評価システムを事業者提案してもらい、比較評価しながら選定できる公募型プロポーザル方式を採用し、事業者の選定を行いました。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（普通地方公共団体が必要とする修理等の契約で、競争入札に適さない）に基づき随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	基幹サーバ等（令和 2 年 2020 年） 1 月）再賃貸借
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部デジタル戦略課 電話：0467-23-3000 内線 2578
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）10 月 22 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 1 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	FLCS 株式会社 神奈川支店 横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	月額：664,950 円（うち消費税額及び地方消費税額 60,450 円）
随意契約によること とした理由	既存のリース物件の継続利用となることから、従前の賃貸借契約の相手方と同一の事業者を選定するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度（2024 年度）下半期廃ペットボトル売買等契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467－61－3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 9 月 5 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）10 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ジャパンテック株式会社 栃木県鹿沼市深程 990 番 30
契 約 金 額	売却予定額：25,147,000 円 単価(税別)：97.2 円/kg 予定数量：258,714kg
随意契約によること とした理由	本市入札参加資格がないものの、他自治体での契約実績を有する事業者に対しても広く見積りを徴するため、ホームページにて見積りの募集をしたところ、3 者から見積書の提示がありました。このうち、最も高額な単価を示したジャパンテック株式会社を選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市立富士塚小学校給食調理等業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部学務課給食担当 電話：0467-23-3000 内線 2457
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 9 月 11 日 （契約期間：契約締結日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社サンユー 平塚市夕陽ヶ丘 3 番 23 号
契 約 金 額	執行予定額：10,631,006 円
随意契約によること とした理由	小学校給食の調理等業務は、10 校を民間委託、6 校を直営により実施しています。 令和 7 年度から 2 校（大船・富士塚）を新たに委託する予定でしたが、令和 6 年度中に多数の会計年度任用職員が退職等により欠員となり、6 校の直営体制維持が困難となったため、1 校（富士塚）の委託を先行実施することとしました。 契約から給食提供開始までに 2 ヶ月程度は必要であり、競争入札に付する時間的余裕がないことから、本市での学校給食調理受託実績がある事業者 3 者と協議した結果、唯一契約条件等の合意を得られた株式会社サンユーと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により随意契約しようとするものです。 なお、契約検査課と随意契約にかかる協議の結果、随意契約を適当とすることを確認済みです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	戸別収集コンサルティング業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 戸別収集担当 電話：0467-40-5542
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 9 月 12 日 （契約期間：契約締結日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	小田急電鉄株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目 7 番 1 号 新宿第一生命ビルディング
契 約 金 額	55,548,001 円（うち消費税額及び地方消費税額 5,049,817 円） 令和 6 年度 8,627,905 円（うち消費税額及び地方消費税額 784,355 円） 令和 7 年度 24,354,048 円（うち消費税額及び地方消費税額 2,214,004 円） 令和 8 年度 22,566,048 円（うち消費税額及び地方消費税額 2,051,458 円）
随意契約によること とした理由	令和 5 年度に小田急電鉄株式会社（以下「小田急電鉄」という。）との契約により、燃やすごみのデータ収集や分析を行い、その成果としてクリーンステーション収集や戸別収集における効率的なエリア分けが示されました。 小田急電鉄の収集サポートシステム WOOMS（以下、「WOOMS」という。）の特長として、収集人員の変更があっても一定の収集クオリティを保てること、収集員の手間を最小限にデータ収集を実施できること及び効率的に収集ルートを作成できることなどが挙げられ、必要な要件を満たしています。 ごみの排出量は季節による変化、令和 7 年度から実施を予定している戸別収集による減量など様々な要因があることからデータを数年単位で収集し、車両数の適正化、最適な収集ルートを構築することで、品目拡大の検討や人手不足にも対応します。他社のシステムを使用する場合、データの引継ぎができないため、再度データを収集・分析する必要があります。市民生活の喫緊の課題である戸別収集事業の品目拡大に係る検討が遅延することの無いよう、地方自治法施行令第 16 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約に該当するものとして、小田急電鉄株式会社と随意契約を締結しようとするものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	道路施設維持管理共同システム台帳情報入力業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 都市整備総務課 電話：0467-23-3000 内線 2383
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）9月11日 （契約期間：令和6年（2024年）9月11日～令和7年（2025年） 3月21日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター 茅ヶ崎市汐見台1番7号
契 約 金 額	1,305,700 円
随意契約によること とした理由	道路施設維持管理共同システムは、本市を含む県内 22 の市町村が共同で開発費や管理費等を分担し、経済的で効率的な運用を目指しているものです。 同システムは、平成 26 年度から本市を含む県内複数の市町村が公益財団法人神奈川県都市整備技術センターに委託している道路施設等点検業務の成果品と互換性を有し、道路施設の効率的な維持管理等に大きく寄与しています。 同システムの運用及びデータの入力ができる事業者は公益財団法人神奈川県都市整備技術センター以外にないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同センターと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	地籍調査（第 141 計画区街区境界調査（GE～GG 工程）） 業務委託契約
事業主管課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道水路調査課 電話：0467-61-3572（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）9 月 13 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）9 月 13 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の 名称及び所在地	三枝測量設計株式会社（厚木市上落合 427 番地の 3）
契 約 金 額	1,815,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 165,000 円）
随意契約による こととした理由	本件は、令和 6 年（2024 年）8 月 20 日付けで当該案件に係る一般競争入札を実施したところ、入札予定価格超過により落札者がなく入札不調となったものです。 当該案件は、国庫補助事業であり、国及び県との事前協議を経て調査対象地区等事業内容を公告した上で進めていることから、工期短縮を図る事業規模の縮小を含む仕様変更等が困難なものです。また、令和 6 年度（単年度）予算による執行及び必要な工期を確保した上で当年度内での業務完了を図るためには、改めて入札に付する時間がないことから、入札の際に唯一の入札者であった上記業者と協議したところ、当課配賦予算以下で契約締結可能な金額の見積書が提示されたため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和6年度鎌倉市交通マスタープラン改定支援業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	まちづくり計画部 都市計画課 電話：0467-23-3000 内線 2511
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）9月12日 （契約期間：令和6年（2024年）9月12日 ～ 令和7年（2025年）3月28日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社国際開発コンサルタンツ 横浜事務所 （神奈川県横浜市中区新山下一丁目14番1号 ライオンズマンション横濱元町キャナリシア 351号）
契 約 金 額	9,889,000 円
随意契約によること とした理由	本市では将来の鎌倉市の都市像に合わせた、総合的な交通政策の基本方針を定めた「鎌倉市交通マスタープラン」を平成10年3月に策定し、平成16年5月に改定をしていますが、この最終改定から20年近くが経過しています。 一方、交通環境を取り巻く環境としては超高齢化社会の進展、自動車運転技術の進展、新たな移動の概念であるMaaSや次世代交通システムなど多様な地域交通手段の登場など社会情勢は目まぐるしく変化しており、これについて対応が求められていることから、令和6年度・令和7年度の二箇年で、昨年度に実施した基礎調査の統計を基に現状を分析した上で、将来を見据えた社会情勢の変化にも柔軟に対応できる交通計画の改定を行うこととしています。 交通マスタープランの策定にあたっては昨今の社会経済環境や大きく変わった交通環境を的確に捉え、計画策定に適した分析や企画、委員会の運営補助等、豊富な経験や実績等が必要になり、単に価格での選定ではこれらを確認することが出来ないことから、公募型プロポーザル方式を採用し業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	粗大ごみ等残渣資源化（溶融固化）処理業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 9 月 24 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 10 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313 番地
契 約 金 額	執行予定金額：11,440,000 円 単価(税別)：52 円/kg 予定数量：200,000 kg
随意契約によること とした理由	「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（平成 26 年（2014 年）10 月 8 日付 環境省通知）」により、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要であるため、次のことを徹底するよう通知がありました。 (1) 市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理すること。 (2) 市町村は、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに最終処分が終了するまでの適正な処理を確保するため、同法施行令第 3 条及び第 4 条に従い、適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受注者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないこと。 (3) 契約の締結については、地方自治法の規定に基づく競争入札により行うことが原則ですが、廃棄物の処理に関する最高裁判例（平成 26 年 1 月 28 日付）において、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」ことが示されているため、廃棄物処理法の目的及び趣旨を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な運用を図ること。 本市が委託契約を行う上においても、自由競争が可能な業務を除き、

	以上の点を踏まえて契約の相手方を選定する必要があります。 また、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした一般廃棄物処理基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用又は再資源化による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。 本業務の事業者を選定するに当たり、運搬にかかる効率性、費用及び環境負荷を考慮し、関東圏及び隣接する県（神奈川県、東京都、埼玉県、栃木県、群馬県、千葉県、茨城県、山梨県及び静岡県）で、ガス化溶融にて溶融固化処理を行う事業者から選定するものとししました。各都県の産業廃棄物処理業者名簿によると、該当する事業者は2者（オリックス資源循環株式会社及び ASR リサイクリング鹿島株式会社）あり、その2者に対して見積依頼を行いました。 その結果、ASR リサイクリング鹿島株式会社からは、仕様書全般の業務について、受注できない旨、電話で回答がありました。受注できない理由は、本業務が令和6年10月から開始される新規事業であるため、引き受ける粗大ごみ等残渣がどのような形状であり、どのような品質レベルなのか未成熟であること、加えて保管場所の環境下などを事前に確認することができず、安定的に受注することが困難であることが挙げられました。 これを受け、上記条件を満たし、本業務を実施できるのはオリックス資源循環株式会社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	粗大ごみ等選別及び資源化等業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 9 月 24 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 10 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	永田紙業株式会社 代表取締役 永田 耕太郎 埼玉県深谷市長在家 1 9 8
契 約 金 額	49,443,926 円（うち消費税額及び地方消費税額 4,494,902 円）
随意契約によること とした理由	「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹について（平成 26 年（2014 年） 10 月 8 日付 環境省通知）」により、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要であるため、次のことを徹底するよう通知がありました。 1 市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理すること。 2 市町村は、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに最終処分が終了するまでの適正な処理を確保するため、同法施行令第 3 条及び第 4 条に従い、適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受注者が処理基準に従った処理を行うことを確保すること。 3 契約の締結については、地方自治法の規定に基づく競争入札により行うことが原則ですが、廃棄物の処理に関する最高裁判例（平成 26 年（2014 年） 1 月 28 日付）において、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」ことが示されているため、廃棄物処理法の目的及び趣旨を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な運用を図ること。 本市が委託契約を行う上においても、自由競争が可能な業務を除き、以上の点を踏まえて契約の相手方を選定する必要があります。 本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした一般廃棄物処理基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を

限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用又は再資源化による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。

このことから、競争入札に付することが不可能であるため、随意契約とするものです。

これまで収集した粗大ごみの保管及び処理場所は、環境センター（名越クリーンセンター及び今泉クリーンセンター）でしたが、名越クリーンセンターの焼却停止（令和 7 年 1 月）に伴い、ごみ処理体制の見直しが必要となり、令和 6 年 10 月から、鎌倉市資源回収協同組合が粗大ごみの受付収集運搬積替保管業務を行います。粗大ごみの搬入先は、同組合の施設である笛田エコステーションが予定されています。

本業務は、笛田エコステーションに搬入された粗大ごみ（大型粗大ごみ、棒状・板状等粗大ごみ及び棒状・板状等特定粗大ごみを含む）及び発注者が別途契約した資源化事業者等から笛田エコステーションに搬入された資源化等残渣の多岐にわたる品目の中間処理（約 700t）を行うものです。

笛田エコステーションは狭隘であり必要な資機材もないことから、当該施設で中間処理を行えないため、別途処理事業者を選定する必要があります。

本業務の事業者の選定に当たっては、狭隘な場所において、頻繁に搬入される運搬車両と搬出対応の管理を安全かつ円滑に行うには、当該施設の状況に精通した同組合の組合員に限られます。

そこで、令和 6 年（2024 年）8 月 1 日現在の競争入札参加資格者名簿に登載があり、かつ、次の要件を満たす業者を選定するものです。

ア 鎌倉市資源回収協同組合員であること。

イ 予定品目の中間処理（木くず、金属くず、ガラスくず、プラスチックくず等）に関する処理実績があること。

ウ 粗大ごみ等の資源化ができること。

エ 予定数量約 700t を遅延なく処理できること。

以上の要件を満たす事業者は、永田紙業株式会社のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、同者と随意契約を締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	一時保管珪砂処理処分業務委託(単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 9 月 26 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 9 月 26 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	太平洋セメント株式会社 環境事業部 東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号
契 約 金 額	執行予定額：1,375,000 円 単価：25,000 円（トン当たり） 予定数量：50 トン
随意契約によること とした理由	本業務は、山崎浄化センター汚泥焼却炉で使用していた使用済み流動用珪砂を、建設用資材原料として、有効利用施設で処理を委託する業務です。 下水道法では下水道施設からの発生物は、資源化やエネルギー回収など積極的な有効利用が定められており、本業務実施に当たり当該廃棄物の性状面、荷姿、受入数量等で受入可能な施設を検討した結果、太平洋セメント株式会社が近隣で唯一の者であったことから選定し、業務を委託しました。 執行単価については、近隣の公共処分場の処分価格に対しても廉価であることから、価格は妥当であると判断します。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市都市計画関連データ等修正及び都市計画基本図等データ設定業務委託契約
契約事務担当課等の名称及び連絡先	まちづくり計画部 都市計画課 電話：0467-23-3000 内線 2321
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 9 月 26 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 9 月 26 日 ～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称及び所在地	国際航業株式会社 神奈川支店 支店長 山内 清文 横浜市中区本町 2 丁目 14 番 大同生命横浜ビル
契 約 金 額	3,751,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 341,000 円）
随意契約によること とした理由	本業務は、都市計画関連データ（以下「データ」という。）について、都市計画決定や都市計画変更を行った際に必要となる、最新の都市計画決定図書等を基に編集、整理をして、既存の鎌倉市都市計画業務支援システム（以下「システム」という。）の運用に必要な設定、各種主題項目データの修正、入力及び窓口閲覧用参考図書（以下「参考図書」という。）の更新を行うことを目的としています。 選定した国際航業株式会社は、当課が運用しているシステム「Sonic Web」の開発事業者であり、既存システムのデータ修正及び設定に対処できる業者は、開発者の国際航業株式会社のみであることから、既存のシステムと密接不可分の関係にある当該事業者以外の者に履行させると既存システム等の使用に著しく支障が生じる恐れがあるため、本業務の契約相手として選定しています。 以上から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、本契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	無線局（基地局・固定局）定期検査業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	鎌倉市消防本部 指令情報課 電話：0467-44-0995（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 9 月 24 日 契約期間：令和 6 年(2024 年) 9 月 24 日～ 令和 7 年(2025 年) 1 月 31 日
契約の相手方の名称 及び所在地	NEC ネットエスアイ株式会社 神奈川支店 支店長 柴 田 英 美 子 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	2,107,600 円
随意契約によること とした理由	無線局（基地局・固定局）定期検査業務委託は、前回平成 31 年度以降 5 年毎に実施するもので、本市消防本部の高機能消防指令センターの整備業者及び業務委託をした実績がある NEC ネットエスアイ株式会社神奈川支社に本年度の実施を委託したものです。神奈川県内で整備した共通波の納入業者であり、共通波システムのハードウェアおよびソフトウェアの開発業者で、共通波整備に精通した整備業者である NEC ネットエスアイ株式会社神奈川支社を選定しました。 価格の妥当性については、県内の同規模市町の無線局（基地局）の定期検査を調査し、本市事業内容と対比したところ、他市は基地局 1 波の見積金額に 1,185,000 円を計上しており、本市契約額（基地局点検費 922,000 円）が廉価であることから契約金額は妥当であると判断しました。 以上に基づき、妥当と認められます。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市インフルエンザ等予防接種業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線 2814
契 約 締 結 日	別添 令和 6 年度鎌倉市インフルエンザ等予防接種業務委託契約機関名簿のとおり (契約期間：令和 6 年(2024 年)10 月 1 日 ～令和 7 年(2025 年) 1 月 31 日)
契約の相手方の名称及び所在地	別添 令和 6 年度鎌倉市インフルエンザ等予防接種業務委託契約機関名簿のとおり
契 約 金 額	執行予定額：434, 032, 850 円 ・インフルエンザ予防接種 単価：5, 291 円（税込） 予定数量：28, 750 名分（免除者含む） ・新型コロナウイルス感染症予防接種 単価：15, 241 円（税込） 予定数量：26, 000 名分（免除者含む）
随意契約によることとした理由	本市は広く市民に当該予防接種を行う機会を設けるため、複数の医療機関と同一内容で同時に契約する必要がある、契約の目的が競争入札に適しません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により、契約医療機関と随意契約を締結したものです。 なお、インフルエンザ予防接種の委託料単価は、神奈川県都市衛生行政協議会、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び社団法人神奈川県医師会による令和 6 年（2024 年）3 月 14 日付「各種予防接種に関する覚書」に従っており、妥当と判断しました。 新型コロナウイルス感染症予防接種の委託料単価は、令和 6 年 9 月中旬に改正される上記「各種予防接種に関する覚書」に従います。

令和6年度鎌倉市インフルエンザ等予防接種業務委託契約機関名簿

No.	医療機関	住所	契約日
1	公益社団法人 鎌倉市医師会	鎌倉市材木座3-5-35	9月17日
2	医療法人徳洲会 介護老人保健施設 かまくらしるばーほーむ	鎌倉市雪ノ下1-10-1	9月17日
3	鎌倉在宅クリニック	鎌倉市雪ノ下636-10 立花大倉ビル3F	9月6日
4	医療法人社団星光会 鎌倉小町通り診療所	鎌倉市小町1-6-5-2F	9月17日
5	医療法人社団健生会 柳川クリニック	鎌倉市西鎌倉1-18-3	9月17日
6	長島クリニック	鎌倉市津西1-10-10-5	9月10日
7	川島整形外科	鎌倉市津西1-17-44	9月17日
8	医療法人徳洲会 湘南かまくらクリニック	鎌倉市山崎1202-1	9月17日
9	医療法人徳洲会 介護老人保健施設 リハビリケア湘南かまくら	鎌倉市山崎1202-1	9月17日
10	社会福祉法人湘南愛心会 介護老人保健施設 かまくら	鎌倉市上町屋750	9月17日
11	瀧内科クリニック	鎌倉市梶原1-5-12 ピュア湘南2F	9月17日
12	鎌倉内科クリニック	鎌倉市山ノ内736	9月10日
13	たまるクリニック	鎌倉市小袋谷1-2-2 湘英ビル1F	9月6日
14	立山医院	鎌倉市小袋谷1-7-27 星ビル1F	9月18日
15	医療法人財団コンフォート コンフォート北鎌倉台クリニック	鎌倉市大船1-7-5 大船末広神尾ビル5階B号室	9月17日
16	医療法人社団善仁会 湘南クリニック	鎌倉市大船2-6-14	9月17日
17	おおふな皮ふ科	鎌倉市大船2-26-22 湘風館3階	9月10日
18	医療法人明日美会 大船まえだ皮膚科	鎌倉市大船4-17-17 メディカルプラザ鎌倉大船	9月17日
19	おび内科・漢方クリニック	鎌倉市岡本2-1-10 プロシードビル1F	9月18日
20	社会福祉法人湘南愛心会 特別養護老人ホーム かまくら愛の郷	鎌倉市岡本1022-32	9月18日

21	介護老人保健施設 鎌倉幸寿苑	鎌倉市関谷 918 番地	9 月 17 日
22	おばなファミリークリニック	逗子市久木 8－9－19	9 月 17 日
23	ハイランドクリニック	逗子市久木 8－13－30	9 月 17 日
24	医療法人ベネヴォラ 磯見整形外科医院	逗子市久木 8－20－17	9 月 17 日
25	医療法人湘和会 湘南記念小坪クリニック	逗子市小坪 3－2－1	9 月 17 日
26	三宅クリニック	藤沢市柄沢 2－5－5	9 月 17 日
27	湘南柄沢クリニック	藤沢市並木台 2－11－1	9 月 17 日
28	安達正則クリニック	藤沢市鵠沼桜が岡 4－14－3	9 月 17 日
29	池上整形外科	藤沢市鵠沼藤が谷 2－1－21	9 月 17 日
30	湘南江の島クリニック	藤沢市片瀬 3－15－1 湘南江の島駅ビル 3 階	9 月 12 日
31	医療法人社団実正会 のぐち江ノ島クリニック	藤沢市片瀬海岸 1－3－7 1 階	9 月 17 日
32	高橋内科クリニック	藤沢市片瀬海岸 1－5－5 鎌田ビル 1 階	9 月 17 日
33	医療法人社団千優会 藤沢在宅クリニック	藤沢市南藤沢 17－16 秋山ビルⅡ 201 号室	9 月 18 日
34	湘南第一病院	藤沢市湘南台 1－19－7	9 月 10 日
35	医療法人社団 湘南中央会	茅ヶ崎市松林 1－16－52	9 月 17 日
36	医療法人 リファインネット	横浜市金沢区寺前 1－1－28 N ビル 2 F	9 月 17 日
37	医療法人裕徳会 港南台病院	横浜市港南区港南台 2－7－41	9 月 17 日
38	医療法人コムニカ ホームケアクリニック横浜港南	横浜市港南区港南台 3－22－15	9 月 18 日
39	医療法人社団景翠会 金沢病院	横浜市金沢区泥亀 2－8－3	9 月 17 日
40	医療法人社団協友会 介護老人保健施設 ハートケア横浜小雀	横浜市戸塚区小雀町 2248－1	9 月 10 日
41	医療法人社団協友会 介護老人保健施設 リハビリポート横浜	横浜市栄区公田町 1050－2	9 月 6 日
42	医療法人社団皆吉会 プライムコースト みなとみらいクリニック	横浜市西区みなとみらい 6－3－4 プライムコーストみなとみらい 2 F 4・5 区画	9 月 17 日
43	医療法人裕徳会	横浜市港南区日野南 3－7－15	9 月 18 日

	よこはま港南台地域包括ケア病院		
44	医療法人社団平平會 つくいけ内科クリニック	横浜市旭区今宿西町 358	9 月 18 日
45	横浜在宅診療クリニック	横浜市神奈川区鶴屋町 3 - 29 - 4 CRANE CORNER 4 F	9 月 18 日

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	大船駅東口及び西口エスカレーター機能維持修繕業務
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部道水路管理課 電話：0467-23-3000 内線 2389
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）10 月 1 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年）10 月 1 日 ～令和 7 年（2025 年）3 月 14 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 横浜支社 神奈川県横浜市神奈川区金港町 1－7
契 約 金 額	25,630,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、本市が管理する大船駅東口及び西口のエスカレーターの修繕を行うものです。 これらのエスカレーターは、三菱電機株式会社が製造し、関連会社である三菱電機ビルソリューションズ株式会社が保守管理業務を受託しています。 本業務において修繕する各部品については、エスカレーターによって規格が異なり、それぞれの規格に適した部品を特注する必要があるため、本エスカレーターの製造及び設置業者である三菱電機株式会社の関連会社である三菱電機ビルソリューションズ株式会社以外、修繕ノウハウが無いため修繕を行うことができません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市地域公共交通計画策定支援業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	まちづくり計画部 都市計画課 電話：0467-23-3000 内線 2511
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 9 月 26 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 9 月 26 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 28 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社日本能率協会総合研究所 横浜事務所 （神奈川県横浜市中区曙町三丁目 42 番地 1 ストークパレス横浜 503）
契 約 金 額	10,879,000 円
随意契約によること とした理由	本市では将来の鎌倉市の地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を実現するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」）に基づく「地域公共交通計画（以下「計画」）」の策定を目指しています。 この計画は、地域の実情を一番知る地方公共団体が中心となり、地域公共交通の現状分析と問題点の抽出、計画理念、目指すべき姿と課題を解決するための施策の整理、取組優先順位や実施主体を示し、スケジュール・評価などを明文化した地域公共交通のマスタープランで、地方公共団体による地域公共交通への関与が求められています。 計画の策定にあたっては、昨今の公共交通を取り巻く社会情勢や大きく変わった交通環境を的確に捉え、公共交通の計画策定に適した分析や企画、委員会の運営補助等、市や関係機関・地域交通事業者とのコーディネート力が必要になり、これらの実施に当たっては豊富な経験や実績等が必要です。 本業務の実施に当たっては、単に価格での選定ではこれらの業務を執行できるかを確認する術がなく、公募型プロポーザル方式を採用し、これらの点について確認することで、本業務に最適な業者を選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	税基幹システム改修業務委託（令和 6 年度税法改正対応）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 市民税課 電話：0467-23-3000 内線：2292
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）10 月 7 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）10 月 7 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 アイネス 公共営業部 東京都中央区晴海 3 丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	8,030,000 円 （うち消費税額及び地方消費税額 730,000 円）
随意契約によること とした理由	鎌倉市税基幹システムは、導入に際し「鎌倉市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン」に基づく公募型プロポーザル方式により「鎌倉市税基幹システム更新委託業者選定審査委員会」において選定されました。 本委託業務は、地方税法等の一部改正に伴う、令和 7 年度課税に対応するため、当該税基幹システムの改修を実施するもので、開発業者である株式会社アイネスでなければ行うことができません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	市税通知書等の出力・加工・封入封かん業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の名称及び連絡先	総務部 納税課 電話：0467-23-3000 内線：2305
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）9月27日 （契約期間：令和6年（2024年）10月1日～令和7年（2025年）9月30日）
契約の相手方の名称及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部 東京都中央区晴海三丁目10番1号
契 約 金 額	執行予定額 23,938,083 円 （内訳は別紙「市税通知書等の出力・加工・封入封かん業務委託指定帳票出力加工単価明細（令和6年10月～令和7年9月分）」のとおり）
随意契約によることとした理由	本件について、8者に見積りを依頼しましたが、株式会社アイネス以外の7者が辞退したことから、株式会社アイネス以外に委託できる業者がありません。 本業務は、年間を通じて発送する市税通知書等の印刷・製本、封入・封かんから納品までの一括業務であり、年間を通じて役務の提供を受ける必要があります。 また、契約時点では正確な数量が確定しないため、単価のみを定める契約が適しています。かつ、出力・製本、封入・封かんまで継続して役務の提供を受ける必要がある業務であるため、分割して契約することができない複数の業務の単価を定める契約（複数単価契約）が妥当と判断するものです。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

市税通知書等の出力・加工・封入封かん業務委託指定帳票出力加工単価明細(令和6年10月～令和7年9月分)

業務	帳票	区分	1件当たり単価(税抜)(円)	予定数量(件)	金額(円)
軽自動車税(種別割)	納税通知書	当初	9.19	37,000	340,030
	同封物1	当初	3.10	26,500	82,150
市民税・県民税・森林環境税	特別徴収税額通知書(事業所)	当初	75.65	26,000	1,966,900
	特別徴収税額通知書(事業所)(バースター加工のみ)	当初	2.43	3,000	7,290
	特別徴収税額通知書(個人)	当初	75.65	33,000	2,496,450
	特別徴収税額通知書(個人)(バースター加工のみ)	当初	2.43	3,000	7,290
	特別徴収納税通知書(OCR)	当初	101.88	13,500	1,375,380
	特別徴収納税通知書(OCR)(バースター加工のみ)	当初	2.43	8,000	19,440
	同封物1	当初	19.95	22,000	438,900
	同封物2	当初	19.95	26,000	518,700
	普通徴収納税通知書(一般)	当初	38.15	21,500	820,225
	普通徴収納税通知書(口座)	当初	31.15	7,700	239,855
	普通徴収納税通知書(年特)	当初	31.15	11,800	367,570
	普通徴収納税通知書(バースター加工のみ)	当初	2.43	800	1,944
	同封物1	当初	6.30	40,000	252,000
	同封物2	当初	6.30	40,000	252,000
	同封物3	当初	4.00	2,000	8,000
	普通徴収変更納税通知書(一般)現年度	月次	49.90	8,000	399,200
	普通徴収変更納税通知書(口座)現年度	月次	42.20	1,050	44,310
	同封物1	月次	3.10	8,200	25,420
	特別徴収税額通知書(事業所)現年度	月次	117.10	11,290	1,322,059
	特別徴収税額通知書(個人)現年度	月次	117.10	4,980	583,158
	特別徴収新規納税通知書(OCR)現年度	月次	157.90	930	146,847
	同封物1	月次	3.10	1,470	4,557
	同封物2	月次	3.10	11,292	35,005
	普通徴収変更納税通知書(一般)過年度	随時	44.60	1,320	58,872
	普通徴収変更納税通知書(口座)過年度	随時	39.10	510	19,941
	同封物1	随時	3.10	1,600	4,960
	特別徴収税額通知書(事業所)過年度	随時	117.10	1,860	217,806
	特別徴収税額通知書(個人)過年度	随時	117.10	960	112,416
	特別徴収新規納税通知書(OCR)過年度	随時	158.04	120	18,964
	同封物1	随時	3.10	120	372
	同封物2	随時	3.10	1,860	5,766
	申告書(未申告)	年次	20.90	3,500	73,150
	同封物1	年次	3.10	3,500	10,850
	同封物2	年次	3.10	3,500	10,850
	同封物3	年次	3.10	3,500	10,850
	申告書	年次	22.50	3,000	67,500
	申告書(バースター加工のみ)	年次	3.25	2,000	6,500
	同封物1	年次	3.20	3,000	9,600
	同封物2	年次	3.20	3,000	9,600

市税通知書等の出力・加工・封入封かん業務委託指定帳票出力加工単価明細(令和6年10月～令和7年9月分)

	同封物3	年次	3.20	2,850	9,120
	同封物4	年次	3.20	150	480
	給報ハガキ総括表	年次	48.50	16,000	776,000
	給報ハガキ総括表(バースター加工のみ)	年次	3.25	1,000	3,250
	同封物1	年次	3.20	16,000	51,200
	同封物2	年次	3.20	16,000	51,200
固定資産税・都市計画税	納税通知書(一般)	当初	40.26	47,000	1,892,220
	納税通知書(口座)	当初	31.14	32,000	996,480
	共有者宛納税通知書	当初	31.14	28,000	871,920
	同封物1	当初	51.95	7,000	363,650
	同封物2	当初	3.20	108,000	345,600
	同封物3	当初	3.20	79,000	252,800
	同封物4	当初	3.20	79,000	252,800
固定資産税(償却資産)	償却資産申告書(複写式)	年次	43.96	6,400	281,344
	同封物1	年次	8.73	7,600	66,348
	同封物2	年次	3.20	5,100	16,320
	同封物3	年次	3.20	6,400	20,480
	同封物4	年次	3.20	6,400	20,480
	同封物5	年次	3.20	6,400	20,480
収納	固定資産税・都市計画税督促状	随時	14.45	44,000	635,800
	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)督促状	随時	14.45	30,000	433,500
	軽自動車税(種別割)督促状	年次	14.45	7,000	101,150
	三税総合催告書	随時	14.45	25,900	374,255
	同封物1	随時	3.10	25,900	80,290
	同封物2	随時	3.10	5,500	17,050

配送	区分		1回当たり単価(税抜)	予定数量(件)	金額(円)
軽自動車税(種別割)	配送	受理・納品	12,000	2	24,000
市民税・県民税・森林環境税	受理	当初(5月上旬・下旬)	12,000	2	24,000
	納品 2tトラック使用	当初(5月上旬・下旬)	20,000	2	40,000
固定資産税・都市計画税	受理 2tトラック使用	当初	15,000	1	15,000
	納品 2tトラック使用	当初	36,000	1	36,000
例月配送定例便	一カ月当たりの単価	月次	108,000	12	1,296,000
			合計(税込)		23,938,083

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市庁舎自家用発電機定期点検業務
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-61-3848（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 10 月 7 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）10 月 7 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 神奈川支社 横浜市西区みなとみらい 2－1－1
契 約 金 額	1，320，000 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市の市庁舎の自家用発電機の機能を維持するため、消防法及び鎌倉市本庁舎保安規程に基づき定期点検を実施しています。当該設備は三菱電機株式会社の注文製造品であり、同社指定メンテナンス業者である三菱電機プラントエンジニアリング株式会社のみ実施することができます。 価格については、人工及び人件費が増額していますが、それ以外の部材等の単価については前年度の契約金額（税抜価格）と同額であることから妥当であると判断できます。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	汚泥焼却設備修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：０４６７－４６－８００１（直通）
契 約 締 結 日	令和６年（２０２４年）９月２０日 （契約期間：令和６年（２０２４年）９月２０日から 令和７年（２０２５年）２月２８日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 横浜市西区みなとみらい四丁目４番２号
契 約 金 額	62,700,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、山崎浄化センター汚泥焼却設備の各機器の磨耗・劣化箇所の修繕及び定期整備業務です。 当汚泥焼却設備は、三菱重工株式会社が本市の状況に合わせて設計・施工したもので、製作図面等で他社に秘匿している内容も含まれていることから、他の業者では確実な施工ができず、当該設備の維持管理を全面的に請負っている三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社以外では、本修繕の目的を達成することが出来ないものと判断しています。 契約金額については、諸経費や合計金額を公共工事設計労務単価表及び下水道用設計標準歩掛表で比較したところ、妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	今泉クリーンセンター クレーン修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 環境センター（今泉クリーンセンター） 電話：0467-44-5344（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）10月 9日 （契約期間：契約締結日から令和7年（2025年）2月28日まで）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 I H I トレーディング 東京都千代田区神田駿河台2-9
契 約 金 額	8,834,320 円（うち消費税額及び地方消費税額 803,120 円）
随意契約によること とした理由	本業務は、今泉クリーンセンターに設置されている、ごみの投入・攪拌・積替え等で使用するクレーンの劣化した部品を交換する修繕です。 当該クレーンは、I H I 運搬機械株式会社が今泉クリーンセンター専用に設計・製作したもので、部品交換・補修等の修繕は設計製作者である同社以外では詳細な設計図・作成図が入手できず、修繕を履行することが出来ません。 なお、I H I 運搬機械株式会社は代理店制度をとっており、唯一の代理店である株式会社 I H I トレーディングと契約するものです。 価格について、各種部品は専用の製品なので刊行物等により判断することはできませんが、労務単価は、国土交通省の公共工事設計労務単価に所定の作業割増率を乗じた金額と比較したところ廉価でした。また、機器費と直接工事費を基に、社団法人全国都市清掃会議発行の「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」の諸経費率を使って修繕費を積算すると、見積金額の方が廉価となるので、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉観光公式ガイドコンテンツ作成業務
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部観光課 電話：0467-23-3000 内線 2350
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年)10 月 11 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年)10 月 11 日～ 令和 7 年(2025 年)年 1 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人鎌倉市観光協会 神奈川県鎌倉市御成町 1 番 12 号
契 約 金 額	19,855,000 円
随意契約によること とした理由	本市の観光宣伝及び観光客の誘致等に関する事業を行っている観光協会は、これまでも本市の観光振興に大きく寄与しており、民間事業者、関係団体、市民活動団体等様々な観光の担い手と、緊密かつ良好な関係性を培っています。 本市内において、他にも観光案内を主に扱う N P O 法人等は存在しますが、上記のようなネットワークを構築し、各方面から収集される情報を活用して観光案内を行うことができる事業者は、観光協会をおいて他にはありません。 また、観光協会が著作権を保有し、管理、運営及び保守を行う公式ガイドに新規にページを作成するため、観光協会以外の者に履行させると既存システム等の使用に著しく支障が生じるおそれや、契約不適合責任の範囲が不明確となるおそれがあります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	W e b 口振受付サービス利用契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	会計管理者 会計課 電話：0467-23-3000 内線 2224
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 10 月 9 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）10 月 9 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 横浜銀行 横浜市西区みなとみらい三丁目 1 番 1 号
契 約 金 額	執行予定額 2,407,900 円 ア 初期費用 2,200,000円 イ 登録料 207,900円
随意契約によること とした理由	当該業務は、市民等が金融機関窓口でのみ申込可能であった口座振替申込について利便性及び収納率の向上を図るため、コンビニ収納用納付書に印刷した公金収納情報を、市民等がスマートフォンで読み込むことにより所有する金融機関口座情報との紐づけを行う口座振替手続サービスです。当該契約は、地方銀行ネットワークサービスの取りまとめ行である横浜銀行との締結により、地方銀行、第二地方銀行等の口座振替受付が可能となります。なお、委託金額については、今後契約予定である金融機関と同額であり、妥当と判断します。これらのことから、口座振替手続サービスを拡充するにあたり、市内の地方銀行全てが対象となる、地方銀行ネットワークサービスを利用するには契約先である横浜銀行しかありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和6年度道路等小規模修繕業務委託（複数単価契約）																					
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 作業センター 電話：0467-23-3000 内線 2409 0467-46-8293（直通）																					
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）10月1日 （契約期間：令和6年（2024年）10月1日 ～ 令和7年（2025年）6月30日）																					
契約の相手方の名称 及び所在地	・ 山内建設 株式会社 代表取締役 井上 博之 鎌倉市上町屋 794-1 ・ 株式会社 舘建設 代表取締役 松舘 宏 鎌倉市笛田 5-2-5 ・ 有限会社 鬼塚建設 代表取締役 鬼塚 栄二 鎌倉市城廻 360 番地																					
契約金額	<table><tr><td>工種</td><td>規格等</td><td>単価（税抜）</td></tr><tr><td rowspan="2">小規模アスファルト舗装 （路盤・不陸整正含） ※1 現場の施工規模 50 ㎡未満</td><td rowspan="2">舗装版の破砕・ 殻運搬なし</td><td>昼 8,000 円/㎡</td></tr><tr><td>夜 12,000 円/㎡</td></tr><tr><td rowspan="2">小規模アスファルト舗装 （路盤・不陸整正含） ※1 現場の施工規模 50 ㎡以上</td><td rowspan="2">舗装版の破砕・ 殻運搬あり</td><td>昼 11,000 円/㎡</td></tr><tr><td>夜 17,000 円/㎡</td></tr><tr><td rowspan="2">小規模アスファルト舗装 （路盤・不陸整正含） ※1 現場の施工規模 50 ㎡未満</td><td rowspan="2">舗装版の破砕・ 殻運搬なし</td><td>昼 8,500 円/㎡</td></tr><tr><td>夜 12,000 円/㎡</td></tr><tr><td rowspan="2">小規模アスファルト舗装 （路盤・不陸整正含） ※1 現場の施工規模 50 ㎡以上</td><td rowspan="2">舗装版の破砕・ 殻運搬あり</td><td>昼 10,000 円/㎡</td></tr><tr><td>夜 13,500 円/㎡</td></tr></table>			工種	規格等	単価（税抜）	小規模アスファルト舗装 （路盤・不陸整正含） ※1 現場の施工規模 50 ㎡未満	舗装版の破砕・ 殻運搬なし	昼 8,000 円/㎡	夜 12,000 円/㎡	小規模アスファルト舗装 （路盤・不陸整正含） ※1 現場の施工規模 50 ㎡以上	舗装版の破砕・ 殻運搬あり	昼 11,000 円/㎡	夜 17,000 円/㎡	小規模アスファルト舗装 （路盤・不陸整正含） ※1 現場の施工規模 50 ㎡未満	舗装版の破砕・ 殻運搬なし	昼 8,500 円/㎡	夜 12,000 円/㎡	小規模アスファルト舗装 （路盤・不陸整正含） ※1 現場の施工規模 50 ㎡以上	舗装版の破砕・ 殻運搬あり	昼 10,000 円/㎡	夜 13,500 円/㎡
	工種	規格等	単価（税抜）																			
	小規模アスファルト舗装 （路盤・不陸整正含） ※1 現場の施工規模 50 ㎡未満	舗装版の破砕・ 殻運搬なし	昼 8,000 円/㎡																			
			夜 12,000 円/㎡																			
	小規模アスファルト舗装 （路盤・不陸整正含） ※1 現場の施工規模 50 ㎡以上	舗装版の破砕・ 殻運搬あり	昼 11,000 円/㎡																			
			夜 17,000 円/㎡																			
	小規模アスファルト舗装 （路盤・不陸整正含） ※1 現場の施工規模 50 ㎡未満	舗装版の破砕・ 殻運搬なし	昼 8,500 円/㎡																			
			夜 12,000 円/㎡																			
	小規模アスファルト舗装 （路盤・不陸整正含） ※1 現場の施工規模 50 ㎡以上	舗装版の破砕・ 殻運搬あり	昼 10,000 円/㎡																			
			夜 13,500 円/㎡																			
執行予定額 20,961,600 円																						
・ 狭あい道路舗装等 8,000 円×400 ㎡×1.1＝3,520,000 円 （施工規模 50 ㎡未満 昼 未舗装路） 11,000 円×370 ㎡×1.1＝4,477,000 円 （施工規模 50 ㎡未満 昼 舗装路） 10,000 円×130 ㎡×1.1＝1,430,000 円 （施工規模 50 ㎡以上 昼 舗装路） 計 9,427,000 円																						
・ 道路等小規模舗装 11,000 円×1,000 ㎡×1.1＝12,100,000 円 （施工規模 50 ㎡未満 昼 舗装路） 17,000 円× 250 ㎡×1.1＝ 4,675,000 円																						

	(施工規模 50 m²未満 夜 舗装路) 計 16,775,000 円 ・ 9,427,000 + 16,775,000 = 26,202,000 円 26,202,000 × 12/15 = 20,961,600 円
随意契約によること とした理由	本業務は、狭あい道路の舗装等と緊急対応に伴う道路等の小規模舗装工事及びその他軽微な維持補修に伴う舗装工事を行うものです。 狭隘道路の舗装等は、1 現場当たりの舗装面積が最小で 0.2 m²、最大で 69.12 m²と大変小規模です。1 現場の施工面積が小さすぎることから工事発注による施工は馴染まないため、複数の現場をまとめて発注する必要があります。複数の現場状況に対応するには複数の単価を組み合わせ発注する必要があるため、複数の市内業者との間で契約を締結する複数単価契約により実施することとしました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	国民健康保険システムサーバ等（令和 7 年（2025 年） 1 月） 再賃貸借契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 保険年金課 電話：0467-23-3000 内線 2380
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）10 月 7 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年）1 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	F L C S 株式会社 神奈川支店 神奈川県横浜市西区高島町一丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	1, 537, 140 円
随意契約によること とした理由	本借入について令和 2 年 1 月から長期継続契約を締結していましたが、期間満了に伴い、新規契約を行う必要がありました。今後、地方公共団体情報システム標準化へ移行する予定であるため、新規機種の賃貸借契約は適していないため、それまでの期間は新たな機器を導入せずに現行の機器を再賃貸借することとしました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	汚泥焼却設備点検業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：０４６７－４６－８００１（直通）
契 約 締 結 日	令和６年（２０２４年）１０月９日 （契約期間：令和６年（２０２４年）１０月９日 ～ 令和７年（２０２５年）３月２１日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 横浜市西区みなとみらい四丁目４番２号
契 約 金 額	８，８００，０００円
随意契約によること とした理由	本業務は、山崎浄化センター汚泥焼却設備の各機器（汚泥焼却炉、排ガスダクト、空気予熱器、白煙防止器）の点検業務です。 この汚泥焼却設備は、三菱重工株式会社が本市の状況に合わせて設計・施工したもので、製作図面等で他社に秘匿している内容も含まれていることから、他の業者では確実な業務遂行ができません。このため当該設備の維持管理を全面的に請負っている三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結したものです。 契約金額については、公共工事の労務単価や諸経費率などと比較した結果、妥当であると判断しています。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	山崎浄化センタートラックスケール修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）10 月 10 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）10 月 10 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	兵庫県西宮市高畑町 3 番 48 号 JFE アドバンテック株式会社
契 約 金 額	11,466,400 円
随意契約によること とした理由	山崎浄化センターに設置しているトラックスケールのロードセル及びデータ処理装置等の交換修繕を実施するものです。 当該トラックスケールは、JFE アドバンテック株式会社（旧社名：川鉄アドバンテック株式会社）が設計・製造・設置したもので、当該業者独自の製作品であることから、同者以外では、本修繕の目的を達成することが出来ないものと判断しています。 契約金額については、諸経費や合計金額を公共工事設計労務単価表及び下水道用設計標準歩掛表で比較したところ、妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、JFE アドバンテック株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	選別設備保守点検業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境センター（笹田リサイクルセンター） 電話：0467－32－9090（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）7月26日 契約期間：令和6年（2024年）7月26日～令和6年（2024年） 11月29日）
契約の相手方の名称 及び所在地	豊株式会社神奈川支店 横浜市中区吉田町 65 番地
契 約 金 額	3,905,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、搬入されるビン、缶、ミックスペーパーの計量、荷上げ、搬送、選別、圧縮、梱包など、資源物の受け入れから資源化業者への搬出までの各設備について、劣化等の現状を把握して、維持管理に役立てる業務です。 選別施設は、笹田リサイクルセンター専用に設計、施工されたものであり、各種制御機器、動力機器、データ処理システム等が密接に連動して資源物の処理を行っています。そのため各設備の連動性を考慮した全体処理システムの保守点検業務を実施できる者は、施工業者しかおりません。 価格については、国土交通省が公表している「設計業務委託等技術者単価」や「公共建築工事共通費積算基準」に基づいて積算した額と、相手方から提出された見積額と比較したところ、積算額より見積額の方が廉価であったため、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	山崎浄化センター非常用自家発電設備点検
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）10 月 28 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）10 月 28 日 ～ 令和 7 年（2025 年）2 月 28 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社カワサキマシンシステムズ 統括本部ガスタービンサービス本部 東部事業所 東京都千代田区神田駿河台 2－5－1 （御茶ノ水ファーストビル 9 階）
契 約 金 額	1,683,000 円
随意契約によること とした理由	本発電設備は、川崎重工業株式会社が現場の状況に合わせて設計・施工したもので、その構造は発電機・原動機・制御回路・起動用バッテリー等が一体となった同者独自の発電設備です。使用されている製品は、他者との互換性がないため、川崎重工業株式会社が他者に秘匿している事項についても情報提供等の協力が得られる同者の総代理店である株式会社カワサキマシンシステムズしか実施できません。 契約金額については、下水道用設計標準歩掛表で計算して比較したところ、妥当であると判断しました。 このことから、株式会社カワサキマシンシステムズ統括本部ガスタービンサービス本部東部事業所と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	SDGs 等の社会課題をテーマとした探究型学習実施業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 教育総務課 電話：0467-23-3000 内線 2723
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 11 日 （契約期間：令和 6 年（2024） 年 4 月 11 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	特定非営利法人 未来をつかむスタディーズ 鎌倉市大船三丁目 7 番 5
契 約 金 額	3,999,600 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市教育委員会では令和 3 年度より、学校が魅力的な人材・組織と連携することで、社会課題に基づくプロジェクト型学習や多様な特性を持った子どもの支援・指導などの教育活動を実現し、子どもたちや教師が新しい時代の到来にドキドキし、自分が将来できそうなことにワクワクする学校を創出するため、鎌倉スクールコラボファンド活用事業を実施しています。 年々、SDGs 等の社会課題をテーマとした探究型学習に関する学校ニーズが増えたことから、令和 5 年度には「SDGs 等の社会課題をテーマとした探究型学習実施業務」として、自分自身を結び付け、課題を発見し、児童生徒自身が主体的に探究を深める学習の企画・実施とともに、総合的なコーディネートを委託しました。 委託事業者の選定にあたっては、プロポーザル方式による随意契約により特定非営利活動法人未来をつかむスタディーズと契約し、全校を対象とした相談支援業務及び教育活動の伴走支援（7 校 8 件）を実施中です。 令和 6 年度についても、本業務は継続して実施する予定ですが、令和 5 年度に実施した教育活動を継続的にサポートし、子どもたちとの関係性を途切れさせないための支援が必要です。 また、受託予定者は令和 3 年度より鎌倉スクールコラボファンド活用事業にも携わっており、名実ともに学校現場に浸

	透してきていることから、より柔軟な伴走支援が可能となっています。 しかし、新たに他者に委託した場合、学校現場との信頼関係やカリキュラムを再構築しなければならず、1 学期から教育活動を素早くスタートすることが困難となるため、実施時期が遅れてしまう可能性があります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	七里ガ浜浄化センターB系 No. 2 送風機制御盤等修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 22 日 （契約期間： 令和 6 年（2024 年） 7 月 22 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 2 月 28 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東京都港区海岸一丁目 14 番 5 号 川崎重工業株式会社
契 約 金 額	15,180,000 円
随意契約によること とした理由	七里ガ浜浄化センターのB系送風機は、汚水処理に必要な重要機器であり、故障した場合に汚水処理に重大な影響を与える機器です。 本修繕は、設置後 12 年以上経過している七里ガ浜浄化センターのB系N o . 2 送風機制御盤のインバータ、コンバータ及び MBC ユニットの工場持ち帰り整備及び送風機の高速度電動機冷却ファン交換修繕を実施し、機能及び性能を維持しようとするものです。B系送風機制御盤及び送風機は、川崎重工業株式会社独自の製品であり、同社以外では修繕を行うことができません。 契約金額については、諸経費や合計金額を公共工事設計労務単価表及び下水道用設計標準歩掛表と比較したところ、妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、川崎重工業株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	七里ガ浜浄化センターNo. 1 混合汚泥貯留槽攪拌機修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 8 月 29 日 （契約期間： 令和 6 年（2024 年） 8 月 29 日～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 24 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号 株式会社神鋼環境ソリューション 東京支社
契 約 金 額	7,150,000 円
随意契約によること とした理由	本修繕は、七里ガ浜浄化センター汚泥処理設備機器である No. 1 混合汚泥貯留槽攪拌機が設置後 17 年を経過し、羽根車（インペラ）等の能力が著しく低下しているため、これらを交換して能力を回復させようとするものです。 当該機器は、株式会社神鋼環境ソリューションが七里ガ浜浄化センターの処理能力に合わせて設計・製造・設置したものであり、交換部品は同社がその機能及び構造等を熟知した上で現場ごとに製作するものであることから、同社以外では修繕を行うことができません。 契約金額については、諸経費や合計金額を公共工事設計労務単価表及び下水道用設計標準歩掛表で比較したところ、妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社神鋼環境ソリューション 東京支社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	山崎浄化センターNo. 1 汚泥脱水機修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 6 月 27 日 (契約期間： 令和 6 年（2024 年） 6 月 27 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 1 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号 石垣メンテナンス株式会社 営業本部
契 約 金 額	7, 590, 000 円
随意契約によること とした理由	山崎浄化センターの No. 1 汚泥脱水機は、設置から 6 年が経過し部品の消耗が進んでいるため、消耗部品等の交換を行い、性能の維持を図るものです。 当該汚泥脱水機は、株式会社石垣が処理能力に合わせて設計・製造・設置したものであり、石垣メンテナンス株式会社は、同社製品のメンテナンスを専門に担う企業です。このため同社以外の者では、部品の調達や機械設備の性能保証ができず、この修繕の目的を達成できないものと判断します。 契約金額については、諸経費や合計金額を公共工事設計労務単価表及び下水道用設計標準歩掛表で比較したところ、妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、石垣メンテナンス株式会社 営業本部と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市公共下水道に係る再構築基本設計（総合地震対策）業務委託に関する協定
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 浄化センター 電話：0 4 6 7－4 6－8 0 0 1
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 6 月 19 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 6 月 19 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	日本下水道事業団 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
契 約 金 額	5,800,000 円
随意契約によること とした理由	契約の相手方である日本下水道事業団（以下「事業団」という。）は、日本下水道事業団法（以下「法」という。）に基づき国土交通省の認可を受けて設立された公益法人です。その設立にかかる出資者は、本市を含む地方公共団体です。事業団の主たる業務は、地方公共団体からの委託により行う下水道の根幹的施設の建設及びこれに係る設計並びに維持管理等であり、このことは、法第 1 条及び第 26 条その他の規定により定められています。 本業務は、総合地震対策の再構築基本設計に係る契約の締結やその後の設計管理、検収までを一括して行うもので、これを委託できるのは唯一事業団のみとなります。このため本業務は法律行為を伴う委任契約であり、受託者は本市を代理して自らの名においてこれらを実施します。また本業務の受託者には、下水道法第 22 条及び同法施行令第 15 条に定める資格（公共の処理施設、ポンプ施設及び排水施設等の実務経験等）を有することが求められますが、法第 27 条第 1 項においてこれらが事業団のみに適用されないこととなっています。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、事業団と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	給付等管理システム導入業務委託契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	こどもみらい部保育課 電話：0467-23-3000 内線 2804
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）10 月 31 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）10 月 31 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	キッズコネクト株式会社 東京都港区港南二丁目 15 番 3 号
契 約 金 額	7,700,000 円
随意契約によること とした理由	地方公共団体情報システム機構が公開している「LGWAN-ASP サービスリスト」において、神奈川県をサービス提供地域とする、給付費事務に対応可能な事業者を確認したところ、2つの事業者が該当しました。 両者に対し導入時期の確認および見積もり徴取を依頼したところ、うち一者については、開発体制等の事情により、現在、システムの構築の依頼を受けることが困難であり、またそのような状況下では見積もりを出すことができない旨の説明がありました。 そのため、サービスの提供を行えるキッズコネクト株式会社を相手方とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の理由により随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	パソコンOS更新検証業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467-23-3000 内線 2578
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）10月30日 （契約期間：令和6年（2024年）10月30日から令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	都築電気株式会社 第六ソリューション営業統括部 横浜市西区高島一丁目1番2号
契 約 金 額	1,947,000 円
随意契約によること とした理由	業務委託の対象となる対象機器は、LGWAN 回線を利用した業務で使用する端末の OS（Operating System の略、以下「OS」という。）のアップデートに対応する作業であり、それらの端末は庁内ネットワークに接続されている端末になります。OS のアップデートを行う際には、OS のアップデート資材の適用によりネットワークの負荷や影響範囲を把握して作業が必要になります。 本市の LGWAN ネットワークについては、本市が契約している行政施設ネットワーク運用保守業務委託の締結を行っています。 そのため、行政施設ネットワーク運用保守業務委託と同様、サーバ等が提供する業務の基盤を行政施設間で共有するための通信網であり、内部事務のみならず各種証明書の交付など住民サービスの提供においても必要不可欠な設備についての知見が必要であり、仮に庁内ネットワークに障害が発生し、通信が途絶えてしまった場合、代替となる措置がなく、直ちに住民サービスに影響を及ぼす可能性があります。そのため、本業務委託については、接続構成に精通し、本市の庁内ネットワークの構築事業者である都築電気株式会社第六ソリューション営業統括部以外に委託することはできません。 契約予定業者は、本市の庁内ネットワークの構築、多数の個別システムの構築等に携わっており、これらのことから唯一保守等の業務を履行することのできる事業者であるた

	め、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結しようとするものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市立岡本保育園給食調理業務委託（長期継続契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	こどもみらい部 保育課 電話：0467-23-3000 内線 2865
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 10 月 28 日 （契約期間： 令和 6 年（2024 年）11 月 1 日～令和 9 年（2027 年）10 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社サンユー 神奈川県平塚市夕陽ヶ丘 3 番 23 号
契 約 金 額	月額 1,595,000 円（税抜き）
随意契約によること とした理由	鎌倉市立岡本保育園の令和 6 年 11 月 1 日以降の給食調理業務について、令和 6 年 10 月 4 日に一般競争入札を実施した結果、再度入札を実施したにも関わらず予定価格以下での入札が無く不調となりました。 給食調理業務は、保育園の開園日である年度当初から最終日まで、途切れなく役務を提供する必要があるため、令和 6 年 11 月 1 日以降の業務について、準備期間を含めると改めて競争入札に付す時間がなかったため、前述の入札に参加した唯一の業者である株式会社サンユーに再度見積もり依頼を行ったところ、入札時の設計・積算額以下の見積書の提出があったことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市一般廃棄物の焼却資源化処理業務委託（単価契約） 契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）11月5日 （契約期間：契約締結日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アクトリー （栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙 3491－1） メルテック株式会社 （栃木県小山市大字梁 2333 番地 29）
契 約 金 額	執行予定額：3,234,000 円 単価(税別)：42,000 円（可燃ごみ 1 t 当たり） 予定数量：可燃ごみ 70 t
随意契約によること とした理由	第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）では、将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として、2市1町以外の県内の市町村との連携や民間活用による処理が図れるよう、バックアップ協定を締結して体制を構築することとしています。 このため、運搬が可能な距離である関東1都6県のほか静岡県、山梨県、長野県のうち政令指定都市及び中核都市のホームページに公開されている産業廃棄物処理施設一覧から、施設の種類については「焼却」、処理品目については燃やすごみの主成分である「動植物残さ」で許可を受けている事業者104者を抽出しました。 抽出した事業者から、さらに本市の廃棄物の処理に必要な条件として、（1）鎌倉市から処理施設までの距離が半径150km圏内にある施設、（2）処理施設の能力が日量80トン以上の施設、（3）サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設、（4）一般廃棄物の受入が可能な施設で絞り込みを行った結果、5者が残りました。 なお、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、

一般廃棄物の処理に当たっては、再使用（リユース）又は再資源化（リサイクル）による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。本契約は、不測の事態等における廃棄物の処理であることから焼却処理を行うものの、単に焼却するのではなく、可能な限り基本計画に沿った処理を行う必要があります。このため、「サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設」であることを事業者選定の条件としています。

また、残った5者のうちオリックス資源循環株式会社は、乾式メタン発酵による処理を希望しており、当該処理による場合、燃やすごみの中には処理不適物が含まれることから前選別が必要になる等、不測の事態等における緊急的な処理には支障があることから、同者を除いた4者と令和4年（2022年）4月にバックアップ協定を締結しています。

本市唯一の焼却施設である名越クリーンセンターは、令和6年度（2024年度）10月から12月に焼却量を半減し、翌年1月中に受入を停止、3月をもって稼働を停止します。今後の主な計画としては、名越クリーンセンターを中継施設として改修した後、現在中継施設として稼働している今泉クリーンセンターを生ごみ資源化施設として運用するものです。その間、燃やすごみについて逗子市既存焼却施設で広域処理を行います。逗子市既存焼却施設の処理能力を超過する分が最大で推計約12,000トン／年であると算出したため、さらにバックアップ協定を締結することとしました。

このため、条件を（1）一般廃棄物の受入が可能であること、（2）処理施設の能力が日量80トン以上であること、（3）（1）及び（2）の条件を満たし、次のア、イいずれかに該当すること、ア神奈川県内又は鎌倉市から半径100km圏内にある施設であること、イ鎌倉市から半径170km圏内にある施設であり、サーマルリサイクルによるエネルギー回収を行っていること、に見直し、再度、事業者の絞り込みを行った結果、株式会社アクトリーR&Dセンター（栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙3491-1）及び光陽産業株式会社（静岡県御殿場市神場三丁目15番地）が新たに該当したため、バックアップ協定締結の意向を確認したところ、締結が可能とのことでした。

本契約は、当該バックアップ協定に基づき、鎌倉市内で排出された一般廃棄物である可燃ごみの一部について焼却処理し、当該焼却処理によって発生した焼却残さを運搬の上、資源化（溶融固化処理）するものです。

	以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を締結するものです。 本業務については、株式会社アクトリーから見積書の提出を受けていますが、焼却施設から資源化施設までの運搬事業者、資源化処理事業者が関わります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 6 項において、事業者は一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬及び処分についてそれぞれ委託しなければならない旨が定められているため、本業務の履行に係るそれぞれの事業者を契約の当事者として、複数者契約の形式で締結するものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市一般廃棄物の焼却資源化処理業務委託（単価契約） 契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）11 月 5 日 （契約期間：契約締結日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	光陽産業株式会社 （静岡県御殿場市神場三丁目 15 番地） ツネイシカムテックス株式会社 （広島県福山市沼隈町大字常石 1083 番地）
契 約 金 額	執行予定額：18,810,000 円 単価(税別)：45,000 円（可燃ごみ 1 t 当たり） 予定数量：可燃ごみ 380 t
随意契約によること とした理由	第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）では、将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として、2 市 1 町以外の県内の市町村との連携や民間活用による処理が図れるよう、バックアップ協定を締結して体制を構築することとしています。 このため、運搬が可能な距離である関東 1 都 6 県のほか静岡県、山梨県、長野県のうち政令指定都市及び中核都市のホームページに公開されている産業廃棄物処理施設一覧から、施設の種類については「焼却」、処理品目については燃やすごみの主成分である「動植物残さ」で許可を受けている事業者 104 者を抽出しました。 抽出した事業者から、さらに本市の廃棄物の処理に必要な条件として、（１）鎌倉市から処理施設までの距離が半径 150km 圏内にある施設、（２）処理施設の能力が日量 80 トン以上の施設、（３）サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設、（４）一般廃棄物の受入が可能な施設で絞り込みを行った結果、5 者が残りました。 なお、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、

一般廃棄物の処理に当たっては、再使用（リユース）又は再資源化（リサイクル）による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。本契約は、不測の事態等における廃棄物の処理であることから焼却処理を行うものの、単に焼却するのではなく、可能な限り基本計画に沿った処理を行う必要があります。このため、「サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設」であることを事業者選定の条件としています。

また、残った5者のうちオリックス資源循環株式会社は、乾式メタン発酵による処理を希望しており、当該処理による場合、燃やすごみの中には処理不適物が含まれることから前選別が必要になる等、不測の事態等における緊急的な処理には支障があることから、同者を除いた4者と令和4年（2022年）4月にバックアップ協定を締結しています。

本市唯一の焼却施設である名越クリーンセンターは、令和6年度（2024年度）10月から12月に焼却量を半減し、翌年1月中に受入を停止、3月をもって稼働を停止します。今後の主な計画としては、名越クリーンセンターを中継施設として改修した後、現在中継施設として稼働している今泉クリーンセンターを生ごみ資源化施設として運用するものです。その間、燃やすごみについて逗子市既存焼却施設で広域処理を行います。逗子市既存焼却施設の処理能力を超過する分が最大で推計約12,000トン／年であると算出したため、さらにバックアップ協定を締結することとしました。

このため、条件を（1）一般廃棄物の受入が可能であること、（2）処理施設の能力が日量80トン以上であること、（3）（1）及び（2）の条件を満たし、次のア、イいずれかに該当すること、ア神奈川県内又は鎌倉市から半径100km圏内にある施設であること、イ鎌倉市から半径170km圏内にある施設であり、サーマルリサイクルによるエネルギー回収を行っていること、に見直し、再度、事業者の絞り込みを行った結果、株式会社アクトリーR&Dセンター（栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙3491-1）及び光陽産業株式会社（静岡県御殿場市神場三丁目15番地）が新たに該当したため、バックアップ協定締結の意向を確認したところ、締結が可能とのことでした。

本契約は、当該バックアップ協定に基づき、鎌倉市内で排出された一般廃棄物である可燃ごみの一部について焼却処理し、当該焼却処理によって発生した焼却残さを運搬の上、資源化（溶融固化処理）するものです。

	以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を締結するものです。 本業務については、光陽産業株式会社から見積書の提出を受けていますが、焼却施設から資源化施設までの運搬事業者、資源化処理事業者が関わります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 6 項において、事業者は一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬及び処分についてそれぞれ委託しなければならない旨が定められているため、本業務の履行に関係するそれぞれの事業者を契約の当事者として、複数者契約の形式で締結するものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市事業系一般廃棄物指定収集袋保管配送・受注収納等業務委託（長期継続契約）
契約事務担当課等の名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-40-5542
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）11 月 6 日 （契約期間：契約締結日 ～ 令和 9 年 1 月 31 日）
契約の相手方の名称及び所在地	株式会社 G-Place 湘南営業所 藤沢市みその台 5－12RARA 善行 103 号室
契 約 金 額	7,524,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 648,000 円） 内訳：月額 286,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 26,000 円）×24 ヶ月＋システム改修費 660,000（うち消費税額及び地方消費税額 60,000 円）
随意契約によること とした理由	当該業務は、指定袋を取り扱う約 20 店舗からの注文を受け、取扱店へ指定袋の配送を行うほか、流通状況を見据えて在庫管理を行い、取扱店からの注文に対し、すみやかに配送が可能となるよう倉庫で指定袋の保管を行う業務です。 さらに指定袋の納品状況に応じて、取扱店の販売手数料を差し引いた上で、事業系一般廃棄物処理手数料の収納を代行する業務です。 ごみの適正処理において事業活動に直接影響を及ぼすことがないよう、指定袋を安定的に供給し、確実に一般廃棄物処理手数料を収納するためには、この一連の業務を一体的に委託する必要があります。 本業務とすでに運用している家庭系指定収集袋の保管配送・受注収納業務は、費用負担の軽減及び事務手続きの簡素化のため、家庭系指定収集袋の保管配送・受注収納業務の原契約の終期（令和 9 年 1 月末）に合わせて、契約を一本化する予定です。 契約の一本化を想定して、家庭系指定収集袋の発注等の専用システムを、事業系指定収集袋にも対応できるよう改修する予定です。この改修により、発注や在庫管理等を一つのシステムからできることで販売店においても、事務作業が簡素化されます。 加えて、既に運用している家庭系指定収集袋保管配送・受注収納業務の委託事業者と異なる事業者が本業務を請け負った場合、販売店が指定収集袋の注文や手数料を収める際に、家庭系指定収集袋と事業系指定収集袋の供給元が分かれるため、発注管理や在庫管理が煩雑になることが予想されます。事業系指定収集袋の販路確保を円滑に進める

	観点から販売店の負担軽減は必須であると考えます。 以上より、家庭系指定収集袋保管配送・受注収納業務を委託しており、一連の業務を把握し、既にシステムを導入している株式会社 G・Place を選定するものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	中部・西部ポンプ場計装設備点検業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）11月5日 （契約期間：令和6年（2024年）11月5日 ～ 令和7年（2025年）2月28日まで）
契約の相手方の名称 及び所在地	太陽計測株式会社 環境営業本部 横浜支店 横浜市戸塚区品濃町 549-2 三宅ビル 401-1
契 約 金 額	1,826,000 円
随意契約によること とした理由	中継ポンプ場は、各種の計装設備で計測した流量・水位・開度等の情報により、汚水ポンプの自動運転制御や監視を行っています。本業務は、これらの計装設備の点検・校正等を実施するものです。 中部ポンプ場と西部ポンプ場の主要な計装設備は、横河電機株式会社の製品で構成しています。これら計装設備の点検は、計測プログラム及び構造等を細部にわたって知り得る専門の技術者が、メーカー専用の校正器等を使用しなければ行なえないことから、横河電機株式会社の代理店であり、保守点検業務を専門に行っている太陽計測株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結したものです。 なお、契約金額は、点検内容に応じた人工数と諸経費であり、価格は妥当であると判断しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	住民記録システム等保守業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 市民課 電話：0467-61-3901
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月17日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部 横浜市西区高島1-1-2
契 約 金 額	24,959,220円
随意契約によること とした理由	当該契約に係る住民記録システム等に搭載されるソフトウェアは、富士通 Japan 株式会社が開発し、その著作権を有することから、当該業務を履行できる業者は同者のみです。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	住基関連システム保守業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 市民課 電話：0467-61-3901
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 17 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部 横浜市西区高島 1－1－2
契 約 金 額	8， 0 2 2， 3 0 0 円
随意契約によること とした理由	当該契約に係る鎌倉市住民基本台帳ネットワークシステムに搭載されるソフトウェアは、富士通 Japan 株式会社が開発し、その著作権を有することから当該業務を履行できる業者は同者のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	定期建物賃貸借
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民生防災部 市民課 電話：0467-61-3901
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 8 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ルミネウイング 鎌倉市大船一丁目 4 番 1 号
契 約 金 額	1 2, 4 0 3, 7 1 6 円
随意契約によること とした理由	市民等の利便の向上を図るため、前年度以前に引き続き、大船駅ルミネウイングビルの一部を鎌倉市市民サービスコーナーの開設場所として使用するものです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により株式会社ルミネウイングと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	住民記録システム等使用
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0467-61-3901
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 17 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部 横浜市西区高島 1－1－2
契 約 金 額	1 8 , 8 6 7 , 5 5 2 円
随意契約によること とした理由	住民記録システムについては、富士通 Japan 株式会社と契約を締結し本稼働しています。法令改正や本市での運用状況とシステム構成に合わせてカスタマイズを重ねてきたソフトウェアで、かつ住民記録のほか、国民年金、選挙、学務の業務を行う基幹系業務システムのため、仮にシステムの変更・見直しを前提とした場合の影響は大きく、関連する各課との相当な調整・準備期間を要し、システム構築をあらためてやり直す必要が生じます。そのため、当面の間は継続的に使用する必要があり、契約ができる業者は同者のみとなります。 このことから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	マルチコピー機データセンター運用回線使用
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0647-61-3901
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	シャープマーケティングジャパン株式会社 ビジネスソリューション担当 東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号
契 約 金 額	1, 5 8 4, 0 0 0 円
随意契約によること とした理由	市庁内に設置したマルチコピー機から証明書等を発行するにあたり、同設置業者であるシャープマーケティングジャパン株式会社が開発し運用するシステム環境を利用する契約です。同事業者が運営するデータセンターとの通信回線等を使用することとなるため、サービスの提供ができるのは当該事業者のみとなります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	戸籍証明書コンビニ交付システムソフトウェア使用
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0467-61-3901
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月19日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社両毛システムズ 東京支社 東京都千代田区岩本町2-2-4
契 約 金 額	1, 0 5 6, 0 0 0 円
随意契約によること とした理由	戸籍証明書コンビニ交付サービスの導入に当たり構築したシステムは、株式会社両毛システムズが開発し、その著作権を有することから、当該サービスの提供ができる業者は同者のみです。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	個人番号カード交付等予約管理サービス使用
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0467-61-3901
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）4月19日 （契約期間：令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社N T T データ関西 大阪府大阪市北区堂島3丁目1番21号 N T T D A T A 堂島ビル
契 約 金 額	2,574,000円
随意契約によること とした理由	令和6年度においてもマイナンバーカードの交付等予約を切れ目なく受け付けていく必要があることから、現システムを継続的に使用する必要があります。現システムは株式会社N T T データ関西が開発し、その著作権を有することから、当該業務を履行できるのは同者のみとなります。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	証明書等自動交付サービス
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 市民課 電話：0467-61-3901
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町 25 番地
契 約 金 額	4, 9 7 2, 5 0 0 円（委託料） 4, 7 8 7, 0 3 7 円（負担金）
随意契約によること とした理由	地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体の共同出資により共同で運営する組織として「地方公共団体情報システム機構法」に基づく、地方共同法人として設立された団体となります。個人番号カードを利用した全国のコンビニのマルチコピー機から住民票や印鑑証明書等を交付するにあたり必要不可欠な事業であり、このシステムを開発し、事業を行っているのは地方公共団体情報システム機構しかありません。そこで、本市では平成 29 年 10 月 1 日からコンビニでの住民票等の交付を開始するにあたり、自治体中間サーバー・プラットフォームを管理運営し、発行件数や手数料等の集約管理等を行っている地方公共団体情報システム機構にこれらの業務を委託しています。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	城廻市有地擁壁補強工事積算業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道路課 電話：0467-23-3000 内線：2406
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 7 月 17 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 7 月 11 日 ～ 令和 6 年(2024 年) 10 月 15 日
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人 神奈川県都市整備技術センター 神奈川県茅ヶ崎市汐見台 1 番 7 号
契 約 金 額	4, 059, 000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、城廻市有地擁壁補強工事について、本市が活用している「公共土木工事積算システム」の運用に準じた工事数量の算出及び工事費の積算を行う業務で、法面整備工事等の専門知識や経験、同システムに準じた工事数量の算出及び工事費の積算に係るノウハウが求められます。 公益財団法人神奈川県都市整備技術センターは、令和 5 年度鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事積算業務委託に携わるなど、鎌倉市の積算業務委託において実績があります。 同法人は、本市を含む県内複数の市町村等に、同法人が構築した積算システムを提供しており、本市の積算システムにて使用できる形式で設計積算業務委託の成果品を提出できる唯一の法人です。 そのため、同社と地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を締結しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	山崎浄化センター計装設備点検業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：０４６７－４６－８００１（直通）
契 約 締 結 日	令和６年（２０２４年）１１月１２日 （契約期間：令和６年（２０２４年）１１月１２日 ～ 令和７年（２０２５年）２月２８日
契 約 の 相 手 方 の 名称及び所在地	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 神奈川支社 横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
契 約 金 額	９，３５０，０００円
随 意 契 約 に よ る こととした理由	本業務は、山崎浄化センターの計装設備を正常に動作させ、下水処理に支障をきたさないよう保守点検を行うものです。 この計装設備は、三菱電機株式会社が開発・設計・施工したもので、同社が製造販売した製品及び施工をした設備と関連システム等の保守・点検・修理等を専門に行う三菱電機プラントエンジニアリング株式会社以外には本業務を行うことは出来ません。なお、契約金額は、点検内容に応じた人件費単価、人工数、諸経費であり、妥当と判断しています。 以上のことから、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社神奈川支社と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市国民健康保険特定健康診査等業務委託（単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 保険年金課 電話：0467-23-3000 内線 2327
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 5 月 23 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 5 月 23 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人 鎌倉市医師会 鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号
契 約 金 額	執行予定額：103,926,796 円（税込） 単価は別紙のとおり。
随意契約によること とした理由	本事業の契約予定先である鎌倉市医師会は、市内の多くの医療機関を統括し、市民の疾病予防を含む一次医療の推進に力を入れています。また、市内各所に鎌倉市医師会所属の医療機関があり、対象者は最寄りの医療機関をはじめ市内の医療機関で健診を受けることができます。 本事業を円滑に実施・遂行できるのは、公益社団法人 鎌倉市医師会 1 者のみであり、当該業務を良好に遂行した実績も有しています。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

(別紙)

- ・ 特定健康診査（基本事項及び詳細項目を実施）

10,600 円に消費税額及び地方消費税額を加算した 11,660 円

- ・ 特定健康診査（基本事項及び詳細項目（@10,600 円）＋眼底検査（@1,700 円）を実施）

12,300 円に消費税額及び地方消費税額を加算した 13,530 円

- ・ 特定健康診査（基本事項及び詳細項目（@10,600 円）＋眼底検査（@4,610 円）を実施）

※眼底検査を行えない健診実施機関で特定健診を行い眼底検査のみ他機関で実施した場合

15,210 円に消費税額及び地方消費税額を加算した 16,731 円

- ・ 人間ドック

10,520 円に消費税額及び地方消費税額を加算した 11,572 円

なお、上記契約単価のうち、発注者の発行する特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）に記載された自己負担金 2,000 円（税込。対象者、同一世帯の世帯主及び国民健康保険に加入している者が市民税非課税である場合は、税込 500 円）を、実施機関が特定健診の受診者本人から徴収するものとする。また、人間ドック費用助成は、上記契約単価から自己負担金 2,000 円を減額した額を限度額とする。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ネット DE 口座振替サービス
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	会計管理者 会計課 電話：0467-23-3000 内線 2224
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 11 月 19 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）11 月 19 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 三井住友銀行 千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	執行予定額 1,127,720 円
随意契約によること とした理由	当該業務は、市民等が金融機関窓口でのみ申込可能であった口座振替申込について利便性及び収納率の向上を図るため、コンビニ収納用納付書に印刷した公金収納情報を、市民等がスマートフォンで読み込むことにより所有する金融機関口座情報との紐づけを行う口座振替手続サービスです。（株）三井住友銀行は、納付方法の一つである窓口納付方法を令和 6 年 4 月 1 日から取りやめていることから利便性を確保するため当該契約を締結しようとするものです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市インフルエンザ等予防接種業務委託（複数者との複数単価契約）
契約事務担当課等の名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線 2332
契 約 締 結 日	別添 令和 6 年度鎌倉市インフルエンザ等予防接種業務委託契約機関名簿のとおり (契約期間：令和 6 年(2024 年)10 月 1 日 ～令和 7 年(2025 年) 1 月 31 日)
契約の相手方の名称及び所在地	別添 令和 6 年度鎌倉市インフルエンザ等予防接種業務委託契約機関名簿のとおり
契 約 金 額	執行予定額：447, 033, 140 円 インフルエンザ 108, 065, 850 円 単価：4, 810 円×1. 1 予定数量：28, 750 名分（免除者含む） 新型コロナウイルス感染症 338, 967, 290 円 単価：14, 310 円×1. 1 予定数量：26, 000 名分（免除者含む）
随意契約によることとした理由	本市は広く市民に当該予防接種を行う機会を設けるため、複数の医療機関と同一内容で同時に契約する必要があり、契約の目的が競争入札に適しません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、契約医療機関と随意契約を締結したものです。 なお、委託料単価は、神奈川県都市衛生行政協議会、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び社団法人神奈川県医師会による令和 6 年（2024 年）9 月 19 日付「各種予防接種に関する覚書」に従っており、妥当と判断しました。

令和6年度鎌倉市インフルエンザ予防接種業務委託契約機関名簿

No.	医療機関名	住所	契約日
1	公益社団法人 鎌倉市医師会	鎌倉市材木座3-5-35	9月17日
2	医療法人徳洲会 介護老人保健施設 かまくらしるばーほーむ	鎌倉市雪ノ下1-10-1	9月17日
3	鎌倉在宅クリニック	鎌倉市雪ノ下 636-10 立花大倉ビル3F	9月6日
4	医療法人社団星光会 鎌倉小町通り診療所	鎌倉市小町1-6-5-2F	9月17日
5	医療法人社団健生会 柳川クリニック	鎌倉市西鎌倉1-18-3	9月17日
6	長島クリニック	鎌倉市津西1-10-10-5	9月10日
7	川島整形外科	鎌倉市津西1-17-44	9月17日
8	医療法人徳洲会 湘南かまくらクリニック	鎌倉市山崎 1202-1	9月17日
9	医療法人徳洲会 介護老人保健施設 リハビリケア湘南かまくら	鎌倉市山崎 1202-1	9月17日
10	社会福祉法人湘南愛心会 介護老人保健施設 かまくら	鎌倉市上町屋 750	9月17日
11	瀧内科クリニック	鎌倉市梶原1-5-12 ピュア湘南2F	9月17日
12	鎌倉内科クリニック	鎌倉市山ノ内 736	9月10日
13	たまろクリニック	鎌倉市小袋谷1-2-2 湘英ビル1F	9月6日
14	立山医院	鎌倉市小袋谷1-7-27 星ビル1F	9月18日
15	医療法人財団コンフォート コンフォート北鎌倉台クリニック	鎌倉市大船1-7-5 大船末広神尾ビル5階B号室	9月17日
16	医療法人社団善仁会 湘南クリニック	鎌倉市大船2-6-14	9月17日
17	おおふな皮ふ科	鎌倉市大船2-26-22 湘風館3階	9月10日
18	医療法人明日美会 大船まえだ皮膚科	鎌倉市大船4-17-17 メディカルプラザ鎌倉大船	9月17日
19	おび内科・漢方クリニック	鎌倉市岡本2-1-10 プロシードビル1F	9月18日
20	社会福祉法人湘南愛心会 特別養護老人ホーム かまくら愛の郷	鎌倉市岡本 1022-32	9月18日
21	介護老人保健施設 鎌倉幸寿苑	鎌倉市関谷 918 番地	9月17日
22	おばなファミリークリニック	逗子市久木8-9-19	9月17日
23	ハイランドクリニック	逗子市久木8-13-30	9月17日
24	医療法人ベネヴォラ 磯見整形外科医院	逗子市久木8-20-17	9月17日
25	医療法人湘和会 湘南記念小坪クリニック	逗子市小坪3-2-1	9月17日

26	三宅クリニック	藤沢市柄沢2-5-5	9月17日
27	湘南柄沢クリニック	藤沢市並木台2-11-1	9月17日
28	安達正則クリニック	藤沢市鵠沼桜が岡4-14-3	9月17日
29	池上整形外科	藤沢市鵠沼藤が谷2-1-21	9月17日
30	湘南江の島クリニック	藤沢市片瀬3-15-1 湘南江の島駅ビル3階	9月11日
31	医療法人社団実正会 のぐち江ノ島クリニック	藤沢市片瀬海岸1-3-7 1階	9月17日
32	高橋内科クリニック	藤沢市片瀬海岸1-5-5 鎌田ビル1階	9月18日
33	医療法人社団千優会 藤沢在宅クリニック	藤沢市南藤沢 17-16 秋山ビルⅡ201号室	9月18日
34	湘南第一病院	藤沢市湘南台1-19-7	9月10日
35	医療法人社団 湘南中央会	茅ヶ崎市松林1-16-52	9月17日
36	医療法人 リファインネット	横浜市金沢区寺前1-1-28 Nビル2F	9月17日
37	医療法人裕徳会 港南台病院	横浜市港南区港南台2-7-41	9月17日
38	医療法人コムニカ ホームケアクリニック横浜港南	横浜市港南区港南台3-22-15	9月18日
39	医療法人社団景翠会 金沢病院	横浜市金沢区泥亀2-8-3	9月17日
40	医療法人社団協友会 介護老人保健施設 ハートケア横浜小雀	横浜市戸塚区小雀町 2248-1	9月10日
41	医療法人社団協友会 介護老人保健施設 リハビリポート横浜	横浜市栄区公田町 1050-2	9月6日
42	医療法人社団皆吉会 プライムコーストみなとみらいクリニック	横浜市西区みなとみらい6-3-4 プライムコーストみなとみらい2F 4・5区画	9月17日
43	医療法人裕徳会 よこはま港南台地域包括ケア病院	横浜市港南区日野南3-7-15	9月18日
44	医療法人社団平平會 つくいけ内科クリニック	横浜市旭区今宿西町 358	9月18日
45	横浜在宅診療クリニック	横浜市神奈川区鶴屋町3-29-4 CRANE CORNER 4F	9月18日

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	名越クリーンセンター閉鎖に係る維持管理業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部環境センター（名越クリーンセンター担当） 電話：0467-23-3000 内線 2596 直通：0467-24-1096（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 8 月 28 日 (契約期間:令和 7 年(2025 年) 2 月 1 日 ～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	テスコ株式会社横浜支店 横浜市中区元浜町 3-21-2
契 約 金 額	6,699,000 円
随意契約によること とした理由	当該業務は、令和 7 年（2025 年）1 月中旬をもって、名越クリーンセンターの焼却炉を停止した後に開始する「名越クリーンセンター焼却施設閉鎖業務」に必要な、既存機械設備の運転操作及び補助業務を実施することに加え、施設解体前の片付け及び施設保全業務を行うものです。 業務期間は、令和 3 年（2021 年）3 月から長期継続契約で実施してきた「名越クリーンセンター維持管理業務委託」の期間が満了する令和 7 年 1 月末以降の、令和 7 年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの 2 か月です。 この期間、契約始期から安全かつ速やかに既存機械設備の操作ができ、施設内を熟知し閉鎖業務の受注者への確かな助言及び誘導ができる者及び同期間中に施設保全業務を適切に実施できる現受注者のテスコ株式会社以外は、業務を履行することができません。 また、管理棟、計量棟、工場棟及び構内にある棚、机、椅子、梯子、台車等を産業廃棄物として搬出するための集積作業を実施しますが、残っている市職員だけでは対応しきれないため、構内にある廃棄対象物の配置等に精通しているため滞りなく業務を実施できる当該業者の補助が必要です。 このことから、本業務を適切に実施できる唯一の者と判断し、当該業者を選定します。このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市一般廃棄物の焼却資源化処理業務委託（単価契約） 契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）11月20日 （契約期間：契約締結日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ミダック （静岡県浜松市中央区有玉南町 2163 番地） 株式会社東亜環境コーポレーション （海老名市杉久保南五丁目 16 番 12 号） ツネインカムテックス株式会社 （広島県福山市沼隈町大字常石 1083 番地）
契 約 金 額	執行予定額：13,838,000 円 単価(税別)：37,000 円（可燃ごみ 1 t 当たり） 予定数量：可燃ごみ 340 t
随意契約によること とした理由	第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）では、将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として、2市1町以外の県内の市町村との連携や民間活用による処理が図れるよう、バックアップ協定を締結して体制を構築することとしています。 このため、運搬が可能な距離である関東1都6県のほか静岡県、山梨県、長野県のうち政令指定都市及び中核都市のホームページに公開されている産業廃棄物処理施設一覧から、施設の種類については「焼却」、処理品目については燃やすごみの主成分である「動植物残さ」で許可を受けている事業者104者を抽出しました。 抽出した事業者から、さらに本市の廃棄物の処理に必要な条件として、（1）鎌倉市から処理施設までの距離が半径150km圏内にある施設、（2）処理施設の能力が日量80トン以上の施設、（3）サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設、（4）一般廃棄物の受入が可能な施設で絞り込みを行った結果、5者が残りました。 なお、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基

本理念とした基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用（リユース）又は再資源化（リサイクル）による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。本契約は、不測の事態等における廃棄物の処理であることから焼却処理を行うものの、単に焼却するのではなく、可能な限り基本計画に沿った処理を行う必要があります。このため、「サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設」であることを事業者選定の条件としています。

また、残った5者のうちオリックス資源循環株式会社は、乾式メタン発酵による処理を希望しており、当該処理による場合、燃やすごみの中には処理不適物が含まれることから前選別が必要になる等、不測の事態等における緊急的な処理には支障があることから、同者を除いた4者と令和4年（2022年）4月にバックアップ協定を締結しています。

本契約は、当該バックアップ協定に基づき、鎌倉市内で排出された一般廃棄物である可燃ごみの一部について焼却処理し、当該焼却処理によって発生した焼却残さを運搬の上、資源化（溶融固化処理）するものです。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結するものです。

本業務については、株式会社ミダックから見積書の提出を受けていますが、焼却施設から資源化施設までの運搬事業者、資源化処理事業者が関わります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項において、事業者は一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬及び処分についてそれぞれ委託しなければならない旨が定められているため、本業務の履行に係るそれぞれの事業者を契約の当事者として、複数者契約の形式で締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度（2024 年度） アルミ缶売買契約（12 月から 3 月まで）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467－61－3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）11 月 21 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）12 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社マルトモ 神奈川県川崎市川崎区大川町 1－5
契 約 金 額	売却予定額：20,415,538 円 単価(税別)：289 円/kg 予定数量：64,220kg
随意契約によること とした理由	本市入札参加資格がないものの、他自治体での契約実績を有する事業者に対しても広く見積りを徴するため、ホームページにて見積りの募集をしたところ、6 者から見積書の提示がありました。このうち、最も高額な単価を示した株式会社マルトモを選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度（2024 年度） スチール缶売買契約（12 月から 3 月まで）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467－61－3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）11 月 21 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）12 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	川口金属株式会社 神奈川県平塚市長持 297 番地
契 約 金 額	売却予定額：2,629,838 円 単価(税別)：40.10 円/kg 予定数量：59,620kg
随意契約によること とした理由	本市入札参加資格がないものの、他自治体での契約実績を有する事業者に対しても広く見積りを徴するため、ホームページにて見積りの募集をしたところ、6 者から見積書の提示がありました。このうち、最も高額な単価を示した川口金属株式会社を選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市名越クリーンセンター防火水槽設計業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 環境施設課 電話：0467-61-3625（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）11月21日 （契約期間：契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで）
契約の相手方の名称 及び所在地	トップエンジニアリング株式会社 横浜市西区浅間町一丁目13番8号 共益ビル4F
契 約 金 額	8,250,000円（うち消費税額及び地方消費税額750,000円）
随意契約によること とした理由	本業務は、令和6年（2024年）11月1日付けで当該業務に係る一般競争入札を実施したところ、予定価格以下での落札がなく、入札不調となりました。 本業務及び本業務に係る防火水槽設置工事が遅れることで、その後に予定している名越中継施設整備の解体工事等に影響を与える可能性があることから、改めて入札に付する時間がありません。 そのため、入札の際に唯一の入札者であった当該業者と協議を行い、見積依頼をしたところ入札の予定価格以下の金額であったため、当該事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ポンプ場・浄化センター無停電電源装置点検
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）11 月 20 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）11 月 20 日 ～ 令和 7 年（2025 年）2 月 28 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社G S ユアサフィールドディングス東京支店 東京都大田区大森北 4－8－1
契 約 金 額	1,735,580 円
随意契約によること とした理由	ポンプ場・浄化センターの無停電電源装置は、停電発生時に受変電設備の制御電源、計装設備、非常照明設備等へ電源を供給する設備です。本業務は、法令に基づく無停電電源装置の定期点検（年 1 回）を実施するものです。 当該無停電電源装置は、株式会社G S ユアサ（旧日本電池株式会社）の独自の製品であり、他社製品との互換性がないことから、これらの構造と機能等を十分に把握している当該装置の製造者である株式会社G S ユアサから保守・点検・修理業務を委託されている、株式会社G S ユアサフィールドディングス以外では点検を行うことができません。また、契約金額については、点検内容に応じた人工数と諸経費であり、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社G S ユアサフィールドディングスと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	灰沈殿槽等残渣浚渫運搬業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部環境センター（名越クリーンセンター担当） 電話：0467-23-3000 内線 2596 直通：0467-24-1096（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年)11 月 11 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日
契約の相手方の名称 及び所在地	大栄環境株式会社 兵庫県神戸市東灘区向洋町東二丁目 2 番 4
契 約 金 額	執行予定額 2,097,480 円 契約単価 浚渫業務費 188,700 円/日 運搬費 384,000 円/台
随意契約によること とした理由	本業務は、名越クリーンセンターの灰沈殿槽内焼却残渣を強力吸引車で吸引清掃（以下「浚渫」という。）し、三重県伊賀市まで運搬する業務であり、ダイオキシン類を含んだ焼却残渣を浚渫すること及び鎌倉市から三重県まで長距離運搬するという特殊性がある業務です。 浚渫業務を行っている 4 者に見積依頼をした結果、最も安価であった大栄環境株式会社を選定し、浚渫業務単価及び運搬単価を一括した複数単価契約としました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	産業廃棄物（消石灰外 3 点）収集運搬・処分業務委託 （複数単価契約）																
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部環境センター（名越クリーンセンター担当） 電話：0467-23-3000 内線 2596 直通：0467-24-1096（直通）																
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年)11 月 5 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日																
契約の相手方の名称 及び所在地	三友プラントサービス株式会社 相模原市緑区橋本台 1-8-21																
契 約 金 額	<table> <tr> <td>執行予定額</td><td>2,560,800 円</td></tr> <tr> <td>契約単価</td><td></td></tr> <tr> <td>消石灰（汚泥）</td><td>100 円/kg</td></tr> <tr> <td>アンモニア（廃アルカリ）</td><td>300 円/kg</td></tr> <tr> <td>特殊反応助剤（汚泥）</td><td>150 円/kg</td></tr> <tr> <td>活性炭（燃え殻）</td><td>150 円/kg</td></tr> <tr> <td>収集運搬費 4t ゲートトラック</td><td>32,000 円/台</td></tr> <tr> <td>収集運搬費 7t ユニック車</td><td>38,000 円/台</td></tr> </table>	執行予定額	2,560,800 円	契約単価		消石灰（汚泥）	100 円/kg	アンモニア（廃アルカリ）	300 円/kg	特殊反応助剤（汚泥）	150 円/kg	活性炭（燃え殻）	150 円/kg	収集運搬費 4t ゲートトラック	32,000 円/台	収集運搬費 7t ユニック車	38,000 円/台
執行予定額	2,560,800 円																
契約単価																	
消石灰（汚泥）	100 円/kg																
アンモニア（廃アルカリ）	300 円/kg																
特殊反応助剤（汚泥）	150 円/kg																
活性炭（燃え殻）	150 円/kg																
収集運搬費 4t ゲートトラック	32,000 円/台																
収集運搬費 7t ユニック車	38,000 円/台																
随意契約によること とした理由	本業務は、焼却停止後に残った排ガス処理用薬品である消石灰、アンモニア、特殊反応助剤及び活性炭を収集運搬及び処分しようとするもので、これらの廃棄薬品は産業廃棄物の汚泥、廃アルカリ、燃え殻に該当します。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第 5 項に基づき、当該業務に必要な汚泥、廃アルカリ及び燃え殻の産業廃棄物処分業の許可並びに産業廃棄物収集運搬業の許可を全て取得している 4 者に見積依頼をした結果、最も安価であった三友プラントサービス株式会社を選定し、4 つの廃棄薬品処分単価及び運搬単価を一括した複数単価契約としました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。																

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	電力需給契約（名越クリーンセンター）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部環境センター（名越クリーンセンター担当） 電話：0467-23-3000 内線 2596 直通：0467-24-1096（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年)11 月 14 日 契約期間 令和 7 年(2025 年) 2 月 1 日～ 3 月 31 日
契約の相手方の名称 及び所在地	ゼロワットパワー株式会社 千葉県柏市若柴 178 番地 4 柏の葉キャンパス KOIL
契 約 金 額	執行予定額 10,660,088 円 基本料金単価 1,502.13 円/kW 標準従量料金その他 24.34 円/kWh
随意契約によること とした理由	現電力需給契約は、令和 7 年（2025 年）1 月 31 日で終了します。また、名越クリーンセンターは 1 月中に焼却炉を停止させ、2 月と 3 月は、閉鎖に向けた施設内の清掃作業を行うことから、契約電力を変更した上で、2 か月間の電力需給契約が必要です。 現契約者のゼロワットパワー株式会社と、契約電力を現在の 737kW から 400kW に変更し、2 か月間の電力需給契約をすることについて協議をし、合意を得ました。また、当該業者は再生可能エネルギー100%供給をできる者です。 価格について、契約額は、基本料金単価 1,502.13 円/kW、標準従量料金（その他）24.34 円/kWh で、現在、500kW 未満の高圧施設で本市が契約している株式会社エネットの基本料金単価 1,319 円/kW、標準従量料金（その他）25.92 円/kWh であることから、価格は妥当であると判断します。 これらのことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により当該業者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	廃水処理業務委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部環境センター（名越クリーンセンター担当） 電話：0467-23-3000 内線 2596 直通：0467-24-1096（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年)10 月 9 日～令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日
契約の相手方の名称 及び所在地	セントラル総合サービス株式会社 相模原市緑区西橋本 3－10－30
契 約 金 額	執行予定額 3,630,000 円 契約単価 処分費 30 円/kg
随意契約によること とした理由	本業務は、名越クリーンセンター閉鎖にともない、ごみピットに溜まった厨芥ごみ等からでた汚水及び灰沈殿槽の上澄水を一般廃棄物処理施設で焼却する業務です。 セントラル総合サービス株式会社は、一般廃棄物である廃水を唯一受け入れられる県内業者であり、当該業者は、令和 2 年（2020 年）に名越クリーンセンターのごみピット汚水を試験的に処理する業務を履行した実績があります。 価格について、廃棄物処理の標準単価はありませんが、同様の業務で、一般競争入札を実施した鎌環セ第 570 号「灰沈殿槽焼却残渣処理業務委託」の 1 トン当たり 30,000 円と同額であることから、見積価格は妥当であると考えます。 なお、運搬について、処理先が県外となった場合、吸引車で県外の処理施設まで運搬することができる業者がないこと及び仮に運搬する費用を想定すると高額になると見込まれます。 これらのことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	道路台帳補正等業務委託契約
事業主管課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道水路調査課 電話：0467-61-3572（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）11 月 29 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）11 月 29 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の 名称及び所在地	株式会社パスコ横浜支店 横浜市中区山下町 2 2 3 － 1 NU 関内ビル
契 約 金 額	11,550,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 1,050,000 円）
随意契約による こととした理由	本市では、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 28 条により調整・保管の義務が定められている道路台帳等について、株式会社パスコ（以下「同社」という。）が提供する LGWAN-ASP 方式（クラウドサービス）による統合型 GIS システムである「PasCAL for LGWAN」（以下「PasCAL」という。）を用いて管理しています。 道路を構成する要素（車道、歩道、分離帯等）に係る延長、幅員等の数値について集計し、19 種類の台帳調書を出力した上で閲覧の用に供していますが、これらの台帳に係る情報、図面及び調書について、毎年、現地の状況・形態の変化に併せ、補正、修正及び更新作業を行っているところです。 道水路に係る土地境界測量データから台帳調書を作成するプログラムは、同社独自のものであるほか、当該補正、更新等作業については、現状、PasCAL と密接不可分なデータ連携を必要とし、データ連携に支障が生じた場合に窓口等業務に著しい支障が生じるおそれがあることから、同社以外が行うことはできません。 以上のことから、本業務を遂行可能な者は同社に限られるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を締結しようとするものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	生涯学習センター予約システム改修業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 生涯学習課 電話：0467-23-3000 内線 2573
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）11 月 15 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）11 月 15 日 ～ 令和 7 年（2025 年）9 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	都築電気株式会社 第六ソリューション営業統括部 横浜市西区高島 1-1-2 横浜三井ビルディング 23 階
契 約 金 額	5,451,600 円
随意契約によること とした理由	生涯学習施設予約システムは、都築電気株式会社が鎌倉市仕様にカスタマイズし、保守作業を行っているものであり、この予約システムの部分改修を他者が実施することは、保守の範囲を含め、困難であるとともに障害が発生する恐れがあるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市一般廃棄物の焼却資源化処理業務委託（単価契約） 契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）11 月 29 日 （契約期間：契約締結日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	エコシステム千葉株式会社 （千葉県袖ケ浦市長浦拓 1 号 30-2） 株式会社東亜環境コーポレーション （海老名市杉久保南五丁目 16 番 12 号） 有限会社大昌 （千葉県袖ケ浦市蔵波台 1 丁目 4 番 18 号） メルテック株式会社 （栃木県小山市大字梁 2333 番地 29）
契 約 金 額	執行予定額：47,212,000 円 単価(税別)：37,000 円（可燃ごみ 1 t 当たり） 予定数量：可燃ごみ 1,160 t
随意契約によること とした理由	第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）では、将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として、2 市 1 町以外の県内の市町村との連携や民間活用による処理が図れるよう、バックアップ協定を締結して体制を構築することとしています。 このため、運搬が可能な距離である関東 1 都 6 県のほか静岡県、山梨県、長野県のうち政令指定都市及び中核都市のホームページに公開されている産業廃棄物処理施設一覧から、施設の種類については「焼却」、処理品目については燃やすごみの主成分である「動植物残さ」で許可を受けている事業者 104 者を抽出しました。 抽出した事業者から、さらに本市の廃棄物の処理に必要な条件として、（１）鎌倉市から処理施設までの距離が半径 150km 圏内にある施設、（２）処理施設の能力が日量 80 トン以上の施設、（３）サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設、（４）一般廃棄物の受入が可能な施設で絞り込みを行

	った結果、5者が残りました。 なお、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用（リユース）又は再資源化（リサイクル）による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。本契約は、不測の事態等における廃棄物の処理であることから焼却処理を行うものの、単に焼却するのではなく、可能な限り基本計画に沿った処理を行う必要があります。このため、「サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設」であることを事業者選定の条件としています。 また、残った5者のうちオリックス資源循環株式会社は、乾式メタン発酵による処理を希望しており、当該処理による場合、燃やすごみの中には処理不適物が含まれることから前選別が必要になる等、不測の事態等における緊急的な処理には支障があることから、同者を除いた4者と令和4年（2022年）4月にバックアップ協定を締結しています。 本契約は、当該バックアップ協定に基づき、鎌倉市内で排出された一般廃棄物である可燃ごみの一部について焼却処理し、当該焼却処理によって発生した焼却残さを運搬の上、資源化（熔融固化処理）するものです。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結するものです。 本業務については、エコシステム千葉株式会社から見積書の提出を受けていますが、焼却施設から資源化施設までの運搬事業者、資源化処理事業者が関わります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項において、事業者は一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬及び処分についてそれぞれ委託しなければならない旨が定められているため、本業務の履行に係るそれぞれの事業者を契約の当事者として、複数者契約の形式で締結するものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	固定資産評価支援システムG I Sデータ出力業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 資産税課 電話：0467-23-3000 内線 2298
契 約 締 結 日	令和6年(2024年)11月15日 (契約期間：令和6年(2024年)11月15日 ～令和6年(2024年)12月27日)
契約の相手方の名称 及び所在地	国際航業株式会社 神奈川支店 支店長 山内 清文 横浜市中区本町2丁目14番大同生命横浜ビル
契 約 金 額	1,133,000 円
随意契約によること とした理由	既存の固定資産評価支援システムは国際航業株式会社が開発したパッケージソフトウェアであり、鎌倉市の運用に合わせて各種設定を施したシステムです。また当該システムの著作権及び所有権は開発元である国際航業株式会社が有しており、システムを構成するプログラム内容の開示はされておられません。 そのため、この作業を確実に実施可能であるのは、ソフトウェアの開発元である契約予定業者のみとなります。 なお、見積額については、国土交通省が発表している「令和6年度設計業務委託等技術者単価について」の「(別表)令和6年度 設計業務委託等技術者単価」を基に計算されており、妥当であると判断できます。 以上のことから、本業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(普通地方公共団体が必要とする修理等の契約で、競争入札に適さない)に基づき、上記条件に合致している唯一の業者である当該契約予定者と随意契約を行おうとするものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市人流データ等可視化特設 WEB サイト「鎌倉観光混雑マップ」の改修業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部観光課 電話：0467-23-3000 内線 2350
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年)11 月 20 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年)11 月 20 日～ 令和 7 年(2025 年)年 1 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	鎌倉 IMS 共同事業体 〔業務執行者〕湘南モノレール株式会社、〔構成員〕株式会社 みちのりホールディングス、〔構成員〕三菱商事株式会社、〔構 成員〕株式会社 unerry 神奈川県鎌倉市常盤 18 番地
契 約 金 額	10,010,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 910,000 円）
随意契約によること とした理由	本業務は、令和 3 年度にオーバーツーリズム解消のため、令和 4 年 3 月に実施した公募型プロポーザルにより選定した鎌倉 IMS 共同事業体が構築し、令和 6 年度も継続的に運用している特設 WEB サイト「鎌倉観光混雑マップ」（以下「混雑マップ」といいます。）のサービスを強化・拡充するものです。 具体的には、混雑を可視化する対象スポットの追加、混雑「予測」情報の追加、スポット来訪人数の算出を行います。この 3 つの追加情報は、いずれも既に運用中である混雑マップで表示されている混雑情報と整合性を担保するため、以下 4 つの情報を同一のデータソース及びデータ加工方法によって作成することが必要となります。 ・既にサイト上で表示中の混雑情報 ・当事業にて追加されるスポットの混雑情報 ・当事業にて追加される混雑の「予測」情報 ・当事業にて別途市に報告される対象スポット来訪人数 また、混雑マップは、受注者の構成員である株式会社 unerry が運営する特許取得済みの技術であるリアル行動ビックデータプラットフォーム「Beacon Bank」を使用し、同社の独自アルゴリズムによって混雑の判定を行っています。この独自データプラットフォーム及びデータ加工アルゴリズムは、他社に開放することができないため、他事業者では、既存の情報と整合性を保った情報作成を行うことができません。仮に他

	の事業者にも本業務を依頼する場合、既存運用部分も含めた全てを新たに構築する必要があります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	まちづくり計画部市街地整備課 電話：0467-23-3000 内線：2687
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）12 月 23 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）12 月 23 日 ～令和 8 年（2026 年）2 月 27 日）
契 約 の 相 手 方 の 名 称 及 び 所 在 地	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 3 号
契 約 金 額	294,800,000 円

随意契約によること とした理由	本業務では、従来の基本設計業務に対して、新庁舎等で実現する行政 DX に関するさらなる検討、行政 DX が設計に与える影響の整理及び行政 DX を効果的に実現するための与条件を整理しつつ、基本設計業務を実施するもので、これらの課題解決に向けた検討及びこの検討結果を適切に基本設計へ反映する本業務の履行には、行政 DX に関する検討を含む相応の知見や経験を要します。このため、受注者選定に当たっては、金額の多寡だけではなく、高度な知識、経験、技術などについて、総合的に評価して選定する公募型プロポーザル方式を採用し、株式会社日建設計を最優秀提案者として選定しました。 本業務について、「鎌倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条に規定する「予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負」として、令和 6 年（2024 年）11 月 14 日（木）に同社と仮契約を締結し、令和 6 年（2024 年）市議会 12 月定例会に「業務委託契約の締結について」を議案として提案し、令和 6 年（2024 年）12 月 23 日（月）開催の本会議における同議案の可決をもって本契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同社と随意契約）を締結したものです。
----------------------------	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市一般廃棄物の焼却資源化処理業務委託（単価契約） 契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）12月10日 （契約期間：契約締結日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社市原ニューエナジー （千葉県市原市万田野 733 番地） 引間運輸株式会社 （埼玉県秩父市下吉田 3848 番地） ツネイシカムテックス株式会社 （広島県福山市沼隈町大字常石 1083 番地）
契 約 金 額	執行予定額：17,556,000 円 単価(税別)：38,000 円（可燃ごみ 1 t 当たり） 予定数量：可燃ごみ 420 t
随意契約によること とした理由	第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）では、将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として、2市1町以外の県内の市町村との連携や民間活用による処理が図れるよう、バックアップ協定を締結して体制を構築することとしています。 このため、運搬が可能な距離である関東1都6県のほか静岡県、山梨県、長野県のうち政令指定都市及び中核都市のホームページに公開されている産業廃棄物処理施設一覧から、施設の種類については「焼却」、処理品目については燃やすごみの主成分である「動植物残さ」で許可を受けている事業者104者を抽出しました。 抽出した事業者から、さらに本市の廃棄物の処理に必要な条件として、（1）鎌倉市から処理施設までの距離が半径150km圏内にある施設、（2）処理施設の能力が日量80トン以上の施設、（3）サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設、（4）一般廃棄物の受入が可能な施設で絞り込みを行った結果、5者が残りました。 なお、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基

本理念とした基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用（リユース）又は再資源化（リサイクル）による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。本契約は、不測の事態等における廃棄物の処理であることから焼却処理を行うものの、単に焼却するのではなく、可能な限り基本計画に沿った処理を行う必要があります。このため、「サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設」であることを事業者選定の条件としています。

また、残った5者のうちオリックス資源循環株式会社は、乾式メタン発酵による処理を希望しており、当該処理による場合、燃やすごみの中には処理不適物が含まれることから前選別が必要になる等、不測の事態等における緊急的な処理には支障があることから、同者を除いた4者と令和4年（2022年）4月にバックアップ協定を締結しています。

本契約は、当該バックアップ協定に基づき、鎌倉市内で排出された一般廃棄物である可燃ごみの一部について焼却処理し、当該焼却処理によって発生した焼却残さを運搬の上、資源化（焼成処理）するものです。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結するものです。

本業務については、市原ニューエナジーから見積書の提出を受けていますが、焼却施設から資源化施設までの運搬事業者、資源化処理事業者が関わります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項において、事業者は一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬及び処分についてそれぞれ委託しなければならない旨が定められているため、本業務の履行に関係するそれぞれの事業者を契約の当事者として、複数者契約の形式で締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市一般廃棄物の焼却資源化处理にかかる運搬業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）12 月 12 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）12 月 12 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社東亜環境コーポレーション 神奈川県海老名市杉久保南五丁目 16 番 12 号
契 約 金 額	(1) 株式会社市原ニューエナジー 11,500 円/ t (2) 株式会社ナリコー 11,530 円/ t (3) エコシステム千葉株式会社 11,310 円/ t (4) 株式会社ミダック 11,530 円/ t (5) 株式会社アクトリーR&D センター 12,760 円/ t (6) 光陽産業株式会社 11,500 円/ t （いずれも消費税額及び地方消費税額を含まず）
随意契約によること とした理由	「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（平成 26 年 10 月 8 日付環境省通知）」により、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要であるとされています。 令和 7 年度（2025 年度）以降は「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、市内で排出される可燃ごみは逗子市既存焼却施設を中心に処理することとしています。 これに先立ち、令和 7 年（2025 年）1 月に名越クリーンセンターでの焼却を停止し、焼却施設の解体及び中継施設の整備を実施する予定ですが、この期間中は鎌倉市内で発生したごみの大部分が今泉クリーンセンター 1 か所に集中するため、常にピットにごみが残らないように運用していく必要があります。 このため、令和 6 年度（2024 年度）は本業務のほか、別途契約を予定している可燃ごみ資源化处理にかかる運搬（1 日当たり 4 ～ 5 回程度）や近隣自治体への搬送を行うこととしています。 このような条件のもとで可燃ごみの積み込みを行い、各処理

施設まで搬出するためには同センターの限られたスペースでの車両の待機を含め、限られた時間内で円滑に業務を実施しなければなりません。

また、搬送に使用する車両や搬送先などは予め決められているため、荒天や渋滞などの理由により車両の割り振りや搬送台数を変更する際には、市、運搬業者、ドライバー、搬送先それぞれとの調整が必要になります。

万一搬送車両が施設の開所時間までに到着出来なかった場合は「保管行為」に該当し廃棄物処理法に違反する恐れがあり、積み込みを行ったその日のうちに施設への搬入まで完了している必要があるため、調整は迅速に行わなければなりません。

今泉クリーンセンターからの搬出を予定している業務のうち、可燃ごみ資源化処理にかかる運搬に関しては、運搬先の資源化事業者から施設の運営及び管理の観点により株式会社東亜環境コーポレーションによる運搬を行うことについて指定を受けています。

このため、本業務（一般廃棄物の焼却資源化処理にかかる運搬業務委託）を他業者が受託した場合、運搬業者間での調整も必要となり調整に更に時間を要することになります。

このことから、限られた時間内で調整を行うことができ、安定した搬送体制を構築するためには同一事業者による業務の実施が必須となります。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本業務についても同者と随意契約を締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ひとり親家庭等医療費助成事業所得制限拡充に伴う福祉総合システム改修業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	こどもみらい部こども家庭センター 電話：0467-23-3000 内線：2658
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）12 月 12 日 (契約期間：契約締結日～令和 7 年(2025 年) 1 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部 部長 山本 真也 東京都中央区日本橋小伝馬町 15 番 15 号
契 約 金 額	660,000 円（うち消費税額等 60,000 円）
随意契約によること とした理由	現在、ひとり親家庭等医療費助成業務は、株式会社アイネスが開発した福祉総合システムにて一連の業務を行っています。福祉総合システムの改修にあたり、年次処理における処理の立合い、運用に関する Q/A 対応、データの強制修正等を行います。同システムは株式会社アイネスが開発したものであるため、先に挙げた作業は開発元である株式会社アイネスでしか行うことができません。 また、運用に係る委託料に関しても、これ以上価格交渉の余地がないことと、SE 単価についても、経済調査会出版の「月刊 積算資料 2023 年 10 月号」に記載されている一般 SE の日額単価 61,800 円に対して、見積額は 47,500 円であり、相場に比べて廉価であることから、金額は妥当であると判断いたします。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉国宝館本館展示場等燻蒸業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 生涯学習課 鎌倉国宝館 電話：0467-22-0753
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）11 月 29 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）12 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	関東港業株式会社横浜営業所 横浜市金沢区幸浦一丁目 2 番 4 号
契 約 金 額	5,610,000 円
随意契約によること とした理由	鎌倉国宝館は、鎌倉市域、近隣の社寺に伝来する彫刻・絵画・工芸・書跡・古文書・考古資料など様々な文化財のうち、代表的な作品の多くが寄託され、保管・展示をしています。貴重な文化財等を良好な状態で保管するため、収蔵資料・図書等の殺虫・殺黴を行う燻蒸を実施しており、平成 21 年度から燻蒸剤として「酸化プロピレン製剤（アルプ）」、補助的な防虫薬剤として「ブンガノン」を使用しています。 （独法）国立文化財機構東京文化財研究所が提唱している「文化財燻蒸を計画する際の注意事項」では、文化財のガス燻蒸にあたっては、必ず（公財）文化財虫菌害研究所の認定薬剤を使用することとなっています。市販されているヴァイケーン（フッ化スルフルル）、アルプ（酸化プロピレン）、エキヒューム S（酸化エチレン）の 3 種のうち、ヴァイケーンについては、殺虫効果はあるが殺黴効果に欠け、エキヒューム S は殺虫・殺黴効果はあるが毒性が高く、人体への影響が懸念されます。アルプは、殺菌力に優れ殺虫・殺黴の両方に有効で、毒性が比較的 low 大気放出されると自然に分解され環境に影響を与えないなど、有効性、安全性で他の薬剤に比べ有利であると認められます。 ただし、アルプの取扱は危険を伴うものであるため、薬剤の製造販売業者エア・ウォーターカンパニー株式会社は代理店制度を設けており、関東地方での取扱いは関東港業株式会社の 1 者のみです。また、「ブンガノン」は関東港業（株）を含め県内にも取り扱い可能な業者が存在しますが、当館の燻蒸には、「アルプ」と「ブンガノン」の 2 種類の薬剤を同時に使用することが必須であるため、このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	特集展示「鎌倉の伝運慶仏」借用資料運搬等業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 生涯学習課 鎌倉国宝館 電話：0467-22-0753 内線
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 9 月 6 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 9 月 6 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 12 月 27 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	日本通運株式会社横浜支店 神奈川県横浜市中区尾上町五丁目 78 番地
契 約 金 額	1,694,800 円
随意契約によること とした理由	特集展示「鎌倉の伝運慶仏」借用資料運搬等業務は、重要文化財に指定されている貴重な資料をはじめ、経年劣化や保存状態により脆弱性の高く取扱いの困難な古美術品を適切かつ安全に梱包・輸送することを目的に実施するものです。 本業務の実施に当たっては、国指定文化財の取扱い実績が豊富にあり、日本の古美術品の梱包・輸送に習熟した技術と専門知識を持つ作業員を雇用している運送会社であることが条件となります。 上記要件を満たす業者が県内では限られていることに加え、借用資料の所有者より運搬業者の指定もあり、一般競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	名越クリーンセンター2号炉ガス冷却室後壁緊急修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境センター（名越クリーンセンター） 電話：0467-24-1096（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）12月16日 （契約期間：令和6年（2024年）10月31日～ 令和6年（2024年）12月27日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号
契 約 金 額	2,750,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、名越クリーンセンターの焼却設備等の修繕を実施するものですが、この焼却設備等は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工したもので、機器の構造、使用材料等は当該業者独自のものです。 このため、焼却設備等の修繕は、その機能・構造を熟知している当該業者以外は履行できません。また、焼却炉の耐火物等補修の施工方法が独自のもので、著作物として保護されている設計内容を他業者が把握することができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社以外は補修できません。 直接修繕費の妥当性を判断するうえで、価格が公表されている労務単価を用いて直接修繕費の妥当性を判断しています。見積書の直接修繕費で、労務単価については、令和6年4月改定の神奈川県公共工事設計労務単価に各係数を加えた単価と比較すると廉価となっており、また、見積書の直接修繕費を基に、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「公共建築工事共通費積算基準」の諸経費率を使って修繕費を積算すると、見積金額の方が廉価となることから価格は妥当であると判断しました。 また、当該業務は緊急を要するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市名越中継施設整備業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 環境施設課 電話：0467-23-3000 内線 2349
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）12 月 23 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）12 月 23 日 ～ 令和 10 年（2028 年）9 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	代表企業：新明和工業株式会社 流体事業部 営業本部 横浜市鶴見区尻手三丁目 2 番 43 号 構成企業：株式会社前田産業東京支店 東京都港区海岸二丁目 6 番 30 号 MS ビル 3 階
契 約 金 額	5,478,000,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、本市で排出される可燃ごみを逗子市既存焼却施設を中心に処理するに当たり、名越クリーンセンター焼却停止後、当該センターを解体するとともに、その跡地に可燃ごみを効率的に処理施設に運搬するためのごみ中継施設を整備するものです。 本業務の事業者選定に当たっては、鎌倉市名越中継施設整備基本計画（令和 5 年（2023 年）8 月策定）において、廃棄物処理施設建設工事等に係る国の方針を踏まえ、短期間で円滑かつ確実に当該業務を遂行できる事業者を選定するために、公募型プロポーザル方式による選考を行うことを定め、代表企業の新明和工業株式会社流体事業部営業本部、構成企業の株式会社前田産業東京支店を選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	名越クリーンセンター1号炉ガス冷却室前壁緊急修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境センター（名越クリーンセンター） 電話：0467-24-1096（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）12月25日 （契約期間：令和6年（2024年）11月26日～ 令和6年（2024年）12月27日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号
契 約 金 額	2,365,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、名越クリーンセンターの焼却設備等の修繕を実施するものですが、この焼却設備等は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工したもので、機器の構造、使用材料等は当該業者独自のものです。 このため、焼却設備等の修繕は、その機能・構造を熟知している当該業者以外は履行できません。また、焼却炉の耐火物等補修の施工方法が独自のもので、著作物として保護されている設計内容を他業者が把握することができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社以外は補修できません。 直接修繕費の妥当性を判断するうえで、価格が公表されている労務単価を用いて直接修繕費の妥当性を判断しています。見積書の直接修繕費で、労務単価については、令和6年4月改定の神奈川県公共工事設計労務単価に各係数を加えた単価と比較すると廉価となっており、また、見積書の直接修繕費を基に、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「公共建築工事共通費積算基準」の諸経費率を使って修繕費を積算すると、見積金額の方が廉価となることから価格は妥当であると判断しました。 また、当該業務は緊急を要するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	可燃性一般廃棄物処理に係る焼却灰及び固化灰 焼成処理業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706(直通)
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）12月24日 契約期間：契約締結日～令和7年（2025年）3月31日
契約の相手方の名称 及び所在地	三重中央開発株式会社 三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地
契 約 金 額	執行予定額：6,650,600 円 焼却灰：1 トン当たり 24,000 円（約 168 トン見込み） 固化灰：1 トン当たり 38,000 円（約 53 トン見込み）
随意契約によること とした理由	本業務は、令和7年1月の名越クリーンセンター焼却停止に伴い、本市と茅ヶ崎市との間で締結した可燃性一般廃棄物処理に関する協定に基づき、試験搬送を含め令和6年12月から令和7年3月末までの間、鎌倉市内で発生した可燃性一般廃棄物の一部を茅ヶ崎市環境事業センターに搬入し、焼却処理を行うこととしています。 焼却処理を行った際に発生する焼却灰及び固化灰（以下「焼却灰等」という。）については、焼却実績の13%前後を本市が引き取り、処分を行うこととされており、さらに焼却灰約10%、固化灰約3%の割合で処理するよう指示があります。 焼却灰等の処理業者については、①継続して安定した搬出及び処理を行うため、前年度に次年度の搬出予定量を委託先と調整する必要があること、②施行令第4条第1項第9号イの規定により処分又は再生の場所の市町村に対し、事前通知（事前協議依頼）を要することから、随意契約で締結する必要があります。 茅ヶ崎市において熔融固化及び焼成処理を行っている5者について、見積もりを徴取したところ、三重中央開発株式会社が最も安価でした。 当該事業者は、これまで本市の受託業務においても履行結果が良好であり、毎年、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により義務付けられている現地確認においても、適切に業務が履行されていることを確認しているため、随意契約を締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 ～ 7 年度扇湖山荘の利活用事業に係るアドバイザー業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部公的不動産活用課 電話：0467-23-3000 内線 2567
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 1 月 6 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 1 月 6 日 ～ 令和 8 年（2026 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 日本総合研究所 東京都品川区東五反田二丁目 18 番 1 号
契 約 金 額	11,935,000 円
随意契約によること とした理由	扇湖山荘については、事業者の資金やノウハウを活用した利活用の検討を進めており、令和 6 年（2024 年） 7 月に利活用事業者の募集を開始しました。 本募集では、まず、事業の実現に向けて本市と優先的に協議を行う事業者（利活用事業者）を選定した後、利活用事業者と基本協定を締結し、約 1 年をかけて、事業内容、運営方法、建物や庭園の整備修復、防災工事、及びこれらに必要となる費用や資金計画、事業スケジュール等について詳細協議を行うこととしています。詳細協議の結果、事業の実現性が確認できた場合、本市は、利活用事業者と基本契約を締結し、利活用を進める予定です。 これを受け、利活用事業者の選定後、基本契約の締結に向けて、利活用事業者との詳細協議や、事業の実現性等の確認、利活用事業者の資力等の確認、契約書作成等の本市が行う事務について、支援を受けることを目的として業務を発注することとしました。これらの実施に当たっては、本市にとって不利な契約とならないように、リスクのチェックや、条件とすべき事項の選別、双方譲れない条件がある場合にどのような折衷案を提示するのがよいか等、交渉戦略、リスクマネジメント、法律等の多岐に渡る専門的な知識や経験が必要であり、これらを有する民間事業者を競争入札で選定することは難しいことから、金額の多寡だけではなく、民間事業者からの企画提案を受け、総合的に審査して選定するプロポーザルにより実施することとしました。 公募の結果、1 者から応募があり、株式会社日本総合研究所を優先交渉権者として決定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	動物火葬業務委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境保全課 電話：0467-61-3389
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年)12 月 26 日 (契約期間:令和 7 年(2025年) 1 月 1 日～令和 7 年(2025年)3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	相手方①：合同会社 ペットメモリアル 所在地①：平塚市根坂間 806-2
	相手方②：株式会社 日本ペットセレモ 所在地②：横浜市金沢区福浦 2-18-12
契 約 金 額	執行予定額：1,155,000 円 単価：1,320 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
随意契約によること とした理由	動物火葬業務は、殺処分したアライグマ・ハクビシン・タイワンリスの 3 獣種及び路上等でへい死している動物死体について、火葬及び粉骨を行うものです。 本業務については、動物死体を取り扱うことによる心理的嫌悪感があること及び残さ（骨、血液、体液など）の処理が必要であることから、専用の設備や経験が必要であるため、実施できる業者は限られています。また、競争入札参加資格者名簿の中には該当する業者がなく、一般委託認定業者情報の営業内容にも該当する営業種目がないことから、本市への回収及び配送が可能であると思われる半径 30km 以内に事業所を有している事業者 4 者を選出し、見積合わせを実施しました。 このうち、最も廉価であった合同会社ペットメモリアル及び株式会社日本ペットセレモの 2 者と業務補完と危険分散措置として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	公衆無線 LAN システム機器更改業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 文化財課 電話：0467-23-3000 内線 2697
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 1 月 7 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 1 月 7 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東日本電信電話株式会社（神奈川事業部） 横浜市中区山下町 199 番地
契 約 金 額	1,198,758 円
随意契約によること とした理由	国指定史跡永福寺跡に設置している公衆無線 LAN システム（鎌倉市観光・防災 Wi-Fi ステーション）で使用している機器は、経年により部品等の生産が終了しており、令和 6 年度（2024 年度）末で部品交換等の対応ができなくなる見込みであることから、機器を更改する必要性が生じました。 当該システムは、東日本電信電話株式会社が開発し運用しているものであり、更改業務の履行が可能な事業者は同者のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	七里ガ浜浄化センターNo. 1・2 汚泥脱水機 インバータ他修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 1 月 7 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 1 月 7 日 ～ 令和 8 年（2026 年） 2 月 28 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地 メタウォーターサービス株式会社 事業推進本部 東日本営業部
契 約 金 額	6,886,000 円
随意契約によること とした理由	七里ガ浜浄化センターの No. 1・2 汚泥脱水機制御盤内の脱水機用インバータ、フロキュレータ用インバータ及びコンバータの交換修繕を実施するものです。 当該制御盤は、設備の製造・設置業者であるメタウォーター株式会社（旧日本碍子株式会社）が処理能力に合わせて設計・製造・設置したものであり、同社から保守・管理・修理業務等が移管されたメタウォーターサービス株式会社でしか部品の調達や機械設備の性能保証ができず、この修繕の目的を達成できないものと判断します。 契約金額については、諸経費や合計金額を公共工事設計労務単価表及び下水道用設計標準歩掛表で比較したところ、妥当であると判断しました。 以上の理由から、メタウォーターサービス株式会社と、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を締結しようとするものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市名越中継施設設計・工事監理等業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 環境施設課 電話：0467-23-3000 内線 2349
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 1 月 16 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 1 月 16 日 ～ 令和 10 年（2028 年） 9 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	中外テクノス株式会社 神奈川営業所 横浜市都筑区見花山 1－3 0 見花山ビル
契 約 金 額	57,255,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき整備する鎌倉市名越中継施設整備業務委託の実施に当たり、当該業務に係る設計・施工監理を実施するものです。 廃棄物処理施設の整備工事は、技術的に複雑かつ高度であることや性状が多様で変化しやすい廃棄物の処理を対象とするため技術の蓄積や専門的なノウハウが求められます。 第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき実施する名越中継施設整備業務に当たっては、専門的見地からの支援を得ることを目的に、基本計画の作成、関連調査の実施、施工事業者選定に係る支援（要求水準書の作成等）を一連の業務として委託し、本市及び本事業の特性を踏まえた鎌倉市名越中継施設整備基本計画の策定、要求水準書等の作成を行いました。 施工事業者の募集に係る資料（実施要領、要求水準書、事業者選定基準書及び契約書等）の内容については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を始めとした関係法令の解釈や業務受注者の自社経験によるノウハウなどを踏まえ様々な検討結果に基づき作成されており、要求水準書等の規定内容の設定根拠など、内容が複雑かつ多岐にわたるとともに、専門的知見に基づいた内容となっています。 また、事業者選定に当たっては、事業者募集書類に対する

	事業者からの意見聴取及び質問回答書の作成、事業者へのヒアリング及び事業者提案が要求水準書等の内容を満たしているかの審査も実施しており、その過程において市のみでは審査及び確認が困難な高度な技術提案を含め、提案内容を深く理解した上で業務を履行しています。 本業務は、事業者選定支援業務の業務成果に基づく、要求水準書等の内容を全て正確に把握した上での業務履行が必須となります。 併せて、事業者選定支援業務の業務成果の正確な内容把握を前提とすることにより、基本計画や要求水準書等の設定根拠と異なる判断をするなど、誤った対応を行うことなく、適切な業務履行を行うことが可能となります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	公衆無線 LAN システム機器更改業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部観光課 電話：0467-23-3000 内線 2354
契 約 締 結 日	令和 7 年(2025 年) 1 月 16 日 (契約期間：令和 7 年(2025 年) 1 月 16 日～ 令和 7 年(2025 年)年 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	東日本電信電話株式会社 執行役員 神奈川事業部長 相 原 朋 子 神奈川県横浜市中区山下町 199 番地
契 約 金 額	7,264,180 円（うち消費税額及び地方消費税額 660,380 円）
随意契約によること とした理由	公衆無線 LAN システムについて、平成 27 年度に実施した「鎌倉市屋外型観光拠点 Wi-Fi 接続環境整備業務」及び追加で実施した「鎌倉市屋外型観光拠点 Wi-Fi 接続環境整備業務（その 2）」、平成 28 年度に実施した「鎌倉市観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業その 2」により Wi-Fi 接続設備（仕様書の 3－5 に記載の機器 10 件）の設置を行い、順次構築し運用を開始したもので、このシステムを構築した東日本電信電話株式会社神奈川事業部に運用保守を委託しています。 本業務はこれらの構築したシステムについて更新を行うものです。 本システムは、同者が開発し運用しているシステムであり、この運用及び保守作業が可能であるのは当該設備の設置事業者である同者のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると判断し、東日本電信電話株式会社神奈川事業部と随意契約するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	グループウェア等証明書更新作業業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467-23-3000 内線 2578
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 1 月 21 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 1 月 21 日から令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	都築電気株式会社 第六ソリューション営業統括部 横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	1,168,200 円
随意契約によること とした理由	本業務委託の対象となる対象機器は、グループウェア等のサーバ及び LGWAN 回線を利用した業務で使用する端末であり、本業務委託は、この端末内にある証明書の更新作業を委託するものです。 対象端末は庁内ネットワークに接続されているため、端末への証明書更新を行う際には、ネットワークへの影響を考慮しての作業が必要になります。 本市の庁内ネットワークの運用保守については、都築電気株式会社と行政施設ネットワーク運用保守業務委託の締結を行っています。 仮に、本業務委託の作業において、庁内ネットワークに障害が発生した場合、内部事務のみならず各種証明書の交付など住民サービスの提供においても影響を及ぼす可能性があります。このため、本業務委託については、接続構成に精通し、本市の庁内ネットワークの運用保守事業者である都築電気株式会社第六ソリューション営業統括部以外に委託することはできません。 契約予定業者は、本市の庁内ネットワークの構築、多数の個別システムの構築等に携わっており、これらのことから唯一保守等の業務を履行することのできる事業者であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結しようとするものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ネットワークシステム移転作業業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 環境センター（笛田リサイクルセンター） 電話：0467-32-9090（直通）
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 1 月 24 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 1 月 24 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	都築電気株式会社 第六ソリューション営業統括部 横浜市西区高島 1 丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	7, 8 1 0, 0 0 0 円
随意契約によること とした理由	本業務は、笛田リサイクルセンターへの環境センター事務室統合及びごみ減量対策課（戸別収集担当・事業系班）の事務室移転に伴い、LGWAN 系 PC 及びプリンタ、HUB、LAN ケーブルからなるネットワーク関連機器の解体、運送及び敷設を業務委託するものです。 契約予定業者は、本市の既存ネットワークの構築・運用業者であることから、当該業者以外の者に本業務を履行させた場合、既存ネットワーク機器の確認及び調整において、著しい支障が生じるおそれがあると同時に、契約不適合責任の範囲が不明確となるおそれがあります。 また、契約金額については、国土交通省大臣官房官庁営繕部による「公共建築工事共通費積算基準（令和 6 年改定）」を基に積算した額より廉価でした。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度 鎌倉市非課税世帯等支援給付金支給事業等一括業務委託（複数単価契約を含む）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 福祉総務課 電話：0467-23-3000 内線 2923
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 1 月 27 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 1 月 27 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 9 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社広済堂ネクスト 東京都港区芝浦 1－2－3 シーバンス S 館 13F
契 約 金 額	39,355,500 円 （額確定分：34,837,000 円、単価契約分：4,518,500 円）
随意契約によること とした理由	本事業は令和 6 年 11 月 22 日に閣議決定された、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の一環として、令和 6 年度個人住民税均等割が非課税である世帯への給付金と、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である 18 歳以下の児童がいる世帯に対し令和 6 年度住民税非課税世帯支援給付金及び令和 6 年度こども加算給付金を支給することとなりました。 従前は事業の性質を鑑み、福祉総合システムの提供者である株式会社アイネスと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠とした随意契約を締結し、事業を行ってきましたが、今般株式会社アイネスより、新たな給付金事業に対応したシステムの改修・開発には対応できない旨の申し出がありました。 そのため、新たな事業者と契約を行い、システムの開発等を行う必要があります。 しかしながら、本給付金事業は、物価高への支援の追加策として 1 世帯当たり 3 万円及び児童一人当たり 2 万円を支給する事業であることから、国から迅速に支援を届けることを求められており、即座に対応する必要性があるもので、国か

	ら示された事業実施のスケジュールに沿う場合、入札等を行うために必要な期間が確保できません。 そのため、近隣の自治体で実績のある４社に見積を徴取したところ、うち２社からは見積辞退の申し出がありました。 残る２社から徴取した見積を比較したところ株式会社広済堂ネクストからより廉価な見積が示されました。 これらのことにより、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号を理由として、株式会社広済堂ネクストと令和 6 年度 鎌倉市非課税世帯等支援給付金支給事業業務の随意契約を締結しようとするものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	名越中継施設法面整備業務積算業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境施設課 電話：0467-23-3000 内線 2349
契 約 締 結 日	令和 7 年(2025 年) 1 月 29 日 (契約期間：令和 7 年(2025 年) 1 月 29 日 ～ 令和 7 年(2025 年) 7 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター 茅ヶ崎市汐見台 1 番 7 号
契 約 金 額	3,190,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、名越中継施設法面整備業務委託について、本市が活用している「公共土木工事積算システム」の運用に準じた工事数量の算出及び工事費の積算を行う業務で、法面整備工事等の専門知識や経験、同システムに準じた工事数量の算出及び工事費の積算に係るノウハウが求められます。 公益財団法人神奈川県都市整備技術センターは、令和 5 年度鎌倉市第一中学校通学路法面整備工事積算業務委託に携わるなど、鎌倉市の積算業務委託において実績があり、本市をはじめ県内 22 の市町村が土木積算業務システムとして活用している「公共土木工事積算システム」を提供していることから、同システム運用に準じた委託の成果の取りまとめができる唯一の法人です。 そのため、同者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を締結しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	七里ガ浜浄化センター真空遮断器点検
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：０４６７－４６－８００１
契 約 締 結 日	令和７年（２０２５年）１月２２日 （契約期間：令和７年（２０２５年）１月２２日～ 令和７年（２０２５年）３月２８日）
契 約 の 相 手 方 の 名称及び所在地	横浜市中区不老町一丁目１番地５ 東芝インフラテクノサービス株式会社 神奈川支店
契 約 金 額	１,５４０,０００ 円
随 意 契 約 に よ る こととした理由	本業務は、七里ガ浜浄化センター真空遮断器の定期点検及び細密点検を行うものです。 当該真空遮断器は、東芝インフラシステムズ株式会社（旧株式会社東芝）の独自の製品であり、他社製品との互換性はありません。このため、本業務は同社製品の点検業務の移管を受けた、東芝インフラテクノサービス株式会社以外は行うことが出来ません。また、契約金額は、点検内容に応じた人件費単価、人工数、諸経費であり、妥当であると判断しました。 このことから、東芝インフラテクノサービス株式会社神奈川支店と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により、随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	コールセンター運営業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-23-3000 内線：2261
契 約 締 結 日	令和 7 年(2025 年) 1 月 31 日 (契約期間：令和 7 年(2025 年) 2 月 1 日 ～ 令和 8 年(2026 年) 6 月 30 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社エスプールグローバル 東京都千代田区外神田一丁目 18 番 13 号
契 約 金 額	53,636,000 円(うち消費税額及び地方消費税額 4,876,000 円)
随意契約によること とした理由	本業務は、市民等からの電話による問合せ対応について、外部事業者の運営するコールセンターへ業務委託することで、市民サービス及び職員の業務効率向上を目的としています。 事業実施の目的に即した成果を得るためには、オペレーターのスキル向上のための研修体制やコールセンターの運営体制、コールフローを含めた市職員側との連携方法及び入電・対応状況に係るデータ解析の手法など、各事業者における実施体制や運用システム・実績などが大きく影響することから、金額の多寡だけで事業者を決定することはできないため、公募型プロポーザル方式にて最優秀提案者の選定を行いました。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市避難行動要支援者支援システム更新業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 総合防災課 電話：0467-23-3000 内線 2614
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 17 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 7 月 17 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	都築電気株式会社 第六ソリューション営業統括部 横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	10,216,360 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市避難行動要支援者支援システムは、市内の住民基本台帳データ、障害者データ、介護データと連携し、避難行動要支援者名簿を作成するためのシステムであり、都築電気株式会社により本市独自のシステムを導入したものです。 本システムは、システム導入者である同社以外が更新を行うことができません。 したがって、代替性が無く、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、都築電気株式会社第六ソリューション営業統括部と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉防災リーダーオンライン研修運用保守業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 総合防災課 電話：0467-23-3000 内線 2614
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）7月16日 （契約期間：令和6年（2024年）7月16日～令和7年（2025年）3月31日）
契 約 の 相 手 方 の 名称及び所在地	株式会社東京法規出版 文京区本駒込二丁目29番22号
契 約 金 額	4,026,000 円
随 意 契 約 に よ る こととした理由	鎌倉防災リーダーオンライン研修運用保守業務は市民を対象としてオンライン形式で防災教育を行う業務であり、委託先を公募型プロポーザルにて選定し、令和4年8月から株式会社東京法規出版が運用しています。本研修は、同社が開発し、運用保守を行っているものであり、新たに他の事業者によりシステム構築を行うと、令和4年度に構築した研修教材を使用できず、履行期間及び経費が増大することから、競争入札に付することが不利であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、株式会社東京法規出版と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	MCA 無線機外部アンテナ設置業務委託 (腰越なごやかセンター他 5 箇所)
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 総合防災課 電話：0467-23-3000 内線 2614
契 約 締 結 日	令和 6 年 (2024 年) 7 月 30 日 (契約期間：令和 6 年 (2024 年) 7 月 30 日 ～ 令和 6 年 (2024 年) 9 月 30 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	田中電気株式会社神奈川営業所 川崎市川崎区東田町 8 番地
契 約 金 額	1,129,920 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市の MCA 無線は田中電気株式会社による独自の制御システムの設計を使用しており、システムの内容に精通している設置業者以外に業務を行うことができないことから、代替性が無く、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、田中電気株式会社神奈川営業所と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	防災情報等管理更新業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 総合防災課 電話：0467-23-3000 内線 2614
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）10 月 30 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）10 月 30 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社パスコ 横浜支店 横浜市中区山下町 223 番 1 NU 関内ビル
契 約 金 額	7,392,000 円
随意契約によること とした理由	現在、鎌倉市で発行を行っているハザードマップ及び防災情報ハンドブックの作成を株式会社パスコ横浜支店が行っており、これらのハザードマップをホームページで公開するための「かまくらわが街マップ」についての保守・運用についても当業者が行っております。 上記発行物の更新や既存システムとの連携について、代替性無く、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社パスコ横浜支店と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	防災行政用無線屋外子局再設置業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 総合防災課 電話：0467-23-3000 内線 2614
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）10 月 29 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）10 月 29 日 ～ 令和 7 年（2025 年）1 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三愛電子工業株式会社横浜営業所 横浜市金沢区福浦 2 丁目 4 番 15
契 約 金 額	3,487,000 円
随意契約によること とした理由	防災行政用無線は設置者による独自の制御システムの設計を使用しており、システムの設計者である設置業者以外に子局移設工事等を行うことはできず、代替性が無く、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により三愛電子工業(株)と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	防災行政用無線バッテリー取替修繕業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 総合防災課 電話：0467-23-3000 内線 2614
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）12 月 12 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）12 月 12 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三愛電子工業株式会社厚木営業所 営業所長 有延 伶 厚木市旭町 5 丁目 41 番 20 号
契 約 金 額	4,483,710 円
随意契約によること とした理由	防災行政用無線は設置者による独自の制御システムの設計を使用しており、システムの設計者である設置業者以外にバッテリー取替修繕等を行うことはできず、代替性が無く、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により三愛電子工業(株)と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	公衆無線 LAN システム機器更改業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 総合防災課 電話：0467-23-3000
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 1 月 20 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契 約 の 相 手 方 の 名称及び所在地	東日本電信電話株式会社 横浜市中区山下町 199 番地
契 約 金 額	6,427,080 円
随意契約による こととした理由	公衆無線 LAN システムは、平成 27 年（本庁舎・第 3 分庁舎・学習センター）・平成 28 年（4 支所・武道館・芸術館）・平成 29 年（小学校 5 校）に順次構築し運用を開始したもので、このシステムを構築した東日本電信電話株式会社に運用保守を委託しています。本業務は上記の平成 28 年及び 29 年に構築したシステムについて、製造から年数が経ち、使用している部品等の生産がなくなり、令和 6 年度末で部品交換等の対応ができなくなるため、更新を行うものです。 なお、本システムは同社が開発し運用しているシステムであり、他の業者による機器更改は不可能であるため、東日本電信電話株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	税基幹システム改修業務委託（軽自動車税税法改正対応）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 市民税課 電話：0467-23-3000 内線：2295
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 2 月 14 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 2 月 14 日～令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 アイネス 営業本部 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 38 番 11 号
契 約 金 額	1,897,500 円 （うち消費税額及び地方消費税額 172,500 円）
随意契約によること とした理由	鎌倉市税基幹システムは、導入に際し「鎌倉市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン」に基づく公募型プロポーザル方式により「鎌倉市税基幹システム更新委託業者選定審査委員会」において選定されました。 本委託業務は、地方税法等の一部改正に伴う、軽自動車税の車両区分の見直しに対応するため、当該税基幹システムの改修を実施するもので、開発業者である株式会社アイネスでなければ行うことができません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ガバメントクラウド向け単独利用ネットワークアカウント 設計・構築業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467-23-3000 内線 2578
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 2 月 10 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 2 月 10 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 JP タワー
契 約 金 額	4,675,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 425,000 円）
随意契約によること とした理由	ガバメントクラウドへ接続するまでの回線を自治体側で作成することが求められていますが、構築については高度な技術や財政負担等が課題となります。 一方、神奈川県下の自治体は、神奈川情報セキュリティクラウド（以下「K S C」という。）をネットワンシステムズ社と契約締結し本市も K S C を利用しています。この K S C の技術を応用し、K S C の既存県域 W A N を活用してガバメントクラウド接続を可能にすることで、神奈川県内の市町村等が接続に係る導入コストや期間を削減し、かつ K S C の接続要件に準拠したセキュリティを維持した接続を実現することができ、高度な技術や財政負担等の課題を解決することが出来ます。 K S C の既存県域 W A N を活用してガバメントクラウド接続を可能にするには現 K S C の契約相手方である同社と契約を締結することが必要であるため、地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を同社と締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	台調整池中央監視制御システム更新（三期目）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 浄化センター 電話：0467－46－8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 2 月 12 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 2 月 12 日 ～ 令和 8 年（2026 年） 3 月 24 日まで）
契約の相手方の名称 及び所在地	東芝インフラシステムズ株式会社 関東水・環境システム営業部 川崎市幸区堀川町 72 番地 34
契 約 金 額	126,500,000 円
随意契約によること とした理由	本件は、台調整池中央監視制御システムが平成 10 年（1998 年）の設置後 25 年が経過し、老朽化していることから、今後のシステムの運用に支障がないよう、データ処理装置盤及び低地排水ポンプ場用テレメータ装置等を更新するものです。 台調整池中央監視制御システムは、東芝インフラシステムズ株式会社が鎌倉市の仕様に合わせて独自に構築したものです。 システムの更新に当たっては、既設の監視制御機器との連携・互換性を確保する必要があることから、同者以外では本修繕の目的を達成することができません。 また、契約金額は、点検内容に応じた人工数と諸経費であり、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市介護保険料額通知書等の作成及び封入封緘等業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 介護保険課 電話：0467-61-3949（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 15 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 15 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 T L P 横浜営業所 横浜市神奈川区沢渡 1 番 2 号 J プロ高島台ビル 7 階
契 約 金 額	4,843,080 円
随意契約によること とした理由	介護保険料に係る通知書及び納付書等のデータ作成は、例月のバッチ処理により行われています。これらの印字及び封入封緘作業、説明冊子等同封物の作成等を一連の作業として短期間に行わなければなりません。加えて被保険者の異動数は予測することが困難なため各通知書の数量は毎月確定することができません。また、通知書及び納付書、督促状の作成は個別のパターンが多数存在し、別々に委託することは非合理的で困難です。 このように、予め単価を定める業務であって、分割して契約することが困難な複数業務の特性上、競争入札では不利となることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 6 号の規定により随意契約としました。 また契約事業者の選定にあたっては、鎌倉市における成果品納入等の実績がある 4 者から見積もりを徴収したところ、3 者が辞退で、対応可能な事業者が株式会社 TLP 横浜営業所のみであり、また、単価が前回と比較して変わらないことから、同者と契約を締結しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	フライヤー
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部学務課給食担当 電話：0467-23-3000 内線 2742
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 2 月 20 日 （契約期間：契約締結日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社中西製作所 横浜営業所 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 56-5 マンテンビル 2 F
契 約 金 額	執行予定額：3,798,300 円
随意契約によること とした理由	小学校の給食調理場で使用しているフライヤーは例年故障が多く、急遽使用できなくなった場合の影響が大きいことから、更新を行っています。令和 6 年度には最も経過年数が長い 3 校（深沢小学校、富士塚小学校、関谷小学校）のフライヤーについて入替を予定し、給食提供が終了した 3 月下旬（春休み期間中）に現行機器との入れ替えを行う計画で、一般競争入札に付しましたが、2 回とも予定価格超過による不調となりました。 すべての入札参加事業者と調整を行いましたが、いずれの事業者からも、改めて入札に付した場合、年度内の納品は困難であると回答があり、また、地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約についても、いずれの事業者からも予定価格内での契約は不可能との回答を得ました。 令和 7 年度に備品購入を繰り越した場合、ガス配管接続等の付帯工事及び既存のフライヤー撤去作業等が必要になることから、給食実施期間中は対応することができず、最速でも夏休みまで入替を行うことができません。しかしながら、当該フライヤーは、いずれも平成17年度に購入したものであり、使用期間や調理食数が大きいほど故障のリスクが大きく、過去には、数か月で修繕を繰り返している例もあります。フライヤーが使用できなくなると、調理工程や献立の変更等の緊急的対応が必要となるだけでなく、状況によっては給食

提供に支障が生じる危険性もあるため早急に更新が必要でした。

地方自治法施行令第167条の2第4項に基づき、分割した随意契約についても検討しましたが、3件すべてについて契約締結が可能となる可能性が低く、法務専門監への相談の結果、当該規定の適用は難しいとの結論に至りました。

しかしながら、法務専門監からは、翌年度へ繰り延べた場合に生じる影響（児童の給食が円滑に提供できなくなる恐れや、故障の危険性の程度）の大きさや、再度入札を実施した場合に想定される価格の優位性が些少であること等を鑑みると、不正に入札を逃れる目的で随意契約を選択したものとして違法性を問われる恐れは乏しく、市の裁量において、地方自治法施行令第167条の2第1号第5項を適用することは十分に考え得るとの見解を得ました。

また、入札後に再度見積依頼し回答のあった2者からは、2月初旬の契約では事前準備の都合上、2校分の納品が限度とのことでした。3校のうち、深沢小学校及び富士塚小学校を今年度内に優先して入れ替え、関谷小学校については令和7年度の執行に向けて再調整を行う方向で検討しました。

以上のことから、深沢小学校及び富士塚小学校の2件のフ라이어の購入について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約したものです。

なお、契約検査課と随意契約にかかる協議の結果、随意契約を適当とすることを確認済みです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	残土等処分業務委託（収集運搬）契約（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 作業センター 電話：0467-46-8293 内線：2409
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年）1 月 15 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年）1 月 15 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	山内建設株式会社 鎌倉市上町屋 794 番地 1
契 約 金 額	執行予定額 3,600,850 円 （複数単価契約） （アスファルト塊） 単価 3,500 円×予定数量 250 t ×1.10 =962,500 円 （コンクリート塊（有筋）） 単価 3,750 円×予定数量 70 t ×1.10 = 288,750 円） （コンクリート二次製品） 単価 3,750 円×予定数量 80 t ×1.10 = 330,000 円） （公共建設発生土） 単価(3,300 円+6,900 円)×予定数量 180 m³×1.10 = 2,019,600 合計 3,600,850 円
随意契約によること とした理由	作業センターが実施した直営工事で発生し、作業センター仮置場に集積されたアスファルト塊、コンクリート塊（有筋）、コンクリート二次製品、公共建設発生土を速やかにかつ適切に処理するため、アスファルト塊、コンクリート塊（有筋）及びコンクリート二次製品、公共残土発生土を運搬する業務を委託するものです。 本業務は、アスファルト塊、コンクリート塊（有筋）コンクリート二次製品及び公共建設発生土の収集運搬を行うものですが、単価がそれぞれ異なり数量も未確定のため、複数の単価契約となります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	残土等処分業務委託（処分）（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 作業センター 電話：0467-46-8293 内線：2409
契 約 締 結 日	令和 7 年（2024 年） 1 月 27 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 1 月 27 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	前田道路㈱会社 西関東支店 横浜市西区みなとみらい 4 丁目 6 番 2 号
契 約 金 額	執行予定額 1,782,000 円 （複数単価契約） （アスファルト塊） 単価 3,000 円×予定数量 250 t ×1.10 = 825,000 円 （コンクリート塊（有筋）） 単価 5,000 円×予定数量 70 t ×1.10 = 385,000 円 （コンクリート二次製品） 単価 6,500 円×予定数量 80 t ×1.10 = 572,000 円 合計 1,782,000 円
随意契約によること とした理由	作業センターが実施した直営工事に伴って発生し、作業センター仮置場に集積されたアスファルト塊及びコンクリート（有筋）塊、コンクリート二次製品を速やかにかつ適切に処理するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（第 14 条第 6 項）に基づく許可を有する事業者と処分業務の委託契約を単価契約により締結するものです。 本業務は、アスファルト塊、コンクリート（有筋）塊、コンクリート二次製品を選別し処分を行うものですが、単価がそれぞれ異なり数量も未確定のため、複数の単価契約となります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	排水管渠等浚渫清掃業務委託（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部作業センター 電話：0467-46-8293（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 5 月 16 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 7 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 6 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社神中運輸 神奈川県鎌倉市大町四丁目 1 番 35 号
契 約 金 額	執行予定額：19,716,900 円（税込み） （単価、予定数量等の内訳は別紙のとおり）
随意契約によること とした理由	本業務は、道路側溝、雨水排水管渠、水路等に堆積する汚泥や土砂等を除去し保管場所もしくは最終処分場まで確実に運搬することが求められるもので、施工量が予め確定するものでなく、緊急対応もあることから、単価契約による委託としています。 また、本業務の作業は、側溝等の幅、堆積率、昼間及び夜間・早朝などの作業時間帯などにより費用が異なります。そのため、作業内容や時間帯など実情に応じた契約とするには、計12種の単価（複数単価）の契約となることから、競争入札に付することが不利であると判断しました。 契約相手及び契約単価については、本市の入札参加者名簿において本業務（側溝清掃及び下水管渠の清掃等）が実施できる登録業者 6 者に対し見積依頼を行ったところ、3 者から見積書の提出があり（残り 3 者は辞退）、見積比較の結果、全ての単価において(株)神中運輸が最も廉価であったため、契約相手及び各契約単価についても妥当と判断しました。 このことから、地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

1 令和6年度分の執行予定額

【昼間執行予定】

巾 300 mm以下・堆積率 50%以下	@ <u>2,250 円</u> /m×1,100m=2,475,000 円
巾 300 mm以下・堆積率 51%以上	@ <u>2,700 円</u> /m× 700m=1,890,000 円
巾 301 mm～600mm・堆積率 50%以下	@ <u>3,000 円</u> /m× 100m= 300,000 円
巾 301 mm～600mm・堆積率 51%以上	@ <u>4,950 円</u> /m× 50m= 247,500 円
巾 601 mm～900mm・堆積率 50%以下	@ <u>6,350 円</u> /m× 15m= 95,250 円
巾 601 mm～900mm・堆積率 51%以上	@ <u>9,000 円</u> /m× 15m= 135,000 円

1,980m 5,142,750 円

消費税(10%) : 514,275 円

小計 : 5,657,025 円 …A

【夜間・早朝執行予定】

巾 300 mm以下・堆積率 50%以下	@ <u>2,950 円</u> /m×2,700m=7,965,000 円
巾 300 mm以下・堆積率 51%以上	@ <u>3,500 円</u> /m× 100m= 350,000 円
巾 301 mm～600mm・堆積率 50%以下	@ <u>3,900 円</u> /m× 100m= 390,000 円
巾 301 mm～600mm・堆積率 51%以上	@ <u>6,400 円</u> /m× 30m= 192,000 円
巾 601 mm～900mm・堆積率 50%以下	@ <u>8,250 円</u> /m× 15m= 123,750 円
巾 601 mm～900mm・堆積率 51%以上	@ <u>11,700 円</u> /m× 15m= 175,500 円

2,960m 9,196,250 円

消費税(10%) : 919,625 円

計 : 10,115,875 円 …B

令和6年度分合計 : 15,772,900 円 …①=A+B

2 令和7年度（4月から6月）分の執行予定額

令和6年度執行予定金額合計の（3/12 箇月）

15,772,900×3/12=3,943,225 →（千円切り上げ）3,944,000 円令和7年度（4月から6月）分合計 : 3,944,000 円 …②

3 執行予定額

令和6年度分合計 : 15,772,900 円 …①

令和7年度（4月から6月）分合計 : 3,944,000 円 …②

合計（税込み） : 19,716,900 円 …①+②

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	家屋評価システム使用契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 資産税課 電話：0467-23-3000 内線 2300
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 5 月 28 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 9 月 1 日 ～ 令和 11 年（2029 年） 8 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 SBS 情報システム 静岡県静岡市駿河区登呂三丁目 1 番 1 号
契 約 金 額	4,620,000 円
随意契約によること とした理由	家屋に係る固定資産税・都市計画税の算出のため、新增築家屋に対する評価が必要となります。この家屋評価に使用する現行システムには、既に評価した家屋が約 2 万 4 千件登録されており、他のシステムを導入した場合、既評価家屋の評価に係るデータの閲覧ができなくなります。総務省から「家屋の評価に関する資料については、当該家屋が滅失するまで保存するよう努めること」とする通知が出ており、家屋所有者からの問い合わせや評価額の算出根拠を問う審査申出・訴訟等に備える上でも、既評価家屋の評価データの保持は必須であると言えます。現行システムから既評価家屋の評価額の算出根拠となる計算書や間取り図を紙または画像データとして出力することは可能ですが、それらのデータの吐き出し及び膨大な家屋評価データを管理するファイリングシステムの構築に、多額の費用および管理コストの発生が見込まれます。 また、現在、本市は税基幹システムの標準化を進めており、連携する税基幹システムの標準化仕様に合わせ、連携フォーマット等の変更が生じます。標準化対応を安全かつ確実に乗り切るためには、現行システムの事業者が責任をもって対応にあたるのが最も望ましいと言えます。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	可燃性一般廃棄物処理に係る運搬等業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）11 月 26 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）11 月 26 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社東亜環境コーポレーション 神奈川県海老名市杉久保南五丁目 16 番 12 号
契 約 金 額	(1) 5 トン積コンテナ搭載車による運搬 1 トン当たり 7,990 円 (2) 7 トン積コンテナ搭載車による運搬 1 トン当たり 4,780 円 （いずれも消費税額及び地方消費税額を含まず）
随意契約によること とした理由	「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（平成 26 年 10 月 8 日付 環境省通知）」により、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要であるとされています。 令和 7 年度（2025 年度）以降は「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、市内で排出される可燃ごみは逗子市既存焼却施設を中心に処理することとしています。 これに先立ち、令和 7 年（2025 年）1 月に名越クリーンセンターでの焼却を停止し、焼却施設の解体及び中継施設の整備を実施する予定ですが、この期間中は鎌倉市内で発生したごみの大部分が今泉クリーンセンター 1 か所に集中するため、常にピットにごみが残らないように運用していく必要があります。 このため、令和 6 年度（2024 年度）は本業務のほか、別途契約を予定している民間施設等への一般廃棄物の焼却資源化搬送を行うこととしており、今泉クリーンセンターから 1 日あたり平均 13 回もの搬出を行う予定です。 このような条件のもとで可燃ごみの積み込みを行い、各処理施設まで搬出するためには同センターの限られたスペースでの車両の待機を含め、限られた時間内で円滑に業務を実施

	しなければなりません。 また、搬送に使用する車両や搬送先などは予め決められているため、荒天や渋滞などの理由により車両の割り振りや搬送台数を変更する際には、市、運搬業者、ドライバー、搬送先それぞれとの調整が必要になるとともに、今泉クリーンセンター周辺の道路事情から、バスの運行時間を把握し、計画的に運搬を行う必要があります。 万一搬送車両が施設の開所時間までに到着出来なかった場合は「保管行為」に該当し廃棄物処理法に違反する恐れがあり、積み込みを行ったその日のうちに施設への搬入まで完了している必要があるため、調整は迅速に行わなければなりません。 このため、本業務（可燃性一般廃棄物処理に係る運搬等業務委託）を他業者が受託した場合、運搬業者間での調整も必要となり調整に更に時間を要することになります。 このことから、限られた時間内で調整を行うことができ、安定した搬送体制を構築するためには同一事業者による業務の実施が必須となります。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、本業務についても同者と随意契約を締結するものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	廃棄物の焼却処理等の試行に係る運搬等業務委託（単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 6 月 27 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 6 月 27 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 10 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社東亜環境コーポレーション
契 約 金 額	2,331,450 円（うち消費税額及び地方消費税額 211,195 円）
随意契約によること とした理由	本市は、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」（令和 2 年（2020 年） 8 月策定）に基づき、令和 7 年（2025 年） 4 月から、鎌倉市の燃やすごみの一部を地方自治法の事務委託により逗子市と共同処理することを予定しています。 燃やすごみの処理に当たっては、鎌倉市の家庭ごみの一部を今泉クリーンセンターに搬入し、コンテナを搭載した大型車両に積み込み、逗子市環境クリーンセンターへの搬入及び処理を行うこととしています。 本業務は、その円滑な実施のため、本市と逗子市の間で廃棄物の焼却処理等の試行に関する契約を締結し、令和 6 年（2024 年） 7 月 1 日から令和 6 年（2024 年） 10 月 31 日までの期間において試行するものです。 搬出予定の一般廃棄物は、近隣住民及び環境への影響を考慮し、臭気対策が十分にとられた密閉式のコンテナでなければ廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条に定める基準を満たすことができません。 また、今泉クリーンセンターのごみピットからの一般廃棄物の搬出については、クレーンバケットですくった一般廃棄物をコンベアで流し、運搬車両のコンテナに落とし込む作業であるため、天蓋部分が開閉できる特殊な形状である必要があります。 本業務は限られた期間内で集中的に業務を実施しなければ

	ならないため、円滑に業務を行うには本市及び逗子市内の交通事情及び今泉クリーンセンターの構造を熟知した事業者である必要があります。 今回契約予定者である株式会社東亜環境コーポレーションは、鎌倉市一般廃棄物（可燃ごみ）搬送業務委託を受注した実績があり、今泉クリーンセンターの構造を熟知しています。 このため、当該一般廃棄物の搬送にはこれらの条件に合致する機材及びノウハウを有する株式会社東亜環境コーポレーションと、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	可燃性一般廃棄物処理に係る焼却灰及び固化灰運搬業務委託契約（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706（直通）
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 1 月 20 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ジェイテックシステム 藤沢市鵠沼神明二丁目 11 番 12 号
契 約 金 額	1 トンあたり 11,000 円 （消費税額及び地方消費税額を含まず）
随意契約によること とした理由	本市のごみ処理施策については、令和 7 年度（2025 年度）以降「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、市内で排出される可燃ごみを逗子市既存焼却施設を中心に処理することとしていますが、令和 7 年 1 月中の名越クリーンセンター焼却停止に伴い、本市と茅ヶ崎市との間で締結した可燃性一般廃棄物処理に関する協定に基づき、試験搬送を含め令和 6 年 12 月から令和 7 年 3 月末までの間、鎌倉市内で発生した可燃性一般廃棄物の一部を茅ヶ崎市環境事業センター（神奈川県茅ヶ崎市萩園 836 番地）に搬入し、焼却処理を行うこととしています。 発生した焼却灰及び固化灰については、前年度に次年度の搬出予定量を委託先との調整を要すること及び搬入予定の市町村に対し廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項及び同法施行令第 4 条の規定に基づく事前協議依頼が必要なことから、三重中央開発株式会社との随意契約としています。 また、令和 6 年度の焼却灰及び固化灰については、試験搬送を含む令和 6 年度 12 月から令和 7 年 3 月末までに発生する見込み分の処理量が約 221 トンと少ないことから、運搬については茅ヶ崎市での安全な焼却灰の搬出及び運搬に実績があり、処理事業者が指定する株式会社ジェイテックシステムを委託先として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約により契約を締結しようとするものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ガバメントクラウド接続ネットワーク設計及び設定対応業務委託契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467-23-3000 内線 2578
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 2 月 20 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 2 月 20 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	都築電気株式会社第六ソリューション営業統括部第一 営業部 神奈川県横浜市西区高島 1-1-2 横浜三井ビルディング 23 階
契 約 金 額	6,944,300 円（うち消費税額及び地方消費税額 631,300 円）
随意契約によること とした理由	各自治体は様々な住民サービスを提供するため、各種情報システムを自らが導入や開発を行ってきました。 各自治体が導入や開発を行っていることにより、人的・財政的な負担が大きいことやクラウド利用が円滑に進まないこと等のことから、住民サービスを全国的に向上させることを目的に、「地方自治体情報システム標準化」と称し、地方自治体情報システム標準化基本方針が令和 4 年10月閣議決定されたところです。 地方自治体情報システム標準化の対応として、ガバメントクラウドを活用したシステムへの移行がかかげられております。なお、本市ではガバメントクラウドに地方自治体情報システム標準化対象20業務を移行する予定です。 ガバメントクラウド上に移行した地方自治体情報システム標準化対象20業務のシステムを利用するには本市にある庁内ネットワークからガバメントクラウドへアクセスすることになります。 庁内のネットワークからガバメントクラウドにアクセスする際に、庁内のネットワーク接続機器への設定変更等を行う必要があります。庁内のネットワークは行政施設ネットワーク運用保守事業者として都築電機株式会社と契約締結を行っております。そのため、都築電機株式会社しか本業務を履行できません。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を同社と締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	大型生ごみ処理機賃貸借契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 25 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	桜井株式会社 東京都台東区池之端一丁目 2 番 18 号
契 約 金 額	1,689,600 円
随意契約によること とした理由	本業務は、市立小学校 3 校から発生する給食残渣及び市役所本庁舎から発生する生ごみの資源化を図るため、市立小学校 3 校及び市役所本庁舎前に大型生ごみ処理機を賃借により設置し、大型生ごみ処理機の賃借と機器の点検、保守管理業務及び生ごみを乾燥処理したものを引き取る業務です。 当該機器は、平成 14 年（2002 年）4 月（深沢小学校設置機は平成 13 年（2001 年）11 月）に導入し、5 年間のリース契約を締結しておりましたが、機器の老朽化が進んだことから、現在は、使用の継続を 1 年ごとに協議し、1 年間のリース契約を締結しております。 令和 6 年度（2024 年度）についても、当該機器を継続使用する方針となったことから、当該機器の保守管理及び成果物である堆肥の適正な流通ルートの確保が可能である桜井株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	路面下空洞調査業務委託（緊急）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 道路課 電話：0467-23-3000 内線：2407
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年）3 月 10 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年）3 月 10 日～令和 7 年（2025 年）3 月 28 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ジオ・サーチ株式会社 横浜市神奈川区片倉 1-23-31
契 約 金 額	1,947,000 円(うち消費税額及び地方消費税額 177,000 円)
随意契約によること とした理由	本業務は、道路陥没を未然に防ぐため、路面下の空洞調査及び解析を行う業務です。 令和 7 年（2025 年）1 月 28 日に発生した埼玉県八潮市での道路陥没を受け、国土交通省から令和 7 年（2025 年）1 月 29 日付事務連絡「下水道管が原因と思われる道路の陥没事故について（注意喚起）」（以下「事務連絡」という。）が発出されました。事務連絡において、全国の下水道部局において緊急点検を行う見込みであるため、各道路管理者においても、連携の上対応する旨の記載があったことから、下水道河川課と調整し、本市における直径 1,350mm 以上の下水道管（汚水・雨水）が埋設されている

	市道について、緊急で路面下空洞調査を実施することとしました。 道路陥没を防ぐため、緊急で対応する必要があったことから、対応可能な業者を探した結果、本市を含む官公庁等で調査実績のあるジオ・サーチ株式会社が対応可能であることを確認しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	教師用指導書 第一中学校他 9 校分
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 教育総務課 電話：0467-23-3000 内線 2722
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 1 月 31 日 （納期限：令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社島森書店 鎌倉市小町一丁目 9 番 3 号
契 約 金 額	21,910,900 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市立中学校で教員の使用する教科書及び指導書のうち、鎌倉市立第一中学校を始めとする 9 校及び鎌倉市教育委員会分については、教科書の発行に関する臨時措置法第 10 条第 2 項に基づき、株式会社島森書店が教科書及び指導書等販売の特約販売店として神奈川県教科書販売株式会社より指定を受けています。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市特定保健指導積極的支援に係る運動支援プログラム業務委託（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月分）契約 （単価契約）
契約事務担当課等の名称及び連絡先	健康福祉部 保険年金課（市民健康課兼務） 電話：0467-23-3000 内線：2664
契 約 締 結 日	1 株式会社ティップネス 令和 6 年（2024 年）4 月 18 日 2 株式会社セサミ 令和 6 年（2024 年）4 月 18 日 3 株式会社林水泳教室 令和 6 年（2024 年）4 月 17 日 契約期間：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
契約の相手方の名称及び所在地	1 株式会社ティップネス （東京都千代田区四番町 5 番地 6 日テレ四番町ビル 1 号館 3 階） 2 株式会社セサミ（神奈川県横浜市栄区笠間 2-14-1） 3 株式会社林水泳教室（神奈川県茅ヶ崎市若松町 12 番 1 号）
契 約 金 額	執行予定額 2,021,250 円（うち本体価格 1,837,500 円、消費税額及び地方消費税額 183,750 円） @12,500 円×3 か月×49 人×1.1
随意契約によることとした理由	積極的支援プログラムのうち、運動支援のプログラムは、マシントレーニング、スタジオプログラム、プール等の複数の運動プログラムを提供し、定期的に個別支援を行うことで生活習慣の改善をはかることを目的に実施するものです。利用しやすく、かつ継続しやすいスポーツクラブを選択できるよう、市民の生活圏内にある複数の事業者へ委託します。 また、令和 5 年度の対象者が、3 か月間の指導期間中、継続して同じ事業者を利用できるよう、昨年度実施事業者が継続して行う必要があります。令和 5 年度実施事業者及び鎌倉市内のスポーツクラブに、仕様書に基づく条件での実施を提示したところ、契約予定の 3 事業者からは「受託可能」との回答を得ています。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、当該 3 者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市国民健康保険特定保健指導積極的支援（ICT 機器活用型）業務委託（単価契約）
契 約 事 務 担 当 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 保険年金課（市民健康課兼務） 電話：0467-23-3000 内線：2664
契 約 締 結 日	契約期間：令和 6 年（2024 年）5 月 7 日～令和 7 年（2025 年）12 月 31 日
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 Y 4 . com （東京都千代田区大手町 1－5－1 大手町ファーストスクエア イーストタワー 4 F）
契 約 金 額	執行予定額 1,075,140 円（うち消費税額及び地方消費税相当額 97,740 円） 【令和 6 年度対象者実施分】 @36,200 円/2×23 人×1.1=457,930 円 @36,200 円/2×31 人×1.1=617,210 円 ※令和 7 年度債務負担額
随意契約によること とした理由	この事業は、測定機器等で得られたデータを 3 か月間モニタリングし、スマートフォンを用いて可視化することで、利用者に生活習慣改善に向けた行動変容を促すことを目的に実施するものです。 保健指導の実施については、ウェアラブルデバイスを活用し、利用者のスマートフォンにインストールした専用アプリケーションに連動させ、自動記録を行います。ウェアラブルデバイスを 24 時間装着し、脈拍数、呼吸数、歩数、酸素飽和度等をモニタリングし、日内変動や生活習慣を可視化します。 併せて体重や食事の記録等を基に管理栄養士等がオンライン面接やメール及び電話等で原則 3 か月（最長 6 か月）の伴走型支援を実施し、アウトカム評価を行います。 当該契約予定業者は、令和 2 年度から鎌倉市と当該事業の契約を締結し、適切に業務遂行しています。実際には、ウェアラブルデバイスの活用と伴走型支援を行うことで、中断者がおらず、利用者が最後まで事業を完結しているという実績があります。 また、ウェアラブルデバイスとアプリケーションを連動した形で保健指導を実施できる業者は、当該契約予定業者以外にありません。今回の委託契約においても同様に適切な業務遂行が可能であると判断したため委託契約先として選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、当該事業者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市糖尿病重症化予防事業（ICT 機器活用型）業務委託（単価契約）契約
契約事務担当課等の名称及び連絡先	健康福祉部 保険年金課（市民健康課兼務） 電話：0467-23-3000 内線：2664
契 約 締 結 日	契約期間：令和 6 年（2024 年）6 月 4 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
契約の相手方の名称及び所在地	株式会社 Y 4 . com （東京都千代田区大手町 1－5－1 大手町ファーストスクエア イーストタワー 4 F）
契 約 金 額	執行予定額 949,410 円（うち消費税額 86,310 円） @95,900 円×9 人×1.1=949,410 円
随意契約によることとした理由	契約予定業者は、鎌倉市において「特定保健指導積極的支援（ICT 機器活用型）業務」（以下「ICT 機器活用型」という。）を令和 2 年度から継続して受託しています。この事業は、鎌倉市国民健康保険特定健康診査の結果、積極的支援に階層化された利用者が、睡眠時間、心拍数、ストレス、歩数等を自動計測できる「ウェアラブルデバイス」を腕に 24 時間装着し、生活習慣の見直しを行い、指導者からの伴走支援を受けながら生活改善を行うもので、これまでに、中断者を出さず最後まで指導を完結しているという実績があります。 当該契約案件は、生活習慣病の中でも、特に糖尿病の発症及び重症化を予防することを目的にウェアラブルデバイスや持続グルコースモニタリングシステム（以下「リブレ」という。）、体組成計等の測定機器を使用して生活習慣を可視化し、利用者が自ら健康状態を管理し生活習慣改善に取り組めるように、ICT 機器活用型と同様に、管理栄養士等（以下「指導者」という。）により、継続的な伴走型保健指導を提供する事業を委託するものです。ウェアラブルデバイスを活用した保健指導を実施する事業者は他にもありますが、取得データを利用者のスマートフォン等と連動し、自動記載が可能で、かつリブレのデータを活用した事業の実績がある事業者は、本契約予定の事業者のみであるため、当該事業者を選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、当該事業者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 ～ 7 年度旧諸戸邸装飾等修繕計画及び耐震改修工事実施設計業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-23-3000 内線 2567
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年）3 月 7 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年）3 月 7 日 ～ 令和 8 年（2026 年）2 月 13 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ユー・エス・シー 横浜市保土ヶ谷区霞台 47-14
契 約 金 額	26,785,000 円
随意契約によること とした理由	本業務では、老朽化した歴史的建造物を現行の建築基準へ適合させることが求められます。 これに加えて、建物内部や外観の意匠を保存し、文化財としての価値を損なわないようにするため、高度な技術や手法の選択が求められます。 そのため、歴史的建造物の保存や修復に精通し、優れた技術力、課題解決力、専門的知識、取組む意欲・責任感、実績等を有する事業者を相手方として契約を締結する必要があります。 これらの資質を有する事業者を競争入札によって選定することは難しいため、単に金額の多寡で判断するのではなく、事業者から企画提案を受け、総合的に審査することができる公募型プロポーザルにより実施することとしました。 公募の結果、1 者から応募があり、株式会社ユー・エス・シーを優先交渉権者として決定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ライフイズテックレッスン使用契約書
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 教育指導課 電話：0467－23－3000 内線 2498
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 5 月 13 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 5 月 13 日から令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ライフイズテック株式会社 東京都港区南麻布二丁目 12 番 3 号 南麻布ビル 1F
契 約 金 額	2,629,000 円
随意契約によること とした理由	中学校の新学習指導要領が求める内容である「双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題の設定と解決」に対応し、中学生向けのプログラミング学習教材を提供している事業者は、ライフイズテックレッスンを提供しているライフイズテック株式会社のみであることから、同社を契約相手方として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市立小学校能狂言体験・鑑賞教室実施業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 教育指導課 電話：0467-23-3000 内線：2721
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 7 月 8 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年） 7 月 8 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人鎌倉能舞台 鎌倉市長谷 3－5－1 3
契 約 金 額	2,378,200 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市立小学校能狂言鑑賞・体験教室事業は、実際に能舞台で演じられる本物の能狂言を鑑賞し、立ち振る舞い等を体験することで、子ども達が伝統芸能に興味を示し、魅力を味わうだけでなく、礼儀作法も学ぶことができ、地域の文化に触れることも目的としており、教育的効果の高いものです。 また、演じられる演目は小学校 6 年生の教科書に掲載されているものであり、授業で学習する演目を地域の能舞台で鑑賞できることは非常に貴重な機会となります。 鎌倉能舞台は日本の伝統芸能であり無形文化遺産と認定された“武家の式楽”能狂言を鑑賞・体験できる鎌倉市内唯一の施設であり、鎌倉市内の児童や教職員が武家の古都である鎌倉の能舞台で能狂言を鑑賞・体験することは本市の将来都市像である「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に寄与すると同時に無形の財産となり得ると考えます。 また、子ども達が一流の狂言師が本物の舞台や装束・楽器などの設備を使用し演じた能狂言を鑑賞し、直接、狂言師から立ち振る舞い等を教わるができる事業を実施できるのは、市内では鎌倉能舞台を所有する公益財団法人鎌倉能舞台しかないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、当財団との随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市教育委員会校務支援システム改修業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 教育指導課 電話：0467－23－3000 内線 2498
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）11 月 14 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）11 月 14 日から令和 7 年（2025 年） 1 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社両備システムズ 岡山市南区豊成二丁目 7 番 16 号
契 約 金 額	1,320,000 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市教育委員会校務支援システムは、校務全般を広範囲に支援する統合型校務支援システムです。このシステムでは、成績や出欠記録、授業時数や保健情報の管理、学籍管理など、様々な情報を児童生徒の個人情報と連携させて管理しています。本業務は、システムの情報出力に関する構成変更を行うものであり、システムの構築・運用業者以外の者に本業務を履行させた場合、既存システムの運用に著しい支障が生じるおそれがあると同時に、契約不適合責任の範囲が不明確となるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当により随意契約したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	指導者用デジタル教科書（使用契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 教育指導課 電話：0467－23－3000 内線 2498
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 2 月 28 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 2 月 28 日から令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社島森書店 鎌倉市小町一丁目 9 番 3 号
契 約 金 額	6,751,800 円
随意契約によること とした理由	教科書の発行に関する臨時措置法第 10 条第 2 項では、教科書の発行者（出版社）は教科書を各学校に供給するまで発行の責任を負うこととなっています。指導者用デジタル教科書は指導書に付随する教材類の扱いですが、令和 7 年度使用分から発行者と教科書供給契約を締結している神奈川県教科書販売株式会社が「指導書とそれに付随する教材類」の特約販売店として株式会社島森書店を指定しました。 このため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものとして、特約販売店として指定された株式会社島森書店と随意契約したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市立小・中学校 校内 LAN 設置業務委託【増学級分】
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 教育指導課 電話：0467－23－3000 内線 2498
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 2 月 27 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 2 月 27 日から令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	Dynabook 株式会社神奈川支店 横浜市磯子区中原 1－2－23
契 約 金 額	1,101,320 円
随意契約によること とした理由	各クラスに整備している校内 LAN 環境について、令和 7 年度からクラス数が増えることに伴い、新たに校内 LAN 環境を整備すべき教室が生じました。本来であれば入札を実施するところですが、入札に付した場合、整備まで最短でも 2 か月を要する見込みであり、長期にわたって特定のクラスだけが校内 LAN 環境を使用できない状況になります。 市立小・中学校では学習環境の I C T 化を推進しており、校内 LAN 環境を介してタブレット端末や大型提示装置を日常的に授業の中で使用していることから、授業への影響を最小限とし、全クラスの児童が公平に授業を受けられるようにするため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に定める緊急に調達すべき案件として、随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市立由比ガ浜中学校システム構築業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 教育指導課 電話：0467－23－3000 内線 2498
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 2 月 26 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 2 月 26 日から令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社両備システムズ 岡山市南区豊成二丁目 7 番 16 号
契 約 金 額	3,390,200 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市教育ネットワークは、サーバ群及び主要なネットワーク機器（以下、「ネットワーク機器等」という。）を（株）両備システムズが保守管理するデータセンターで運用しています。また、鎌倉市立小・中学校で扱われる個人情報を含む学籍等の主要データについては、（株）両備システムズが提供する校務支援システムで扱われており、学校間のメールや共用ファイルの利用もセンターサーバーを介して可能となっています。 本件は、由比ガ浜中学校内で、鎌倉市教育ネットワーク及び校務支援システムを利用するための環境を新たに構成する作業であり、既存環境の構築・運用業者以外の者に本業務を履行させた場合、ネットワーク及びシステムの運用に著しい支障が生じるおそれがあると同時に、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものとして随意契約したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	廃棄物の焼却処理等の試行に関する契約（単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 2 月 28 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 3 月 3 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	逗子市
契 約 金 額	執行予定金額：13,542,000 円 単価：45.14 円/kg 予定数量：300 t
随意契約によること とした理由	本市は、「第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」（令和 3 年（2021 年）6 月改訂）及び「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」（令和 2 年（2020 年）8 月策定）に基づき、令和 7 年（2025 年）4 月から、市内で排出される燃やすごみの一部を地方自治法の事務委託により逗子市既存焼却施設において、逗子市と共同処理することとしています。 当該施設への搬入に当たっては、市内で収集した燃やすごみをパッカー車で直接搬入する方法と、今泉クリーンセンター（中継施設）においてコンテナを搭載した大型車両に積み込みを行い、その車両で搬入する方法を採ることとしています。 本業務は、2 市 1 町での共同処理の実施に向け、搬入車両のルートや所要時間、逗子市の施設内における運用等、処理を実施する上での課題や問題の検証を行い、必要に応じて本格的な開始に向けて対応を進めて行くことを目的に、本市と逗子市の間で廃棄物の焼却処理等の試行に関する契約を締結し、令和 7 年（2025 年）3 月 3 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までの期間において試行を行うものです。 このため、令和 7 年（2025 年）年 4 月以降の受け入れ先である逗子市と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市行政センター照明器具ＬＥＤ化修繕業務
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 腰越支所 電話：0467-33-0710（直通）
契 約 締 結 日	令和６年（２０２４年）１１月２６日 （契約期間：令和６年（２０２４年）１１月２６日 ～ 令和７年（２０２５年）３月３１日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社柴田電気 鎌倉市大船二丁目１９番１６号
契 約 金 額	18,376,600 円
随意契約によること とした理由	カーボン・マネジメント強化事業として、取替修繕方式により、腰越行政センター、深沢行政センター、大船行政センター及び玉縄行政センターの照明器具をＬＥＤ化するため、令和６年１０月２５日入札を実施し、２回の入札に付しましたが、いずれも予定価格以下で最低制限価格以上の入札がなかったため、入札不調となりました。 再入札を実施する場合、残りの契約期間を勘案し、年度内での実施が難しくなるため入札参加業者と調整したところ、契約の相手方から当初の競争入札の際に定めた条件で予定価格の範囲内での見積りの提示があったため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の要件による随意契約により契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	照明器具ＬＥＤ化修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 環境センター（笛田リサイクルセンター） 電話：0467-32-9090
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 8 月 21 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 8 月 21 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社石原電気商会 鎌倉市小町二丁目 12 番 29 号
契 約 金 額	9, 5 7 0, 0 0 0 円
随意契約によること とした理由	本業務はカーボンマネジメント強化事業として、取替修繕方式により、笛田リサイクルセンターの照明器具をＬＥＤ化するものです。 令和 6 年（2024 年） 7 月 9 日に実施した一般競争入札において、2 回の入札を行いました。が、予定価格以下で最低制限価格以上の入札者が居なかったため不調となりました。 照明器具をＬＥＤ器具に交換する修繕内容から、条件変更や設計変更等を行う余地が少ないこと及び再度公告入札を実施した場合、修繕部品の調達納期の関係から契約期間内での完成が難しくなる可能性があること等が考えられます。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市立第一小学校及び腰越小学校石綿含有建材除去業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 学校施設課 電話：0467-23-3000 内線 2456
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）12 月 6 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）12 月 6 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ミヤマ建設株式会社 代表取締役 端山 正明 藤沢市大庭 5221 番地の 13
契 約 金 額	30,580,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、鎌倉市立第一小学校及び腰越小学校の天井に使用している石綿含有吹付材の除去を行うものです。 本件で該当となる教室はいずれも天井の吹付材が露出しており、損傷や劣化等により飛散して健康被害が生じるおそれがあり、また、同教室への児童の立入は禁止にしているものの、学校は多くの児童や保護者等が利用する施設であることから緊急な対策が必要となり、さらに、児童の出入りの少ない休暇期間（年末年始）に工事を予定（第一小学校）していますが、石綿を含有する建築物等の解体等工事をするにあたっては、届出等の手続きが必要であることから、競争入札に付する暇がないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づく随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市事業系一般廃棄物資源化处理にかかる運搬業務委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 23 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社東亜環境コーポレーション 神奈川県海老名市杉久保南五丁目 16 番 12 号
契 約 金 額	10,820 円／t
随意契約によること とした理由	本業務は、鎌倉市内で排出された一般廃棄物である事業系可燃ごみ等（以下「可燃ごみ」という。）について、別途契約する資源化処理事業者の施設まで運搬を行うものです。 本業務については、別途、公募型プロポーザルを実施し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき可燃ごみ資源化处理業務委託の随意契約を締結したオリックス資源循環株式会社（埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313 番地）から、株式会社東亜環境コーポレーション（神奈川県海老名市杉久保南五丁目 16 番 12 号）により実施するよう指定の意向を受けています。 オリックス資源循環株式会社は、可燃ごみを単なるごみとしてではなく、「エネルギーの原料」として受け入れ、注意深く取り扱うため、搬入管理が施設の運営上、最も重要であるとしています。 また、資源化施設は、彩の国資源循環工場（公共関与による全国初めての総合的「資源循環型モデル施設」）に所在していることもあり、車両への運搬会社名の明記、使用道路における廃棄物の飛散・流出・臭気対策、速度遵守、禁煙、計量・荷下ろし時の安全遵守及びこれらに必要な事前の安全教育受講が求められる等、搬入車両についても詳細な管理が不可欠であるとのことから、資源化处理業務に当たり、株式会社東亜環境コーポレーションによる運搬が必要であるとのことです。

	本市としても、円滑な資源化処理業務の実施のために搬入する車両の管理が必要であり、オリックス資源循環株式会社が指定する同者以外との契約では、資源化業務に支障を来すことが想定されます。また、同者は、これまで本市内における運搬についても実績があり、円滑に業務を行う事ができます。 以上のことから、可燃ごみの円滑な資源化を推進するための体制の構築は必須であると考え、オリックス資源循環株式会社が指定する同者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	廃棄物の焼却処理等の試行に係る運搬等業務委託（単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 6 月 27 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 6 月 27 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 10 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社東亜環境コーポレーション
契 約 金 額	2,331,450 円（うち消費税額及び地方消費税額 211,195 円）
随意契約によること とした理由	本市は、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」（令和 2 年（2020 年） 8 月策定）に基づき、令和 7 年（2025 年） 4 月から、鎌倉市の燃やすごみの一部を地方自治法の事務委託により逗子市と共同処理することを予定しています。 燃やすごみの処理に当たっては、鎌倉市の家庭ごみの一部を今泉クリーンセンターに搬入し、コンテナを搭載した大型車両に積み込み、逗子市環境クリーンセンターへの搬入及び処理を行うこととしています。 本業務は、その円滑な実施のため、本市と逗子市の間で廃棄物の焼却処理等の試行に関する契約を締結し、令和 6 年（2024 年） 7 月 1 日から令和 6 年（2024 年） 10 月 31 日までの期間において試行するものです。 搬出予定の一般廃棄物は、近隣住民及び環境への影響を考慮し、臭気対策が十分にとられた密閉式のコンテナでなければ廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条に定める基準を満たすことができません。 また、今泉クリーンセンターのごみピットからの一般廃棄物の搬出については、クレーンバケットですくった一般廃棄物をコンベアで流し、運搬車両のコンテナに落とし込む作業であるため、天蓋部分が開閉できる特殊な形状である必要があります。 本業務は限られた期間内で集中的に業務を実施しなければ

	ならないため、円滑に業務を行うには本市及び逗子市内の交通事情及び今泉クリーンセンターの構造を熟知した事業者である必要があります。 今回契約予定者である株式会社東亜環境コーポレーションは、鎌倉市一般廃棄物（可燃ごみ）搬送業務委託を受注した実績があり、今泉クリーンセンターの構造を熟知しています。 このため、当該一般廃棄物の搬送にはこれらの条件に合致する機材及びノウハウを有する株式会社東亜環境コーポレーションと、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	大型生ごみ処理機賃貸借契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 25 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	桜井株式会社 東京都台東区池之端一丁目 2 番 18 号
契 約 金 額	1,689,600 円
随意契約によること とした理由	本業務は、市立小学校 3 校から発生する給食残渣及び市役所本庁舎から発生する生ごみの資源化を図るため、市立小学校 3 校及び市役所本庁舎前に大型生ごみ処理機を賃借により設置し、大型生ごみ処理機の賃借と機器の点検、保守管理業務及び生ごみを乾燥処理したものを引き取る業務です。 当該機器は、平成 14 年（2002 年） 4 月（深沢小学校設置機は平成 13 年（2001 年） 11 月）に導入し、5 年間のリース契約を締結しておりましたが、機器の老朽化が進んだことから、現在は、使用の継続を 1 年ごとに協議し、1 年間のリース契約を締結しております。 令和 6 年度（2024 年度）についても、当該機器を継続使用する方針となったことから、当該機器の保守管理及び成果物である堆肥の適正な流通ルートの確保が可能である桜井株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	産業廃棄物（廃プラスチック類）処理業務委託（本庁舎等） （単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 23 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 23 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社テクノ・トランス
契 約 金 額	単価 108 円/kg（消費税額及び地方消費税額を除く） 予定数量：8,050kg（年間）
随意契約によること とした理由	産業廃棄物の処理を行うには、都道府県知事の許可（産業廃棄物処分業許可）が必要となります。 本市では、公共施設から回収される廃プラスチック類については、60 施設を定期的に隔週ごと月 2 回の回収を行っており、令和 6 年度（2024 年度）は市長部局所管の 29 施設を第 1 及び第 3 回目の木曜日に収集を行い、教育文化財部所管の 31 施設を第 2 及び第 4 回目の木曜日に収集し、年間約 18 t を処理する必要があります。市内には産業廃棄物の廃プラスチック処理の許可を有している事業者は㈱テクノ・トランスと㈱大川商店の 2 者ありますが、㈱大川商店は主に金属類の処理業者であり、本市が排出する約 18 t の廃プラスチックを処理する設備的能力はありません。一方で、㈱テクノ・トランスは、主にペットボトル・容器包装プラスチックを中間処理する施設であり、本市の廃プラスチックを処理する能力を十分に有しており、安定的な処理が可能です。 なお、藤沢市や横浜市など隣接する自治体に同様の中間処理施設がありますが、本業務は市施設からの収集であることから開始時間が 8 時 30 分からとなり、鎌倉市内全域に点在する施設で収集を行い、市外の処理施設の受け入れ時間内に搬送することは不可能です。 時間内に市外処理をするには収集台数を従来の 1 台から 2 台に増車する必要がありますが、この場合 2 倍の収集運搬費用が発生するため現実的ではありません。 以上のことから、令和 6 年度（2024 年度）における本事業

	の実施を行えるのは㈱テクノ・トランスのみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき同者と随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	可燃性一般廃棄物処理に係る運搬等業務委託（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）11月26日 （契約期間：令和6年（2024年）12月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社東亜環境コーポレーション
契 約 金 額	執行予定金額：6,806,470 円 単価： <u>7 トン車</u> （5 トン積みコンテナ搭載）での運搬 1 トン当たり 7,990 円 <u>10 トン車</u> （7 トン積みコンテナ搭載）での運搬 1 トン当たり 4,780 円 予定数量：905 t
随意契約によること とした理由	今泉クリーンセンターでは本業務のほか、別途契約を予定している民間施設等への一般廃棄物の焼却資源化搬送を行うこととしており、今泉クリーンセンターから1日あたり平均13回もの搬出を行う予定です。運搬に使用する車両や搬送先などは予め決められているため、荒天や渋滞などの理由により車両の割り振りや搬送台数を変更する際には、市、運搬業者、ドライバー、搬送先それぞれとの調整が必要になるとともに、今泉クリーンセンター周辺の道路事情から、バスの運行時間を把握し、計画的に運搬を行う必要があります。 万一搬送車両が施設の開所時間内に到着出来なかった場合は「保管行為」に該当し廃棄物処理法に違反する恐れがあり、積み込みを行ったその日のうちに施設への搬入まで完了している必要があるため、調整は迅速に行わなければなりません。限られた時間内で調整を行うことができ、安定した搬送体制を構築するためには同一事業者による業務の実施が必須となります。さらに、円滑に業務を行うには本市及び茅ヶ崎市内の交通事情及び両センターの構造を熟知した事業者である必要があります。 また、今泉クリーンセンターから搬出予定の一般廃棄物は、近隣住民及び環境への影響を考慮し、臭気対策が十分にとられた密閉式のコンテナでなければ廃棄物の処理及び清掃に關

	する法律施行令第3条に定める基準を満たすことができません。今泉クリーンセンターのごみピットからの一般廃棄物の搬出については、クレーンバケットですくった一般廃棄物をコンベアで流し、運搬車両のコンテナに落とし込む作業であるため、天蓋部分が開閉できる特殊な形状である必要があります。 今回契約予定者である株式会社東亜環境コーポレーションは、鎌倉市及び茅ヶ崎市の一般廃棄物の運搬を受注した実績を有し、今泉クリーンセンター及び茅ヶ崎市環境センターの構造を熟知しているとともに、鎌倉市の実情に応じた特別仕様の密閉コンテナを所有しています。 このため、当該一般廃棄物の搬送にはこれらの条件に合致する株式会社東亜環境コーポレーションを選定しました。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	可燃性一般廃棄物処理に関する協定
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）10 月 19 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）12 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	茅ヶ崎市
契 約 金 額	執行予定金額：42,000,000 円 単価：28 円/kg 予定数量：1,500 t
随意契約によること とした理由	第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画では、将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、令和 7 年（2025 年）1 月中に名越クリーンセンターでの一般廃棄物の受入及び焼却を停止した後は、令和 2 年（2020 年）8 月に逗子市、葉山町とともに策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、逗子市既存焼却施設を中心に本市の家庭系燃やすごみの処理を行います。名越クリーンセンターの稼働停止後は、同施設を解体し、跡地に新たな中継施設を建設する計画です。 名越クリーンセンター跡地の中継施設の整備期間中は、市内全域の事業系及び家庭系燃やすごみを今泉クリーンセンターに搬入し、コンテナ車に積み込んで搬出することとなりますが、同施設の中継能力等を考慮し、搬入量の削減及び効率的な搬出を行う必要があります。 このため、名越クリーンセンター受入停止後から中継施設整備期間の中で、運用が変わり体制が安定するまでの特に緊急度の高い令和 7 年（2025 年）1 月から令和 7 年（2025 年）3 月の期間及びそれに先立つ 12 月 2 日から 12 月 6 日の試験搬送について、市内から発生する燃やすごみの一部の処理を茅ヶ崎市に委託するため、協定を締結しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	特別展「集結！北斎のエナジー」借用資料運搬等業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 生涯学習課 鎌倉国宝館 電話：0467-22-0753（外線）
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 2 月 27 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 2 月 27 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	日本通運株式会社横浜支店 神奈川県横浜市西区高島 2 丁目 19 番 3 号
契 約 金 額	888,700 円
随意契約によること とした理由	特別展「集結！北斎のエナジー」借用資料運搬等業務は、長野県宝に指定されている貴重な資料をはじめ、浮世絵の版画などの脆弱性が高く取扱いの困難な美術品について、適切かつ安全に梱包・輸送することを目的に実施するものです。 本業務の実施に当たっては、国指定文化財の取扱い実績が豊富にあり、美術品の梱包・輸送に習熟した技術と専門知識を持つ作業員を雇用している運送会社であることが条件となります。 上記要件を満たす業者が県内では限られていることに加え、借用資料の所有者より運搬業者の指定もあり、一般競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 6 年度鎌倉市公共下水道山崎浄化センター再構築基本設計（耐震実施計画）に係る技術的援助に関する協定
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 3 月 28 日 （契約期間：令和 7 年（2025 年） 3 月 28 日 ～ 令和 8 年（2026 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	日本下水道事業団 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
契 約 金 額	70,000,000 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市公共下水道山崎浄化センター再構築基本設計（耐震実施計画）は、単年ごとに対象施設を分けて現在の耐震基準への適合確認を行うために耐震診断を実施するもので、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）と協定を締結し、施行委託するものです。 事業団は、日本下水道事業団法（以下「法」という。）に基づき国土交通省の認可を受けて設立された公益法人であり、その設立にかかる出資者は、本市を含む地方公共団体です。事業団の主たる業務は、地方公共団体からの委託により行う下水道の根幹的施設の建設及びこれに係る設計並びに維持管理等であり、このことは、法第 1 条及び第 26 条その他の規定により定められています。 本業務は、一般的な設計委託等の請負とは異なり、専門的知識と経験が求められます。また、本業務において耐震診断に係る発注から、契約の締結・検収及び会計検査までを一括して委託できるのは唯一事業団だけです。さらに、本業務は事務委任契約であり、受託者は本市を代理して自らの名においてこれらを実施します。このため、受託者には、下水道法第 22 条及び同法施行令第 15 条に定める資格（公共の処理施設、ポンプ施設及び排水施設等の実務経験等）を有することが求められますが、法第 27 条第 1 項において事業団のみが適用を除外されています。

	以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、事業団と随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市税基幹システム標準化・共通化に係る比較分析業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 納税課 電話：0467-23-3000 内線：2305
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年） 1 月 23 日 (契約期間：契約締結日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 アイネス 営業本部 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 38 番 11 号
契 約 金 額	4, 1 3 6, 0 0 0 円
随意契約によること とした理由	本業務委託においては、現行システムのベンダーである株式会社アイネスでなければ、鎌倉市税基幹システムと標準準拠システムとの機能の差異を分析することが困難であることから、株式会社アイネスと契約を行います。 契約金額については、一般的な SE の平均単価と同等以下の額で算定されているため、妥当と判断します。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	道路維持管理業務委託(緊急 11)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道路課 電話：0467-23-3000 内線：2407
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年)10 月 29 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 7 月 11 日 ～ 令和 6 年(2024 年) 10 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	有限会社鬼塚建設 鎌倉市城廻 360 番地
契 約 金 額	7,700,000 円
随意契約によること とした理由	令和 6 年(2024 年) 7 月 11 日 9 時 00 分ごろ、手広二丁目 32 番 先の市道 202-042 号線において、道路にクラックが生じている状況を道路課職員が確認しました。 当該道路は、西側に隣接する宅地より 1 m 程高く、宅地との高低差は矢板によって支えられています。当該クラックは矢板が宅地側に変位した結果生じたものと考えられるため放置すると宅地側に崩壊するおそれがあり、道路の安全な通行を確保するために早急に安全対策を行う必要があったことから、災害等の際の緊急対応について助言を受けている「鎌倉市建設業協会」と相談を行いました。 その結果、迅速な対応の可否等を考慮し有限会社鬼塚建設が最適であるとの助言を受けたため、同社に対応可能かどうか打診したところ、対応可能との回答を得たことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号による随意契約を同社と締結しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	道路維持管理業務委託(緊急 17)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道路課 電話：0467-23-3000 内線：2407
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年)12 月 16 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 9 月 14 日 ～ 令和 6 年(2024 年) 12 月 27 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	山内建設株式会社 鎌倉市上町屋 794-1
契 約 金 額	4,598,000 円
随意契約によること とした理由	令和 6 年(2024 年) 9 月 14 日 10 時 00 分ごろ、市民から津 933 番地 1 先、市道 202-011 号線において、道路脇の法面から落石防護柵を破り道路上に落石があるとの通報があり、その後、道路課及び道水路管理課の両職員が現場を確認し、隣地法面から剥落した岩石が落石防護柵を破り道路上にあることを確認しました。道路の安全な通行を確保するために、早急に安全対策を行う必要があったことから、災害等の際の緊急対応について助言を受けている「鎌倉市建設業協会」と相談を行いました。 その結果、迅速な対応の可否等を考慮し山内建設株式会社が最適であるとの助言を受けたため、同社に対応可能かどうか打診したところ、対応可能との回答を得たことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号による随意契約を同社と締結しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ワンループコントローラ他 1 件
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467－46－8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）11 月 16 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）11 月 16 日から 令和 7 年（2025 年）1 月 31 日まで）
契 約 の 相 手 方 の 名称及び所在地	太陽計測株式会社 環境営業本部 横浜支店 横浜市戸塚区品濃町 549-2 三宅ビル 401-1
契 約 金 額	2, 2 9 9, 0 0 0 円
随意契約による こととした理由	西部・中部ポンプ場の電動機等の自動制御をするために計 4 台設置しているワンループコントローラ及び手動操作器は、ポンプ場の電動機等の運転制御を行う重要な機器であり、製造メーカーである横河電機(株)の代理店である太陽計測(株)以外では購入できません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、太陽計測(株)と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市建築確認データベース等作成及び建築総合情報システム構築業務委託契約
契約事務担当課等の名称及び連絡先	都市景観部 建築指導課 電話：0467-23-3000 内線 2528
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年)9 月 26 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年)9 月 26 日 ～令和 8 年(2026 年) 2 月 27 日)
契約の相手方の名称及び所在地	国際航業株式会社 神奈川支店 支店長 山内 清文 神奈川県横浜市中区本町 2 丁目 14 番大同生命横浜ビル
契 約 金 額	280,500,000 円
随意契約によること とした理由	建築行政を取り巻く状況として、国は、人口減少・担い手減少の時代においても、カーボンニュートラル等の国民・社会からの期待に応えられる建築行政・建築産業であり続けるために、デジタル化への積極的な対応が必要として、令和 7 年度を中心に建築確認申請等のオンライン申請システムや完了検査等のリモート化、登録簿、書面掲示等のインターネット閲覧、建築 B I M を活用した建築確認等を順次開始するとしています。また、本市を除いた県内 12 特定行政庁においては、G I S を活用した台帳システムの構築や指定確認検査機関からの報告の電子化、消防同意及び通知の電子化等に関する取組を進めています。 このような状況において、建築指導課では、「鎌倉市建築行政マネジメント計画」に建築確認・検査、定期報告内容に関するデータベース化、指定確認検査機関とのネットワークの構築について、令和 7 年度までに実施すると掲げ、市民サービスの向上と業務改善のため、申請件数の多い手続から優先的にデジタル化に向けた検討を進めているところです。 本業務委託は、検討事項の 1 つである、G I S を活用した建築確認申請台帳等のデータベース作成、証明書等の窓口自動交付システム構築及び建築物に関する各種許可・認定を含む業務で利用する紙台帳の電子化を行うものであり、業務の効率化、情報の共有化を実現するとともに、市民サービスの向上を図ることを目的としています。 こうしたことから、本業務を遂行するには、データベース

	作成やシステム構築に関する高度な知識・技術・経験はもちろんのこと、国等の取組や本市の建築行政におけるD Xの展望を踏まえた課題解決能力、応用力及び提案力が要求されるため、一般競争入札では必要な能力が検証できず、十分な効果が期待できません。 以上のことから、公募型プロポーザル方式により受注者を選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（普通地方公共団体が必要とする修理等の契約で、競争入札に適さない）に基づき随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	C S 機器等賃貸借契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0467-23-3000 内線 2314
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 （賃貸借期間：令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 2 月 28 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	F L C S 株式会社神奈川支店 横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	5, 4 7 4, 0 4 0 円
随意契約によること とした理由	住民基本台帳ネットワーク業務及び個人番号カードの交付事務は継続的に実施が必要であること、また、令和 7 年（2025 年） 3 月に C S 機器の仕様変更を予定していることから、令和 7 年（2025 年） 2 月末日まで、現機器を継続的に使用する必要があります。現機器は F L C S 株式会社神奈川支店がその所有権を有することから、当該業務を履行できるのは同者のみとなります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により L C S 株式会社神奈川支店と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	住民記録システム更新に係る機器賃貸借
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0467-23-3000 内線 2314
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）12 月 12 日 （賃貸借期間：令和 7 年（2025 年）1 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	F L C S株式会社神奈川支店 横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	3, 5 6 4, 0 0 0 円
随意契約によること とした理由	住民記録システムの運用のため、現機器を継続的に使用する必要があります。現機器はF L C S株式会社神奈川支店がその所有権を有することから、当該業務を履行できるのは同者のみとなります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により L C S株式会社神奈川支店と随意契約を締結したものです。